

離婚の比較社会学的研究

坪内良博

凡 例

1. 引用文献は巻末に一括して示した。本文中においては、例えば ACKERMAN (1963) のように 著者名(発表年次) の形式で示されている。
2. 図 および表は別冊としてまとめた。配列は本文において述べられている順によった。図 および表の一覧表は目次の次に示されている。
3. 原地語には原則として下線を付した。綴字の方法は引用した文献の著者の書き方に従ったので、ときには同一の語が異なる綴り方で示されていることがある。
4. 本文中に示された相関係数の右肩に付した * 印は、相関が 95% レベル以上で統計的に有意であることを意味している。

目 次

ページ

I	序 論	1
A	本論文の目的	1
B	社会構造——特に親族組織——と離婚発生との関係	8
	1 GLUCKMANの見解	8
	2 GLUCKMANの説に対する批判と修正	19
C	価値体系, 特に宗教の離婚に対する態度	29
	1 キリスト教	29
	2 イスラム教	35
	3 ヒンズー教・仏教	42
D	制度的手続としての離婚 ——離婚法の離婚発生に及ぼす作用——	46
E	社会構造, 価値体系, 制度的手続との間における関連性と相対的独立性	50
F	近代化および都市化の影響	54
II	欧米の離婚	60
A	欧米諸国における離婚率の規定要因	60
B	若干の国における離婚法と離婚率の変化	66
	1 英国における離婚法と離婚率の変化	69
	2 英国における離婚法の変遷	69

	b 英国における離婚率の変化	70
2	フランスにおける離婚法と離婚率の変化	83
	a フランスにおける離婚法の変遷	83
	b フランスにおける離婚率の変化	97
3	ソヴィエト連邦における離婚法と離婚率 の変化	104
	a ソヴィエト連邦における離婚法の変遷	104
	b ソヴィエト連邦における離婚率の変化	112
4	プロテスタント諸国の離婚法	117
5	離婚率に対する法律の作用	119
C	ヨーロッパ諸国の離婚率	124
D	フランスにおける離婚率の地域的分布	137
E	西ドイツにおける離婚率の地域的分布	148
F	米国における離婚率の地域的分布	157
G	ヨーロッパ諸国における離婚率の変化と その類型	170
H	東西ドイツにおける離婚率の変化	187
I	ヨーロッパ以外の西欧文化圏における 離婚率の変化	195
J	結 論	199
III	東南アジア——特に島嶼部——の離婚	204
A	島嶼部諸民族の離婚	204

1	対象の規定と向題桌	204
2	スマトラ	207
	a Batak	209
	b Minangkabau	231
	c その他の民族	246
3	ジャワ	249
4	ボルネオ	271
5	マラヤ・シンガポール	287
	a マレー人	288
	b Negri Sembilanの住民	361
	c Jakun	382
B	マラヤにおけるイスラム教徒の地域別離婚率の分析	398
	1 州別離婚率	398
	2 他民族との接触と離婚率	403
	3 都鄙・産業構成と離婚率	413
	4 教育の普及と離婚率	417
	5 早婚と離婚率	421
	6 高離婚率地域の特色	425
C	マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚率の変化	431
	1 マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数との関係	431

2	マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数の年次的変化	434
3	シンガポールにおけるイスラム教徒の離婚傾向の変化	436
4	インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向の変化	441
5	マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚に対する態度の変化	443
D	マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向とアラビアを中心とするイスラム教国における離婚傾向との比較	454
E	総括と結論	462

IV	日本の離婚	472
A	日本の離婚をとり扱う場合の問題点	472
B	日本における離婚率の変化	477
1	全国における離婚率の年次的変化	477
2	市部郡部別離婚率の変化	487
3	都道府県別にみた離婚率の変化	493
C	わが国の離婚と「家」 —— 追出し離婚について ——	507
D	武士の「家」と離婚	512
1	問題点	512

2	武士における離婚手続き	515
3	武士の女子教育	523
4	武士の妻の経済的自立性の問題	525
5	武士の通婚関係	527
6	華族の離婚	529
7	下級武士の離婚	535
8	武士の離婚(まとめ)	542
E	農民における離婚	547
1	問題点	547
2	法的手続き	549
3	農民の離婚観	567
4	離婚した妻の経済的能力	571
5	家父長家族の成立の不十分さと夫の「家」へのくみ入れの不十分さ	573
6	農民における和女性の評価	583
7	家族内における緊張の問題	585
8	農民の離婚(まとめ)	591
F	地域による農民家族の類型の相違とその離婚率への反映	593
G	離婚率の地域的分布における特殊例	618
1	鹿児島における離婚	618
2	志摩における離婚	628
3	沖縄における離婚	651

H	婚姻をめぐる諸状況の変化と離婚率の 変動	677
I	中国人の離婚 ——日本の離婚との対比において——	699
J	結 論	717
V	総 括	724
	引用文献	738
	欧文文献	738
	邦文文献	747
	統計および年鑑	756
	図 表	762

図 表

ページ

表 1	英国貴族の婚姻と離婚(生年・男女別)	762
表 2	イングランド・ウェールズにおける離婚訴訟数の変化(1876~1954)	763
表 3	イングランド・ウェールズにおける離婚率の変化(1926~1964)	764
表 4	フランスにおける夫婦100,000組に対する離婚率の変動(1885~1951)	765
表 5	フランスにおける離婚率の変化(1900~1964)	766
表 6	フランスにおける離婚に対する別居の割合の変動(1901~1951)	767
表 7	ウスベック共和国における結婚と離婚(1939~1956)	768
表 8	ソビエト連邦およびウクライナ共和国における最近の離婚率(1955~1965)	769
表 9	ヨーロッパ諸国の離婚率(1935~1965)	770
表 10	ヨーロッパ諸国における1960~64年平均離婚率	775

()内の年次は、数値が入ってきた最も古い年次と最も新しい年次を示す。期間別の統計の場合には、最初の期間の最後の年次 および最後の期間の最後の年次が示されている。

表 11	フランスにおける地域別離婚率 (1963)	776
図 1	フランスにおける県別離婚率 (1963)	779
図 2	フランスにおける結婚している女性 10,000 に対する年平均離婚登記数の分布 (1936-39)	780
図 3	待降節期間中におけるカトリック教会の結婚に関する規定を遵守している人口の割合 (フランス・県別・1931~40)	781
図 4	都市人口の占める割合 (フランス・県別・1931)	782
図 5	カトリックの婚姻 1,000 に対する非カトリックの割合 (フランス・県別・1931~40)	783
表 12	西ドイツにおける州別離婚率 (1961~64 平均) および離婚率分析のための指標	784
表 13	米国における州別離婚率 (1958~61 平均)	785
図 6	米国における人口 1,000 に対する離婚率の地域的分布 (1958~61 平均)	786
図 7	米国における婚姻 100 に対する離婚の地域的分布 (1958~61 平均)	787
表 14	米国各州の離婚率分析のための指標	788
表 15	米国における州別離婚率とカトリックの割合・都市性との関係	789
表 16	米国における州別離婚率と宗教婚の割合・都市性との関係	790

表 17	米国における州別離婚率とカトリックの割合・ 宗教婚の割合との関係	791
表 18	米国における州別離婚率とカトリックの割合・ ニグロの割合との関係	792
図 8	ヨーロッパ各国における離婚率の変動 (1935 ~ 1965)	793
表 19	東西ドイツにおける離婚率の変動(1954-1964)	805
図 9	東西ドイツにおける離婚率の変動(1954-1964)	806
表 20	東西ベルリンにおける離婚率の変動 (1935 ~ 1964)	807
図 10	東西ベルリンにおける離婚率の変動 (1935 ~ 1964)	808
表 21	ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚 率の変動(1935 ~ 1965)	809
図 11	ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚 率の変動(1935 ~ 1965)	810
表 22	米国における離婚率の変動(1900 ~ 1961)	811
図 12	米国における離婚率の変動(1900 ~ 1961)	812
表 23	ジャワにおけるイスラム教徒の結婚と 離婚(1953)	813

表 24	サラワクにおける若手の民族の婚姻状態 (1947, 1960)	814
表 25	Kelantan の深村における男世の結婚経験回数	815
表 26	Kedah のマレー人農村 Padang Lalang における婚姻件数と婚姻解消件数	816
表 27	Kedah のマレー人農村 Padang Lalang における離婚経験者の割合	817
表 28	Kedah のマレー人農村 Padang Lalang における職業群別にみた離婚経験者の割合	818
表 29	Kedah 州農村 Padang Lalang における最近の結婚と離婚の届出	819
表 30	Kedah 州農村 Padang Lalang における婚姻解消件数と再婚件数	820
表 31	マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数	821
表 32	シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚	832
表 33	Jarum の離婚	833
表 34	1953~57年における州別マレー人離婚率	834
図 13	州別にみたマレー人の離婚率(1953~57平均)	835

表 35	マラヤ各州の民族的構成 (1957)	836
表 36	マラヤにおける州別離婚率と他民族の占める割合との相関	837
表 37	マラヤにおけるマレー人・中国人・インド人の婚姻状態 (1957)	838
表 38	マレー人の都鄙別居住状態 (1957)	839
表 39	マラヤにおける州別にみた第一次産業従事者および専門・行政転従事者の占める割合 (1957, マレー人男子)	840
表 40	マラヤにおける州別にみたマレー人中、学校教育を受けたことがないものの割合 (1957)	841
表 41	マラヤ各州の学校教育を受けたことがないものの割合と離婚率との相関	842
表 42	州別にみた15才以上のマレー人の識字率 (1957)	843
表 43	州別離婚率とマレー人識字率との相関	844
表 44	州別にみた15~19才のマレー人中結婚経験者の占める割合 (1957)	845
表 45	マラヤ各州における離婚数と同年次および前年次の婚姻数との相関	846
図 14	マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動	847

表 46	マラヤ各州におけるすう勢直線による婚姻 と離婚の年平均増減率	857
図 15	シンガポールにおける婚姻数と離婚数の変 動(イスラム教徒)	858
表 47	インドネシアにおけるイスラム教徒の婚姻と 離婚(1950~1961)	859
図 16	インドネシアにおける婚姻数と離婚数の 変動(イスラム教徒)	860
表 48	アラビアを中心とするイスラム教国の離婚率	861
表 49	東南アジアのイスラム教国の離婚率とアラビア を中心とするイスラム教国の離婚率の比較 (1953~57平均)	862
表 50	日本における婚姻率と離婚率の変化 (1883~1965)	863
図 17	日本における婚姻率と離婚率の変化	864
表 51	日本における市郡別にみた離婚率の変化 (1907~1960)	865
表 52	都道府県別・市部郡部別離婚率(1950)	866
表 53	若干の都道府県における市町村の人口規模 別離婚率(1950)	867
表 54	六大都市および六大都市を含む都府県の 離婚率(1919~1940)	868
表 55	都道府県別離婚率(1883~1964)	869

表 56	府県別にみた本籍人離婚と現在人離婚(1899)	878
図 18	道府県別離婚率(1883~87平均)	879
図 19	道府県別離婚率(1888~92平均)	880
表 57	1883~1887(5ヵ年)における府県別婚姻数・ 離婚数および婚姻100に対する離婚比	881
表 58	府県別離婚率における各年次の最高値と最 低値(1883~1964)	882
図 20	府県別離婚率の最高値と最低値の変化 (1883~1964)	883
表 59	若干の主要期間における府県別離婚率	884
図 21	都道府県別にみた離婚率の変動	885
表 60	日本の戦前における離婚率変動のパターン	893
図 22	日本の戦前における離婚率変動のパターン	894
図 23	都道府県別離婚率(1960~64平均)	895
表 61	華族における離婚発生状況	896
表 62	爵位別にみた華族の結婚経験者と離婚経 験者	897
表 63	若干の出身別カテゴリーに属する当代および 先代華族の離婚経験	898
表 64	離縁状に関する慣行の分布	899
表 65	東北と九州における婚姻1000中婿養子縁 組の占める割合(1912)	900
表 66	東北と九州における初婚年令(1930)	901

表 67	九州諸県における婚姻離婚比の変化 (1893~1908)	902
表 68	和具における婚姻と離婚	903
表 69	沖縄における離婚率の変動(1883-1964)	904
表 70	人口1,000に対する配偶数, 沖縄・全国 比較(1886~1894)	905
表 71	沖縄における婚姻数・離婚数・婚姻離婚 比の変動(1883~1918)	906
表 72	沖縄群島における婚姻と離婚(1952~1964)	907
表 73	宮古群島における婚姻と離婚(1952~1964)	908
表 74	八重山群島における婚姻と離婚(1952~1964)	909
表 75	日本における初婚年令の変化(1908~1951)	910

I 序 論

I 序論

A 本論文の目的

婚姻によつて形成される夫婦関係は、多くの場合、家族における結合の最も重要な部分を形成している。離婚は婚姻の法的な解消であつて、当事者および子供の地位を調整する。いろいろな文化圏のいろいろな家族的・親族的環境において発生する離婚の意味および頻度はさまざまである。異なつた社会におけ

- 1) Royal Anthropological Institution of Great Britain and Ireland. Notes and Queries on Anthropology (1951), p. 121.

る離婚の比較研究は、WESTERMARCKやHENRIQUES
などによっても行なわれているが、²⁾これらの
研究は資料の評価が必ずしも十分とは言えず
また、比較、説明における理論的な枠組を欠
いている。

日本対欧米という捉え方にもとづいて、離
婚の比較を行なった研究として、IWASAKI
(1930a, 1930b), KAWASHIMA & STEINER (1960/61)
などがあるが、このような二者のみの比較は
ともすれば両者の相違に気まうはわかれ、よ

2) Cf. WESTERMARCK, E.A. (1921); The History of Marriage
5th ed. 3 vols.; id. (1926), A Short History of
Marriage. (中村正雄訳『人間の結婚の歴史』); HENRIQUES, F.
(1959), Love in Action. (巻正平訳『性の社会学』).

り視野の広い相対的存見方を欠き、立論が一
方的になり易いように思われる。

家族に関する最近のすぐれた比較社会学的
研究としては GOODE (1963) を挙げねばならな
い。GOODE は、西欧、アラビアのイスラム教
徒、アフリカのサハラ砂漠地方、インド、中
国、日本について、主として家族形態の変化
に注目して、それぞれの家族の比較研究を
行なった。GOODE は離婚についても触れてい
るが、残念なことに、離婚を扱う場合の理

論的枠組が十分とは言えず、従って、比較の視覚が十分に定まっていな

本論文において、私は、異なる文化圏における異なる離婚率を整理した理論的枠組内において捉え、説明することを試みようとする。

特定の単一要因の作用し得ぬ局面が存在すること指摘し、その要因の作用を否定することは、その要因の働きを全面的に否定したことになる。これにもかゝらず、こ

の種の論議は、このような拡大解釈を誘う危険性を有する。本論においては、離婚に関与すると想定されるそれぞれの単一要因を順次否定する形式の論法をとらず、複合体としての要因群を重視する。しかもこの場合、諸要因の単なる列挙ではなく、少数の基本的な要因群をあらかじめ準備し、これらを用いて種々の文化圏に属する諸民族の離婚傾向の相違を説明することを試みる。

本論は要因の複合的な状況を重視するとは

言え、いくつかの要因の作用を確認すること
を目的とする莫において、基本的には要因論
である。従って、複雑な要素のからみ合
りなり立っている特定社会全体の社会構造を
重視し、離婚の発生をこのような状況から機
能的に説明する方法は、本論においては厳密
には採用されない。このような方法は、ある
社会における離婚の発生を説明するためには
たしかにすぐれているが、比較研究に用いる
ことがきわめて困難だからである。

本論が主な対象とする地域は、キリスト教の影響を強くうけて来た欧米諸国、双系制を中心とし、もさまざまの親族組織をもつ民族をも含み、部分的にはイスラム教の影響をうけている東南アジア島嶼部、およびこれらとの比較において捉えた日本である。

B 社会構造 - 特に親族組織 - と離婚発生との関係

1 Gluckman の見解

親族組織と離婚率との関係を正面から論じて、学界に興味ある話題を提供したのは、Gluckman の 1950 年の論文「北ロデシアの Lozi 族と、ナタールの Zulu 族における親族組織と婚姻」である。¹⁾ Gluckman は、この論文で、「離婚の頻度は婚姻の存続性に関する一指標であり、婚姻の存続性は親族構造の一枚

1) cf. Gluckman (1950)

能である」という見解を示した。²⁾

Gluckman が比較した Lozi 族と Zulu 族の親族構造の特色をまとめると下記のようになる。

(i) 親族組織

Zulu 族は、一つの系をたどって、数世代にわたって数えられるような親族集団、すなわち、corporate lineage をもつ。この文系原理による系譜的な集団は、成員の変化にかかわらず存続し、村落および他の地域的集団の核になっている。³⁾

2) Gluckman (1950), pp. 190 f.

3) Gluckman (1950), p. 166.

Lozi族は、このような corporate lineage を欠いている。⁴⁾

(ii) 相続

Zulu族においては、男子に相続権があり、父系親族からのみ相続する。男子は通常、父系の親族とともに居住し、土地の相続を受け、母方および祖母方の家や人も、彼の生活において重要ではあるが、主な親族関係および経済的な利害関係は、父系の親族との間に存在する。⁵⁾

4) Gluckman (1950), p. 166, p. 171.

5) Gluckman (1950), p. 178.

Lozi族では、嫡出、私生、姦通のいずれによる子供でも、母方の祖父の村、または母方の祖母の村で家庭をもち、そこで相続をうける権利を有する。子供はまた、実父の親族に対しても権利をもつ。⁶⁾

(iii) 複婚

Zulu族もLozi族も、複婚の制度をもつが次のような相違がある。

Zulu族においては、男は同時に姉妹と結婚することができる。「姉妹の愛情は複婚

6) Gluckman (1950), p. 171.

における「つとに打ち勝つ」といわれている。⁷⁾

Lozi族では、同時に姉妹と結婚するのは非常に悪いことだと考えられている。「複婚における「つとに」は、姉妹の愛情関係を損じ、家族を破壊する」と云われる。⁸⁾

(iv) 特殊な婚姻形態

Zulu族においては、逆縁婚(leviratic marriage)が行われる。寡婦が夫と親族関係をもたぬ男と再婚すると非難をうける。

7) GLUCKMAN (1950), P. 180.

8) GLUCKMAN (1950), P. 180.

また、「死霊との結婚」(ghost marriage)が存在する。婚約者が死亡したとき、娘は彼の親戚の者と結婚し、死者のために子をもうける。未婚で死んだ男のために、彼の名を使って結婚し、子供をつくることもある。さらに、女が代償の牛を贈って、他の女と結婚し、その女と自分の親族の男との間にできた子供の「父」となることもできる。⁹⁾

Lozi族には、遂縁婚、死霊との結婚、女

9) Gluckman (1950) p. 183 f.

と女の結婚などの制度はない。¹⁰⁾ 夫が死んだとき、親族の者は、彼の妻をといめておく権利を持たない。寡婦は好きなところへ行つて結婚することができる。¹¹⁾

(V) 出産力に対する権利

Zulu族においては、結婚によつて、女の出産力は、夫の父方の親族集団に完全にゆかり流される。¹²⁾ 妻が子を生まずに死んだ場合、妹が代りに来なければ、代償の牛が返却される。彼女が、契約の最も重要な部分

10) GLUCKMAN (1950), P. 186.

11) GLUCKMAN (1950), P. 188.

12) GLUCKMAN (1950), P. 189.

を実行しなかったからである。¹³⁾

Lozi族では、子供は実の父のものになる。女が子供を生むという事は、契約の本質的部分ではない。¹⁴⁾ 子供を生まなかった妻の死に際しても、代償の牛は返されない。¹⁵⁾ 結婚後すぐに妻が死んだ場合、彼女の両親は好意的に代りをよこすこともあるが、夫は、法律的には、請求する権利をもたない。¹⁶⁾

要するに、Zulu族の結婚は、妻を彼女の親族集団から夫側の親族集団へと完全に移動さ

13) Gluckman (1950), p. 188.

14) Gluckman (1950), p. 185.

15) Gluckman (1950), p. 188.

16) Gluckman (1950), p. 189.

せるのに対し、Lozi族では、妻の主な結びつきは、自分の親族集団との間にとどまり、夫方へと移ってしまわないのである。

Zulu族とLozi族の離婚は、このような親族構造を反映している。Zulu族では離婚はほとんど知られていない。離婚は治安判事の法廷において行ない得るが、夫は妻を離婚することを欲せず、妻もめったに離婚を求めない。夫が堪えがたい程残忍な場合に、妻ははじめて解放される。これに対して、Lozi族の親と

子からなる家族は非常に不安定である。離婚は多く、夫または妻によって容易に得られる。

離婚したい夫は、妻を実家へ送り返すだけでよく、何の理由もいらない。妻は夫を説きふせて離婚を獲得するか、法廷に提訴しなければならないか、後者の場合、多くの離婚原因が認められているので、離婚の成立は容易である。¹⁷⁾

Gluckman は、このような親族構造と離婚との関係が、結婚式、花嫁代償などに影響を

17) Gluckman (1950), p. 180.

与えらとする。すなわち、Zulu族の結婚式が複雑で犬吠りのなに対して、Lozi族のそれは簡単である。¹⁸⁾ また、Gluckmanは離婚がまれなことが高額な花嫁代償を可能とするのであって、高額な代償が離婚を防止するのではないと主張する。¹⁹⁾

Gluckmanは、更にアフリカの諸部族について比較を行ない、父権(father-right)にもとづいて組織された部族では、離婚が少なく、かつ困難であるが、他の型の部族においては

18) Gluckman (1950), p. 190.

19) Gluckman (1950), p. 192.

離婚が多く、かつ、容易であるという暫定的な結論を下した。²⁰⁾

2 Gluckmanの説に対する批判と修正

Gluckmanの説に対する批判は、Manにおいて、1953 から 54 年にかけて、7つの論文となって現われた。²¹⁾ さらに、LEACH (1957), FALLERS (1957), FORTES (1959), MICHELL (1961) などが、それぞれ立場から論評を加えた。最も新しいものとしては、ACKERMAN (1963)

20) Gluckman (1950), p. 190.

21) Man, 1953年, 75, 122, 223, 279; 1954年, 96, 97, 153 の各論文.

のクロスカルチュラルな検証の試みがある。
本論では、端的に結論に到達するためには、特
異な資料を示した LEACH と、最も新しい
ACKERMAN の見解をより詳しく紹介すること
にしよう。

LEACH は、1957 年の論文「Kachin 族と
Lakher 族における花嫁代償と結婚の安定性」
において、GLUCKMAN の説に対する一つの批
判を示した。LEACH が比較に用いたのは、(i)
北ビルマの Gumsa Kachins の中、特に Bhamo

東方のビルマ・中国国境に住むもの（彼はこれを Ordinary Jinghpaw とよぶ）、(ii) Ordinary Jinghpaw のすぐ隣に住む Gauri Kachins、(iii) ビルマの Haka Chin の隣に居住する Assam の一部族、Lakher である。これらの三部族は、いずれも父系的親族構造 (patrilineal lineage structure) を有している。また、三者を通じて、娘をより低い階級の男と結婚させること (hypogamy) が好まれる。²²⁾

Ordinary Jinghpaw においては、GLUCKMAN

22) LEACH (1957), P. 51.

の仮説がうまく適用され、離婚が存在しない。しかし、Lakher では、離婚は容易で、明らかによく、この仮説が適用できない。女性が結婚した場合、社会構造におけるこれより部分は、Ordinary Jinghpaw では、花嫁とその兄弟の関係にあり、Lakher では、婚姻関係自体に存する。²³⁾

Lakher と Gauri は、Ordinary Jinghpaw に比して、より階級差が明らかであり、階級差の意識が強い。Jinghpaw の貴族が娘を完全に

23) LEACH (1957), PP. 51 f.

「売る」のに対し、Gauri と Lakher では、「売る」ことをいさよとしていない。彼等は下位者に対して、永続的な献物物を条件として、性的な接近を許すのである。²⁴⁾

以上のようになり、単系的親族組織が一定の選択的傾向をもつ結婚 (preferred marriage) に組み合わされたとき、GLUCKMAN の仮説がうまく適用できなくなる。

そして、このような状況の発生については、親族構造だけでは説明できず、経済的・政治

24) LEACH (1957), pp. 53 f.

的要因を考慮しなければならぬのである。²⁵⁾

ACKERMAN は、GLUCKMAN の仮説を文化横断的 (cross-culturally) に検証しようとした。彼は H R A F (Human Relations Area Files) から選り出した 60 の社会に、GLUCKMAN の Zulu, Lozi を加えた合計 62 の社会について検討して、次の結果を得た。

(i) 双系的な社会 (bilateral societies) においては、コミュニティ内婚的な場合には、離婚率が低く、外婚的な場合には、離婚率が

25) LEACH (1957), p. 55.

高い。

(ii) 単系的な社会 (lineal societies) においては、妻の夫方親族への帰属性が高いことの指標である逆縁婚 (levirate) の存在する場合は離婚率が低く、この制度が存在しない場合には離婚率が高い。

以上のように、双系的な社会でも離婚率は必ずしも高いとは限らないし、父系的な社会でも一般的に低い離婚率を示すとは限らない。こうして、ACKERMAN は、「共通の団体は所

属することか、結婚の紐帯を強め、異なった
団体に所属することか、結婚のきずなに対し
て破壊的に作用するという Fallers (1957) の
GLUCKMAN の仮説に対する修正に賛意を表す
る。

LEACH, ACKERMAN などにによって示された見
解は、類型的に区別された親族組織そのもの
の作用よりも、むしろ社会学的な集団所属性
を重視している。すなわち、文系的な社会で
は、「妻が自分の出自の親族団体を離れて、夫

の属する親族団体にどの程度くみ入れられるか、母系的な社会では、「夫が自分の出自の親族団体を離れて、妻の属する親族団体にどの程度くみ入れられるか」というような、いずれか一方の親族集団からの分離と、他方への吸収の問題となる。これに対して、双系的な社会においては、夫方、妻方の二つの親族集団の共同性が夫妻の結合を強め、これらの集団の分離性が結合を破壊させるように作用すると考えられる。

このように考えてくると、GLUCKMANが、最初に目指したような親族組織の形態的な相違による明白な区別はもはや不可能となる。LEACH, ACKERMANの見解を通して、われわれはより柔軟な、どちらかと言えば、社会学的名みかたを導入せねばならぬ。このことは、親族組織の離婚に対する影響を否定するのではなく、親族組織自体がより内容的に捉えられなければならぬということの意味するのである。

C 価値体系, 特に宗教の離婚に対する態度

1 キリスト教

キリスト教, 特にカトリックの離婚嫌疑については, わが国でもかなり古くから学問的な紹介が試みられている。キリストの離婚に対する見解があらわれているのは, 共観福音書 (the Synoptic Gospels) の4つの箇所, すなわち, マタイ伝5章31, 32節, 同19章3~9節, マカ伝10章2~12節, およびルカ伝16

章18節である。マカ伝とルカ伝においては、離婚と再婚が無条件的に禁止されているが、マタイ伝においては、「姦淫の故ならで」といふ条件が挿入されている。このキリストの離婚に関する教義は、使徒パウロによって、うけつられた。パウロの見解は、コリント前書7章10～15節に現われている。

しかしながら、ローマ教会のカノン法が最終的に確立した12世紀に至るまでは、絶対的婚姻不解消主義が厳格に実行されることは明

らかに不可能であった。²⁾ 中世における教会は、キリスト=パウロの婚姻観を基礎として、婚姻非解消主義をより厳密に発展させた。とくに注目されるのは、教会が婚姻を秘蹟 (sacrament) と解することによって、婚姻非解消主義をますます強化したことである。すなわち婚姻は、洗礼、聖信、聖晚餐、懺悔、臨終塗油、教職任定とともに、「見得ざる恵みの見得べき表象」 (Signum visibile gratiae invisibilis) として、1439年のフロレンス会議および15

2) Foley (1915), p. 439.

63年のトレント会議において承認された。³⁾ かくして、ローマ・カトリック教会のカノン法は、両当事者が結婚のときクリスチャンであった場合には、離婚を無条件に禁止する。⁴⁾

これに対して、東方教会では、姦通の外、大逆罪、配偶者の一方による他方に対する殺意、精神病などの重大な原因に対して離婚が認められる。(しかし、2度以上離婚することは不可能である。⁵⁾)

プロテスタントは、カトリックの婚姻を秘

3) 青山(1958), p. 49, 穂積(1924), pp. 264 f.

4) FOLEY (1915), p. 439. なお、カノン法については cf. 久保・阿南(1962), pp. 819~884.

5) FOLEY (1915), p. 439.

蹟とする考え方を拒否した。しかし、新約聖書の教えにもとづいて、婚姻の永続性が望ましいとしている真では、カトリックと一致した見解を示している。離婚を認める宗派においても、最悪の事情の下でのみ許されるべきだという感情をもって、不本意ながら認めるのである。⁶⁾ 一例をあげると、長老教会派連合 (United Presbyterian Church) は、1959年に次のような声明を発表した。

6) REIBER (1966), P. 298.

「何かの原因で、結婚が破壊の危機にさらされていると思われるとき、永久的な別居、すなわち、離婚は最後の手段とみなされおはならない。法的な結合を継続することか、配偶者の一方、または双方、または彼らの子供の肉体的、道徳的、あるいは精神的な安寧をよやうくする場合でなければ、離婚は教会によって正当と認められない」⁷⁾

以上のように、カトリック-東方教会-が

7) REIBER (1966), p. 298. REIBERは、その外にルター派教会連合 (United Lutheran Church) のほぼ同様の見解をも紹介している。

口テスタントという程迄の差は存するか、キリスト教は、一般に離婚に対して非常に厳しい態度を有するのである。

2 イスラム教

DE BELIEFONDS によると、イスラム教において、離婚は原則として道徳的咎非難をうける。⁸⁾ イスラム教徒自身が、イスラムの婚姻観を解説したものの中には、次のような敘述がみられる。

8) DE BELIEFONDS (1965), Vol. 2. P. 318.

- (i) MAHMUD SHALTOUT — イスラムは結婚生活を安定的にし、夫婦間の不和を和解させることを求めている。⁹⁾
- (ii) MOHAMMAD RASJIDI — 離婚は、最後の手段としてのみ許される。夫妻間に不和が生じたときには、双方の親族は仲裁委員会としての役割を果たさねばならない。¹⁰⁾
- (iii) MIAN ABDUL RASHID — イスラムは家族生活の幸福と安全を説きすすめるが、このことは、安易な離婚が行われぬようにする

9) MAHMUD SHALTOUT (1958), P.121.

10) MOHAMMAD RASJIDI (1958), P.421.

ことを要求する。Hadithには、神に許されたすべてのことの中で、離婚は、神の目からみて、最も不快なものであると述べられている。¹¹⁾

(iv) AMIN AHSAN — イスラムは、離婚をすべての許されたことの中で、最も不快なものとして容認する。¹²⁾

西歐的な離婚忌避の考え方が、上に引用した知識階級に属するイスラム教徒に何らかの影響を与えていることは当然考えられる。そ

11) [MIAN] ABDUL RASHID (1961), P. 58

12) AMIN AHSAN (1961), P. 152

れにしても、イスラムの教えの根底には、離婚を抑制しようとする考えが強いことが明らかである。

しかし、イスラムは、結婚を、民事的な契約であると同時に、宗教的な儀礼であると考え¹³⁾る点において、また、離婚手続きを詳細に規定している点において、キリスト教と大きく異なっている。イスラムの離婚法の概要は以下のとおりである。¹⁴⁾

イスラムの離婚手続きのうち、最も一般的

13) LEVY (1957), P. 100.

14) LEVY (1957), KHURSHID AHMAD (1961),
DJAMOUR (1966), TAILOR (1948),
Encyclopedia of Islam, 等による。

なるものは、*talāke* (*talāq*) による方法である。
talāke とは、夫が妻に与える離婚宣言のため
 の特別の言葉である。一たびと二たびの *talāke*
 の場合には、夫は一定の待婚期間 (*iddah*) 中
 に、既に与えた *talāke* をとり消して、妻をつ
 れもとすことができる。三たびの *talāke* を与
 えた場合には、この取消しはもはや不可能と
 なる。¹⁵⁾ この場合に夫が元の妻と再婚できるの
 は、妻が他人と正式に結婚し、離婚した後で
 なければならない。夫は、全く無因的に *talāke*

15) *talāke* を一たびに三つ与えることの可否については、賛否両
 論がある。cf. AMIN AHSAN (1961), P. 109.

を与えることができる。この意味で, *ṭalāq* は夫による完全な専权的離婚 (repudiation) である。

妻の側からの離婚請求の形式としては, *faskh*, *khulā*, *ta'ālīq* などがある。*faskh* は, 性的不能, 精神障害などの場合に, 法廷の判決を得てなされる離婚, *khulā* は, 夫の要求があれば, 婚資 (*mahr*) の全部, または一部を返却することを条件に, 妻の申し出に対して夫が同意することによって成立する離

婚である。また、ta'alike は、夫が妻の生計を一定期間みまかっていたり、あるいは一定期間留守をした場合などに、結婚契約書に記載された条件にもとづいて、妻から請求できる離婚である。

ほじめに述べたように、イスラム自体は、離婚の防止を志すのであるが、宗教的に規定する離婚手続きがきわめて簡単であるために、何らかの事情で、教義の浸透が十分に行なわれなかった場合などには、離婚に対する抵抗

かきわめて弱くなる可能性があることを指摘しておかねばならない。

3 ヒンズー教・佛教

正統ヒンズー教徒にとっては、結婚は解消できない宗教的儀礼である。夫は、姦通の場合に限って妻を追いつぶすことができる。しかし、バラモン階級に属するものはこのような場合でさえ、滅多に妻を離婚しない。¹⁶⁾離婚にかんする正統ヒンズー教徒の法律は、北イ

16) DUBOIS (1906), p. 211.

ンドの若干の下層の階級、および南インドの上層ならぬに下層の多くの階級においては、多少無視されている。¹⁷⁾しかし、上層のカーストは、離婚を許す慣習を蔑視して来た。全インド人に対して離婚が認められたのは、1955年のヒンズー教徒婚姻法によるのである。¹⁸⁾

キリスト教・イスラム教・ヒンズー教等に対して、仏教においては、婚姻は純粹に民事的な儀礼とみなされた。¹⁹⁾比丘が男女の結ばつきを媒介することは戒律によって禁ぜられて

17) WESTERMARCK (1926), 中村訳, pp. 266 f.

18) GOODE (1963), p. 262.

19) RHYS DAVIDS (1912), p. 728.

いる。²⁰⁾

以上のような、早教の婚姻・離婚に対する態度は、具体的に表現されている場合には、特に、離婚の発生に大きな影響を与えると考えられる。この場合、離婚を肯定する態度は、必ずしも離婚を積極的に勧奨するものではないから、社会構造などの他の条件如何によつて、率自体が低い場合もあり得る。これに対して、離婚を強く否定する態度は、その直接

20) HORNER 訳, Book of the Discipline, part 1.
pp. 233 f.; PACHOW (1955), p. 81; 長井 (1929)
pp. 7 f.

的な作用として、常に低い離婚率と関連する
ことが予想される。

D 制度的手続きとしての離婚—離婚法の離婚発生に及ぼす作用—

既に述べたように、親族組織および宗教的価値観は、それ自体として、離婚の発生に密接な関係をもつと考えられる。しかし、特に文明諸国においては、離婚は制度的に確立した一定の手続きを経て行われる。社会構造と宗教的価値観は、この手続きの形成に対しても重要な役割を果たすと思われるが、ここで、手続き自体の作用についても考慮する必要がある。

ある。

カトリックの婚姻非解消の原理が、別居制度、あるいは婚姻無効という抜け道を生み出したとしても、カノン法を通して、そのまま離婚の完全な禁止に結びつくのに対し、イスラム法によって準備された離婚手続きは、離婚への接近を必要以上に容易にしている場合もあると考えられる。すなわち、これらの場合には、法によって現実に必要な以上の抑制、または促進が行われるのである。

離婚制度の変革は、その背景に価値観の変動をともなうが、立法者の意図と国民一般の考え方の間にギャップがある場合も存在し得る。このような場合には、制度そのものが離婚発生の多少に直接に関係する。

しかしながら、後に述べるように、例えば米州における離婚の法的原因は、州によって非常に異なるが、この差異は、離婚率の高低を決定する要因としては、比較的重要ではないと言われる。¹⁾つまり、法律の適用のしかた

1) HANKINS (1931), pp. 182f.; MACIVER & PAGE (1950), p. 261, etc.

は、価値観に応じて変容され得るのである。制約自体が、常に一定本変の作用を果すとは言えない。このように、法律ないし制約自体の作用は、かなりの幅をもつと理解されなければならず、離婚に作用する要因としては、前二者に劣るか、決して無視することはできない。

E. 社会構造, 価値体系, 制度的手続きの内
における関連性と相対的独立性.

社会構造, 宗教的価値観, および制度化さ
れた手続きの関係については, 既に部分的に
論じたが, ここで総括を試みよう。

一定の価値観が生ずるのは, ある社会構造
を前提としているといっても差支えあるまい。
宗教的価値観は, それに先行する価値観に対
し, 批判的な場合があるが, それとても, 必
ずしも全く新しくくり出されたものではない。

い。例えば、キリストは離婚に関して、当時の法典解釈における少数派であったシャムマイ派の厳格主義を踏襲し、¹⁾ マホメッドは部族の慣習を顧慮して、離婚に対する態度を定式化したのである。

しかし、宗教それ自体は、社会構造の相違にかかわらず、伝播する性質をもっている。たとえば、父权的な環境の下に発生したイスラム教は、母系制社会であるスマトラの Minangkabau にも伝播するのである。このよ

1) 穂積 (1924), P. 243.

うに、位階を考慮に入れるとき、宗教的価値観は、社会構造から、かなりの程を独立している。

制度化された手続き、すなわち、離婚法は、もともと宗教と密接につながっていた場合が多く、現在でも、例えば、イタリア、スペインなどのように直接教会法をとり入れている例がある。しかし、多くの場合、社会の近代化につれて、宗教による規定は世俗的勢力によって変容され、元来の宗教的な色彩を失な

ってきたと言える。

以上のように、原則的には、社会構造→宗教的価値観→制変化された手続きという順序での規定性かみとめられるのであるが、これらは同時に、おのおの独立的にも存在し得るのである。従って、われわれは一つの社会の観察にあたっては、以上の三者を統合的な状態において捉えず、一応、分離的に扱う立場をとることが必要である。

F 近代化、および都市化の影響

異った社会における離婚率の相対的な高低に密接に結かっていると考えられる以上の三つの要因の作用のしかたの強弱を考えるとき、これらを一定の社会変動の状況下におくことが必要となる。このためには、いわゆる「近代化」および「都市化」という変動の捉え方が有用であると思われる。しかし、これらは、両者ともきわめて多義的な概念である。これらの概念の中には、余りにも多くの現象

が含まれ、また、その動因に関する見解もさまざまである¹⁾。従って、異った文化に対して「近代化」「都市化」という用語を不用意に使用するときには、強調される部分かたえず異なる可能性がある。

本論文では、「近代化」「都市化」の内容について詳しく検討する余裕をもたないのので、最も重要なことからだけを端的に述べると以下のとおりである。

社会構造との関連においては、都市化およ

- 1) 例えは、近代化に関しては『思想』1963年11月号、特集、「近代化をめぐって」、都市化に関しては、『社会学評論』第13巻第3号(1962年)、特集、「都市化の理論」²⁾がある。これらにおいては、さまざまな現象が、同一の用語を用いて論じられている。

は近代化は、「個人を包含する集団による直接的な統制からの離脱」という側面において重要である。この場合の個人をとりまく集団としては、親族集団およびコミュニティ、などが考えられる。これらの影響の弱体化は、離婚に際して、当事者双方の意志が決定的な役割を果たすようになることを示唆する。文化の差によって、親族組織のタイプと作用のしかたが異なることについては、既に指摘した通り、いずれの社会における親族組織の作用も、以

系に比して、相対的に弱体化すると考えられる。弱体化の最も目立つのは、元来、組織が強かったところであらうというまでもない。

価値体系および制度的手続きとの関連からみると、「世俗化」の最も重要な視覚となる。

このことは、宗教の統制力を次第に失なっていく過程として理解される。

以上の二側面は、近代化あるいは都市化の自己発展的なモデルとして考えられた政策において、経緯に近い形で現われてくる。本論

において目的とするように、異なった文化間の比較を行なう場合には、他にモデルをもつ場合の近代化のもう一つのあらわれ方にも注意せねばならない。すなわち、他の文化、特に近代においては、欧米文化との接触において、文化変容 (acculturation) ないし文化の完全な変化 (deculturation) が生ずるといふ場合である。

以下の論議においては、離婚の変化を、主としてこの三つの変動の可能性から追ってい

くことにする。

Ⅱ 改米の離婚

II 欧米の離婚

A 欧米諸国における離婚率の規定要因

キリストの教えが強い離婚否定の立場にたつことは既に序論において述べた。欧米における離婚に対する集団的統制を論ずる場合、各々の集団にはキリスト教の影響が多かれ少なかれ入っており、ある場合には決定的に作用していることを認めねばならない。離婚を拒否しようとする宗教的価値観の強調は、序

論において述べたような親族組織その自体の機能の発現を不明確にすることが予想される。いかなる形の親族組織にせよ、それはキリスト教の文化圏内にあるがゆえに、キリスト教的な考えをとり入れているのかも知れない。家父長的な色彩をもつ欧米の伝統的家族が、親族組織自体の作用として、離婚を拒否しようとする傾向を有していたかどうかは、このような状況の下では精密に論じ得ないのである。

欧米諸国の離婚と論ずる場合には、以上の
ような意味で、キリスト教特にカトリックの
影響と才一に考える必要がある。欧米諸国に
おいて、特にカトリックが離婚の抑制に強い
影響を及ぼして来たとすれば、カトリックに
対立する考え方は、離婚を相対的に多くする
作用をもち得る。歴史的にみた場合、カトリ
ックに対立するものとしてはプロテスタント
の存在が考えられ、また、カトリックに限ら
ず宗教そのものに対立するものとして、古く

はフランス革命における合理的なものの考え方、近くは共産主義ないし社会主義的な思想がある。

カトリックの考え方あるいはこれに対立する考え方が離婚の発生に影響を与えるには、三つの次元における作用が考えられる。第一は立法作用、第二は夫妻の属する集団による統制、第三は個人に内面化された倫理観である。しかし、これらの各々を分離して、それぞれの離婚率規定に対する作用を実証するに

とは、事実上きわめて困難である。

才一の立法の影響は、離婚法の変化に直接ともなう、現われる離婚率の変動を観察することによつてある程度明らかになるであろう。また、離婚をきわめて困難にしているような離婚法の存在自体にも注意する必要がある。

才二の集団による統制と、才三の内面化した倫理観とについては、本論文におけるように比較的巨視的の統計数値の分析を手段とする場合には、両者も分離せずに扱わざるを

得ない。本章では、宗派的な背景、都鄙における差、近代化にともなう変動などを手がかりとして、これらの作用の強弱と離婚傾向との関係を検討することにする。

B 若干の国における離婚法と離婚率の変化
既に述べたように、欧米においては、キリスト教（カトリック、プロテスタント、その他を含む）の影響を何らかの形で受けなかった国は存在しない。欧米諸国の離婚率の規定要因に関して一般的な分析を行なう前に、若干の国について、離婚をおさめようとする宗教的態度が法律によってどのように具現化されていたか、そして、それが如何なる変容をこうもって来たかを具体的に観察することは、

きわめて理解を助けることになる。同時に法律自体の、離婚発生に対する作用を知るためには、この観察は不可欠である。

離婚に関する法制史上の問題は、古くから莫大な量の文献によって扱われている。本節の目的は、キリスト教の影響を強く受けたヨーロッパの離婚の特徴を、他地域との比較のために捉えようとするものであるから、一次的な資料、あるいは本格的な研究結果を追跡する作業は行なわない。ここで提示しよう

とするのは、変化の過程の、いわば年表的な概観である。

ローマ・カトリック教会のカノン法が施行され、離婚そのものが存在し得ないのは、現在なお、いくつか存在する。ヨーロッパでは、イタリー、スペイン、アイルランド共和国などがこれに当り、他の地域では、東南アジアのフィリピン、南米のカトリック諸国などがこのグループに属する。

しかし、その他の諸国では、離婚法は次第

に 変容もこうなってきた。ここでは、英日、フランス、ソグイ、エト連邦などを取りあけて、その過程を簡単にふりかえると同時に、これらの国における離婚率の変化を示すことにする。

1 英日における離婚法と離婚率の変化

2 英日における離婚法の変遷

英日における離婚法の変遷は、わが国においてかなり古くから紹介されているが、これ

らを真正面からとりあつた論文としては、穂積重遠「イギリス離婚法略史」¹⁾が挙げられる。また、英日人の手による、比較的最近のものとしては、ロンドン大学のMcGREGORの著書『英日の離婚』における、簡明な離婚法史の敘述がある。²⁾ 以下においては、上記の二論文、特に後者を骨子として、英日離婚法における大きな変化を要約する。

1534年、「首長令」(Act of Supremacy) によって、英日教会は日王を首長として、ローマ

1) 穂積 (1924), pp. 299~360.

2) McGREGOR (1957), pp. 1~34.

法王から独立した。この事件の背後に、ヘンリー八世が、その妃カサリーン (CATHERINE of ARAGON) を婚姻無効の名目で離婚して、宮女アン・ボレーン (ANNE BOLEYN) と再婚しようとする意図があったことは有名である。このように、離婚を契機として、英日教会が発足し、これに便乗して、内部では、離婚を制度化しようとする若干の動きがあったにもかかわらず、英日は、結局、旧教の離婚禁止制を維持したばかりか、従来存在していた抜け

道をさへ封じることになった。

英日教会の独立以後、離婚は、個々の事件について国会の議決を経て、法律 (Private Act) の形を得ることによつてのみ可能となった。しかも、その頻度は、1715年以前には5件のみ、1715年から1775年の間には年平均1件、その後には年平均3件という少なさであった。

1857年に至つて、ようやく、婚姻事件法 (Matrimonial Causes Act) の制定をみるに至つた。1857年法は、過去の手續きを全面的に排

棄し、現行の法律と手続きの基礎を確立した。
この法律にもとづいて、離婚、その他の婚姻
事件を扱う新しい裁判所が設けられた。また、
この法律によると、夫が訴える場合には妻の
姦通だけで十分であるが、妻が訴える場合に
は、夫の姦通の証拠の外に、遺棄、虐待、近
親婚、強姦、同性愛、蕩姦など、加重的な條
件が存在していなければならなかった。1857
年法によつて、手続きの費用は安くなり、離
婚数は、1860～69年の年平均148件から、18

90~99年の年平均582件にまで増加した。

しかし、この法律は次の2点から批判された。点1は、離婚を男性にとってより容易にし、道徳の二つの基準の存在を許したことであり、点2は、離婚費用が安くなったとはいっても、労働者にとっては到底拂うことができないような金額であったことである。

かくして、20世紀初頭までは婚姻上の困難を解消するためには、二つの方法が存在した。裕福な者は離婚裁判所を通じ、年間、約600

の離婚と80の別居を得、貧乏人には、離婚は不可能で、治安判事の法廷で、年に約8,000の別居が認められたのである。

従来、すべての離婚事件は、ロンドンで取扱われていたが、1920年に至って、貧乏人の離婚は、一定の巡回裁判開廷都市でも扱われるようになり、1936年までには総離婚訴訟の半数が巡回裁判で行なわれるようになった。

1950年には、11,099件の婚姻事件がロンドンで、19,402件が地方で扱われた。

1937年に至って、HERBERTの努力によって、婚姻事件法(Matrimonial Causes Act)が議会を通過した。これは従来姦通だけに限られていた離婚原因を拡大するものであった。現在効力をもっている1950年の婚姻事件法は、HERBERT法と以前の立法とを統合したもので、離婚原因には、姦通の他に、3年以上の遺棄、虐待、5年以上の精神病、夫が強姦、同性愛、獣姦などを犯したことが数えられる。このよ様な離婚原因の拡大と並行して、「貧乏人

の離婚手続き」の不適当さを改正するために、1949年に、「法律扶助ならかに法律相談法」(Legal Aid and Advice Act)が成立し、1950年から実施に移された。

以上に示したように、英日における離婚法は、離婚原因に関しては、特に姦通の場合のみに限定するという点で、宗教との密接な関係を長く保ったし、訴訟手続きの一般化にもかなりの時間を要したから、近年次第に離婚への自由な接近が可能となってきたのである。

6 英口における離婚率の変化

HOLLINGSWORTH は、1550年から1949年に生まれた英口の貴族について、婚姻数と離婚数を25年の年令間隔で示している(表1参照)。

1849年以前における離婚傾向はきわめて低く、婚姻100に対する離婚は、0.2ないし3.1であった。1600~24年、1675~99年、1800~24年の各期間に生まれたものにおける離婚傾向は特に低く、婚姻・離婚比は、それぞれ、0.2、0.7、0.8である。1600~24年、1800~24年生

まれのものの離婚が少ないのは、ピューリタニズムの強い影響のせいであると思われるが、1675~99年生まれのものに対しては十分な説明がつかない。1550~74年および1750~74年生まれの者には、やや高い離婚傾向がみとめられるが、これはエリザベス時代、および攝政時代(the Regency)における社会生活が比較的自由であったためと考えられる。1850~74年生まれのものにおける3.7に続いて、1875~99年、1900~24年生まれの者においては、

それぞれ 12.3, 24.2 と、離婚傾向が急激に強まっていく。既に述べた離婚法との関連において、貴族階級の離婚が、庶民のそれに先立って、上昇傾向を示したことが明らかとなる。³⁾

MCGREGOR に従って、1876年から1954年に至るイングランドとウェールズにおける離婚訴訟数の変化を、5年毎に、その時期の特徴とともに示すと表2のようになる。また、わが国の人口動態統計の摘要表および関連人口統計年鑑に従って、1926年から1964年に至る

3) HOLLINGSWORTH (1964), pp. 24f. なお、文中に示した婚姻100に対する離婚の比は、男女計に關する数値である。

人口1000に対する離婚率の変化を示すと表3の
のとくとなる。

表2によると、1876~80年の年平均460件
から1946~50年の38,901件に至るまで、訴訟
数はきわめて大巾に増加している。また、離
婚が困難で、離婚数が絶対的に少なかった時
代においては、法律の変化がすく離婚数の変
化をまねいていることが分る。例えば、
HERBERT法が制定された時期を含む1936~40
年における年平均訴訟数は、7,535件で、

1931~35年における4,584件に比して1.6倍弱という大巾な増加を示している。しかし、1936~40年における離婚率は、人口1,000につき、0.2以下に過ぎず、この大きな変化といえども、人口比にすれば些細なものである。それ以前においては、離婚は、たとえ個々のケースが重大な社会問題として考えられたにせよ、数の上からはほとんど問題にならないくらい少なかった。しかし、表3から分るように、離婚がかなり一般化した状態、すなわ

ち、第2次大戦後の離婚の非常な増加の後に制定された法律扶助制度の離婚率に対する作用は、離婚数、離婚率の上からは、全く識別し得ない。以上のことは、離婚が極端に困難であった状態において、特に法律の作用を重視すべきことを示唆している。

2 フランスにおける離婚法と離婚率の変化

2.1 フランスにおける離婚法の変遷

フランスの離婚法の変化を紹介した本が口

の研究者の論文の中で、比較的まとまっていたのは、穂積重遠「フランス革命と離婚法」⁴⁾、
「フランス議会上に於ける離婚拡張案」⁵⁾、青山（
1958）などである。ここでは、主として上掲
の論文によって、フランス離婚法の変化を略
述する。

1685年10月18日、ルイ14世がナントの勅令
を廃止して、フランスの国教はカトリックと
確定した。この結果、離婚はカノン法によっ
て禁止され、別居だけが許されるようになった。

4) 穂積 (1924), pp. 363~486.

5) 穂積 (1924), pp. 487~514.

た。しかし、その後、婚姻を教会から切離せ
うとする民事婚主義が次第に勢力を増してき
た。

フランス革命は、1791年憲法第2章第7條
によって、婚姻が民事契約であることを確認
した。この考えに基づいて、1792年9月20日、
ついに離婚法が制定された。

1792年の離婚法は、(i)夫妻の合意により、
他に何ら具体的な父理由を提示することなくし
てなされる離婚(協議離婚, *divorce par*

consentement mutuel), (ii) 夫妻の一方の請求により、法定の具体的原因を提示証明してなされる離婚(法定原因離婚, divorce pour cause déterminée), (iii) 夫妻の一方の請求により、法定の具体的原因を提示すること不要せす、単に気質・性格の不適合を主張してなされる離婚(不適合離婚, divorce par l'incompatibilité d'humeur et de caractère) の三者を認められた。

この中、協議離婚の手続きは次のこととて

あった。夫妻はおのおの3人以上の親族または友人を選定して、親族会を組織招集しなければならない。親族会は招集の日から1ヶ月を経なければ開会することができない。親族会で和解不能調書が作製され、調書の日付後1ヶ月を経て、夫妻は管轄市町村吏員の面前に自ら出頭し、ここにはじめて離婚の宣告を受ける。夫妻の双方、または一方が未成年者の場合は、それぞれ1ヶ月という期間は各2倍される。

以上のように協議離婚の手続きは、かなり複雑であったが、畢竟無因離婚に至っては、その手続きは更に複雑であった。

その後、1793年10月、同年12月、1794年4月、同年10月の4回にわたる命令によって離婚法に補充が加えられ、離婚はより簡単に行なうことができるようになった。この結果、パリにおける離婚は、きわめて多くなった。すなわち、革命時代のパリの離婚率は、結婚3対離婚1、結婚5対離婚1の尚を上下した

のである。⁶⁾しかし、この現象は主としてパリに限られ、他の都市では、結婚・離婚比は、7対1ないし26対1程なでかなり低かった。このうち、7対1というのは、パリに近く、革命の中心であったヴェルサイユの数值である。田舎においては、離婚の数は、都会にくらべてきわめて少なかったようである。フランス革命がおこした、キリスト教主義破壊 (déchristianisation) を背景とする離婚の発生は、革命の中心地において最も高く、周辺

6) この数值は社会の激動期のものであり、また、永年禁止されていた離婚が一時に自由になった時期のものであるから、当時としては異常に高くなっている。ちなみに、現在、欧米諸国中で最も離婚率が高い米国では、1960年において、大体結婚4に対して離婚1の割合となっている。

はいくに従って減少するものである。

自由離婚主義の根拠であった極端な革命思想が、共和2年テルミドール9日(1794年7月27日)の政変によって転覆されて以来、離婚制度に対する反対運動が起り、1795年には離婚制度は、1792年の程々に復帰した。

1793年8月9日、ナポレオン法典の第一草案が議院に提出された時期においては、離婚自由の思想が旺盛であったから、この草案が認めようとした離婚制度は、1792年9月20日

の法律におけるよりも一層簡易なものであった。しかし、でき上ったナポレオン法典中の離婚制度は、1792年の離婚法に比して、著しく制限離婚主義にかたむいた。離婚原因においても旧法に比してやゝ制限的となり、旧法の認めた「夫妻の一方の請求による不都合の原因に基づく離婚」を廃し、協議離婚は許してはいるが、旧法に存してはいない制限的条件を加え、その手續きははるかに複雑になった。また、1792年の離婚法は別居制度を全廃した

が、ナポレオン法典ではこれを一部分復活した。

1815年6月18日、ナポレオンがワーテルローで敗れ、同7月7日、ルイ18世がフランス王となった。この王政復古と共に、カトリックは再び国教となり、1816年5月8日離婚は廃止された。

1830年の7月革命、1847年の2月革命は、離婚制度復活運動ともなったが、これらは実を結ばずに終わった。

1884年7月27日、ナケ(NAQUET)の努力によつて、ナケ法(Loi Naquet)とよばれる離婚法が成立した。ナケの第一案は1792年の離婚法を復活することであつたが、提案者の譲歩と議会の修正とによつて、ナポレオン法典から、更に協議離婚をけわつて法定離婚原因のみを認めた制限的な離婚法ができたのである。⁷⁾ フランス離婚法は、このナケ法を骨子として、その後の立法で補充修正されて今日に及んでいる。補充修正の中で、重要なも

7) ナケ法の成立の過程は、DESFORGES(1954)等によつても解説されている。

のほ次の通りである。

(i) 1886年4月18日法 従来の複雑な離婚訴訟を通常訴訟に近づかせて、離婚形式の単純化をほかった。

(ii) 1893年2月6日法 妻に離婚より別居を優先させる目的で、別居した妻に完全な行為能力を付与した。

(iii) 1904年12月15日法 姦通した配偶者が離婚後、その相姦者と婚姻することを許した。

(IV) 1908年6月6日法 別居の宣告をうけた配偶者が離婚を請求する場合にも、裁判所は自動的に、別居の離婚への転換をなす義務を負うようになった。

1940年、ドイツに敗れたフランスは、ヴィシー政府の下に、離婚の増加を阻止するため、1941年4月2日法によって、次のようなかなり最重を制限を課した。その1は、離婚原因を制限するために制裁離婚思想と救済離婚思想の両者を併用したことである。すなわ

た、暴行、虐待、侮辱など、配偶者の一方による他方に対する過失が、婚姻によって生ずる義務の重大な、またはたまたま繰り返された違反をなし、婚姻結合の維持を耐え難いものにする場合のみ、離婚原因となった。その2は、挙式の日より3年間離婚の請求を禁じたこと、その3は、有責配偶者から、別居から離婚への転換が請求された場合には、その転換に関して、裁判所に自由裁量権を与えたことである。これらのうち、その2とその3

とは、1945年4月12日の命令によって廃止された。

b フランスにおける離婚率の変化

フランスは以上のような離婚法上の激変を経験して来た。革命時のパリにおける離婚率は注目に値するほど高かったが、すでに述べたように、パリにおける離婚率は、フランス全国にくらべると異常な高さを示したのである。全国の離婚率は、革命時においても、

今日に比して、かなり低かったと思われる。

フランスの人口動態統計に示された1885年から1951年に至る夫婦10万に対する離婚率は表4の如くである。また、わが国の人口動態統計における離婚率の各日比較、および日連人口統計年鑑によつて、1900年から1964年に至る人口1,000に対する離婚率を示すと、表5のようになり、

これらの表から分るように、フランスの離婚率は、ナポレオン以来、1913年に至るまで、上

昇をたゞいける。1885~88年の夫婦100,000組に
 対する年平均離婚率は52であるが、1909~
 13年には164となつてゐる。また、1900年には
 おける人口1,000に対する離婚率は0.2であ
 り、たが、1913年には0.4まで上昇した。1893
 年2月6日法は、離婚を抑えることを目的と
 したものであるが、この目的を達せず、別居
 を増加させたに過ぎないといわれる。⁸⁾

以上のような増加に続いて、第1次大戦前
 後に、一時大きな離婚率の変動がある。すな

8) 青山(1958), p. 65.

わち、1914年から18年までは、人口1000について0.2以下という低率が続き、ジュルサイユ講和会議の開かれた1919年のわずかな上昇に続いて、1920年には、離婚率は0.7まで上昇する。戦後、1921年におけるピーク0.8を経て、第2次大戦に至るまで、離婚率は以前より高いレベルではあるが、再び横ばいになる。

1940年から44年まで、離婚率が一時低い状態を示すが、これはおそらく、敗戦直後の空

自と、これに続く、ウィン政府の1941年4月26日法による離婚制限のためであろう。ある程度、離婚の自由が存するところへ制限的の傾向をもつ法が加わった場合、離婚率は少なくとも一時的に低下すると言えよう。

1945年4月12日命令による、1941年法の部分的廃止以後、離婚率は英日と同様のパターンをたどる。1947年の1.41(人口1,000に対する率)をピークとする急激な上昇の後に、離婚率は徐々に下降して、1953年以降は、0.63~

0.72 のレベルで再び安定に達するのである。

1901年から1951年に至る、フランスにおける別居数と、離婚100に対するその比率の年次的变化は表6に示す通りである。1901年から1919年にかけては、比率は22.7から11.5まで低下するが、ついで1940年まで横ばい状態となる。1941年から1944年においては、再び別居の割合が高くなり、17.4～22.6という値を示す。これは、ヴィシー政府の下における1941年法の離婚を押えようとする効果

が、別居へと転化されたためであると考えられる。この法律の一部廃止にともなって、1945年以後、別居の比率は再び低下し、離婚に対する別居の比率は10対1をや、上廻るところで安定しそうな気配を示している。1901～1905の時期に比べると、離婚に対する別居の比率はがなり減少して、約半分になっている。このような別居の相対的な減少は、離婚率が以前に比して、かなり高レベルに達したことと並んで、フランスにおける離婚に対

する価値観と実践にかなりの変動があったこと
も物語っている。

3 ソビエト連邦における離婚法と離婚率 の変化

2 ソビエト連邦における離婚法の変遷

帝政ロシア、ないしソビエト連邦の離婚法に関する、わが国における紹介には、穂積重遠「ロシア革命と婚姻法」⁹⁾、藤田勇「社会主義社会における離婚問題」¹⁰⁾、青山道夫「ソビエ

9) 穂積(1926), pp. 569~616.

10) 藤田(1958)

ト・ロシアの家族法¹¹⁾ KHARCHEV (寿谷訳)
『ソ連邦における結婚と家族』¹²⁾ などがある。
以下、これらに従って、離婚法の変化も要約
する。

革命前のロシアにおいては、ギリシャ正教
徒に対しては、法定原因に基づき、配偶者の
一方の請求により、宗教裁判所が宣告する裁
判離婚が認められていた。離婚原因は次の4
つであった。

(i) 配偶者の一方の女通

11) 青山 (1964), pp. 104~139.

12) ハルチエフ (1964)

(ii) 配偶者の一方が結婚の時から生殖作用不能で3年間回復しなかったこと。

(iii) 配偶者の一方が公権喪失を伴う刑罰に処せられたこと。

(iv) 配偶者の一方の5年以上の行方不明

以上のようになり、正教徒に対する離婚法は、カトリックの場合に比して、やや自由なものではあったが、離婚には、なおかなりの制限が課せられていた。正教徒以外については、それぞれの宗教法に従うことになっていた。

1917年11月に誕生したドイツ連邦は、同年12月19日の「離婚にかんする布告」に続き、翌1918年9月16日に新しい親族法を制定した。同法における離婚法は、次の4点において、旧法に比して、真に革命的であった。

それらは、

- (i) 離婚許容主義をとったこと
- (ii) 離婚事件を民事裁判所の管轄としたこと
- (iii) 離婚原因を列挙限定しなかったこと
- (iv) 協議離婚を許したこと

である。このような措置は、少なくとも形式的には、離婚を教会権力の拘束から完全に解放した。

離婚を認めようとする傾向は更に発展して、1926年法の離婚の規定では、事実婚保護の立場を明確にすると同時に、これまで離婚手続きをさらに簡易化し、協議離婚のほか、単意離婚をみとめた。この法律は1927年1月1日から施行された。

以上のような離婚に対する自由な態度は、

やがて強力な反対に遭遇した。その端緒的なものとして、1936年6月27日のソ同盟中央執行委員会ならかに人民委員会議の決定は、離婚の登録の際には、離婚する配偶者双方が身分登録機関に出頭しなければならないこと、離婚の事実を配偶者双方のパスポートに記載すべきことを定めるとともに、離婚登録の手料を引き上げ、しかも離婚回数に従って、その差別を設けた。

1944年7月8日のソ同盟最高ソウイェト幹

部会令は、これまでの事実婚保護の立場を廃し、登録婚主義の立場を復活させるとともに、離婚制度を全面的に裁判離婚制度へと切りかえた。この制度は、原則として、離婚の自由を否定するものではないが、離婚の問題は当事者自身にまかせられず、国家機関としての裁判所のみが解消する権利をもつとすることである。その手続きは次の通りである。まず、離婚可とことに合意した夫婦は、離婚申請を人民裁判所へ提出する（手数料100ルーブル）。

それかすむと、夫婦は個別に裁判官と面接し、「離婚動機」の予備的立証をする。次に日刊紙に、離婚問題を提起する旨の公告を掲載する。新聞公告かすむと、人民裁判所が離婚審議にとりかゝる。これは和解を試みるものであるが、この和解工作が失敗に終ると、離婚問題は地区、および市の裁判所に移される。そして、ここでも十分検討されてから、離婚許可の裁定が下されるのである。その間、早くも半年、通常一年半から二年位かゝる。

このように手続きの離婚制度は、最近、再び簡素化された。すなわち、1965年12月18日のソ連邦最高会議幹部会令によって、1944年法は大中に改正されたのである。この改正によって、新聞紙上の公告制度が廃止され、また第一審である人民裁判所で、離婚許可の裁定が下されるようになった。

b ソ連邦における離婚率の変化

HANKINS は、レニングラードおよびモスク

ヲにおける若干の年次の人口1,000に対する離婚率を示している。それによると、レニングラードでは、1920年1.75、1923年3.50、1926年3.43、1927年9.83であり、モスクワでは、1926年2.12、1927年9.59であった。¹³⁾ 1927年の数値は、離婚を著しく容易にした1926年法の都市における最初の効果を示すものであり、異常に高くなっている。このことは、英日の場合において指摘した法律の作用に関して、部分的な修正を余儀なくさせる。すなわ

13) HANKINS (1931), p. 180.

わち、極端に自由で、無制限な離婚法は、それ自体の効果をもつと考えられるのである。

1939, 46, 50, 53, 56の各年次における、ソスベツク共和国における結婚と離婚の数は、表7に示すとおりである。¹⁴⁾ 1939年においては、婚姻離婚比が5対1程度であったが、1944年法以後にあたる1946年では74対1、1950年には95対1、1953年には83対1となる。ここからは、1944年法の作用が十分に認められる。しかし、1956年になると、婚姻離婚比は64対1

14) KHARCHEV (1964) 弁答訳 P. 146.

となり、離婚増加のきおしをうかがうことが
できるのである。

1956年から1963年に至るソ連邦の離婚率、
および1955年から63年に至るウクライナ
共産国の離婚率は表8のとくである。ソ連
邦における56年の0.7から63年の1.5に至る変
化、およびウクライナ共産国における55年の
0.5から63年の1.5への変化は、突然にではなく、
漸次的に起こっている。しかもこの現象は、
1944年法の枠内において生じているのである。

ソ連邦が、この時期に、国内的・國際的な緊張の時を一応過きて、社会主義国としての安定期に入ったと言えらるならば、これは新しい価値観が確立されていった時期とも言えらるであらう。離婚率の増加傾向がどこまで続くかは不明であるが、ソ連における離婚率は、家庭的見地からのある程度の制限にもかゝららず、前に述べた、英日、フランスよりも高いレベルに達するようと思われる。

4 プロテスタント諸国の離婚法

プロテスタント諸国においては、前述の英
国、フランス、ソ連邦などに比して、より早
い時期に比較的自由的な離婚法が成立していた
ように思われる。

例えば、ドイツにおいては、1749年のフリ
ードリヒ大王の民法草案で、(i)夫妻の合意、
(ii)姦通、(iii)悪意の遺棄、(iv)配偶者の一方の他
方に対する極度の敵意、(v)精神病、を離婚原
因として認めようとした。1794年のプロイセ

民法においても、豊富な離婚原因が列挙されている。すなわち、(i)姦通、(ii)悪意の遺棄、(iii)同棲の拒否、(iv)無精力、(v)精神病、(vi)生命に危害を加えんとしたこと、(vii)相手方に対する重大犯罪、(viii)不行跡、(ix)扶養の拒否、(x)改宗(後に削除)、(xi)夫婦の協議(子なき場合に限る)などである。¹⁵⁾

スイスにおいては、1525年にチューリッヒの教会(新教)裁判所条例が、離婚原因につき一般的條項を設けたという。¹⁶⁾

15) 穂積(1924), pp. 871 f.

16) 穂積(1924), p. 886

スカンジナビア諸国においては国王の特許による離婚がとり入れられたが、その時期は、スエーデン1810年、デンマーク1814年、ノルウェー1837年であった。¹⁷⁾

5 離婚率に対する法律の作用

以上に若干の国の離婚法を例としてみてきたように、特に宗教的な価値観の差違あるいは変動を背景として、離婚法にさまざまな変容が加えられ、これに伴って、離婚率にも

17) 穂積(1924), pp. 537-540.

変化がみられた。法律自体、あるいはそれによりとづく手続きの方法が、実際の離婚率の増減にどのような作用を及ぼすかは簡単に論じ得ない。しかし、以上の観察から少なくとも次のことは言えそうである。

制限的な効果が現われる場合は又通り考えられる。すなわち、法律が離婚を完全に禁止しているか、あるいは制限がきわめてきつい場合である。このような場合、事実上の離婚は別として、形式的には、離婚は全く、ある

いはほとんど存在し得ない。オスは、これまで比較的自由であった離婚を、急に抑制しようとして、一定の手續きを設けた場合である。フランスのワイシー政府下における1914年法、ソヴィエト連邦における1944法の効果がこれにあたる。

以上とは逆に、離婚法の変化が直接により高い離婚率を導き出すのは、次の場合である。オスは、これまでの離婚抑制が余りにもきびしかった場合下、イギリスのHERBERT法の影

響などからこれにあたる。それは、ソウイェト連邦の1926年法における単意離婚のように、法律自体が極端に自由になった場合である。

以上のようには、特に現実の国民の価値体系と法律との間に意識的に断絶が設けられた場合、あるいはその断絶が急に除かれた場合に法律の直接的な作用を目に見ることできるものである。次節においては、上のような法律自体の作用をも認めながら、その背景を形成すると同時に、現実の離婚発生に対しても直接

的に関与する宗教的基盤，都市化等とに焦点をあて、ヨーロッパ諸国における離婚率を検討することにしよう。

C. ヨーロッパ諸国の離婚率

ヨーロッパの各国における離婚率が、どのような宗教的・社会的背景を承っているかを検討しよう。具体的な分析に入る前に、基礎的な統計資料を示すことにする。国連人口統計年鑑 (Demographic Year-book) に記載された数値をつなぎ合わせて、1935年から65年に行たるヨーロッパ各国の人口1,000に対する離婚率を示すと、表9のようになる¹⁾。この期間について、ほぼ完全に資料が得られたのは、オ

1) 離婚率は、ときどき再計算され、訂正されている場合があるので、原則として新しいものをとった。

ー ストリア, ベルギー, デンマーク, フィン
ランド, フランス, アイスランド, ルクセン
ブルグ, オランダ, ノルウェー, ポルトガル,
スエーデン, スイス, 英日の13カ国, 部分的
に数値が得られたのは, ブルガリア, チェコ
スロバキア, 西ドイツ, 東ドイツ, ギリシア,
ハンガリー, モナコ, ポーランド, ルーマニ
ア, ソ連, ユーゴスラビアの11カ国である。

比較の時点を, 資料が最も広い範囲におい
て得られる1960~64年に限定し, この5年間

における各国の平均離婚率を算出して、高いものから順に並べると、表10のようになる。²⁾ 離婚率が1.00以上を高位グループ、0.50~0.99を中位グループ、0.49以下を低位グループとすると、第1のグループには、ルーマニア、ハンガリー、デンマーク、東ドイツ、ソ連、チエコスロバキア、スエーデン、オーストリア、ユーゴスラビア、ブルガリアが、第2のグループには、フィンランド、アイスランド、スイス、西ドイツ、フランス、ノルウェ

2) モナコは資料欠如のため比較の対象から除き、デンマーク、スイス、ソ連は、資料不足のため、1960~63年の4年平均を用いた。また、英日はイングランドとウェールズ、北アイルランド、スコットランドに分けて観察した。

一、 イングランドとウェールズ、ホーランド、ベルギー、オ3のグループには、オランダ、ルクセンブルグ、スコットランド、ギリシア、北アイルランド、ポルトガル、アイルランド共和国、スペイン、イタリアが含まれる。

各グループの特徴を見出すために、表10においては、それぞれの国が社会主義国であるかどうか、また、カトリック国（人口の50%以上を基準とする）であるかを示した。オ1のグループにおいて特に目立つのは、社会主

義日の比率であり、10カ国中7カ国を占めて
いる。オ2のグループでは、9カ国のうち、
社会主義日はポーランドだけであり、オ3の
グループに至っては皆無である。オ3の低位
グループにおいては、カトリック日が多いこ
とが目立つ。すなわち、イタリア、スペイン、
アイルランド共和国においては、婚姻は教会
法の支配下にあつて、合法的な離婚は認めら
れず、統計上離婚は存在しない。ポルトガル
と、ルクセンブルクにおいては、カトリック

の割合が高い。以上のように、9カ国中5カ
国までが強いカトリック的傾向をもつのであ
る。残されたオランダ、スコットランド、キ
リニア、北アイルランドについても、いづれ
も決して新教が圧倒的に強い国とは言えない。
これに対して、第2のグループにおいては、
9カ国中3カ国、第1のグループにおいては、
10カ国中3カ国がカトリック的色彩の強い国
である。カトリックの割合が高いにもかゝら
ず、第1のグループに属しているのは、ハ

ンガリー、チェコスロバキア、オーストリア
である。このうち、前二者は社会主義国であ
り、カトリックは存在しても、おそらくその
機能の多くを失っているものと考えられる。
オーストリアに関しては現在のところ十分な
説明がつかない。以上のように、おおよその
傾向としては、旧来のキリスト教的な道徳観
がくつがえされた社会主義国において離婚率
が高く、カトリックに固執している国におい
て低いことが明らかになる。

さらに細かくみれば、性に対して比較的寛容で、新しい道徳体系が生じつつあるといわれる北欧諸国³⁾、特にデンマーク、スウェーデンにおいて、かなり高い離婚率がみられることに注意する必要がある。

また、同じような宗教的環境にある国の間でも、スウェーデン(1.17)対ノルウェー(0.67)、フランス(0.67)対ベルギー(0.53)、ルクセンブルグ(0.42)というように、都市化の度合の差によって、離婚率にやゝ開きが生じていると

3) デンマークにおける性的自由を態度調査によって示したものとして、CHRISTENSEN (1963) がある。北欧諸国における性的自由は、わが国においても評論的な書物によって紹介されているが、その一例として、田中(1964)を挙げることもできる。

思われる場合もある。この差は、1935～39年における平均離婚率においても存在し、前二者についてはそれぞれ0.52, 0.36, 後三者については、0.54, 0.38, 0.36であった。

最後に、ヨーロッパ各国の離婚法と離婚率との関係について観察しよう。

カトリック国であり、教会法が行なわれている、イタリア、スペイン、アイルランド共和国における離婚自体の不存在が最も強いものとして指摘できる。

現状とは既に相違が生じているかも知れないが、1931年当時の離婚法をみると、概して離婚率の高い国においては、この頃からすでに、協議による離婚を認めているものが多い。高位のグループ中、ルーマニア、デンマーク、ソ連、スエーデンなどがこれに入る。中位のグループでは、ノルウェー、ベルギーが協議による離婚を認めている。低位のグループでも、オランダ、ホルトガルにおいて認められているが、前者では5年、後者では10年の別

居の後という嚴重な制限かっいてゐる。⁴⁾

破綻主義 (Zerrüttungsprinzip, divorce
faillite) は、婚姻が絶望的・徹底的に破綻し
てゐることが明白ならば、婚姻は「家機關—
主として裁判所—」によつて解消され得るとい
う考え方であり、自由主義的な婚姻観の修正
として捉えられ⁵⁾ RHEINSTEIN によると、
破綻主義の離婚には、(i) 完全な破綻の存否の
調査を前提とするスイス型、(ii) 一定期間別居
したことが明らかにされた場合に成立するス

4) HANKINS (1931), pp. 175~185.

5) 司法研修所 (1962), p. 7.

カンジナヴィア型, (iii)両者の結合理型, が存在する。高位グループ中, ケコスロバキア, フルカリアが(i)の型, 東ドイツ, スエーデンが(ii)の型, オーストリアが(iii)の型に属する。中位グループでは, スイス, 英日が(i)の型, ノルウェーが(ii)の型の離婚法をもつといわれる。⁶⁾

以上のようには, 高い離婚率をもつ国は, それに対処した離婚法を有している。このような一般的比較における離婚法と離婚率との関

6) 司法研修所(1962), pp. 7f.

係は、序論でも指摘したように、これら両者がともに、離婚に対する特定の価値観に従属しているために現われたと考えるべきであろう。

D フランスにおける離婚率の地域的分布
以上の論議においては、ヨーロッパ全体を
対象として、それぞれの国を単位として観察
を行ったが、次いで、より微視的に、若干の
日における離婚率の地域的な差異について、
同様の観察を試みよう。同一の法律の下に
ある一つの国を扱う場合には、法律の相違に
よる影響を考慮する必要がなくなり、作用す
る要因をよりはっきり見分けることが可能で
あると期待される。

まず、フランスをとり挙げてみよう。1963年における、人口1,000に対する県(département)別離婚率は、表11および図1に示す通りである。離婚率の特に高い地方は、パリを中心とする Région Parisienne (1.07)、および、マルセイユ、ニースを中心とする Provence-Côte d'Azur (0.79) であり、特に低い地域は、Bretagne (0.18)、Midi-Pyrénées (0.29)、Pays de la Loire (0.30) などである。

第2次大戦前の状態を知るために、1936～

39年における既婚婦人10,000に対する地域別離婚率を図示すると図2のようになる。¹⁾離婚率の高い地域および低い地域の分布は1963年のそれとほぼ一致していることが分る。

CAMPは、いろいろな研究者のデータを借りて、種々の指標に従って、フランス各地方の特色を図示している。以下、これらの図の若干と離婚率の分布とを対比させながら、フランスにおける高離婚率地域と低離婚率地域の特徴を明らかにすることを試みよう。

1) CAMP (1961), p. 174. Fig. 26による。

フランスにおけるカトリックの慣行の強さを示す指標として、四旬節および待降節の期間中における結婚を禁ずるタブーの遵守が挙げられる。CAMP の著書には四旬節、待降節のそれぞれについて、1874~78, 1927~38の二期間における状況に関して、BOURGEOIS-PICHAT の資料によつて4枚の図が示されている。²⁾ ここでは1927~38年の待降節(Advent)に関するものを示す(図3)。この慣習を守っている地域と低い離婚率との間には、かなり

2) CAMP (1961) pp. 157~160. Fig. 9~12.

高い程度の対応があることが分る。

離婚率の分布を示す図1、および図2と、待降節における結婚の禁忌の分布を示す図3との間における地域的分布上の相違は、前者が各地方に属する各縣の間でかなりのちらばりを示しているのに対し、後者がかなりはっきりした地方によるまとまりを示していることである。従って、前者と後者の間には細かい部分では十分な対応関係が見出せない場合もある。

CAMP は、Atlas de France によって、1931年における各県の都市人口の割合を示している。それは図4のごとくである。³⁾ 都市人口の多さと離婚率の高さとは対応関係を示している。各地方はそれぞれ、都市人口の割合の高い県と低い県とを含むがゆえに、この対応は一地方内における県別離婚率の微妙な変化を説明するためにも好都合である。

CAMP はさらに、SUTTER と TABAH の資料によって、1931~40年に行なわれた、フラン

3) CAMP (1967), p. 175. Fig. 27 による。

不のカトリックによる教会婚と、民事婚とに
 おけるいとこ婚の割合を縣別に図示している。⁴⁾
 ここでは、カトリックの結婚の場合を引用
 する。図5によると、Bretagne, Pays de
 la Loire の両地方に属する諸縣と、Rhône-
 Alpes, Languedoc, Midi-Pyrénées の3地方
 の境界に位置する Cantal, H^t Loire, Ardèche,
 Lozère, Aveyron の各縣において、いとこ
 婚が特に多い。これらの諸縣においては、同
 時に、都市人口の占める割合が低く、カトリ

4) CAMP (1961), pp. 194 f. Fig. 46 および Fig. 47.

ワクの慣習も強く、また離婚率も低い。

以上のように見て来ると、フランスにおける離婚率の地域的分布は、かなり複合的な要因によって規定されているようである。これを単純化して圖式的に捉えると、村落的でカトリック的の慣行の強いコミュニティが一方の極に、都市的でカトリックの影響が弱くなっているコミュニティが他の極に存在し、離婚率は、この線に沿って増加していくと考えることができよう。このような「村落と都市」

強いカトリック」, 「都市と弱いカトリック」
という形での複合的な二極に対置できるのは、
基本的には、フランスが全体としてカトリック
色でぬりつぶされているからである。

既に指摘したように、カトリックの強さは
必ずしも村落性の高さとは完全に一致せず、
かなり地方的な凝集性をもつが、大体におい
て都市性と反比例するような関係がみられる。
このような場合、離婚率の分布を細部にわた
って規定しているのは、カトリックではなく、

都市性であるから、後者があたかもすべてを決定する要因であるかのように考え易い。しかし、後に東南アジア、特にマラヤを扱う際に述べるように、都市性と離婚率との関係は、一方では、人間関係を媒介とすると同時に、他方では、価値観を媒介として現われて来るのであって、都市における人間関係の特徴からだけでは説明できない。ここでは、離婚を否定する価値観を荷っているカトリックの存在を軽視してはならないと思われる。

いとこ婚に関しては、図5におけるいとこ婚が最も多いとされるカテゴリーでも、婚姻1,000について13.0以上という程度の低い値であるから、離婚に対してそれ自体が作用をもつと考えたよりは、コミュニティ成員の非移動的傾向を示す一つのインテックスとして捉えた方がよいように思われる。

E 西ドイツにおける離婚率の地域的分布

西ドイツについては、フランスに比して、単位加や、大きく異なるが、州別離婚率を用いて分析を進めることにする。1961年から64年に至る4カ年の年平均離婚率¹⁾、1961年におけるカトリックおよびプロテスタントの占める割合²⁾、1961年における全労働力に対する農林業従事者の割合³⁾を州について示すと表12のようになる。

西ドイツの場合、宗教的環境がフランス

1) The Statesman's Year-book, 1965~66, および 1966~67 に示された数値より算出した。率計算の基礎とした人口は、1963年のものである。

2) The Statesman's Year-book, 1965~66 による。

3) The Statesman's Year-book, 1965~66 による。

に比してや、複雑に分る。すなわち、カトリックとプロテスタントが並存しているのであるが、この場合、プロテスタントの存在をいかに評価するかというところが問題となる。州別離婚率とカトリックの割合との相関は、 $r = -.687^{*4)}$ 、州別離婚率とプロテスタントの割合との相関は、 $r = +.587$ である。このように一見したところ、カトリックの優位は低い離婚率、プロテスタントの優位は高い離婚率に結ばれているようにみえる。カトリック

4)* は 95% レベル以上で、統計的に有意であることを示す。

クの割合が高い州では、プロテスタントが相対的に少なくなり、その逆も当然おこる。このため、カトリックの割合とプロテスタントの割合の間には、 $r = -0.986^*$ というきわめて高い負相関が存在する。プロテスタントの作用外、高い離婚率との結びつきにおいて捉えられそうになったのは、この関係から由来するみせかけの相関のためであるかも知れない。カトリックの割合の影響を除去した州別離婚率とプロテスタントの割合との偏相関係数を

算出すると、 -0.877 という、これまゝとは逆方向の相関が現われる。また、プロテスタントの割合の影響を除去した州別離婚率とカトリックの割合との偏相関係数を求めると、 -0.906 となる。すなわち、カトリックもプロテスタントも、離婚を抑える役割を果たしているが、その強さはカトリックにおいてより強いことが推察されるのである。

このような作用のしかたを考えると、結局、カトリックであれ、プロテスタントであれ、

いそれかに明らかに所屬していることが重要
であると考へれてくる。ちなみに「カトリック
の割合 + プロテスタントの割合」と離婚率
との相関係数を算出すると、 $r = -0.961^*$ とい
うきわめて高い逆相関が現われる。

各州の非都市的な色彩の強さを表わすイン
デックスとして、全労働力に対する農林業従
事者の割合を使用し、これと州別離婚率との
相関を算出すると、 $r = -0.745^*$ という負相関
が得られた。すなわち、農林業的傾向の高い

州では、離婚率が低いという傾向が認められる。

この非都市性のインタラクションと離婚率との相関が、実際には前述の宗教的作用に帰せられるものか、あるいは、独立の結びつきとして存在しているかを判定するために、「カトリック+プロテスタントの割合」の影響を除去した州別離婚率と農林業従事率との偏相関係数を求めると、 -0.422 という値が得られる。非都市性は、弱いけれども、離婚率を低める

ための独立した働きをもっていることが推測される。遂に、農林業従事率の影響を除去した州別離婚率と「カトリック+プロテスタントの割合」との偏相関は、 -0.927 となり、依然として高い値を示している。

以上の観察結果を要約すれば、西ドイツにおいて、(1)離婚を抑えるには、カトリックの作用の方がより強いにせよ、プロテスタント教団所属もこの役割を果し、教会から離れた者が多いという状況が離婚を増加せしめる

要因となっていること、⁵⁾ (iii)都市的生活が、宗教に比して影響力はより弱いから、独立した意味で離婚率を高める働きをしていること、が推測できる。

以上において、プロテスタントの作用に関して得られた見解は、きわめて重要である。すなわち、キリスト教の離婚に対する否定的な態度は、宗派による程度の差は存在するが、離婚率に対しては絶えず抑制的に働くのであり、高い離婚率との関係においては、キリ

5) 「カトリック + プロテスタントの割合」は、83.7% (Hamburg) ないし 98.2% (Saarland) であってかなり高い。このような状況においては、非教会所属者自体の高い離婚率に対する直接的な関係を強調するよりは、これらの者を含む社会のあり方を重視した方がよいと思われる。

スト教から離脱しようとする態度、あるいは
少なくとも、宗教に対して無関心な態度を重
視する必要がある。

F 米日における離婚率の地域的分布

米日についても州を単位として、地域別離婚率の分析を行なうことにする。米日人口動態統計を基礎として、1958~61年の各州における離婚について、人口1,000に対する年平均離婚率と、婚姻100に対する離婚の割合とを算出すると表13のようになり、これらを図示すると図6および図7のようになる。

人口に対する離婚率と婚姻に対する離婚の割合との間には、 $r = +.863^*$ といふかなり高

い正相関が認められる。婚姻に対する離婚の割合に関しては、ある年次の離婚が必ずしもその年次の婚姻から生じたとは言えないために、両者の因果関係を論ずることなしに、この数値を使用することはやゝ危険であるので、以下においては、人口1000に対する離婚率を用いて論議を進めることにする。

図6によつて明らかのように、米日においては、離婚率の高い地域と低い地域とがかなり明確に区別される。すなわち、大抵、ほかに

言えは、New England, Middle Atlantic, West North Central など、東部あるいは北部中央の諸州において低い離婚率をもつ地域が存在し、南部ないし西部に高い離婚率をもつ州が多い。

米国は、既に検討したフランス、西ドイツにくらべて、国土・人口ともに大きく、離婚率に影響を与えるより多くの要因を含んでいる。

離婚法をとってみても、各州のそれには大きな違いがある。例えは Nevada, Florida の

離婚に対する規制の弱さに対して、South Carolina, New York, District of Columbia などでは規制が非常にきかしい¹⁾。すでに述べたように、法的な制限は、その背後に住民の価値観の支えをもっているので、法律の作用だけから説明することは危険であるが、前表に従って上記5州の1958~61年の年平均離婚率を示すと、それぞれ31.19, 3.96, 1.26, 0.45, 1.52となり、前2者と後3者とでは、明らかにかなりの差が認められる。

1) cf. MACIVER & PAGE (1950), p. 261.

HANKINS (1931), pp. 182 f.

なお、New Yorkは

最近離婚法の改正を行なったといわれる。

法的な規制のきかしさは、手続きが簡単な他州へ行って離婚をするという、移動離婚 (migratory divorces) を生み出す。²⁾ いわゆる六週間離婚法 (6-week divorce law) を利用した Nevada の Las Vegas あるいは Reno における離婚はその一例である。この時期における New York の低い離婚率も、部分的には、この移動離婚から説明できよう。

移動離婚がふんばくに行なわれる分には、州別離婚率を比較すること自体が無意味とな

2) KEPHART は、移動的離婚がおこる理由として、法律的手続きが簡単なことの他に、夫妻が離婚を人に知られたくないで、離婚をできるだけ早く成立させたこと、などを挙げている。cf. KEPHART (1961), p. 580

るが、このような離婚の存在は、比較的低く評価され、全離婚の約3%と推定されたり、3~5%と推定されたりしている。³⁾ 以下の分析においては、このような離婚法の差異による影響を一応無視することにする。

ここでは、米国の離婚率の地域的分布の特徴を明らかにするための指標として、次の4つをとり挙げる。すなわち、

- (i) Catholic の占める割合 (調査時期不定)
- (ii) 宗教婚の占める割合 (1961)

3) Cf. National Office of Vital Statistics, Special Reports. Vol. 50. NO. 7. 1959. P. 109.

(iii) 都市人口の占める割合 (1960)

(iv) Negro の占める割合 (1960)

である。(i)(ii)は宗教の影響、(iii)は都市居住の影響を評価するために、選んだものである。(iv)は Negro を含むという米国の人種構成の特殊性が、離婚率に影響を及ぼしているかも知れないので、念のため、これを検討するために選んだ。それぞれ指標の実際の数値は表14に示す通りである。(ii)(iii)(iv)に関しては、特定の年々の数値であるが、(i)については、統

一的な統計が得られなかったために、年数はかなりまちまちである。また、(i)(ii)に関する資料が得られなかった州も若干あり、これらの州は分析の対象とすることはできない。

以上の指標の使用にあたって、特に(i)の絶対値などは、必ずしも正確ではないので、分析は数値それ自体を使用せず、それぞれが指標について、各州を高、中、低の三つのグループに分類する方法を用いて行なった。

カトリックの割合と都市人口の割合とをク

口スさせながら州別離婚率を分析すると表15
のようになる。都市人口のいずれのカテゴリー
一別にみても、カトリックが多くなればなる
ほど離婚率が低くなり、逆に少くなればなる
ほど高くなる。都市人口の割合の影響に関
しては、カトリックの割合が少および中のカ
テゴリーにおいては、都市人口の割合が最も
低いグループに最も低い離婚率が見出される
が、カトリックの割合が高いカテゴリーにお
いては、顕著な差はないものの、逆に都市人

早の多いところほど離婚率が低い。全般的に
みて、最も高い離婚率が見出されるのは、赤
線で囲まれたⅢ-B（カトリック少，都市性
中）およびⅣ-C（カトリック少，都市性高）
のグループであって、これらに隣接するⅢ-
A（カトリック少，都市性低），Ⅱ-B（カ
トリック中，都市性中），Ⅱ-C（カトリッ
ク中，都市性高）では、前二者に比して、や
ゝ低いか、残りのグループよりもきわまって
高い離婚率のみられる。すなわち、表15にお

いては、カトリックの強い影響と、都市居住のわがかな影響がみとめられるのである。

宗教婚の割合は、カトリック、プロテスタントの両者を含んだ宗教的態度を示す指標として用いられる。宗教婚と都市居住によって、各州の離婚率を分類すると、表16のようになる。この表では、都市居住と離婚率との間には、何の関係も見出されない。これに対して、宗教婚の多少と離婚率との間には、きわめて明確な対応が現われる。宗教婚が多い州では

離婚が少なく、宗教婚が少ない州では離婚が多い。

ここで、「宗教婚の多さと低い離婚率との結びつき」と、「カトリックの多さと低い離婚率との結びつき」とか、どのような形で共存するかを検討する必要が生ずる。両者と州別離婚率との関係を示すと、表17のようになる。カトリックについては、完全に、原則通りに離婚率との逆相関が認められる。宗教婚についても、Ⅱ-A（カトリック中、宗教婚多）

とⅡ-B (カトリック中, 宗教婚中) との関係を除けば, 原則通りに離婚率との逆相関がみとめられる。このように, カトリックの割合の作用の方がやゝ強いと思われるが, 宗教婚の割合もかなりの働きをしていることが推測される。全体としてみた場合, カトリックが少なく, 宗教婚も少ないグループ, すなわち, Ⅲ-C, Ⅱ-C, およびⅢ-Bに高い離婚率が集中的に見出される。また, カトリックが多く, 宗教婚も多いグループ, すなわち,

I-A, および I-B にもっとも低い離婚率
 があつまっている。このことは既に西ドイツ
 で見出だされた傾向に一致する。

Negro の存在の離婚率に対する影響を調べ
 るために、カトリックの割合、および Negro
 人口の割合によつて、州別離婚率を整理する
 と、表 18 のようになる。カトリックが多く、
 かつ、Negro が多いか中程度のグループ（
 I-A および I-B）において、特に低い離
 婚率が見られるか、Negro 自体の多少に関連

して、離婚率が特徴的に変化するようなことは認められない。⁴⁾

以上の観察の結果は、宗教と離婚率との関係の強さを物語っている。都市居住に関しては、各州の都市人口を指標とする限り、明確な関係は認められない。

MOWRER は、1887年から1924年に至る米国の都鄙における婚姻100に対する離婚の割合を示している。それによると、1906年までは都鄙においてほとんど等しく、ゆるやかな上

4) GOODE は、1890年から1950年の期間について、白人と非白人(90%が Negro)における離婚者の割合を、10年毎に比較している。1930年までは非白人における離婚者の割合の方が高いが、1940年以降は差は殆んどなくなっている。このことは、以上の結果と符合する。 Cf. GOODE. (1956) P. 49.

昇を続けていた婚姻離婚比が、次の観察年次である1916年には、都市においてかなり高くなり、その後、差が鋭状にひらいていく。

MOWRER は、婚姻・離婚比について、前述の時期におけるイリノイ州 Cook County (シカゴを含む都市的郡) とその他の郡との比較および Cook County と最も村落的な10郡との比較も行なっている。Cook County とその他の州との比較においては、1896年から差が現われはじめ、最も村落的な10郡との比較にお

いては、最初の年次である1887年から既に差が存在する。MOWRERは、この差を都鄙における社会関係のタイプの相違、すなわち、村落において、第一次集团的態度がより強いことから説明しようとする。⁵⁾

SOROKINとZIMMERMANは、1925年のデータにもとづいて、California, Illinois, Maryland, Michigan, Minnesota, Missouri, Virginia, New Yorkの各州について、大都市と村落的な10郡(Counties)における離婚1に対す

5) MOWRER (1927), pp. 42~57.

る婚姻数を比較している。New York州の場合を除けば、離婚傾向は都市においてすくなく高い。⁶⁾

BURGESS と LOCKE は、1951年における14才以上の者と離婚状態にある者について、各々の、都市(urban)、農村(rural non-farm)、農場地域(rural-farm)に居住する割合を示している。14才以上の者については、都市64.8%、農村20.9%、農場地域14.3%であるのに対し、離婚者については、それぞれ、77.9%

6) SOROKIN & ZINMMERMAN (1929), P. 336.

15.9%、6.2% となっている⁷⁾

以上のように、一般には、米日においても都市における離婚傾向が、村落におけるよりも高いというデータが示されているのであるが、このような都鄙居住の影響は、州別離婚率における差を説明できるほど強力ではないのである。

既に示した表15から表18において、それぞれ「ます」の中の離婚率のちらほりほかなり大きい。このことは、既に扱った指標で代

7) BURGESS & LOCKE (1960), p. 580

表される要因以外のかなり強い作用が存在することを示唆している。既に検討してきた要因中、最も有力なものの一であるカトリックの割合にしても、最も高い場合で、Rhode Island の 62.0% であり、「カトリックが多い」とするカテゴリーの下限は、Michigan の 27.0% である。このような比較的少数のカトリックの作用は、当然限定的であると考えるはなるまい。以上の分析においては、米日で明らかに作用している要因のいくつかをとり出し

たが、米日における離婚率の地域的分布の十分な解明は、なお今後の検討を必要とする。

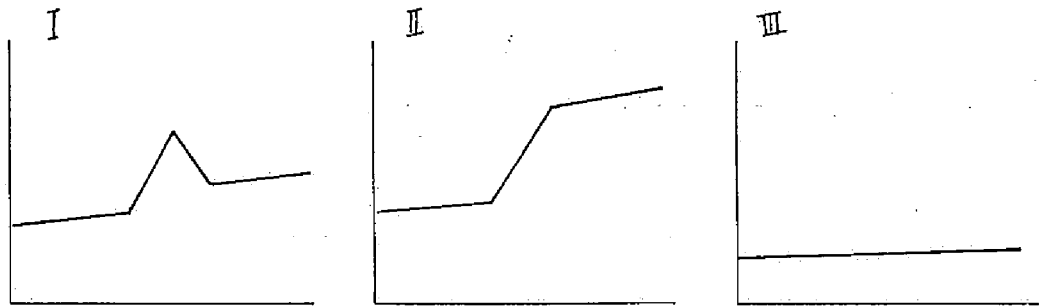
G ヨーロッパ諸国における離婚率の変化と
その類型

ヨーロッパ諸国では、世俗化にともなう、
カトリックおよびプロテスタントの影響力は、
教理の内面化という価値観の側面、教会活動
への参加という集団的統制の側面の両方にお
いて、次第に弱くなってきた。このような世
俗化を促進した一つの要因は、産業化ないし
それにとともなう都市化である。都市生活は上
述の宗教観、宗教活動に対して影響を与えた

ばかりでなく、それ自体の作用として、対人関係を村落生活のそれとは異なったものに變容せしめ、特に労働者層において、親族・近隣などによる集団的統制の弱体化、匿名性の増大などをもたらしてきた。以上のような社会変動を背景として、離婚率の上昇は当然予想されるのである。

既に示した表9に従って、ヨーロッパ各国の離婚率の年次的変化を、1960～64年における年平均離婚率が高い国の順に図示すると、

図 8 のようになる。これらの図の観察にともなうて、各日における離婚率の変化を類型化すると、下に示すような三つのタイプに分けられる。



それぞれこのタイプの特徴は下記の如くである。

I 型 ㊦ = 次大戦を契機として、離婚率が著しく上昇し、ある時点で頂点に達した後、次㊦に低下して、やがて横ばいになりはゆるやかな上昇に移る。1960~64年の離婚率は1935~40年にくらべると高くなっている。

II 型 ㊦ = 次大戦を契機として、離婚率が著しく上昇し、そのまま低下しないで横ばい状態に移るか、あるいはなお上昇を続ける。

Ⅲ型 離婚率は元来低いまま、下横ばいを続け、大きな変化がない。

Iの類型に分類されるのは、オーストリア、ユーゴスラヴィア、フィンランド、西ドイツ、フランス、イングランドとウェールズ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、スコットランド、北アイルランドである¹⁾。Iは、標準的な西欧型とみなすことができよう。

Ⅱの類型に入るのは、ルーマニア、デンマーク、チェコスロバキア、スウェーデン、ア

1) これらのうち、ルクセンブルグ、北アイルランドは変動の中か小さく、率自体も低いので、Ⅲ型にかなり近いと考えられる。

イスラント、スイス、ノルウェー、であって、社会主義国あるいはスカンジナビア諸国が主体を形成する。²⁾ これらば、東、北欧型とも名付けることができよう。

Ⅲの類型に分類し得るものは、グラフに示した国の中では、ポルトガルだけであるが、離婚を認めない、イタリー、スペイン、アイルランド共和国なども一応この型に入ると考えることができよう。従ってⅢはカトリック型ないしは南欧型とよぶことが可能である。

2) これらのうち、デンマーク、スイスにおける変動はかたしⅠ型に近い性質をもっている。

資料の不足のために、類型の判断ができてな
かったのは、ハンガリー、東ドイツ、ソ連、
ブルガリア、ポーランド、ギリシアなどであ
る。戦後の離婚率におけるかなりはげしい上
昇傾向に注意する分れば、ハンガリー、ソ連、
ブルガリア、ポーランドはおそらくⅡ型に入
るか、または、それに近い性質をもつと考え
られる。

以上を示してきたように、ヨーロッパ諸国
の離婚率は、Ⅲ型を中心とする若干の例外を

除けば、類型の差は存するか、大勢として上昇の途をたどっている。特に顕著な上昇を示すのが、IIの東・北欧型である。このタイプに属する国々は、既に観察した1960~64年における高離婚率グループの中、型不明の4カ国を除けば、6カ国中4カ国を占め、中位離婚率のグループでは、型不明1を除いた8カ国中3カ国を占めている。すでに述べたように、現在ヨーロッパ諸国で、相対的に高い離婚率を示しているのは、社会主義諸国と、北欧福

社國家である。本節において、これらの國における離婚率の上昇は、亦二次大戰後も安定期に達することなく続けられてきたことが明らかになった。この点において、I型に属する西欧自由主義諸國との違いは大きいのである。

H 東西ドイツにおける離婚率の変化

社会主義体制において、離婚に対する規制力が著しく弱化するということを確認するためには、もともと同一であった国が分裂した場合に、分裂後の各部分の離婚率の変化を追跡することが最も賢明な方法であろう。東西ドイツにおける離婚率の観察は、このために有用である。

1954年から64年に至る東ドイツおよび西ドイツにおける人口1,000に対する離婚率の変化

を、表9から再掲すると、表19および図9のようになる。東ドイツにおいては、西ドイツよりも高い離婚率が見られるが、離婚率の差は、この期間を通じてほとんど変化しない。1961年のセンサスによると、西ドイツにおいては、カトリック44.1%、プロテスタント55.1%であるのに対し、1950年の東ドイツにおいてはカトリック11%、プロテスタント80.5%であった¹⁾。東西ドイツはこのように宗教的背景を異にしているから、東西の離婚率の差が

1) The Statesman's Year-book, 1965-66 による。

最初から存したものが、あるいは途中から生じたものかに関しては疑問がある。既に西ドイツの州別離婚率について示した資料からは前者の考えも無視する訳にはいかない。しかし、ここでは東西ドイツの分離当時の資料を入手できないので、断定を下すことができない。

東西ベルリンは、1948年以來 479 km^2 (西) と 403 km^2 (東) の二つの地域に分れたが、元來、國よりもあっと小さな単位である一つの

都市であったから、東西両地域の離婚率の変化の観察によつて、社会主義化の影響に関してより明確な結論に達することおこせるように思われる。宗教をとつてみても、1961年の西ベルリンでは、プロテスタント73.1%、カトリック11.4%であるのに対し、東ベルリンの推計では、プロテスタント69.1%、カトリック20.2%であつて、両地域はほぼ同様の数値を示している。²⁾

ベルリン(1935-48年), 西ベルリン(1949

2) The Statesman's year-book, 1965-66 に於る。

～64年), 東ベルリン(1954～64年)における人口1,000に対する離婚率の変化を示すと, 表20および図10のようになる。数値の脱落のためには推測によらねばならないが, 東西両ベルリンにおける離婚率は, 第二次大戦後急激に上昇し, 1949年に頂点に達したことは間違いない。1949年の離婚率5.66は, 西ベルリンに関する数値であるが, 東ベルリンの数値ははじめて得られる1954年から56年にかけての期間においては, 東西ベルリンの離婚率はほぼ

等しいことから、1949年の東ベルリンにおいても、西ベルリンと同様の高さの離婚率が存在していたと推測できる。西ベルリンでは1950年以後離婚率が急激に低下し、55年頃から戦前並みの率にもどり、1962年に最低値2.01を記録した後、再びわあかな上昇傾向を示しはじめる。これに対して、1954年から56年までは西ベルリンとほぼ等しかった東ベルリンの離婚率は、57年から次第に上昇しはじめる、西ベルリンとの差を大きくはらいていく。

1964年においては、西ベルリン2.23に対し、東ベルリン3.22となり、東ベルリンの離婚率は、西ベルリンの1.4倍強にまで達するものである。

東西ベルリンの対比において典型的にあらわれたように、社会主義の下では、旧来の伝統的な離婚観を打ち破る力がより強いように思われる。社会主義の下におけるこの破壊的な力は、際限なく作用しつづけるものではなく、いふれば新しい均衡点を見出すであろう。

が、仮にこのような均衡点に達したとしても、それは、キリスト教的道徳の影響をとりあつた社会における離婚率の場合よりも、かなり高い位置になるであらうと思われる。

I ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚率の変化

ヨーロッパ以外の地域における西欧文化圏の離婚率の変化は、西欧諸国と同様のパターンをとることが予測されるが、統計資料によってこれを示すことは、離婚率変化における「西欧型」の存在を確認することになる。ここでは、オーストラリア、ニュージーランド、米國、カナダをとりあげて観察する。これらの國における1935年以後の離婚率変化は、表

2) および図11に示す通りである。

オーストラリア、ニュージーランド、カナダにおける離婚率は例外なく西欧型、すなわち、前節において述べたI型の変化のパターンに従っている。

米國における離婚率の変化は、かなり高い水準において行なわれているが、型としては典型的な西欧型に入る。米國における産業化の速度は西欧諸國に比して、より顕著なものであったし、また、米國は新しい國であり、

西歐諸國に比して古い価値観にしばられることがより少なかったと思われる。このような意味で、米國は單に西歐型の離婚率の変動を示す一つの國と、このよりは、むしろ西歐型のモデルとなるべき性質をもっている。表21による觀察の期間は比較的短かいために、最初の年である1935年において米國の離婚率はすでに1.7という高さを示しているが、これは漸次的な上昇の結果、到達した値である。ちなみに、1900年以降の状態を示すと、表22およ

加図12の如くなり、きわめて典型的な離婚率変化を見出すことが出来るのである。

J 結 論

欧米における離婚率の地域的分布と変動は、キリスト教を背景とした集団的統制および倫理的自制による抑制と、これらからの解放という線に沿って説明できる。カトリックの作用は、倫理的にも、またおそらくは集団的統制の観点¹⁾からも、離婚抑制力として最も強いものであった。プロテスタントもまた、程度こそ弱くなるが、なお、離婚抑制の作用をもち続ける。人々が実際の行為において、ある

1) DURKHEIM は『自殺論』において、カトリックの集団的統制がプロテスタントのそれよりも強いと述べるが、おそらくそれは正しいであろう。しかし、本論では DURKHEIM が着目した「集団に参加(している)自体」自体の作用ではなく、価値観の媒介者としての集団を重視する。 cf. DURKHEIM (1897)

いは心理的な状態として教会への参加から離れていくとき、高い離婚率が出現するのである。産業化およびそれにとりなう都市化は、従来の人間関係のあり方を変質させ、個人的な動機に力をつく行為への自由を増大せしめるとともに、世俗的な思考方式を一般化し、キリスト教の影響力を弱めるように作用してきた。

西欧自由主義諸国においては、キリスト教は真正面から否定されることなく、少なくとも

も人々の心の隅に残存しつづける。このような状態で、キリスト教の影響が最も弱くなったのが、北欧の福祉国家の場合であろう。これに対して、東欧の社会主義国を中心として宗教自体に対する正面からの否定が現われた。この場合における離婚率の上昇は、西欧自由主義諸国におけるよりもはたしい。

法律は、ときにははそれ自体と現実の価値観との間にギャップを生じ、それ自体の作用を示すことがあるが、大抵の場合、価値観に従

って変容されるか、あるいは、解釈される。
離婚抑制力としての集団的統制は、欧米の
場合、かならずキリスト教という背景をもっ
ている。従って、欧米においては、家長長的
家族の制をとりとめていた場合でも、人類学
者達が問題にしてきたような親族組織自体の
作用は証明し得ない。宗教的価値観なし、
それにもとづく法律は、特にそれが禁止的な
規定を含む場合には、親族組織の形態如何に
かかわらず、親族組織の作用に優先して作用

すると考えられるのである。

Ⅲ 東南アジア—特に島嶼部— の離婚

III 東南アジア—特に島嶼部—の離婚

A. 島嶼部諸民族の離婚

1 対象の規定と問題点

本章では、東南アジアの諸民族に目をむけて、その離婚傾向について論ずる。東南アジアは大別して、大陸部と島嶼部に分けられるが、ここでは後者の中心を形成するマレーシア・インドネシアについて、若干の文系的な

るいは母系的民族にも注意しつつも、双系的な諸民族に重点をおいて離婚に関する資料を収集し、検討を加えることにする。

マレーシア・インドネシアの諸民族は、マレー人、ジャワ人などを中心として量的には双系制をとるものが多いが、父系的、母系的な民族もかなり存在して、変化に富んだ親族組織をもつ。これらの民族のうち、開化したもの多くは、イスラム教徒となっている。

既に述べたように、イスラム教はキリスト

教に比して、離婚に対してより寛容的である。われわれはイスラム教の教理、およびイスラムの規定する離婚手続きの作用にも注意する必要があるが、これらはキリスト教の場合程積極的な態度を示さないから、マレーシア、インドネシアにおける離婚の発生に関しては、親族構造の作用を、より重視しなければならぬと思われる。

2 スマトラ (Sumatra)

LOEB は、「インドネシアでは、離婚法におけるほと社会組織の形態がその影響を示しているところはない¹⁾」と述べ、父系社会において離婚が少なく、双系および母系社会において離婚が多いと主張している。LOEBの説は、既に述べた GLUCKMAN の説に先立って発表されている。GLUCKMAN は、アフリカの諸族の親族組織を検討した際に、はからずも同一の見解に達したのである。²⁾

1) LOEB (1935), p. 68.

2) GLUCKMAN (1950), p. 190.

LOEB (1935), 『スマトラの歴史と民族』(Sumatra, Its History and People)は、かゝる見解にもとづいて書かれているので、離婚に関しては、非常に適切な紹介がなされている。このような場合、主張によって現実がゆがめられるという危険性に注意しつつ、必要に応じて他の研究者による資料を参照しながら、主としてLOEBに従ってスマトラの諸民族の親族組織と離婚に関連する事項をまとめると以下のようなになる。

a Batak

(1) Batak 全体について

Batak は, Singkel, Pak-Pak, Dairi, Toba および Mandheling の言語群に分れる。³⁾ 主な生業は, 農耕 (水稲, 陸稲), および馬, 水牛, 豚などの家畜の飼育である。⁴⁾ 1815年のパトリ戦争以来, Batak 人は3分の1にあたる最南部の住民はイスラムに改宗し, また, 1860年以來ドイツ人宣教師によってキリスト教の教化が進められてきたが, なお半数以上は土

3) LOEB (1935), p. 20.

4) LOEB (1935), pp. 23 f.

着の宗教を奉ずる。⁵⁾

Batake は父系制の親族組織をもつ。⁶⁾ 原則として、男は他の氏族 (sib) の女と結婚しなければならず、また、この二つの sib は同一起源のものであるとはならない。⁷⁾ 複婚は許されているか、同時に姉妹と結婚することは許されないか。⁸⁾ 妻の数に制限はないか、通常、男は一人しか妻をもたない。⁹⁾

花嫁代償 (bride price) をおさめると、女は夫の氏族の財産になる。夫の死後、寡婦は

5) LOEB (1935), p. 20

6) LOEB (1935), p. 49.

7) LOEB (1935), p. 47.

8) LOEB (1935), p. 49

9) LOEB (1935), pp. 62 f.

夫の兄弟、甥、息子、あるいは最も近い男の親族と再婚するのを拒めば、婚姻のきつなを破ることになる。このような拒否をした場合、彼女は村長の奴隷とやらねはならない。彼女をうけついだす者は、彼女と結婚したくない場合でも、彼女を養わねはならない。(しかし、実際には、寡婦は花嫁代償 (bride price) を払いもとして自由を得ることができ、このような金を持たぬ場合でも、少なくとも、夫の親族の誰と結婚するかを選択することができ

きる。Toba族においては、寡婦に息子がいる場合には、彼女は夫の家族の中で再婚する必要がある¹⁰⁾と考えられている。南部 Batak では、女が子供を生まずに死んだ場合、花嫁代償が完納されていれば、女の父親は、他の女を代りに差し出す必要はない。¹¹⁾

Batakにおける離婚については、LOEB は数名の研究者の説を紹介している。順次挙ると次のようになる。¹²⁾

(i). JOUSTRA

10) LOEB (1935), pp. 49 f.

11) LOEB (1935), p. 50

12) LOEB (1935) pp. 69 f.

昔の慣習法においては、離婚は知られておらず、女は離婚を請求することができなかった。

(ii) VAN OPHUIJSEN (南部 Batak に関して)

きわめて特殊な事情がない限り、Batak の結婚は一生続く。

(iii) WILLER (1846年, Mandheling Batak について)

仮に花嫁代償を返すつもりがあっても、妻および妻の親族は、離婚を要求すること

ができない。しかし、妻は花嫁代償の全額
あるいは一部を返して、離婚してくれるよ
うにたのむことはできる。夫が性的不能で
ある場合、妻は夫と別れるか、夫の親族の
一人のところへいく権利をもつ。夫は花嫁
代償をとりもたすことなく、妻を離婚して
実家へ返すことができる。夫はまた、妻を
実家に戻さずに離婚することもできるが、
この場合には、別の住居、食物、衣服を与
えねばならず、離婚された妻は夫のために

効かぬはずなり。

(IV) WARNECK

正式に云へば、花嫁代償が支払われた後には、離婚は起り得ない。花嫁代償の支払いは、取消しのできない取引を完了する。

しかしながら次のような場合もあり得る。

① 夫が妻に侮辱された場合、妻を実象に帰し、彼女が再び売られてから、花嫁代償をとりもどす。この場合、夫は婚礼の費用を損するのみならず、妻の親族にかなりの贈

り物をしなければならぬ。②妻が逃れた場合、夫は花嫁代償と婚礼の費用をとり戻す。

(V) JUNGHUHN (1847年, Toba族について)

Batakにおいて、離婚はめったにおこらないが、sei-sei とよばれる特別の慣習法との関連においておこることがある。

もし夫が妻を追っ出したいとすれば、文句なしにできる。既に代価が払ってあるからである。この場合、妻は何ももらえず。

子供は夫に属する。これに対して、妻が夫と別れることを欲す場合には、sei-seiの慣習が適用される。これによれば、女の両親は、6ヤードの布からなる花嫁代償を返済し、水牛をほうって饗宴を行なわねばならない。子供は夫のものとなる。このことは女にとって離婚をほとんど不可能にする。

(vi) JORESTRA, (Karo の離婚の儀式について)

離婚が行なわれようとする場合、饗宴がいらされる。饗宴は和解の形として、落念

のある側によつて行なわれるのであるが、
和解が成立しない場合、この饗宴が婚姻の
きまつたときとはなつた後となる。饗宴の後、
keh-keh bohah という慣習的行事が行なわ
れる。すなわち、米を煮る竹筒を二つに割
つて空に投げ、そのおち方をみて、集つた
人々に離婚の成立如何が告げられる。二片
がそろつて仰向けか俯向けにおちた場合は
和解の見込みがなくもないと考えられる。
二片の裏表がそろわなかつた場合には、離

婚は取消し不可能である。

LOEB は指摘してゐないけれども、以上の記述のうち、WILLER の Mandheling Batak に関するものは、イスラムの離婚法そのもの、あるいはその強い影響を受けたものではなからかと推測される。離婚が比較的容易と考えられるのはこの例のみであるが、実際に離婚が多少いかにどうかについては触れられてゐない。他の諸例から見れば、Batak においては、離婚

はほとんど発生しないか、あるいはほぼわめて少ないように思われる。

(2) Toba Batak について

既に紹介した LOEB の記述においては、5つの言語群に分れる Batak の慣習が、一まとめにして扱われている。このような地域差を無視した記述は、とらえれば後空のイメージをつくり上げる危険性をもっている。そこで地域を Toba Batak に限って、VERGOUWEN (

1964)¹³⁾ の記述に従って、ほぼ同じ内容について検討することにしよう。

Toba Batak の結婚は、父系制にもとづいて行なわれ、その目的は男系に沿って家系を存続させることにある。土地、財産、名前などは男系を通してのみ相続あるいは継承される。¹⁴⁾

結婚は花嫁代償による結婚で、女は一定額の現金または物品の支払によって、彼女の属する集団から、夫の集団へと譲り渡される。娘を「所有」するのは、彼女の父が、父が死

13) この著書は1964年に英訳されている。以下、引用頁は英訳本における頁を示す。

14) VERGOUWEN (1964.), p. 12.

亡（た場合には兄，または伯（叔）文で，
parboru とよばれる。¹⁵⁾ 復婚は許されているか
 まれである。¹⁶⁾

娘は嫁入りに際して，夫に尊敬されるよう
 に，pauseang とよばれる自分の財産としての
 土地を与えられる。¹⁷⁾

夫が死亡した場合，寡婦は自分の親族のと
 りに帰るが，夫の近い親族か，遠い親族な
 り（他人と結婚する。前者の場合，花嫁代償
 は必要ではないが，後者の場合には必要であ

15) VERGOUWEN (1964), p. 156

16) VERGOUWEN (1964), p. 232

17) VERGOUWEN (1964), p. 204.

る。妻が子供を生まずに死亡した場合、夫は
その妹と結婚することが多い。⁽¹⁸⁾

若夫婦は、結婚後しばらく夫の両親と同居
する。彼等が一人前となるのは、正式に一軒
の家をもったときである。嫁姑関係が良好な
場合、独立の時期は遅くなり、悪い場合には
数ヵ月で独立する。通常、長子が生まれるま
でに独立した妻帯をもつようになる。⁽¹⁹⁾

離婚をもたらす原因としては、才1に明ら
かな性的不能、才2にら病、精神病、才3

18) VERGOUWEN (1964), p. 158.

19) VERGOUWEN (1964), p. 217

に子供がいないこと、が挙げられる。²⁰⁾ 古い厳格な法によると、妻は自分の意志で離婚することかできない。²¹⁾ また、妻の妊娠中は離婚することかできない。²²⁾ 妻の不貞が明らかになったとき、夫は彼女を実家に送り返すことがある。夫の不貞は妻の離婚請求の理由とはなり得ない。²³⁾

Silindung では婚姻の安定性が高く評価され、離婚はめづらにおこらない。夫婦の不和を調停するため、血族、姻族、首長、友人などが

20) VERGOUWEN (1964), pp. 248 f.

21) VERGOUWEN (1964), p. 252

22) VERGOUWEN (1964), p. 254

23) VERGOUWEN (1964) p. 254.

が集めて努力するが、調停が無益と判明した場合には、賤政的に関係する者之間で離婚についての話し合いがなされる。Tobaのように婚姻の安定性に対して、Silindungにおけるほど、高い価値づけがなされていないところでは、5、6人の者だけが、離婚に関与する。²⁴⁾

離婚の声明は、夫妻または他の者による象徴的な儀式をともなわねに行なわれる。離婚の決定に関与した首長は、一般の紛争解決の場合と同様、pago-pago とよばれるしるしの

24) VERGOUWEN (1964), p. 256

金をうけとる。²⁵⁾

離婚に際して、妻の方に非がある場合、夫は「花嫁代償」を全くとり戻さないか、一部だけとりもどし、残額を彼女の再婚によって得られた「花嫁代償」から受けとるようになる。これに対して、妻の方に非がある場合、夫は支払った「花嫁代償」よりも多い額の返還を要求することができ²⁶⁾

文母の離婚後、子供は父のもとにとどまる。乳児のみ、2、3才になるまで、母親にあず

25) VERGOUWEN (1964), p. 257

26) VERGOUWEN (1964), pp. 260f.

けられるか、夫はその同養育料を払わねばなら
ない。²⁷⁾

Toba Batak の社会組織に関する VERGOUWEN
の記述は、LOEB による Batak 全体について
の記述と余り変らない。この意味で、Batak
の社会は全体としてかなり類似した構造をも
っていると言えよう。

VERGOUWEN によれば、Silindung におい
て離婚が少なく、また、人々が離婚に際して

27) VERGOUWEN (1964), p. 261.

生ずる経済的の問題に關与するのを取らざるの
 は、キリスト教と文明化との影響のよゝに思
 われる。²⁸⁾ また、妻が実家から財産を与えられ
 ること、寡婦が花嫁代償と交換に他人と結婚
 できること、なほ、LOEBの記述におけるほ
 と、妻が夫側の親族に強く従属してゐないこ
 とを示している。このよゝな觀點にたつと、
 Batakにおいて離婚がもともとは皆無に近かつ
 たと考へざるはやゝ行き過ぎかも知れない。
 しかし、VERGOUWENの記述によつても、離婚

28) VERGOUWEN (1964), p. 259

は、少なくとも女にとっては、非常に困難なように思われる。また、程度之差はあれ、離婚に際して、親族その他による干渉が行なわれるようである。

結論として、Batakにおいては、キリスト教による離婚阻止、イスラム教による離婚手続きの制変化などの影響がいくらかみられるが、親族組織自体の作用としては、嫁を夫方の集団へと完全に入れこむことによつて、離

婚防止の傾向がかなり強く存していたように
思われる。

b Minangkabau

Minangkabau は、スマトラ中部西側に居住し、主として農業、交易（特に牛の売買）、手工業、狩猟、漁業などに従事してきた。

Minangkabau にイスラム教がとり入れられたのは、16世紀中葉とされているが、Willincle は高地の大部分は18世紀後半においても改宗していなかったと主張している。19世紀初頭、イスラムの司祭達（padri）は、國の異教的な状態に満足せず、力にうったえて、厳格なイ

イスラム法の導入に抵抗した者すべてを殺したり、奴隷にしたりした。人々はこれにもかゝらぬ、母系的な慣習法を維持しつゝ、イスラムの命令に対して、形式的・外見的な譲歩をしたに過ぎない。²⁹⁾

Minangkabau は母系制にもとづく社会組織をもつ。³⁰⁾ 古くからあった4つの sib (suku) は、現在、より小さい多数の外婚的単位に分裂し、それぞれの名前をもつてゐる。³¹⁾

Minangkabau の最小の政治単位は、

29) LOEB (1935), p. 98.

30) LOEB (1935), p. 111.

31) LOEB (1935), p. 103.

sa-buah-parui とよばれる、共通の女系祖先から来たものすべてからなる。この母系親族はさらに、djurai とよばれる支族または家族に分れる。各々の djurai は、別々の家に住み、一家の最年長の女性の長兄によって支配される。³²⁾

Minangkabau の財産は、共同財産 (harto pusako) と私有財産 (harto pantjarian) の二種に分けられる。Minangkabau 高地では遺言法がなく、個人が死ぬとその私有財産は、

32) LOEB (1935), P. 105.

djurai の共同財産に加わる。³³⁾

慣習法によれば、結婚によつて、男は女を所有したことになるが、また、女も男を所有したことになる。夫は、妻が貞節であることを要求できるが、それ以上のことを要求する権利を持たない。夫は妻に衣服をつくつてくれということもできない。この仕事は夫の母と妹の義務である。夫は妻または妻の家族から食事をよばれた場合、その代価を払うものとされる。妻は夫にときとき来て夫婦と

33) LOEB (1935), p. 108.

しての機能を果たすことを要求できる。夫が妻の気に入らうとすれば、家事の手伝いや水田を耕作の手伝いをすることができる。また、ときどき、おくりものをしたり、生計のために一定の金額を支えることもできる。しかし、これらはすべて夫の自由意志に依存しており、慣習によつて強いられるのではない。実際、もし、夫が私有財産を妻に分つようなことがあれば、彼は自分の家族との間に同意をおこし易い。³⁴⁾

34) LOEB (1935) PP. 111 f.

Minangkabau では、最初の結婚だけが社会的に重要であると考えられている。初婚の場合の婚約は、当事者の少年少女に相談せず、双方の家族 (djurai) によってとり結ばれる。少年は通常15才頃、すなわち、彼等の割礼の時期に、少女は初潮をみるころに結婚する。この早婚に付帯する社会的重要性にもかゝらなく、結婚はあつたに永続せず、女は20才に達するまでに、夫を5、6回かえることもまれではない。³⁵⁾

35) LOEB (1935), p. 114.

年長のきょうたいが結婚してしまうと、家族は当該の娘のために適当な夫をみつけてやり、仲人をたのんで少年の家族の意向を打診する。少年側の家族の同意が得られると、少女の家族は、ささやかなしるし(品) (Tandos)をおくり、少年の家からもしるし(品)を受け取る。Sib (Suku)の長は、婚約の成立を知らされ、婚約が公けになる。結婚前にせよ、結婚後にせよ、この結婚が破れたときには、これらの品は返却される。一方が契約を破る

たとえ、他方はおくりもの返却を一方的に
要求するが、同意によって解消する場合には、
双方からしるし品が返される。³⁶⁾

イスラム法とは逆に、婚礼費用の大部分は
花嫁の家族が負担する。イスラム法を尊重し
て、銀貨の形で花嫁代償が象徴的に贈られる
が、実際には花婿が買われるのである。これ
は、25~60 guldensの持参金によってなされ、
花嫁の家から花婿の家へ運ばれる。この ame
と呼ばれる小額の持参金は離婚に際して返却

36) LOEB (1935). PP. 145f.

される。³⁷⁾

理論的には、夫の親族と妻の親族は、結婚によつて、互いに特別の關係をもつようにはならない。しかし、実際には、Batak の場合のように、結婚は集団的交換の様相を保持している。つまり、妻が死ぬば、「双方の家族のきずながきれないよう」に、妻の姉妹の一人と結婚することが非常に望ましいと考へられている。同様の理由で、男は死亡した兄弟の妻と結婚することが望ましいとされる。³⁸⁾

37) LOEB (1935), p. 115.

38) LOEB (1935), p. 113.

Minangkabau では、インドネシアのどこにおけるよりも結婚がこわれ易い。夫の訪問が少なくなり、夫がもはや妻をかえりみないことを家族がさとると、その結婚は破棄され、双方はできるだけはやく再婚する。イスラムの影響を受けていないところ程、形式ぬきの離婚が行なわれる。以前は Minangkabau 全域においてそうであった。夫は自分のものをまとめて立去るだけである。夫はその動機を家族や知己に記し、妻または妻の母は、その

動機を家長に話す。親族の長 (panghule) は離婚に関与しない。妻が別にこれという理由がないにもかかわらず、夫と別れたいと思ふときは、寝る場所を変えて夫の注意をひく。夫は妻の意図を推察して、妻の家を訪れるのをやめる。³⁹⁾

Minangkabau の親族組織および離婚については、COLEも、LOEBとほぼ同様の見解を示している。⁴⁰⁾ (COLEの著書の中に、夫が「借り

39) LOEB (1935), p. 116.

40) COLE (1945).

られた人」(orang samando)とよばれるという
 記述⁴¹⁾、および、子供は母親のもとにどまり
 え、で財産をともにするのだ、これらのことわ
 れ易い婚姻関係は、大部分の社会のうちで最
 も重要ではな⁴²⁾いという指摘があることをつけ
 足しておく。

WILKENは、Padang高地に居住するMinangkabau
 の婚姻関係が破れ易いことを指摘している。⁴³⁾

ALKEMAとBEZEMERは、Minangkabauにおける
 離婚が、完全にイスラム法による規制され

41) COLE (1945), p. 253.

42) COLE (1945), p. 266.

43) WILKEN (1893), Translation, pp. 329f.

ていと述べている。⁴⁴⁾しかし、LOEBによつて指摘されてくるように、この記述を過大評価することは危険である。

HARSJA W. BACHTIAR は、Minangkabau の男がイスラム法による便利な離婚制度を利用して妻を離婚し、何度も再婚すると述べている。例えば、共産党の指導者 PITUHUN DATUK PADUKO BASA は、これまで14人の妻をもつたことがあるが、現在ではそのうち3人の名前しか覚えていない。LANDJANUN DATUK RANGKAJO BASA

44) ALKEMA & BEZEMER (1927), Translation, p. 76.

NAN PANDJANG は 4 人の妻と離婚しており、現在では 2 人の妻のうち 1 人だけをおとづれて
いる。MARDAMIN DATUK MARADJO BASA NAN PUTIH
はこれまで 11 人の妻をもった。33 才の
DJASIR DATUK PADUKO MARADJO NAN GAMUK は、すでに
7 人の妻をもった経験があり、現在ではその
うち 2 人との婚姻関係を継続している。⁴⁵⁾

DJAMOUR は、中部スマタラの Agam の Minangkabau
地域において、短期間の実地調査を行なった
が、1953 年の Agam における婚姻、離婚、およ

45) BACHTIAR (1967), p. 367.

び離婚取消しは、それぞれ 3,928 件、348 件、
51 件である、予想されたよりも離婚が少な
かったと報告している。⁴⁶⁾

以上の記述から、イスラムの影響と若干う
けた母系制社会である Minangkabau において
は、一般に、離婚傾向がかなり高かったと言
いうるであろう。

46) DJAMOUR (1959), p. 135.

C その他民族

LOEBは Batak, Minangkabau に続いて, Nias 島, Mentawai 諸島, Engano 島, Atjeh, Gajo, Alas, Lampong, および未開諸部族に関する記述を行っている。これらの記述には、糸=者におけるほととの詳細さがなく、またここでは一々紹介している余裕もないので、記述の不十分な Mentawai, Alas, 未開諸部族を除いた五つの民族について、宗教、系譜、婚姻後の居住地、逆縁婚、連帯婚、花嫁代償、および

離婚の程度について一覧表をつくと、次頁
のようになる。父系的である Nias, Gajo,
Lampung において離婚が少なく、父系的傾向
をもたぬ Engano, および Atjeh において、離
婚が多いようである。また、イスラム教の離
婚率に対する影響は、ここでは認め難い。

民族	宗教	系譜	婚姻後の居住地	逆縁婚連帯婚	花嫁代償	離婚
Nias	土俗宗教	父系的	父方居住	逆縁婚がある	高い	離婚権は妻方にある。ただし、認められている離婚原因は少ない、条件はきびしい。
Engano	土俗宗教	父系的氏族も母系的氏族も存在している。	母方居住	逆縁婚、連帯婚がある	高い	離婚が多い
Atjeh	イスラム教	双系的	母方居住		やすい	他のイスラム教国より少ないという説と、非常に多いという説とがある
Gajo	イスラム教	父系的	一時的に母方居住。後に父方居住。	逆縁婚がある	厳密の意味での購買婚はない。夫は妻の家族に贈物をする。妻は資産ついで結婚する。	少ない
Lampung	表面上イスラム教	父系的	父方居住	逆縁婚、連帯婚がある	高い	なし

3 ジャワ (Java)

ジャワ島に関しては、資料が豊富なジャワ人 (Javanese) のみをとって挙げることにする。

ジャワ人の家族および離婚に関しては、HILDRED GEERTZ の報告が最も詳しい。⁴⁷⁾ 本論では、まず彼女に従って、Java人における親族、家族、離婚の概要を述べてから、他の研究者の記述による裏付けを示すことにしよう。

GEERTZ の調査地は、中部ジャワにある Modjokuto (仮名) という人口 20,000 の町で、

47) GEERTZ, H. (1961)

調査期間は、1953年5月～1954年9月であった。

ジャワ人を宗教的にみると、イスラム教を信奉する santri、ヒンズーおよび仏教の影響の強い prijaji、ア＝ミスム的な傾向をもつ abangan に分けられる。⁴⁸⁾ 婚姻、離婚、葬儀などは、村のイスラムの宗教官吏 (modin) を通して行なわれる。⁴⁹⁾

ジャワ人の親族組織は双系的で、系譜は父母双方を通してたどられる。遺産は男女の子

48) GEERTZ, H. (1961), p. 3. なお、santri, prijaji, abangan の特質については、GEERTZ, C. (1960) により詳しく論じられている。

49) GEERTZ, H. (1961), p. 71. この意味で、浸透度の差はあるが、全体としてイスラムが受け入れられている。

供に平等に分配される。婚姻時の居住は、最初の1年位は夫方、妻方のいずれかに住むが、その後には新居を設ける。⁵⁰⁾

双系制の次に重要なジャワ人の親族組織の特徴は、核大家族が存在しないこと、および核家族が構造的に自立性をもつことである。このように親族構造においては核家族に対して強調がおかれるのであるが、副次的な構造として親族関係にある女達のつながりがある。⁵¹⁾

結婚は、多くの場合、少年少女の両親によ

50) GEERTZ, H. (1961). P. 76

51) GEERTZ, H. (1961). PP. 77f.

って決められる。娘の最初の結婚は、初潮の
すぐ後にとり決められ、多くの娘は、16才
までに結婚する。男子は、通常、より成熟し、
家族を扶養できるようにならないうちに結婚しない。
従って結婚年齢は14~30才位までの中がある。
あるインフォーマントによれば、16才になっ
てもまだ未婚の状態の娘をかゝっている父親
は、このような年をとった娘を手許においてい
ることに当惑するという。このような場合の
解決法は、たとえば1週間以内で離婚するという

了解のもとに、娘と一時的に結婚することに同意する男をみつけることである。初婚は、高い割合で離婚に終る。再婚は初婚に比してより形式的ではなく、当事者自身の関与がより著⁵²⁾し。

abangan に属する貧しい都市住民達は、結婚は親族以外のものとの間で行なうべきだと考えている。離婚がおこった場合、たゞでさえ不安定な親族関係が、必要以上に緊張するからである。これに対して、離婚率が低く、

52) GEERTZ, H. (1961), pp. 55f.

一家の財産をより多くもっている上流の

prijaji は、親族内婚に対して、しばしば非常に好意的である。⁵³⁾

離婚はイスラム法に従って村の宗教官吏 (modin) のところで行なわれる。最も一般的な形式は、夫が妻に talak を与える方法である。大部分のジャワ人は、イスラム法のこみ入った法律的手続きを知らないので、離婚の方法については、宗教官吏の技術にまかせる。多くのジャワ人は、イスラム法が厳密に解釈

53) GEERTZ, H. (1961), P. 60.

された場合、妻が夫を離婚することばかりわわ
ておそれかしいということも知らない。彼等は、
実際に離婚を宣言することのできるのは男だ
ということを知っているが、大部分の女は、
たゞ夫のところから逃げ出すことによつて、
夫を説きふせて離婚させることができる。⁵⁴⁾

アニミズム的な宗教と、個人主義的な倫理
観をもつ abangan は、離婚を全く状況的に考
えて、離婚はそれ自体良くも悪くもないとす
る。⁵⁵⁾ 正統的なイスラムの教義を強調する

54) GEERTZ, H. (1961), P. 72.

55) GEERTZ, H. (1961), P. 137.

santri は、離婚が道徳的に悪いと考えている。しかし、santri においても、都市に居住する教養のある者を除けば、abangan と同様に、高い離婚率が見られる。⁵⁶⁾ ヒンズー = 仏教的傾向をもち、貴族のメンバーで、町の住民である prijaji は、santri や abangan に比して、かなり低い離婚率をもっている。Modjokuto の prijaji の夫人のほとんどすべてが加入している婦人クラブの会員 180 名のうち、自分自身または夫に離婚経験があるのは 5 名にすぎない。

56) GEERTZ, H. (1961), p. 138.

57)

ジャワ人の離婚は、多くの場合、若い夫婦の肉でおこるが、子供がある場合も（ほしほ）ある。この場合、子供は、一時的あるいは永久的に、祖父、祖母、両親のきょうだい、あるいは父、または母に引きとられ、新しい家族の中にくみ込まれる。⁵⁸⁾

Modjokutoにおいて、1952年10月から1954年2月までに生じた離婚のうち、6%は結婚後1ヵ月未満、18.5%は1ヵ月以上6ヵ月未

57) GEERTZ, H. (1961), p. 138

58) GEERTZ, H. (1961), p. 32.

満、累計して41.5%が1年未満に発生したものである。⁵⁹⁾新婚夫婦のために新しい家を建てる者は少ない。その年のうちに離婚する危険性が高いからである。⁶⁰⁾

離婚の主な原因は、(1)夫の不貞、⁶¹⁾(2)夫または妻の経済的な無責任さ、(3)姻族間のあらさがし、(4)夫婦間の不和などである。⁶²⁾

H. GEERTZ は、ジャワ人の離婚を多くしている社会的な要因のいくつかを挙げているが、それらは次の通りである。⁶³⁾

59) GEERTZ, H. (1961), P. 73.

60) GEERTZ, H. (1961), P. 75.

61) 妻の不貞もあるが、比較的まれである。

62) GEERTZ, H. (1961), PP. 139~144.

63) GEERTZ, H. (1961), P. 144.

- (i) ジャワ人の親族組織には、花嫁代償、離婚に際しての財産の不公平な配分、など、離婚を阻止するような制約化された側面がない。
- (ii) 親族組織は、離婚を阻止しないばかりか、離婚を容易にするように作用する。離婚した夫妻の子供は、夫妻のきょうだいの家族に容易に引きとられ、離婚した妻は両親のところに容易に帰るこゝろができる。
- (iii) 当事者以外のとりきめによる結婚が行な

これ、個人的な選択は、結婚後に行なわれる。配偶者を自分で選んだ場合でも、短期間の判断によるもので、つき合いの期間が短いために、同様の結果を生ずる。

- (IV) 婦人が経済組織の生産的な側面に参加でき、独立生活が可能である。

KOENTJARANINGRAT は、中部ジャワの南部のジャワ人について、H. GEERTZ の記述とほぼ合致する報告をしている。⁶⁴⁾ 簡単にまとめると

64) KOENTJARANINGRAT (1960, 1967). 1967年の論文における家族・離婚に関する記述は、1960年のものにほぼ等しく、また、親族・家族・離婚については1960年の論文における記述の方が詳しいので、本論では、KOENTJARANINGRAT (1960) からのみ引用する。

以下のとおりである。

都市の伝統的な家族、および農村においては、結婚は、当事者、少なくとも娘の同意なしに、両親によってとりきめられる。⁶⁵⁾

新婚夫婦の住居決定については、定まった規則はない。理想的には独立した世帯をもつのがよいが、KOENTJARANINGRATの調査した村においては、最初は母方に居住するというパターンがあった。この地域では、娘は15~18才、少年は17~20才で結婚し、経済的に自

65) KOENTJARANINGRAT (1960), P. 100.

立てきるとは考えられないので、十分に成熟するまで、通常3、4年間、いずれか一方の両親のところに住む。新婦の見知らぬ家で姑と共に住むよりも自分の家に住むことを好むのに対して、新郎は昼間は方々にちらばった水田で働くので、どこに住むかに関しては通常無関心である。このため、新婚夫婦はほとんど例外なく花嫁の両親の家に居住することになる。⁶⁶⁾

妻帯は、消費、生産、子供の養育、儀礼、

66) KOENTJARANINGRAT (1960), P.102

社会活動等の単位として、ジャワ人の社会においては最も基礎的な集団である。⁶⁷⁾ 夫は一家の長であるが、妻はより高った地位をもつ訳ではない。ジャワ人のものの考え方によると、夫婦は家族生活をいとなむために一緒に働くことが期待されている。⁶⁸⁾ 遺産は、子供達に平等に分配される。⁶⁹⁾ 複婚は、ジャワ人社会においてはまれである。⁷⁰⁾

離婚に関しては、ジャワ人はイスラムの手続きに従う。離婚は妻の同意を必要とせず、

67) KOENTJARANINGRAT (1960), P. 102.

68) KOENTJARANINGRAT (1960), P. 104.

69) KOENTJARANINGRAT (1960), P. 107.

70) KOENTJARANINGRAT (1960), P. 103.

夫の要求だけによつて認められる。子供の処置について定まつたきまりはないが、母親の再婚をなせうけたい子供は母親に従う。離婚に際して、夫妻は自分の持つて来た財産は自分のものにするが、共同で得た財産は、 $\frac{2}{3}$ を夫が、 $\frac{1}{3}$ を妻がとる。⁷¹⁾

ジャワにおいては離婚が非常に多く、特に村落および都市の下層民に多い。KOENTJARANINGRATは、この理由として、第一に、当事者の同意なしにとり決められる伝統的な結婚

71) KOENTJARANINGRAT (1960), p. 104.

が多く、その結果、結婚生活の初期に深い情緒的な結びつきが欠けていることを指摘する。そして、この外、要因として、都市下層民における配偶者選択がでたらめなこと、および離婚が道徳的に悪いという考えがジャワ人の間に存在しないことを挙げている。⁷²⁾

RAFFLES は、その著『ジャワ史』⁷³⁾において、ジャワ人には早婚的な傾向があることと、結婚が当事者によつてではなく、両親および

72) KOENTJARANINGRAT (1960), p. 104.

73) RAFFLES (1817)

親族によってとりきめられることを指摘して
 いる。⁷⁴⁾ RAFFLES は、さらに、妻界でジャワは
 と離婚が多いところはないと述べる、これは
 イスラム法によって与えられた容易さに加え
 て、妻が夫に満足しなくなればいつでも、慣
 習によって定められた金額を夫に払うこと
 によって、婚姻の解消を要求することができ
 ためである。この場合、夫は妻の申し出をう
 け入れなくてもよいが、地方の人々の意見や
 慣習の要請、争いながら妻と一緒にいても家

74) RAFFLES (1817), Vol. I, P. 317.

庭の幸福が犠牲にされると思われること、彼を嫌悪し、侮つてしている者を養つていふという恥辱をうけることなどを考慮して、通常妻の申し出をうけ入れさせられる。この種の離婚は、manchal とよばれる。⁷⁵⁾

VAN DER CROEF は、イスラム教による婦人の離婚請求権の抑制を認めつつも、婦人が離婚的に行為をほしめることに対する許容か、慣習法に存していることを指摘している。⁷⁶⁾

妻の離婚権に関しては、以上とやゝ異な、

75) RAFFLES (1817), Vol. 1, P. 320.

76) (VAN DER) CROEF (1954), P. 192.

にユアンスをもつ見解もある。すなわち、
S. TAKDIR ALISJAHBANA は、今日に至るまで、
夫が妻を離婚することは非常に簡単であった
が、妻が夫を離婚することは非常に困難であ
ると述べている。⁷⁷⁾

DJAMOUR は、1953年におけるジャワのイス
ラム教徒の離婚統計を示しているが、それは
表23の通りである。⁷⁸⁾ 結婚100に対する離婚比
を算出すると、West Java の61.2から、
Jogjakarta Area の38.1に至る差があるが、

77) [S. TAKDIR] ALISJAHBANA (1966), p. 115.

78) DJAMOUR (1959), p. 135.

いずれにしても、ジャワの離婚傾向が非常に高いことが数字によって明らかとなる。

以上に述べてきたように、双系的親族組織をもち、確固たる親族集団の枠組をもたぬジャワ人の離婚傾向はきわめて高い。離婚の申し出は夫の側からはきわめて簡単であつたし、妻の側からも比較的容易であつたと考えられる。妻側の離婚請求を非常に困難であるとする S. TAKDIR ALISJAHBANA の見解は、イスラ

この法自体の性格から云えば正しいかも知れないが、これを過大評価することは適当ではないと思われる。離婚発生の要因に関する

KOENTJARANINGRAT の指摘は、やや皮相的であつて、H. GEERTZ が指摘したような親族組織の作用を特に重視する必要があると思われる。

4 ボルネオ (Borneo)

ボルネオには多くの民族が住んでいる。例
えば、北および西ボルネオだけでも、
Kedayan, Bisaya, Dusun, Melanau,
Kelabit, Murut, Kenyah, Kayan, Sea
Dayak, Land Dayak, マレー人、インドネ
シア人、インド人、中国人などが居住してい
る。ここでは最も数的に多い土着民である
Sea Dayak (Iban) だけをとりあつること
にする。Sea Dayak は主として Sarawak

に居住するが、Sarawakにおけるその人口は、1960年センサスによると、237,741人で、全人口の約3分の1を占めている。⁷⁹⁾

以下、FREEMAN (1960) の記述に従って、Sea Dayakの社会構造の概要を示し、さらにその他の資料を用いて、彼等の離婚傾向を検討しよう。

Sea Dayak は Iban とよばれる原マレー人 (Proto Malay) で、焼畑による陸稻栽培に従事している。⁸⁰⁾ FREEMAN の調査対象は、

79) HEYWARD (1963), P. 44.

80) FREEMAN (1960), P. 65

Sarawak の Third Division の Baleh 川流域
 に住む Ulu Ai Iban で、調査時期は、1949年2月
 ~1951年1月、および1957年12月~1958年
 3月の2回である。⁸¹⁾

Baleh 川の Iban は、ロングハウスに居住
 し、それぞれがロングハウスは、小さい家族
 集団 (bilek family) が住む独立した部屋から
 成り立っている。⁸²⁾ コミュニティの大きさは、4
 から50家族に至るまでかなりの中あり、平
 均14家族から成っている。ロングハウス、コ

81) FREEMAN (1960), pp. 65f.

82) FREEMAN (1960), p. 66.

ミニニテイは、団体的集団として、経済的活動を行なうというわけではない。しかし、ロンカハウスの成員であることにより、bilek家族は多くの義務を課せられている。ミニニテイの幸福は、宗教儀式にかまわっているとして一般に考えられており、この儀式を維持するために、すべての成員が責任をもつのである。かくして、ロンカハウスに加入する場合は、必ず加入儀式が行なわれる。⁸³⁾

各々の bilek 家族は、自立的な団体的集団

83) FREEMAN (1960), pp. 69f.

(corporate group) である。典型的な bilek 家族は、祖父母、息子とその配偶者、または娘とその配偶者、および孫という三代から構成されている。この種の五代家族 (stem family) は、通常6、7人のメンバーをもつ。このような家族は、子供達の1人が結婚して、祖先からの部屋 (bilek) にとどまることにより、団体としての存在を続ける。他の子供達は嫁出して、他の家族の成員になることができる。⁸⁴⁾

84) FREEMAN (1960), p. 66.

婚姻が重要であることは、婚入してきた者が、その家族における完全な成員資格を獲得し、自分の生まれた家族におけるすべての共同財産相続権を失なうという事実によつて示される。さらに、婚入してきた者は、しばしば bileke 家族の経営に重要な役割を果たすようになる。このように、Iban の社会においては、夫婦のむすびつきが重要であり、若干の側面においては、きょうだい関係よりも重要とされる。⁸⁵⁾ 以上のことから、Iban の結婚形態は、

85) FREEMAN (1960), P. 67.

utrolocal とよひうる。⁸⁶⁾

bilek 家族においては、きょうたいは相続財産共有者であり、年長年下、男女、実子養子の別による権利の差はない。⁸⁷⁾

Iban は単婚的である。⁸⁸⁾ 結婚に際しては、いかなる種類の実質的な花嫁代償や持参金をもととなわない。⁸⁹⁾

両親の主な関心は、新夫婦がどこに住むかということである。双方の親は、婚出によって子供を失なうことに強く反対するので、文

86) FREEMAN (1960), p. 67. FREEMAN は、utrolocal という語によって、文方あるいは母方居住のいずれかを示されておよび、そのいずれか特に好まれることがないという結婚のシステムを意味せしめている。

87) FREEMAN (1960), p. 68.

88) FREEMAN (1960), p. 75

89) FREEMAN (1960), p. 75.

方か母方かという決定がなされるまでに、
bilek 家族内で、しばしば重大な意見の不一
 致がみられたり、けんかが行なわれたりする。
 Neo-local な居住は行なわれない。⁹⁰⁾

Third Division の Iban の慣習によくと、夫
 妻はいつでも協議によって離婚することがで
 きる。配偶者を捨てた者は、名目にすかぬい
 ような罰金を課せられるだけである。このよ
 うな条件の下では、夫妻は、望むならば、簡
 単に結婚に終止符を打つことができ、離婚が

90) FREEMAN (1960), P. 75.

はんばんに発生する。しかしながら、離婚す
 るのは35才以下の若い男女に限られている。
 35才に達する頃には、大部分の者は、安定し
 た永続的な結婚生活ができるようになってい
 る。35才頃というのは、bilek 家族の財産を
 やりくりするようになる年令で、bilek 家族
 を順調に維持発展させ、富、威信、その他
 Iban において認められている目標への到達
 は、婚姻関係をうまく継続するかどうかにか
 かっていると一般に考えられている。⁹¹⁾

91) FREEMAN (1960), P. 75

FREEMAN の他の論文、すなわち、FREEMAN (1955a), FREEMAN (1955b) においても、以上とほい同じ内容が述べられている。

HOWELL によれば、不貞、不吉な夢や前兆、他人への歡待をおこたること、性質が悪いこと以外の理由で、夫が妻を捨てた場合には、慣習法によって罰金を課せられるという。妻の場合も同様である。HOWELL はまた、Dayak の夫妻の結合は、うまくさえいけば良好であ

ると述べている。⁹²⁾

Sea Dayak の結婚の性質に関して、LING ROTH による次のような内容の記述は、きわめて示唆的である。夫が死亡した場合、妻は、gawai datu (spirit feast) をひらいて、慣習によって課せられた最後の儀礼を行なうまで、再婚することができない。もし、これを行なわずに再婚した場合には、彼女は死者の親族によって罰金を課せられる。このことは亡夫に対する侮辱だからである。罰金の額は、夫

92) HOWELL (1908~10). HRAF のファイルによる。

の生存中に、妻が夫を見捨てた場合と同じである。彼女の新しい夫も誘拐の罪で罰金に処せられる。以上のことは、寡婦が饗宴をむらぐことにより、正式に亡夫から自由になるまでは、亡夫に属しているとみなされていることを示す。⁹³⁾

LING ROTH はさらに、子供が生まれるまでは離婚が非常に多いが、生れてからは少ないと述べている。⁹⁴⁾ 彼はまた、夫が妻の家族と一緒に住むのを拒絶した場合、妻は夫を去って自

93) LING ROTH (1892), P. 132. HRAF の 77111-1-53.

94) LING ROTH (1892), P. 132

分の親族のところへ帰ることが多いことを指摘している。⁹⁵⁾

GOMESは、Sea Dayakの結婚について、次のような指摘をしている。結婚年齢は非常に若く、少年は18~20才、少女は16~17才で結婚する。夫は2人以上の妻を持たない。複婚は神々の不興をかうと考えられている。彼等はしばしば協議によって離婚するが、子供の限り、離婚は重大とは考えられている。子供のある場合には、離婚は非常に少ない。

95) LING ROTH (1892), p. 134.

96) GOMES (1911), p. 127. 子供の生まれからは離婚が少しいという記述は、GOMESの記述中、この外の頁においてもみられる。例文は、p. 69, p. 131. 等。

JONES は、1947年と1960年における Sarawak のマレー人、Sea Dayak、中国人の婚姻状態について、表24のような比較を行っている。⁹⁷⁾ これによると、独身者の割合は、Sea Dayak、マレー人、中国人の順に少なく、この順で早婚であることが推定される。離婚者の割合についても、Sea Dayakが最も多く、次いでマレー人、中国人となっている。

表24でみる限り、Sea Dayakにおける離婚者の割合は、マレー人の場合よりも高いので

97) JONES (1966), p. 115.

あるが、マレー半島のマレー人と比較すると必ずしもそうではない。すなわち、後に述べるように半島で最も高い離婚率を示す Kelantan 州、および Trengganu 州のマレー人における離婚者の割合をみると、1947年男子の場合、それぞれ5%、4%、女子の場合9%、7%、1957年男子の場合、3%、2%、女子の場合、7%、5%、となっている。⁹⁸⁾ 特に1947年においては、Kelantan, Trengganu のマレー人の方が、Sea Dayak よりはるかにその割合が高

98) Malaya, a Report on the 1947 Census of Population, および 1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. (O. No. 11. より算出。

いのである。

以上のように、Sea Dayakにおいては、夫妻の所属する親族集団に関しては、確固とした枠はない。離婚に対しては、程々の弱い集団的統制が行なわれるが、概して、離婚傾向はかなり高い。特に、子供のない若い夫婦における離婚傾向が大きいのである。

5 マラヤ (Malaya) ・ シンガポール (Singapore)

マラヤおよびシンガポールに住む主な民族は、マレー人、中国人、インド人であるが、ここには、主として土着の民族であるマレー人ととり扱うことにする。一般のマレー人の外に、スマタラの Minangkabau から渡り、来て母系的な親族組織をもつ Negri Sembilan の住民、およびイスラムに改宗していった原マレー人 (Proto Malay) の一である Jakun についても触れる予定である。

2 マレー人

(1) Kelantan の漁村の場合

ROSEMARY FIRTH は、1940年に、夫 RAYMOND FIRTH とともに、東海岸 Kelantan 川の漁村において調査を行ない、1963年に再び同じ調査地をおとす機会をもった。RAYMOND FIRTH が、主として、漁村社会の経済をとり扱ったのに対して、⁹⁹⁾ ROSEMARY は、家計を中心的なテーマとして¹⁰⁰⁾いる。従って、彼等にとり、親族構造自体は二次的な関心となり、必ず

99) FIRTH, RAYMOND (1966).

100) FIRTH, ROSEMARY (1966).

すしも十分な記述がなされていゝるが

ROSEMARY FIRTHの報告には、離婚と複婚に關して独立した一章が与えられてゐる。

RAYMOND FIRTHは、マレ一人の双系的な親族組織が、経済的不平等に面して、団体的集團としての作用を促進しようとする傾向をもたないことを指摘してゐる。¹⁰¹⁾ このことから、マレ一人の親族組織の作用は弱いと考えられるのであるが、以下、ROSEMARY FIRTHに従つて、このような社会における家族と離婚について

101) FIRTH, RAYMOND (1966), p. 348.

まとめることにする。

Kelantan の漢民においては、両親と子供から成る単純家族が最も多い。しかし世帯構成においては、その他のいろいろな親族関係もみられる。祖父母と孫を含む広大家族が単純家族に次いで重要な集団であるが、これは離婚者の子や、養子を含むものが多い。¹⁰²⁾ 養子は実子と同様に扱われる。¹⁰³⁾ 複婚はイスラム法では禁じられているが、社会的には十分に是認されているとさえ言える。¹⁰⁴⁾

102) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 13.

103) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 107.

104) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 203.

ROSEMARY FIRTH の示す Kelantan の漢村にお
けるマレ-人男女の結婚経験回数、表 25 の
ごとくである。¹⁰⁵⁾ 結婚回数 2 回以上のものの割
合は、男子について 82.6%、女子について
80.0% を占めている。最頻値は男子の場合 3
回、女子の場合 2 回および 3 回である。これ
らの多い婚姻数は、死別あるいは離別に続く
再婚によるものであるが、以上のような数値
の大きさから、特に離婚の影響が強いことが
想像される。

105) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 35.

離婚はきわめて一般的な現象で、イスラム
 法に従って行われる。離婚に際しては何の
 理由もいらず、理論的には夫の意のままに行
 われる。しかし、実際には、女性も離婚に
 関してかなりの影響力をもっている。イスラ
 ム教国における簡単な離婚が女性に対して非
 常に不利であるという一般的な考え方は、
 Kelantanのマレー人には、必ずしも正しくあ
 りはまらない。¹⁰⁶⁾ Kelantanのマレー人は、他の
 イスラム教国に比して、また他地方のマレー

106) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 28.

人にくらべてさえも、妻および女性が自由であるという特徴をもっている。¹⁰⁷⁾

ROSEMARY FIRTHは、離婚をもたらす原因として、子供がないこと、性格の不一致、自分の家と両親に執着をもつこと、浪費性、を挙げている。¹⁰⁸⁾ さらに、両親によつて若い娘が見知らぬ男と結婚させられるという慣習が、離婚をひきおこす最も一般的の理由の一つになっている。最初の結婚が破れた後、女は好きな男を自分で選ぶことができるようになる。

107) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 37.

108) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 36.

りして、その後永続的な結婚生活に入るとい
うようになることがしばしばある。¹⁰⁹⁾

1963年に再び調査地をたずねた ROSEMARY
FIRTH の観察によると、1940年に比して、娘
は自分で夫を送るということがなれるようにな
ったという。¹¹⁰⁾ しかし、離婚と複婚の頻度
およびそれらに対する社会的な反作用に関し
ては、変化がなかった。¹¹¹⁾

(2) Kelantan の農村の場合

109) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 40.

110) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 200.

111) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 202.

Downs は、1958年に水田耕作とゴム栽培を
 主業とする Kelantan 州のマレー人農村 Jeram
 の調査を行なった。⁽¹¹²⁾ Downs の記述にあらわ
 れた親族、婚姻、離婚の特徴を要約すると以下
 のごとくである。

Jeram における親族組織は、MURDOCK の「
 双系的 (bilateral) の型に該当する。⁽¹¹³⁾

結婚に関しては、特に結婚しなればなら
 ぬ関係にある者はないが、いふこと結婚す
 ることが特に望ましいと考えられていた。その

112) Downs (1967)

113) Downs (1967), p. 136. なお MURDOCK の類型については、
 MURDOCK (1960), p. 14 参照。

理由は、このような結婚が家族の財産を分散させないからである。いとこ婚は、過去においては現在よりもずっと多か、たといわれる。弟二いとこ (second cousin) が配偶者として最も望ましくとされる。弟一いとこの関係は近すぎるし、弟三いとこでは遠すぎるのである。調査当時存在していた夫婦 154 組のうち、12 組が、弟一、弟二、または弟三いとこ同志の婚姻であった。¹¹⁴⁾ 村内婚、村外婚に対する好みは存在しないが、現住者の婚姻の約 5 分の 2

114) DOWNS (1967), p. 139.

は、村内の若同志の結婚であった。

イスラム教徒は、同時に4人まで妻をもつことが許されているが、村内においては、複婚の例は多くない。2人の妻をもつ場合は、6例あるだけである。¹¹⁵⁾

配偶者の選択は以下のようにして行なわれる。少年がある少女と結婚したいと思うと、彼はそのことを両親(両親がない場合には、兄弟、親友、近い親族など)に告げる。両親(あるいは少年に意向を告げられた者)は、少女側

115) DOWNS (1967), p. 140.

の意向と打診する。少女の両親は少女の意志をたしかめて、彼女が承諾すれば、それを少年の両親に知らせる。かくて双方の両親が合意に達すると、彼等は婚資金 (mas kahwin) の額をきめ、それを少女に知らせる。mas kahwin は、花婿から花嫁に贈られ、彼女自身の財産になる。この金額は状況に応じて異なるが中上の階層の娘の場合、M\$ 300であった。¹¹⁶⁾

婚姻は kathi (イスラムの宗教裁判官) または imam (導師) によつて登記されねばならない。

116) DOWNS (1967), pp. 140f.

結婚契約は、証人の立会いのもとに、花婿自身と花嫁側の代表(通常父親)との署名によって成立する。このとき、mas kahwin が支払われ記録されるか、または支払いの約束が記入される。またこの際、花嫁またはその親族から花婿による離婚条件の宣言 (ta'lik) が要求されることがある¹¹⁷⁾。

花嫁が即せの場合には、bersanding とよばれる大がかりな婚礼の儀式が花嫁の家で行なわれる。この儀式は、新郎新婦が並んで玉座

117) DOWNS (1967), p. 140.

Downs はここで ta'lik という綴字を用いているが、これは既に述べた ta'lik と全く同一の内容と指している。

にすわるもので、多くの親族、友人、近隣の者が招待される。¹¹⁸⁾

婚礼の後、新夫妻は、花嫁の家族のところに滞在する。花嫁の父の親戚は、新夫妻を夕食に招待し、衣服などの小さな贈り物をする。約3週間たつと、新夫妻は、花嫁の親族につきりわかれ、花婿の家族の村へいき、そこでまた招待や贈り物を受ける。そして、3日後に、花婿側の親族につきりわかれ、花嫁側の家に送りかえされる。夫妻がいつまで花嫁

118) DOWNS (1967), p. 142.

の両親のところに住むか、また最後にどこに
 落着くかは、そのときの事情によるのであ
 り、規則も慣例も存在しない。彼等の一方、
 あるいは双方がもつと思われる財産の量、種
 類、所在、あるいはそれを中のある村において仕
 事があるかどうかということが、居住地決定
 に関する最も大きな要因となる。(19)

夫妻の出自の家族は、婚礼に際しておくり
 ものの交換はするが、この二つの家族間には、
 永久的に続く経済的なかわりあいは存在し

(19) Downs (1967), p. 142

ない。従って、離婚の際に、双方の家族が経済的にまきこまれることはない。⁽¹²⁰⁾

離婚はきわめて多い。成人の37%は、結婚経験1回のみであるが、平均結婚回数⁽¹²¹⁾は、成人1人につき2.8回である。結婚回数の最高は29回である。このような婚姻関係の不安定性は、多くの欠損家族を生み出すばかりでなく、土地所有の分散化を増大せしめ、家産をきずきあけることを妨げる傾向がある。⁽¹²¹⁾

最も一般的の離婚原因は、性格の不一致で

120) DOWNS (1967), p. 143.

121) DOWNS (1967), p. 144.

⁽¹²²⁾
 ある。村内婚は村外婚よりも安定性が高く、
 結婚経験1回の者のうち、半数以上(42例
 中25例)は、村内の者同志または隣接村、者と
 の結婚であり、これは全婚姻における内婚
 外婚の比率(2対5)よりも高い。この理由は、
 同じ村の者同志の結婚の場合、互いによく知
 り合っており、双方の家族も夫妻間のいさか
 いを分たれ易く、さらに夫妻の一方がホーム
 シックにかゝるようなこともないからである。⁽¹²³⁾
 離婚を多くしているもう一つの要因は早婚

122) DOWNS (1967), p. 144.

123) DOWNS (1967), p. 144.

である。少女は14~18才、少年は16~21才で結婚する。初婚は両親によつてとりきめられる場合が多い。一般的に言えば、両親は、娘を肌女のまゝで結婚させるために、また特定の家族との間に社会的・経済的関係をつくりあけるために、娘を早く結婚させるのである。このことは、子供に相談することなく結婚がとりきめられることを意味するのではないが、少年少女、特に少女は、非常に嫌な場合を除けば、両親の希望に応じる傾向があ

る。離婚が容易なことは、このような同意を非常に簡単なことにしてゐる。⁽¹²⁴⁾

離婚に因して、子供がなゝことの重要性を評価することは困難である。子供がなゝことは、ある場合には離婚の原因となるが、おそらく唯一の原因ではない。子供が必要ならば養子をもらうことが可能である。しかし他方子供がなゝことは養子の一般的動機ではない。⁽¹²⁵⁾

妻は自分自身の財産をもっており、離婚後

⁽¹²⁵⁾ DOWNS (1967), pp. 144f.

自分の家族のところへ戻って生活することができ、また余り年と、てなれば再婚可能である。子供が重荷になれば、一時的、あるいは永久的に面倒をみてくれる親戚を簡単に見つけることができる。⁽¹²⁶⁾

婚姻状態にないものは非常にまれであり、村内の成年男子 176 名中 8 名、成年女子 213 名中 43 名に過ぎない。人々は離婚後すぐに再婚する。⁽¹²⁷⁾

特に離婚をしやすい人物が若干存在する。

126) DOWNS (1967), pp. 145f.

127) DOWNS (1967), p. 145.

彼等は村から村へと移動し、各村に数ヶ月の
 いし数年とどまり、そこで新しい妻と結婚す
 る。このようにして、ある男は29回の結婚経
 験をもち、また他の男は28回の結婚経験を
 持っている。これらの結婚は、大部分それぞれ
 異なる場所で行なわれている。⁽¹²⁸⁾

離婚手続きは男にとっても非常に簡単であ
 る。すなわち、妻に離婚を宣告し、その旨を
 imam または katki に告げるだけでよい。⁽¹²⁹⁾ 男
 は離婚した妻が妊娠中である限り、離婚後扶

128) DOWNS (1967), p. 145.

129) これらのイスラム法による離婚手続きの詳細は、既に紹介
 したものと同様である。なお、離婚の手数料は、M\$ 10 である。
 cf. DOWNS (1967), p. 172.

養を続ける義務がない。7才以下の子供は、
 通常母親に引きとられる。妻は、夫による遺
 棄、夫の性的不能、夫のイスラム信仰放棄な
 どの理由による場合のみ、kathi によつて離
 婚を許可される。この外に、ta'lik, khula に
 よる離婚も可能である。さらに、妻は夫の生
 活を不快にして、夫が妻から逃げ出したくな
 り、ついに妻を離婚するといふような状況を
 つくり出すこともできる。⁽¹³⁰⁾

以上のように離婚が非常に複雑であり、法

(130) DOWNS (1967), p. 145.

的な制限も少ないので、離婚は人々にとって
 大きな関心事とはならないと想像されるかも
 知れない。しかしながら、離婚は悪いと考
 えられているにせよ、子供に対する影響から
 みて嘆かしくいふこととされ、夫妻の不名誉にな
 ると考えられている。離婚をしない方がす
 と望ましいと考えられており、「よい人達」は離
 婚をしないと言われる。⁽¹³¹⁾

(131) Downs (1967), p. 146.

(3) シンガポールのマレー人の場合

シンガポールは、人口からサても¹³²⁾、政治的・経済的実力からサても、基本的には中国人の所であるが、ここでは土着民であるマレー人をとり扱う。シンガポールのマレー人の離婚に正面からとり組んだ研究者としては、JUDITH DJAMOUR が挙げられる。DJAMOUR の業績は『シンガポールにおけるマレー人の親族組織と婚姻』¹³³⁾ (1959)、および『シンガポールのイスラム教徒家事裁判所』¹³⁴⁾ (1966) である。DJAMOUR は、前

132) 1965年においては、全人口1,864,900のうち、1,396,500 (74.9%) が中国人、266,600 (14.3%) がマレー人である。(Singapore Year Book, 1965, p. 65 より算出)

133) cf. DJAMOUR (1959)

134) cf. DJAMOUR (1966)

者において主としてシンガポールのマレー人の家族を扱っているのに対し、後者ではシンガポールのイスラム法廷に拘束をおりて、離婚事件の内容と、離婚に対する取扱い方の変化を扱っている。後者は、離婚率の変化を扱う際に参照することにして、ここでは主として前者に従って、シンガポールのマレー人の社会構造と離婚発生との関係を要約する。

シンガポールのマレー人の親族組織は、父方および母方の親族に、同程度、あるいは母

は同程度の重みがおかれてゐるといふ意味で
双系的である。¹³⁵⁾

養子は、マレー人の間では、きわめて一般
的である。¹³⁶⁾ 慣習法によれば、養子は実子と同
様の相続権をもつが、イスラム法では相続権
がみとめられてゐない。¹³⁷⁾

夫妻が数年結婚生活を続けて、自分達の家
におちついた場合、夫が建てた家、および家
具一式は、夫妻に平等に属する。これに対し
て、結婚生活中、妻が夫の助けを借りずに稼

135) DJAMOUR (1959), p. 21.

136) DJAMOUR (1959), p. 30.

137) DJAMOUR (1959), p. 41.

いた財物は妻自身のものとなり、夫はその分
 け前に対する権利をもたない。結婚前に手
 入れたものは夫妻各自のものとなる。結婚後
 夫の収入で購入した商売道具は夫のものにな
 る。夫が妻に買ってやった宝石は、いかに高
 価なものでも、彼女の財産になる。¹³⁸⁾ 財産が親
 族集団によつて共同で所有されることは少な
¹³⁹⁾
 い。

シンガポールのマレー人少女の初婚年齢は、
 16~19才、男子のそれは、19~23才である。¹⁴⁰⁾

138) DJAMOUR (1959), p. 39.

139) DJAMOUR (1959), p. 47.

140) DJAMOUR (1959), p. 71.

新婚夫婦は、少なくとも数日、通常数週間花嫁の家にとどまる。可能な場合には、おー子の誕生までそこに住み、その後自分達の家を建てるか借りるかする。この場合も妻の母親の家が好まれる。町に居住している場合には、部屋を借りる。夫の転業は、夫妻の住居決定に關する最も重要な要因となっている。¹⁴¹⁾

シンガポールのマレー人は、夫婦の結合が永久的であることを望んではいらるが、それが

141) DJAMOUR (1959), p. 79.

離婚に終る強い可能性も十分認められている。⁽¹⁴²⁾

シンガポールには13人の Katbi (イスラムの宗教裁判官) がおり、イスラム法に従って離婚を登記する。⁽¹⁴³⁾

夫が妻を離婚した理由として、DJAMOUR は次のようなことを挙げている。⁽¹⁴⁴⁾

(i) 妻がしばしば夫婦の家を離れ、長期間にわたって母親をたすねた。

(ii) 妻が夫に対して、彼女の両親の家に住むことや、彼女の村で仕事につくことを

142) DJAMOUR (1959), p. 27.

143) DJAMOUR (1959), p. 112.

144) DJAMOUR (1959), p. 118.

要求した。

(iii) 妻が不道徳な行動をした。すなわち道徳をぬり歩いたり、男と自由に冗談のやりとりをした。

(iv) 妻に家政の能力がなく、常に金を請求した。また彼女が稼いだ金はすべて自分で使おうとした。

(v) 妻がおこり易い性格で、はかげた程しと深かった。

(vi) 性格の不一致。どちらにも悪くない。お

そらく、彼等に呪術がかけられたためである。

(vii) 妻が夫の子、すなわち継子に残酷であった。あるいは、自分達の子供に対して気が短いため、夫婦間が不和となる。妻側からみた場合の夫に離婚された理由は次のごとくである。⁽¹⁴⁵⁾

(i) 夫が妻よりも若くてきれいな女を見つけ、妻を遺棄した。

(ii) 誰か妻の敵が彼女にのろいをかけ、夫

¹⁴⁵⁾ DJAMOUR (1959), p. 119.

が急に妻を憎むようになったり離婚した。

(iii) 妻が貧乏で、他の金持ちの女が夫を誘惑した。

(iv) 夫の母が悪く、嫁を憎んで、息子に彼女を離婚させた。

(v) 性格の不一致。

(vi) 妻が病気がちで、夫がそれを重荷に感じた。

妻自身が離婚を請求した場合の理由は、夫による遺棄を条件とした ta'alik の手続きによ

るものを除けば、次のごとくである。⁽¹⁴⁶⁾

(i) 夫が怠け者で十分な金を稼がなかったり、あるいは稼いだ金を自分で使ったり賭ばく^{ばく}に費したりして、妻を十分に扶養しなかった。

(ii) 夫が妻に不誠実であった。

(iii) 夫が非常にしつと深く、妻はしげしげ精根がつきはてるほどの場面にでくわした。

(iv) 夫が妻に対して、彼女の両親や親族が

(146) DJAMOUR (1959), pp. 118f.

ら離れて、夫の生れた土地で永久に暮す
ことを要求した。

(v) 夫の母の干渉が多すぎ、妻とけんかをも
し、夫が自分の母親の肩をもった。

(vi) 夫が妻や子供に対して、肉体的に残酷
であった。

シンガポールのマレー人の離婚にともなう
経済的側面は、以下のごとくである。¹⁴⁷⁾

(i) 登記費用

夫が妻と離婚する場合の費用は余り高

147) DJAMOUR (1959), pp. 123-126.

くなる。登記料 M\$ 1.00¹⁴⁸⁾、証明書代 25 セ
 ント、kathiへの謝礼 M\$ 5.00 の外には、婚
 資金 (mas kahwin) M\$ 22.50 の未払い分があ
 れば、それを支払う。妻が離婚を請求す
 るには、夫に遺棄された場合、調査証
 明の手数料を含めて M\$ 10.00 ~ 40.00 で、
khulaによる場合には、婚資金 M\$ 22.50 を
 返すのが最低で、多いときには、M\$ 50.00
 ~ 400.00 を要する。

(ii) 財産の分割

148) M\$ (マラヤ・ドル) 1.00 ≒ ¥120.

結婚前からの夫妻各々の財産は、それぞれ個人のものになる。家に関しては、結婚後に建てられた場合、離婚に際して妻に非がなければ、妻のものになる。他の財産についても同様である。妻に非のある場合は、この逆となる。実際には、大部分の妻は、離婚後も、結婚生活中夫が彼女に買ってもらった衣服や宝石を持ち続ける。

(iii) 子供の扶養

イスラム法、慣習法、英国法のいずれによ、ても、父は子を扶養する義務がある。しかし、子供が母親に引きとられた場合、父親が扶養料を払い続けることは認められてある。

DJAMOURは、シンガポールのマレー人において、離婚を多く発生させている要因を次のようにまとめている。¹⁴⁹⁾

- (i) 法律が離婚を容易にしており、一般的に道徳観も離婚を容認する。

149) DJAMOUR (1959), p. 139.

- (ii) 離婚を阻止する経済的要因が強くない。
- (iii) 再婚が容易で費用がかからない。
- (iv) 離婚後、女性は近い親族を頼って、実際・精神的な援助を得ることが出来る。
- (v) 父母、および彼等の親族が、いすれも子供に近づく自由をもっている。
- (vi) 父母のいすれも子供をひきとることを欲しない場合、養子制度というメカニズムを利用することが可能である。

(4) Kedah の農村の場合

口羽益生と筆者は、1964年7月～12月、
1965年6月～10月の2度にわたって、マラヤ
北西部 Kedah 州のマレー人村落 Padang Lalang⁽¹⁵⁰⁾
において、社会人類学的調査を行なった。

Padang Lalang 村は、マレー人世帯195(巡査
官吏などの外来者を除く)からなる稲作農村で
ある。主として、口羽・坪内(1966)に従って、結
婚および離婚に直接関係することをまとめる
と以下のごとくとなる。

(150) この調査は、京都大学東南アジア研究センターのマレーシア・インド
ネシア地域調査計画の一部として、故棚瀬襄爾博士の指導の
下に行われたものである。調査の中間報告として、口羽・坪内・
前田(1965)、口羽・坪内(1966)、口羽・坪内(1967)などがある。

Padang Lalang 村の若し一人においては、一人前の村人としての社会的役割を演ずるためには、結婚によつて自分の家庭を形成することが絶対に必要である。性による分業や、男女の社会的な役割がきわめて明確に区別されているからである。このような状況の下で社会生活を営むためには、夫婦が一単位となることが必要の条件となる。従つて、適令期に達すると、ほとんとすべての男女は結婚にふみきる¹⁵¹⁾。

151) 口羽・坪内(1966), p. 4.

初婚年齢は、男子 18 ~ 20 才、女子 15 ~ 16 才
 というのが中心的部分を占め、一般の村人
 も、これらの年齢を理想的な初婚年齢と考
 えている。¹⁵²⁾

婚姻年齢が低いという点もあるが、イス
 ラム教的な男女隔離の思想の影響もあり、
 村の日常生活においては、青年男女の間で結
 婚相手と自由に求める機会がなく、互に遠く
 から見初める程度の機会しか与えられてい
 る。婚姻適令期に達すると、婚姻相手の選

152) 口羽・坪内 (1966), pp. 74.

はのり出すのは、通常、息子の両親である。娘の両親は原則として受け身になる。しかしこの場合、息子や娘の意志は決して無視されない。¹⁵³⁾

互いに結婚してはならない関係は、(i)親子、(ii)きょうだい、(iii)おじおばとおいお母、(iv)祖父母と孫、(v)継父母と継子、(vi)養父母と養子である。いとこ同志は結婚してもよいとされるが、いとこ婚の実例は、判明する限りでは、平行いとこ婚3例、交差いとこ婚1例に過ぎない。

153) 口羽・坪内(1966), pp. 84.

ない。村人の間では、いとこ婚がよいとする
考えと望ましくないとする考えとが並存して
いる。いとこ婚が望ましいとする理由は、(i)
夫婦が互いに仲よくなり易いから、(ii)いと
こ婚は親戚同志の関係をより強めるから、(iii)夫
婦間にけんかがあっても簡単には離婚しな
いから、というものである。これに対して、
いとこ婚を避けようとする理由は、離婚が發
生した場合、親同志の仲が悪くなるからとい
うものである。このように、いとこ婚に対す

る賛否は、いずれも自分の経験に立脚して、
 集団結合に及ぼされる影響を考へてなされて
 おり、血のまじわりという観念は余り重視さ
 れていない。「離婚が笑生した場合」と重視する
 のは、マレー人社会一般にみられる高い離婚
 傾向と背景として¹⁵⁴⁾いる。

結婚に際して、花婿から花嫁へ、(i) kantaran
belanja とよばれる婚資金、(ii) mas kahwin とよ
 ばれるイスラム法による結婚契約金、(iii)
penberiam とよばれる贈り物、がおくられる。

154) 口羽・坪内(1966), p. 9.

hantaran belanja の額は、初婚の娘の場合、
 M\$ 500 ~ 1,000, 再婚の女 (janda) の場合、M\$
 180 ~ 300 位である。後者の場合、男が自分
 で相手を見つけて結婚する時には、mas kahwin
 だけで済ませることもある。mas kahwin の額は
 は、Kedah州では、M\$ 24 と定ま¹⁵⁵⁾てゐる。

これらの外に、祝宴費、衣装、装身具等の
 他を加えた初婚の場合の結婚費用は、花婿の
 場合 M\$ 500 ~ 2,000, 花嫁の場合、M\$ 235 ~
 1,000 以上となり、この金額は村の農家収入と

155) 口羽・坪内 (1966), pp. 10f.

比較した場合、非常に大きなものである。こ
 のような支出に対して、婚礼の際、村人や親
 戚から贈られるのは、大体消耗品であり、現
 金は合計してM\$ 10 ~ 80程度で、ほとんど結
 婚費用の補足とはならない。¹⁵⁶⁾

婚礼とそれに続く双方の家の儀礼的往復の
 後、新婚夫妻は、いずれかの側の両親の家ま
 たはその近くに住むか、あるいは新しい場所
 に居を定める。夫妻がどこに住むかは、主と
 して夫または妻の両親の経済力によって規定

156) 口羽・坪内(1966), p. 17.

かれており、夫方の経済力が強い場合は夫方には、妻方が強い場合には妻方にとりうケースが多い。¹⁵⁷⁾

天竺を中心として、川沿いには散在する家屋から成る村落(kampung)の境界は、必ずしもはっきりしているが、村内婚は比較的少なく、世帯主夫妻についてみると、28.3%である。夫または妻が村外からという場合が多く、59.7%を占め、夫妻とも村外という場合は、¹⁵⁸⁾12.0%を占める。

157) 口羽・坪内(1966), pp. 17-21.

158) 口羽・坪内(1966), pp. 21f.

調査、官吏などの一時的居住者を除いた現住村民の婚姻総回数と、離婚・死別の数を調べた結果は、表26の通りである。男子については婚姻総回数の18.6%、女子については10.8%が離婚によって解消されている。しかし、この表に挙げられた数値については、次のような問題点がある。

- (i) インフォーマントが世帯主であるため、世帯主自身の離婚経験については、割合正確な数値が得られたが、女性については

は不正確な場合が多い。特に老令の女性に關しては不明のまま残されたものが多い。また老令の女性で死別と記録されたものの中に、死別に先行する離婚経験をもつものがあるかも知れない。

- (ii) 表 26 に示した百分率は、現在までの結婚総数に對して、現在までに発生した離婚の割合であるから、特に若年者の場合、将来離婚する可能性があり、この意味において、この表の数値は、正しい意味で

の婚姻に対する離婚の割合ではない。

- (iii) この表では、離婚した同一夫妻が、離婚を取消した (rojok) 場合には、その離婚は数えられていない。

以上の条件を認めると、この村においては、離婚による婚姻の解消が、かなり大きな割合で現われていることが分る。¹⁵⁹⁾

表27は、離婚経験者数を、離婚回数別に表示したものである。離婚経験者のうちでは、離婚経験1回のものが大多数を占めるが、他

(159) 口羽・坪内 (1966), p. 23.

方、7回あるいは8回という極めて多い離婚経験をもつ者も存在する。後者の存在のためには、婚姻に対する離婚の割合は、単純にみると大きくなってゐるが、離婚経験者の割合はみかけよりはかなり低い。しかし、既に述べた理由によつて最も正確な情報が得られたと考えられる50才以上の男子において、離婚経験者が26.1%も存在することは、やはり離婚が多いことを示唆してゐる。¹⁶⁰⁾

離婚経験の有無を職業群別に示すと、表28

160) 口羽・坪内(1966), p. 22.

のようになる。離婚経験者は、農業労働者、
 雑役夫、奥行商人などの無産の不安定所得者
 および「¹⁶¹⁾他の職業」、すなわち、大工、商店
 経営、非耕作農家、無転などに多いが、農業
 のグループにおいても、極めて少ないとは言
 えない。後者を農地所有状況別に観察してみ
 たが、際立った特徴はみられなかった。離婚
 経験2回以上のものを、()内に内数で示した
 が、これも不安定所得者に目立っている。¹⁶¹⁾

離婚は、イスラム法に従って行なわれる。

161) 口羽・坪内(1966), pp. 24f.

表29は、Padang Lalang村において、離婚届をうけつけているイスラム教の導師(imam)の手元には保存されている最近(1963~65年)の結婚と離婚の申告数の記録である。¹⁶²⁾ 婚姻数23に対して離婚数は12であり、婚姻100に対する離婚比は52.2となる。この数値は既に述べたPadang Lalang村における離婚傾向に関するきょとろ調査がかなり不完全なものであることを示唆する。

Padang Lalang村で発生した離婚は、talakに

162) 口羽・坪内(1966), p. 26.

よるものばかりである。離婚が talak によつて行なわれるということは、必ずしも、離婚の場合に妻が完全に受身になつてゐるということも意味するのではない。妻が離婚を欲するときには、夫に嫌われるやうな振舞いを意識的にすることによつて、夫に talak 宣言をさせることが可能だからである。¹⁶³⁾

村人は離婚の理由として、次のようなことを挙げる。すなわち、(i) 夫妻の性格の違い、(ii) 夫または妻の素行の問題、(iii) 居住地あるい

163) 口羽・坪内 (1966), pp. 26f. なお、talak は talāq のアラビア語への romanization である。

は同居者をもめぐる夫妻の意見の不一致、(iv)義理の父母、あるいは義理の子との折り合い、などである。しかし、このいずれの場合にあっても、夫婦が耐えられただけ耐えた結果、ついに離婚に達したというよりも、比較的単純な対立がそのまま離婚に結びついたという例が多いようである。このような離婚を容易ならしめている背後的な要因としては、次に述べるようなマレー人社会の構造的な特質が考えられる。

才しは、マレ一人の「いえ」や家族に関する考
 え方である。マレ一人の親族組織の原理は
 本質的には、個人を中心として放射状に拡大
 する双系制である。従って、親族組織や家族
 において単系的系譜関係が脆弱であり、系
 譜関係に基づいた排他性の強い集団が存在し
 ない。先祖代々の墓や家族の名(姓)もなく、日
 本のような屋号も存在しない。従って離婚
 が家の体面を傷つけるという考え方は存在し
 ない。家族の形態も、夫婦と未婚の子からな

る核家族が多く、拡大家族を形成する場合でも成貞の決定に関する単系的なままりがなく、家族の枠を強める社会的な要素が少ないので、⁽⁶⁴⁾ 大きな緊張から離婚が容易におこる。

オ2に、財産の所有状態が考えられる。相続によつて得られた財は、夫妻のいずれかに属するものとして、名義上でも意識の上においても峻別されている。結婚後夫妻が共同で得た財産(主に土地)は、離婚に際して等分される。妻が田植えなどに雇用されて得た収入

⁽⁶⁴⁾ 口羽・坪内(1966), p. 27.

は、金製の装身具(首飾りや腕輪など)を購入する
 ことによつて自分でたくわえる。以上のよ
 うに財の所有においても、家族単位あるいは
 夫婦単位による共同性がきわめて稀薄であり、
 離婚を阻止する力は弱¹⁶⁵⁾い。

才³に、離婚後の子供の処理の容易さが挙
 げられる。この村では離婚した夫妻の子はい
 ずれかの側にひきとられ、再婚の場合には、
 連れ子となつて親に従うか、または祖父母に
 ひきとられるかする。このやうなことは、離

165) 口羽・坪内(1966), p.28.

婚が比較的少なく、病理的な現象であるとき
 行われる社会では、子供にとって不幸である
 とされるが、この村では余り大きな問題には
 ならないようである。その理由としては、実
 子と、継子や養子と差別する観念が稀薄なこ
 とが挙げられる。子供が連れ子として、異父
 (母)きょうたいと同居する場合にも、親の子供
 に対する取扱いに格別の差異はなされない。⁽¹⁶⁶⁾
 亦4に、離婚後の再婚が容易なこととが挙げ
 られる。再婚においては、配偶者の選択にあ

166) 口羽・坪内 (1966), p. 28.

た、本人の意志が特に重視され、また婚姻
 のための費用も安い。ちなみに、Padang Lalang
 村における婚姻解消件数とこれに対応する
 再婚件数は、表30の¹⁶⁷⁾ごとくである。離婚した
 男の88.0%、離婚した女の71.4%が既に再婚
 しており、残りのものもなお再婚の可能性
 をもつのである。

¹⁶⁷⁾ 口羽・坪内(1966), p. 28.

(5) その他の論文にあらわれたマレー人の社会組織と離婚

マレー人の社会組織や離婚については、以上に紹介したものの外に若干の断片的な記述を集めることができる。以下、示されるべくつかを示すことにしよう。

GULLICK は Negri Sembilan を除けば、マレー人は精巧な親族組織を持つた⁽⁶⁸⁾と述べる。また、GINSBURG と ROBERTS は、大多数のマレーシアン (Malaysians) の親族組織は双系的で、イス

(68) GULLICK (1963), p. 32.

ラムの社会組織の一般的特徴と、比較的一致
している¹⁶⁹⁾と述べている。

マレー人の離婚の多さについては、古くか
ら指摘されており、CAMERONは、1865年に「夫
妻と結びつけている法的なちやう帯が弱いた
めに、また夫妻のいすれから離婚が簡単に
得られるために、彼等は愛情の深さに比例
してしつと深い」と述べている。¹⁷⁰⁾

GINSBURGとROBERTSは、中国人、インド人
に比較して、マレー人だけがかなりの離婚率

169) GINSBURG & ROBERTS (1958), p. 222.

170) CAMERON (1865), p. 130.

をも、述べていると述べている。⁽¹⁷¹⁾ また KATHLEEN JONES は、イスラム教徒に特に離婚が多いことを述べて、45%がイスラム教徒である Perak 州において、1956年の離婚数は、結婚数よりも多かったと述べている。⁽¹⁷²⁾

MICHAEL SWIFT は、マレー人社会において離婚は結婚と同様に「正常」であると述べる。⁽¹⁷³⁾ また、子供が母親に従い、夫は継子をほとんど息子と同じ位の愛情をもつて受け入れ世話するので、不幸な結果が和らげられていると

(171) GINSBURG & ROBERTS (1958), p. 75.

(172) JONES (1958), p. 36. ただし、この記述は、後に GORDON に従って示す統計からみて、正しいとは認められない。

(173) SWIFT (1963), p. 274.

¹⁷⁴⁾ いう。SWIFT はさらに、夫妻の關係は、一目見たときよりも、またマレ一人自身が言うよりも、実際にはずっと平等であることを指摘する。¹⁷⁵⁾

同じマレ一羊島のマレ一人ではあるが、東海岸のタイ領に居住し、主として漢業に従事するイスラム教徒について FRASER は、古来の言に従って、現在では離婚が非常に多いが、昔は少なかったと述べている。¹⁷⁶⁾ 「昔は少なかった」というのは単なる伝聞による情報である

174) SWIFT (1963), p. 275.

175) SWIFT (1963), p. 279.

176) FRASER (1960), pp. 209f.

から、必ずしも信頼する訳にはいかないが、
 この記述は、既に述べてきたマレー人の高
 離婚率を、少なくとも特殊な事例において、
 や、否定するエビデンスをもっている。
 FRASER はまた、離婚取消（およそ1年未満
 で離婚した者）を数え分ければ、Rusembilan（
 FRASER の調査地）における婚姻はきわめて安定
 しているように見えると述べている。⁽¹⁷⁷⁾

(177) FRASER (1960), p. 210.

(6) マラヤおよびシンガポールにおける離婚

統計

マレーシアにおいて、今までのところ、
政府機関によって公表された全国的な離婚統計
計は存在しない。比較的まとまった統計資料

としては、DJAMOURが、Kedah, Malacca,

Negri Sembilan, Penang, Perak, Perlis, Selangor

の7州について集めたもの¹⁷⁸⁾と、GORDONがマラ

ヤの11州すべてにわたって集めたもの¹⁷⁹⁾があ

る。これらは、イスラム教徒に関する数値で

178) DJAMOUR (1959), p. 136.

179) GORDON (N. D.), pp. 27~32.

あるが、多民族国家であるマレーシアにおいて、マレー人のほとんどすべてがイスラム教を、中国人が仏教、儒教、道教の混合、インド人が主としてヒンズー教を信するがゆえに、イスラム教徒の離婚は、大部分マレー人によるものとみることが出来る。しかも、既に述べたように、イスラム教徒の離婚は宗教法により定められた手続きに従って行なわれるので、統計における暗数は、比較的少ないと思われる。¹⁸⁰⁾ 彼等にいたっては、各州の婚姻

180) ただし、イスラムが複婚を許すため、複婚の状態の中に、事実上の離婚が存在する場合が若干ある。

数と離婚数を示すと表31のようになる。

DJAMOUR が調べている 7 州については、
 DJAMOUR と GORDON の統計が重複する年次がある。
 このうち、Malacca, Penang, Kedah の 3 州では
 重複部分の数値が合致するが、Selangor,
 Perak, Negri Sembilan, Perlis の 4 州については
 いくつかの「違い」が存在する。これらの「違い」の
 中には、印刷上のあやまりと思われるものも
 あるが、¹⁸¹⁾ 大部分は、統計記録のしつかりして
 いない州において、調査者が原資料を数える

181) 例之は、1950年 Perlis 州婚姻における 1246 と 1146、
 1950年 Selangor 州婚姻における 1068 と 1168。

際、あるいは州内における地域別、月別統計
 などを集計する際におこったと思われるもの
 である。

そこで、Negri Sembilanの数値を検討すると、
 DJAMOUR においては各年次の数値の隔差が比
 較的小さいのに対して、GORDON においては、
 1950年から52年にかけて数値がきわめて小
 く、53年にDJAMOURとほぼ同じくらいにな
 っている。すなわち、GORDONの資料のはじめの
 3ヵ年に異常が認められるが、これは原資料

の散逸によるためではないかと思われる。

これらの数値を利用した分析は、後に行う
うことにするが、ここで婚姻に対する離婚の
比をみると、Johore における 1951 年および 55
年の 27 から、Perlis 1952 年、および Kelantan
1948 年における 93 に至るまで、かなりの差は
あるが、一般にマラヤのイスラム教徒の離婚
傾向は非常に高いことが分る。

シンガポールのイスラム教徒の婚姻と離婚
の統計は、次の文献に紹介されている。

1921 ~ 1949 年。DJAMOUR, J. : Malay Kinship
and Marriage in Singapore, 1959, p. 117.

1947 ~ 1957 年。GORDON, S. : Marriage /
Divorce in the Eleven States of Malaya
and Singapore, INTISARI, Vol. II, No. 2, p. 32.

1947 ~ 1964 年。DJAMOUR, J. : The Muslim
Matrimonial Court in Singapore, 1966.

p. 129, p. 183.

1957 ~ 1963 年。 Singapore Annual Report

1963, p. 87.

1958 ~ 1965 年。 Singapore Year Book 1965,

p. 75.

これらの資料の間には、わずかに「¹⁸²⁾ 違」
 があるが、¹⁸²⁾ ここでは最も長期間にわたる数値
 を示している DJAMOUR に従って、婚姻数と離婚
 数とを示すと表 32 のごとくとなる。¹⁸³⁾ 少なくとも
 1958 年までは、きわめて高い離婚傾向が存し
 ていたことが分る。¹⁸⁴⁾

182) DJAMOUR と GORDON の数値の「¹⁸²⁾ 違」は、1949 年婚姻
 +11, 52 年婚姻 +1, 53 年婚姻 -2, 57 年離婚 +9 である。
 また、DJAMOUR と Singapore Annual Report 1963,
Singapore Year Book 1965 との「¹⁸³⁾ 違」は、1957 年離婚
 +9, 62 年離婚 +2 である。(+ は DJAMOUR の数値の方が
 大きいことを意味する。)

183) 1965 年の Singapore Year Book 1965 の数値により、補足
 を行った。

184) 1959 年以後の離婚の減少の理由については後に詳述する。

(7) マレー人の親族組織と離婚(ほとめ)

以上を示してきたように、マレー人の双系的な親族組織は、ジャワ人とはかなり類似した構造をもっている。家族は核家族を主体としている。親族間においては、必要なときには相互依存の関係が容易に形成されるが、親族集団としての結束性は弱い。また、コミュニティは集団としてのまとまりをもつことが弱く、コミュニティ内婚は比較的少ない。このような状況を背景として、離婚率は一般に、

わめて高い。これに加えて、イスラム法が離婚傾向に拍車をかけているように思われる。

親族組織、離婚傾向の地域的相違については、各研究者のマップ作成における着眼点に少しずつ相違があるため、完全な比較は困難であるが、マラヤ内部における地域的差異も無視できないように思われる。このような地域差をもたらした要因については、後節で詳しく分析する予定である。

乙. Negri Sembilan の住民

Negri Sembilan は、マレーシア連邦の一州であるが、住民はスマタラの Minangkabau から移住して来て、母系制の親族組織をもっている。以下、主として、PARR と MACKRAY¹⁸⁵⁾ および SWIFT¹⁸⁶⁾ の記述によって、親族組織に関する慣習と離婚について述べよう。

PARR と MACKRAY の記述の対象は、Negri Sembilan (九つの国の意) の一つの negri, Rembau で、彼等の論文が発表されたのは、1910年である。

185) PARR & MACKRAY (1910)

186) SWIFT (1965)

Rembau は部族の連合体で、各部族はそれぞれ独立した団体である。部族の系譜は母系によつてたゞらぬ、その独立性は、外婚と単婚と二つの規則によつて保たれてゐる。しかし、部族は外婚単位ではなく、若干の部族の一区分同志の通婚が、慣習法によつて認められてゐる。¹⁸⁷⁾

男は結婚すると母の部族を出て、妻の家の下宿人となる。結婚した男は、ことわざにも「い」のように、彼の結婚した場所に属する。結

187) PARR & MACKRAY (1910), p. 77.

PARR と MACKRAY はこの論文で tribe という語を使用しているが、これは LOEB が Mimangkabau について用いた sib に等しく、マレー語の suku を指している。

婚生活の得失は、妻だけに影響を与える。しかし、夫は一文白して妻の家へ行く訳ではなく、(i) herta terbawa とよばれる母の家族の同意を得て祖先の財産から相続した分け前と、(ii) herta pembawa とよばれる以前の結婚における自分のとり分、あるいは独身中に稼いで得られた財産をもつて行く。⁽¹⁸⁸⁾

Rembau における離婚には、次の三つの種類があるが、いずれもイスラム法によるものである。⁽¹⁸⁹⁾

⁽¹⁸⁸⁾ PARR & MACKRAY (1910), p. 86.

⁽¹⁸⁹⁾ PARR & MACKRAY (1910), p. 86.

(i) 夫による一方的な離婚

夫は、理論的には、離婚の理由を述べる必要がない。離婚の宣言は証人の存在を必要とせず、手紙によっても可能である。通常、夫は妻の男の親族に離婚の意志を告げ、離別料(timbang kasudahan)として15セントを払う。もし、妻によつてうけたとり扱いに不満の意を表すことを望むならば、2セントを払うだけでよい。離婚に続く待婚期間(edak)中には、夫は再び同居をほしめて

もよいし、妻も彼女のもとに帰るようには夫をまねいてもよい。

(ii) 妻の買戻しによる離婚

妻は、夫が彼の婚姻の権利を妻によって買いとられることに同意するならば、離婚を得ることが出来る。Rembauにおいては、夫がその金額をきめ、正当な額を要求することが出来る。

(iii) 条件による離婚 (pasah)

妻は、夫による遺棄、扶養の欠如などを

証明せねばならない。

離婚後の財産の配置は次のごとくである。

(i) が原則で、(ii) ~ (iv) はその説明である。¹⁹⁰⁾

(i) 一緒にいるときは共有するが、別れたら分配する。

(ii) 共同で稼いだものは分配する。

(iii) 妻の財産は妻のものとする。

(iv) 持って来た財産は、持って来た者に返す。

しかし、慣習法によって分配から除かれた

190) PARR & MACKRAY (1910), p. 90.

いるものが若干ある。すなわち、妻は、夫が
 彼女のために建てた家、祖先からの土地を改
 良したこと、夫が買ったや、た宝石や着物な
 どに対する権利を主張することが出来る。こ
 れに対して、夫は男物の装身具や衣服、武器
 などに対する権利をもつ。また、子供は母の
 もとにとどまる¹⁹¹⁾

離婚後、あるいは妻の死後、男の母の家族
 は、再びその男に対する責任をもつと同時に
 彼が再婚するまで、彼の獲得したものによっ

191) PARR & MACKRAY (1910), p. 91.

て利益をうける権利を有する。¹⁹²⁾

E. N. TAYLOR も、Rembau の慣習法に関する詳細な記述を行なっている。¹⁹³⁾ TAYLOR の記述は、上述の PARR と MACKRAY によるものとはほぼ等しい内容をもっているが、若干の相違点もある。例えば、夫が妻を離婚するとき 2 人の証人を必要とすること、¹⁹⁴⁾ 妻の買戻しによる離婚 (tubus talak) の場合、妻が払う金額は、夫が結婚に際して払った金額を相殺する程度であること、¹⁹⁵⁾ などである。

192) PARR & MACKRAY (1910), p. 92.

193) TAYLOR (1929)

194) TAYLOR (1929), p. 18.

195) TAYLOR (1929), p. 19. tubus talak は khula に相当する。

M. G. SWIFT は、Jejebu における比較的新しい調査結果を報告している。¹⁹⁶⁾ Jejebu は、Negri Sembilan の最も辺鄙な一地域である。調査はマラヤ連邦独立に先行する 1954 年 10 月 ~ 55 年 7 月、および 1956 年 4 月 ~ 同年 12 月を主要期間として、中国人を全く含まない一つの mukim (区) を中心的な対象として行われた。

Jejebu の住民の生業は、水稻、ゴム、および果樹の栽培である。¹⁹⁷⁾ 慣習法 (adat) が次第に弱くなると述べているにもかかわらず、水田の

196) SWIFT (1965)

197) SWIFT (1965), p. 33.

大部分は女によつて所有されている。¹⁹⁸⁾しかし、比較的新しく導入されたゴム園は男の所有下
 にあり、ゴムに対する依存度が増大するに従
 つて、世帯が強調され、親族的な団体が弱体化
 して行く。¹⁹⁹⁾

Jejebu においては、夫、妻、および子から
 なる核家族が、最も一般的な家族形態であり、
 同時に日常の社会生活の主要単位である。²⁰⁰⁾夫
 妻が永年一緒に暮しているとき、自然に情緒的
 なむすびつきが生じて来るが、このようなこ

198) SWIFT (1965), p. 35.

199) SWIFT (1965), p. 172.

200) SWIFT (1965), p. 102.

とは、彼等の結婚のイデオロギーの中には存在しない。両親は子供を愛すべきであると考えられているが、夫妻の間に愛情は必要ではない。²⁰¹⁾

祖先は子孫にとって特別な重要性を持たず、従って、系譜を永続させることには余り関心が払われない。²⁰²⁾ 財産はすべての娘によって相続され、この結果細分化がおこるが、このことは彼等の生活を苦しくするという意味で不幸であると考えられても、先祖の財産が分散してしまふ、たという意味で不幸であるとはされない。

201) SWIFT (1965), p. 105.

202) SWIFT (1965), p. 107.

203)

離婚後、子供は母親のもとにとどまる。母親の死によって結婚が解消された場合でも、子供は父に従うよりもむしろ母親の親族に育てられる。²⁰⁴⁾ 離別または死別の結果、継父・継子の関係が生ずることが多いが、継父は実子と継子とも差別（てい）ないように思われる。²⁰⁵⁾

結婚は当事者以外の者によってとりまめられ、村内では若者と娘がつき合；機会はない。²⁰⁶⁾

203) SWIFT (1965), p. 109.

204) SWIFT (1965), p. 204.

205) SWIFT (1965), p. 110.

206) SWIFT (1965), p. 112.

結婚の相手としては、最も近い関係にある者が好まれる。交差²⁰⁷⁾とは、結婚可能な最も近い関係とみる²⁰⁷⁾とき、彼等の間の結婚が多い。娘の結婚年齢は14~16才であるが、結婚が少しでも遅れると、両親がけちて出費をおくらせようとしていたりとか、適当な縁があるのに送り好み²⁰⁸⁾していたりとか、強欲で婿側からの多額の婚礼費用を要求していたりとかいうことがたつ。

結婚式は二つの部分に分れる。すなわち、

207) SWIFT (1965), p. 113.

208) SWIFT (1965), p. 114.

イスラムによる儀式 (kahwin ugama) と慣習による婚礼とである。結婚契約金は娘の場合 M\$ 24 janda (離婚婦または寡婦) の場合 M\$ 12 である。janda の場合、儀式はイスラムによるものだけではない。²¹⁰⁾

離婚はいずれの配偶者にとっても容易に可能である。離婚は取てけない。ある種の状況の下では、離婚に対して強い反対がなされるが、通常の場合、離婚は結婚と同様に正常な現象である。²¹¹⁾ 夫が妻のために建てた家は、離

210) SWIFT (1965), p. 115.

211) SWIFT (1965), p. 121.

婚後妻の財産となる。また離婚した夫は子供を失なう。²¹²⁾ 再婚は簡単で安くつく。²¹³⁾

SWIFT は以上のよう、Negri Sembilan における高い離婚傾向の存在を認めるが、他方では、それは双系制をとるマレー人にくらべると低い場合があることを強調する。すなわち単系の親族組織が、婚姻関係が非常にくすぶる易い結婚の初期に、集団的な干渉を加えることにより、結婚の安定性を高めるように作用するといっているのである。²¹⁴⁾

212) SWIFT (1965), p. 128.

213) SWIFT (1965), p. 131.

214) SWIFT (1965), p. 131.

SWIFT は、Negri Sembilan における離婚の発生は、三つの歴史的な時期によって様相を異にすることを想定して、次のような段階を設けている。²¹⁵⁾

- (i) 慣習法が強く、orang semanda (妻の親族) に対し (姻族にあたる男) と tempat semanda (集合体としてみた妻の親族) の関係が、政治的なサンクションを加えて、離婚を多くした伝統的なシステムが存在した段階。
- (ii) 核家族に対する慣習法の強い圧力は弱

214) SWIFT (1965), p. 132.

また、婚姻結合における集団内の関係という性質が、お十分に強く、集団が新夫婦の結婚生活の適応期における離婚をおさえる役割を果す中間的の段階。

(四) 他のマレー人社会と同様、離婚が多くなる双系的親族組織の段階。

そして、SWIFTは、Jelebuの大部分は、この最終的段階にあるとする。

SWIFTによる上述の見解は、彼の1958年の論文における主張²¹⁶⁾に対して若干修正を加えた

216) cf. SWIFT (1958).

ものである。1958年の論文において、SWIFTは、彼の調査地で離婚が比較的少なかった理由²¹⁷⁾を、単系的親族集団による統制の結果と考え、その段階の存在を想定して行ったのである。

J. L. HUMPHREYS は、Malacca の Nanning においてマレー人の口寄せを収集している。Nanning の住民は、Negri Sembilan の諸族と同様、Mimangkabau から持ちて来た母系的な慣習法に

217) 53人の既婚婦人のうち、7人だけが離婚経験者であった。しかも、7人のうち3人は、夫と死別した後の再婚の解消であった。SWIFT (1958), p. 155.

従って、この州は異なるが、ここに引用
 することにして²¹⁸⁾。Naningにおける慣習法は
 類繁の離婚に反対する。従って、他のマレ
 諸州における、花から花へととぶ蜜蜂のよう
 によく結婚する男は、Naningでは高く評価さ
 れる。彼は次のようなしるしによつて反対
 される。

Orang berbini-bimian

beranak ta'menyuroh

bertanam ta'makan

218) Naning はもと Mimangkabau 人の小国であつたが、1830年、
 英国によつて征服され、Malacca に編入されたのである。Malacca
 における Mimangkabau の慣習法を扱つたものとして、他に、
 BLAGDEN (1930) などがある。

妻から妻へときどきまわる男は、
 子供を得ても命令することができない。
 種をまいても食へることができない。
 かくして、Nanning では、うまくいく結婚は、
 双方の家族のみでなく、双方の氏族の道徳的
 の支持をうける。半島の中で、Nanning は忠
 実な一生続く結合の例とみるところは²¹⁹⁾なる。
 HUMPHREYS のこのような指摘は、やゝ印象的に
 過ぎるくらいがあるが、先の SWIFT の記述と
 関連させると、あり得ることとは考えられる。

219) HUMPHREYS (1914), pp. 104f.

以上のように、母系制の親族組織をもつ Negri Sembilan においては、起源の地の Minangkabau の場合と同様、高い離婚率がみられる。ここで特に注目しなければならないのは、SWIFT や HUMPHREYS が指摘する集団的統制の影響である。すなわち、少なくともある一時期においては、Negri Sembilan においては、双方の親族集団の干渉によって、双系制の他のマレー人にくらべて、より低い離婚率がみられたと考えられるのである。

C Jakun

マレー半島には、Negrito, Jakun, Semai, Semelai, Temiat などのイスラム化されていない原住民が居住する。ここでは、いわゆる Proto Malay と稱せられ、マレー人と同様双系の近親族組織をもつ原住民の one of the Jakun をとりあげる。1957年センサスによると、Jakun の人口は、4,213で、その大部分は Pahang 州に居住するが、Johore, Malacca, Negri Sembilan, Selangor などにも分布している。

る。

SKEAT と BLAGDEN は、LOGAN の叙述に従って、
Johore の Jakun について次のように述べてい
る。

「父親の同意のない結婚は、合法的ではない。
Jakun の間では、貞操が非常に重視さ
れ、不貞は死をもって罰しうる。Jakun は
複婚的傾向が強いイスラム教徒および他の
異教徒にかこまれてゐるにもかゝらず、
妻を一人しか持つことが許される。LOGAN

は二人の妻を持っている者に会ったが、その男は部族全体によつて非難され、けいべつされていった。この種の単婚とキリスト教国で行なわれている単婚との唯一の相違点は、Benua族の間では、男は妻を離婚して他の女をめぐつてもよいとされていることである。夫が離婚を申し出たときには、妻に与えた婚資金を失ない、妻の方から離婚してほしいと申し出た場合は、結婚に際して受取った婚資金を返さねばならないとい

うのが離婚の規則である。子供は自分の希望に従って、父または母にしがう。²²⁰⁾

以上の記述からは、離婚の頻度は知るべくもないが、少なくとも離婚がある程度行なわれていたことが分る。

以下、前田成文による Johore の Endau 川流域の Jakun に関する最近の調査結果に従って、結婚と離婚について述べることにしよう。²²¹⁾

Jakun の社会の特色は、イスラム教を受容せず、比較的奥地に居住して、主として焼畑

220) SKEAT & BLAGDEN (1906), p 82.

221) 前田成文の現地調査は、京都大学東南アジア研究センターのマレーシア・インドネシア地域研究計画の一環として行なわれたもので、調査期間は、1965年8月～1966年4月である。調査の中間報告として、前田(1965; 1966; 1967; 1968)などがある。

耕作に従事していることである。²²²⁾

生まれた家族にせよ、結婚して作った家族にせよ、常に個人の第一の壁を形成するのは核家族である。1組の夫婦からなる家族を se-kelamin と称する。これは独立の生計を営んで一つの世帯をなしている。この世帯の中には、核家族以外の親族がくりこまれていているのは、全体の14%強を示すが、これらの親族の多くは、永久的世帯共同者ではない。²²³⁾

配偶者の決定は、親が子供にこの者はどう

222) 前田(1967), p.33.

223) 前田(1967), p.50.

がと向う場合と、子供の力で両親にこの者と
 結婚したいという場合ともにあるが、親の一
 方の力押しつけはまれで、必ず子供の意志
 が尊重される。婚姻のイニシアティブは男側
 からとられる。男が自分のオジにあたるもの
 に交渉を依頼し、この男側の代表者(wali)が娘
 のところに行き、娘側のwaliに話を付けて、
 娘の親、娘自身の意向も向うわけである。²²⁴⁾

部落内婚制も外婚制もなく、配偶者の選択
 が慣習法に強制されることもなく、きわめて

自由な結婚が行われる。男の側から言えば、部落内に適当な相手がいればそれを送いたがる。結婚後の生活が一時的にせよ妻方の家で送られ、各部落は若干にせよ生活事情が異なっているからである。しかし、部落の構成が8家族から30家族という小規模なもので、実際には部落内婚は難しいと言える。たしかにこの婚姻は親類筋にあたる者の場合が多い。こゝではオーストリア²²⁵⁾と同様でも結婚し得る。

結納物、結納金は慣習によつて、各部落毎

225) 前田(1966), p. 159.

にまわっている。結納金は、M\$ 2.5 万²²⁶⁾ (M\$ 2,300) で、男側から女側に渡される。

結婚式は、男側の準備が整うと、娘の家で行われる。祝宴の費用は、普通 M\$ 100 ~ 200 で男側が出す。式の翌朝、両者の親族および部落の長 (batim) が集まって、金の支払の分配が行われる。上述の結納金もあらかじめ勘定され、これに加えて、"hadat" の金、"timbang" の金が男側から女側に支払われる。前者は M\$ 20 で娘側の wali の間で分配され、

226) 前田(1966), p. 157. 前述の婚資金 (dowry) と前田の結納金とは同じものを指している。

後者はM\$40で、娘の属する部落の batim に属し、その分配は彼の一人による。

相思相愛の場合は、いろいろ抜け道があつて、男に十分な金がないとも結婚はできるが結婚の慣習法を破るわけであるから、罰金を課せられたり、婚後の生活において種々の規制を男が娘側の wali からうける。²²⁸⁾

離婚または死別の経験があるセ (janda) の場合には、社会的な規制をうけることが少なく多くは格別の手続きを経ずに一緒になる。²²⁹⁾

228) 前田 (1966), p. 158.

229) 前田 (1966), p. 156, p. 158.

婚後の居住については、一時的に妻の家で過ごすのが慣習であるが、遅かれ早かれ、独立の家をもつことになる。新居は必ずしも妻の部落とは限らず自由に選択する。²³⁰⁾

夫婦の間はきわめて平等であり、ことに家に関する事柄については、妻の意見が夫に問われねばならない。²³¹⁾ 財産の分配も男女の区別なしに均等分割が行われる。

離婚は、一方が嫌になれば、それ相当の罰金 (batim の場合 M \$ 25) を支払えば事が済み、

230) 前田 (1966), p. 158.

231) 前田 (1966), p. 158

兩者とも嫌に存ると、あつさり別れればよいわけである。離婚したものに對する社会的な冷い眼も存在せず、人々は離婚をごく軽く受けとる。²³³⁾

Emdan 川流域の Jakun における婚姻数と離婚数は、表 33 のごとくである。離婚経験者の割合は、男子 25.0%、女子 27.9%、婚姻数に對する離婚数は、男子 22.9%、女子 39.4% である。女子の婚姻数に對する離婚数の比が特に高いのは、離婚経験 7 回のもの 2 名、6 回

²³³⁾ 前田 (1966), p. 158.

のもの1名を含むためである。これらは、3名とも外來者で、7回の離婚経験をもつもののうち1名は、中国人を結婚相手にして離婚をくり返して来た。このような異常な例は、おそらく変動期において生じたものであり、伝統的には、離婚率はこれらを除いただけの高さであったと思われる。

以上の数値によると、JAKUN においては、既に示した Kedah 州の稲作農村 Padang Lalang のマレー人に比して、離婚傾向がやや高いよ

うに思われる。表26・27の Kedah 州の数值と、表33の Jakun の数值と対応させて、 χ^2 検定を行なうと、男子の場合には、結婚数に対する離婚数、結婚経験者に対する離婚経験者の割合の場合ともに、有意な差は認められるが、女子の場合には、両方の場合に99.9%レベルで有意差が認められる。しかし、Kedah の女子の数值は、既に述べた理由によつて、不当に低く現われていることにも注意する必要がある。

Kelantan におけるきわめて高い離婚傾向については、既に ROSEMARY FIRTH, および DOWNS に従って述べた。これらによると、再婚経験者の割合は、Kelantan の農村の場合、男子 82.6%, 女子 80.0%, 結婚経験者一般 81.1%, 農村の場合、成人一般について 63% である。これに対して、JAKUN における再婚経験者の割合は、男子 35.3% (68 名中 24 名), 女子 42.6% (68 名中 29 名), 結婚経験者一般について 39.0% (136 名中 53 名) ²³⁴⁾ である。

234) 前田成文の未発表の資料による。

Kelantan のマレー人漢村の場合、サンプル数が少ないので、男女を合せた結婚経験者一般についてのみ χ^2 検定を行なうと、99.9% レベルで有意差が認められる。Kelantan の農村については、実数が明らかにされておらず、統計的検定を行なうことができない。

以上の数値は、死別による再婚をも含むが、中には、離婚率のものを扱った誤りではないが、背後にある離婚率の高さの相違を反映しているものと想像される。また、個人あたりの最

高結婚回数をもつて、Jakun の 8 回(女)に対して、Kelantan の漢村では 10 回(女)、農村では 29 回(男)となつてゐる。Jakun においては、かなり高い離婚率が見られるのであるが、これは Sea Dayak の場合と同様、Kelantan を中心とするマレー人に比較すれば、相対的に低いものと考えることができよう。

B マラヤにおけるイスラム教徒の地域別離婚率の分析¹⁾

1. 州別離婚率

既に表31において示したように、マラヤのイスラム教徒（主としてマレー人）の離婚率は、州によってかなり異なっている。この差はいかなる要因と関連しているかを検討することは、さわめて高い離婚率の存在を許容する社会状況を明らかにすると同時に、離婚率

1) 本節の骨子は既に坪内(1967)において発表されている。

の変動をもたらし得る条件を示唆するために役立つであろう。この目的のために、いずれの州においても統計資料が得られ、しかも比較的最近の年次である1953~57年の年平均離婚率を算出した。計算の基礎となった数値、および率は表34に示す通りである。

表34には、人口1,000に対する年平均離婚率、有配偶人口1,000に対する年平均離婚率、および婚姻100に対する離婚の割合を示した。今後の論議は、原則として、人口1,000

に対する離婚率を利用して進めることにする。
この離婚率は、マレー人とインドネシア人と
か、マラヤのイスラム教徒をほぼ完全に代表
するという前提のもとに算出されている。こ
の方法による計算は、各州人口の年令的構成
に著しい差がある場合や、特定の州に早婚が
多く、婚姻状態にあるものの割合が増加して
いる場合などには、相互比較のための信頼性が
低下する。以上の二つの問題を無視して論
議（うる有配偶人口に対する離婚率（非イス

よゝの原住民の有配偶者をも含む中にこゝ
では参考として付するにといわている)と、
一般人口に対する離婚率との相関を調べると、
 $r = +.997$ という高い正相関のみられる。こ
れは、この問題をとりにたて、考慮する必要が
ないことを示唆している。婚姻に対する離婚
の割合に関しては、ある年次の離婚が必ずし
もその年次の婚姻から生じたとは云い得ない
ゆゑに、両者の因果関係を論ずることなし
にこれを用いることはやゝ危険であるので、

こゝでは参考に付するにといめた。この婚姻・離婚比の場合も、人口1,000 に対する離婚率との相関は $r = +.885$ という高い値を示している。

離婚率の分布を地図上に示すと図13のようになる。半島北部の Kelantan, Trengganu, Perlis において高い離婚傾向がみられ、西海岸の Perak から南下して, Selangor, Malacca, Johore にかけては低率が見出される。以下、若干の指標を用いて、離婚率の

高い地域と低い地域の特性を明らかにすることにして。

2 他民族との接触と離婚率

既に述べたように、マレーシアは、マレー人、中国人、インド人を主体とした複数社会 (plural society) である。各民族の占める割合は、表35に示すように州によって異なっており、マレー人の他民族に対する接触といふ点で、各州は異なる環境をもつ。各州に

おけるマレー人の占める割合と離婚率との相関は、 $r = +.924^*$ という高い値を示す。このことは、純粋なマレー人的な色彩が保たれているところで高い離婚率が存在することを示唆する。

以上のことは、みかたをかえれば、他民族との接触が多いところほど離婚率が低下しているということの意味する。それでは、いかなる民族との接触がマレー人の離婚率を低下させているのであろうか。中国人、インド人

英国人、インドネシア人、原住民、その他の民族の各々が占める割合と、イスラム教徒の離婚率との相関係数を算出すると表36のようになる。いずれの民族が占める割合に対しても相関は負となっているが、中国人の占める割合との負相関がとくに著しい。

ここで、中国人以外の民族の占める割合と離婚率との相関がみせかけのものであり、これらの民族が中国人と並存することによって現われたのではないかという疑問が生ずる。

これらの各民族について中国人の占める割合の影響を除去した偏相関係数を求めると、インド人+.207, 英國人+.153, インドネシア人-.449, 原住民-.280, その他の民族-.389という値が得られる。前二者については、相関は、負から低い正へとかわり、離婚率を低めるための直接的な影響をもたないように思われる。後三者については、相関は依然として負の値を示している。以上によって、マレー人の離婚傾向を低めるために直接的に影響

を及ぼしている他民族は、中国人、インドネシア人、原住民、その他の民族であることが推測される。これらの各民族の割合の合計と離婚率との相関は、 $r = -.936^*$ というきわめて高い値に達するのである。しかしながら、以上の4者のうち、原住民、およびその他の民族は、相対的な割合も低く、相関値も低いので、ほとんど無視しても差支ないと思われる。ちなみに、中国人の割合とインドネシア人の割合を合したものと、離婚率との相関は、

$r = -0.933^*$ であって、前述の最高値に比して、ほとんど変わるところがないのである。

後に詳しく述べるように、中国人の結婚はマレー人や西洋人のそれに比して、安定しているといわれる。マラヤおよびシンガポール在住の中国人に関しては、シンガポールの中国人については FREEDMAN が²⁾ 北部マラヤの潮州系中国人農民については NEWELL が³⁾ の傾向を指摘している。また、マラヤにおけるマレー人（インドネシア人、原住民を含む）

2) FREEDMAN (1957) P. 176.

3) NEWELL (1962), P. 61.

中国人、インド人の婚姻状態を、1957年センサスに従って観察すると、表27のとくとなる。離別者の占める割合は、男女とも、マレー人において最も高く、中国人において最も低い。

マレー人が中国人との直接的な接触を通して、中国人の婚姻に対する考え方を見習い、中国人側からの批判をうけ入れて低い離婚傾向を示すようになったと考えることももちろん可能である。しかし、マレー人と中国人は

生活の大部分の領域において分離されているので、直接的な模倣・批判の効果があるかどうかは疑問である。マレー人の離婚に際して調停の役割をも果たすイスラム法廷の Kathi や、他の指導的な役割を演ずる人々の間には、中国人との接触を通して知的に形成された価値観——これは西欧のキリスト教文化の影響を受けたものでもありうる——が、一般マレー人に影響を及ぼすという筋道なども考える必要がある。⁴⁾

4) 後に詳述するように、DJAMOUR は、シンガポールのイスラム法廷における調停機能の増大について言及しているが、シンガポールにおいては、マレー人が少数民族であることは周知の事実である。

cf. DJAMOUR (1966), p. 143.

インドネシア人の影響の意味づけは、中国人の場合に比して、より困難である。既に述べたように、ジャワ人およびミンカバウ人の離婚傾向は非常に高いし、後述するように、全体としてみた場合でも、インドネシア人の離婚傾向はマレー人と同様に高いからである。また、マラヤへ流れたインドネシア人は、ジャワ・スマトラ・セレベス等、出身地・文化的背景を異にし、決して一様には扱えないからである。インドネシア人の存在の離婚率低

下に対する影響は、間接的・直接的の二通り
の方法が考えられる。直接的な影響としては
他郷に住みついたインドネシア人が、環境の
変化に応じて自らの離婚傾向を低下せしめ、
インドネシア人自身の低い離婚率がそのまゝ、
イスラム教徒の離婚率を低くしているという
考え方があつた。これは、特にインドネ
シア人の多い Johore, Selangor について
言えそうである。間接的な影響に関して、こ
こで指摘できるのは、宗教・言語というマレ

一人と近似した要素をもつインドネシア人のマレー人社会への融合は、中国人よりもずっと容易であり⁵⁾ いわれの形にせよ、マレー人に対する影響が現われ易いということだけである。

3 都鄙・産業構成と離婚率

既に述べたように、欧米においては、都市において離婚率が高く、村落において低いという傾向が認められた。マレー人に関して

5) OOI JIN-BEE (1963), p. 118

都市あるいは村落における居住が、離婚傾向とどのような関係をもつかを検討する必要がある。1957年センサスによる各州のマレー人（インドネシア人および土著住民を含む）の都鄙別居住状態は、表38の通りである。これらと州別離婚率との相関は、人口10,000以上の地域居住者の占める割合について、 $r = -.228$ 、1,000～10,000の地域居住者の割合について、 $r = +.664^*$ 、1,000未満の地域居住者の割合については、 $r = -.061$ となる。人口規模の大き

い地域、および小さい地域に居住するものの割合については、離婚率との相関がほとんど認められない。中規模の地域に居住するものの割合について統計的に有意な正相関が認められるが、これは、マレー人が総人口の9割以上を占め、行政・経済活動にも活発な Kelantan, Trengganu の2州の数値にひきずられて現われた値であるため、意味を過大に評価することは危険である。

経済活動を行なっているマレー人男子のうち

ち、第一産業に従事するものの割合、および、分類基準は異なるが、専門、行政職に従事するものの割合を州別にみると、表39の通りである。これらの割合と離婚率との相関係数を算出すると、それぞれ、 $r = +.712^*$ 、 $r = +.774^*$ となる。第一産業従事者の多い州では離婚傾向が高く、専門、行政職従事者の多い州では低い。しかしながら、第一産業従事率の高い州では、中国人およびインドネシア人が少なく、専門、行政職従事者の多い州

では、その逆という事実に注目して、中国人・インドネシア人の占める割合の影響を除去した偏相関係数を求めると、第一産業従事率に関しては、 -0.127 、専門・行政職従事率に関しては、 $+0.365$ という、低いけれども、逆方向の偏相関係値が現われる。

4 教育の普及と離婚率

教育は、理想とされる価値体系、あるいは新しい価値体系の浸透にとって大きな役割を

果すので、その普及と離婚率との関係を調べることは興味深い。各州のマレー人（インドネシア人・原住民を含む）の中、学校教育を全く受けなかった者の占める割合は、1957年センサスによると表40の通りである。ここでは、全年令と15-24才の年令階級⁶⁾に関する数値を男女別に示した。これらと州別離婚率との相関は表41のようになる。いずれの場合にも統計的に有意な正相関がみられる。男子における相関値は女子に比して高く、最も高い

6) 後述するように、マレー人の離婚は結婚後、すもなく生ずるものが多いと考えられるので、結婚適令にあたるこの年令層に特に注目が必要がある。

値は、15～24才男子における $r = +.861^*$ である。

教育の普及を示す他の指標は、識字率である。表42は、1957年センサスに従って、15才以上のマレー人（インドネシア人、原住民を含む）の、何らかの言語、マレー語、英語に関する識字率を州別に示す。これらの識字率と離婚率との相関は表43に示すのとくとなり、いずれにおいても統計的に有意な負相関がみられ、識字率の高い地域では離婚率が低いこ

とを物語る。最も高い相関を示すのは、男子の何らかの言語に関する識字率で、 $r = -0.883^*$ である。

産業構成の場合と同様、教育の普及した地域は、同時に中国人などの多い地域でもある。中国人・インドネシア人の影響を除去した偏相関係数を算出すると、15~24才男子・学校教育を受けぬ者の割合の場合、 $+0.256$ 、男子の何らかの言語に関する識字率の場合、 -0.375 となり、値は小さくなるが、相関の方向は変

らない。教育が、中国人・インドネシア人の影響とは独立した立場から離婚率を低下させるような働きかけをしていることが推測できる。

5 早婚と離婚率

既に紹介したように、ROSEMARY FIRTHは Kelantan のマレー人漁村において、父親が娘の純潔を守るために、娘のために選んだ青年と非常に若い年令で結婚させ、その結婚が

失敗すると、娘は夫と別れて、今度は自分でも次の配偶者を探すことが出来るようにすると報告している。⁷⁾

Perlis 州においても、1964年、Kangar のアラビック・スクールでの公開討論会で、フート・フィットラ委員会の HUSSAIN BIN ABDUL RAHMAN は、父母が孫の顔みたさに息子や娘を早く結婚させ、これが離婚の原因となっていると述べている。⁸⁾

このような親の意志にもとづく早婚が離婚

7) FIRTH, ROSEMARY. (1966), pp.40~45

8) The Strait Times. July 29, 1964 の記事による。

に影響を与えるならば、早婚傾向の高い地方ほど離婚率が高いことが予想される。婚姻適令は各地方の慣習に従って変化し、成熟度の認定はマラヤ全土にわたって同様であるとは言えないから、一定の年令を基準として早婚を論ずることは多少の無理があるが、ここでは早婚の一つの指標として、1957年センサスにもとづいて、15～19才の年令階級における結婚経験者の占める割合を用いることにする。⁹⁾ (表44参照)

9) センサスの分類における、有配偶・死別・離別のカテゴリーに属する者を、結婚経験者として扱った。この年令階級の結婚経験者の割合を、全マラヤのマレー人(インドネシア人・原住民を含む)についてみると、男子7.9%、女子54.1%である。男子については、年令の上限を少し上げ、女子については下げる方が適當であるが、センサスには5才間隔の数値しか記載されていないので、やむを得ず、この年令階級を使用した。

これらの割合と性別離婚率との相関を調べると、男子の場合、 $r = +.829^*$ 、女子の場合、 $r = +.910^*$ となる。より高い相関を示す女子の場合について、中国人、インドネシア人の占める割合の影響を除去した離婚率との偏相関係数を算出すると、 $+.537$ となる。また、教育普及の代表的な指標としての男子の何らかの言語に関する識字率の影響を除去した偏相関は、 $+.524$ となる。早婚地域と高い離婚率との独自の結びつきを認めることができない。

この場合、早婚それ自体は、自らの作用をもつと同時に、親による配偶者決定などの婚姻に関する諸慣習を背後にもつことにも留意する必要がある。

6 高離婚率地域の特色

すでに述べて来た若干の指標にもとづく観察だけではもちろん十分ではないが、一応これらの総合を試みよう。これまでに知り得た高離婚率地域の特色は、以下のごとくである。

(i) 農業的色彩が強く、専門・行政職従事者が少ない。

(ii) 中国人・インドネシア人・インド人・英人などの他民族が少ない。換言すれば、純粋なマレー人的特色を保っている。

(iii) 教育が普及しておらず、就学経験者の割合、識字率ともに低い。

(iv) 男女ともに早婚の傾向がある。

以上のうち、離婚率の高さに直接関係すると思われるのは、①中国人・インドネシア

人の存在, ②教育の普及, ③早婚 である。

いま, ①に関しては中国人・インドネシア人の占める割合, ②に関しては男子の何らかの言語に関する識字率, ③に関しては15~19才女子中結婚経験者の占める割合を, 離婚率との相関の高さゆえに, それぞれの代表的な指標とみなすことにする。各指標について, 他の2者の影響を除去した離婚率との偏相関係数を求めると, 中国人・インドネシア人の場合-0.648, 教育の場合-0.022, 婚姻年令の場

合 +.415 という値が得られる。

教育の離婚に対する関係は、方向こそ変わらないが、非常に低く評価される。②と③との間に高い逆相関 ($r = -.924^*$) が認められるから、教育が婚姻年令を高める作用をもち、離婚に対する教育の影響の大きな部分は、この方向を通して現われると考へることが妥当であろう。諸要因が、それぞれある程度の独立性をもちながらも、規定・被規定の複雑なメカニズムを通して、一つのカタマリとなつて

離婚の発生に作用していることに注意する必要がある。

以上の諸指標の値は年々変化しつつある。例えばマラヤにおける15~19才のマレー人女子中、結婚経験者の割合は1947年の59.1%から57年の54.1%へと減少している¹⁰⁾、15才以上のマレー人男子の何らかの言語に関する識字率は、1947年の49%から57年の61%へと上昇している¹¹⁾。中国人の割合に関しては、1947年の38.4%から57年の37.2%へとわずかな減

10) 両年及ともにインドネシア人、原住民を含む。1947年および1957年センサス結果から算出。

11) インドネシア人、原住民を含む数値。1957年センサス, Report No. 14, Table 9A(1)から引用。

少がみられるが¹²⁾ 近代化の進展と共に、接触は質的に密になって来ていると推測される。

このような変化を前提として、マレー人の離婚は減少の傾向をたどることが期待される。次節では、その年次的な変化について観察を進めることにしよう。

12) 1957年センサス, Report No. 14 Table 1.5 から引用.

① マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚率の変化。

1) マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数との関係

マラヤ各州におけるイスラム教徒の婚姻と離婚を、既に示した表31に従って観察すると、同一年次の婚姻数と離婚数との間に、かなりの程度の対応があることに気がつく¹⁾。対応の程度を示す一つの指標として、同一年次の婚姻

1) この傾向は次の項に示す指数のグラフからも明らかである。(図14参照)

数と離婚数との相関係数、および「前年の婚姻数」と離婚数との相関係数を算出すると、表45のようになる。同年次の婚姻数と離婚数に關しては、いずれの州においても正の相関が認められ、このうち、Johore, Malacca, Kedah, Kelantanについては、相関は統計的に有意である。前年の婚姻数との相関においても、Pahang, Perlisを除けば正の相関がみられる。しかし、相関の程度は、Perak, Penangを除けば、同一年次の婚姻との相関より

りも低い。以上の観察は、結婚が行なわれたから、1~2年以内、とくに1年以内に離婚が発生し易いことを示唆している。²⁾

このように、マラヤのイスラム教徒の離婚数は、先行する婚姻数の多少によってかなりの影響を受ける。しかし、筆者がここで目的とするのは、これらの微視的な変化とは関係なく、底流として存在する離婚の増加、あるいは減少の傾向である。

2) この因果関係を更に精密に分析するためには、月単位あるいは数ヶ月単位の統計を基礎にして、時系列の分析を行なうことが望ましいが、現在のところかかる数値は入手出来ない。

2 マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数の年次的変化

マラヤ各州の婚姻数と離婚数の年次的な推移を、おのおの最初の年を100とした指数でグラフに示すと、図14のようになる。それぞれの変化に関して、最小自乗法による趨勢直線をひくと、細線(婚姻)、および一点鎖線(離婚)で示すようになり、概して、婚姻に比して離婚はより強い減少傾向をみせている。

趨勢直線の勾配を平均値で割ることによっ

て年平均増減率を算出すると、表46の通りになる。Trengganuにおいては、離婚数の増加率が婚姻数の増加率を上まわるが、他のすべての州において、婚姻に対する離婚の相対的な減少が見出される。すなわち、Johore, Perak, Penang, Pahangでは婚姻の増加あるいは横ばいにもかかわらず離婚の減少がみられ、Malacca, Selangor, Negri Sembilan, Kedah, Kelantanにおいては婚姻も減少の傾向を示すが、離婚の減少のはげしいものはこれを

上廻り, Perlis においては両者ともに増加の傾向を示すか、離婚の増加は婚姻の増加よりもゆるやかである。

3 シンガポールにおけるイスラム教徒の離婚傾向の変化

既に述べたように、シンガポールは基本的に中国人の所である。1965年推計人口1,864,900人の中、中国人が74.9%、マレー人が14.3%、インド・パキスタン人が8.2%を占めている。³⁾

3) Singapore Year book 1965, p. 67より算出。

マレー人はほとんど例外なしにイスラム教徒であり、インド・パキスタン人は約20%がイスラム教徒であると推定されている。⁴⁾ 従って、シンガポールの総人口の約16%がイスラム教徒であると考えられ、これらのイスラム教徒のうち、マレー人の占める割合は約88%である。

DJAMOUR の示す数値⁵⁾に従って、1961および62年におけるイスラム教徒の婚姻中マレー人向のそれの占める割合を計算すると、それ

4) Singapore Annual Report 1956, P.27.

5) DJAMOUR (1966), P.8.

それぞれ80.5% (1,560件中1,256件), 81.7% (1,483件中1,211件)となり, シンカポールのイスラム教徒の婚姻・離婚は, 大部分マレー人のそれであると推測される。

シンカポールのイスラム教徒の婚姻と離婚の統計は, 既に示した通りである。シンカポールのイスラム教徒の離婚率をマレー半島諸州におけるイスラム教徒のそれと比較するために, 1953~57年における婚姻100に対する離婚の割合を算出すると, 52.1となる。また,

宗教別人口が不明確なので、マレー人のすべてと、インド人の20%がイスラム教徒であるという仮定のもとに、人口1,000に対する離婚率を計算すると5.68となる。婚姻・離婚比においては、11州における第5位のPahangと、第6位のNegri Sembilanの間、人口比においては、第6位のNegri Sembilanと第7位のPenangとの間に位置づけられる。

中国人の占める割合が高いシンガポールでは、マラヤのどの州におけるよりも低い離婚

傾向が存在することか期待されそうであるが、以上の数値からみると、それだけでは説明されない要因が存在するようである。しかし、1960年代には離婚の減少が著しくなり、表32に示された最終年次の1965年には、婚姻100に対して19.0、人口1,000に対して推計1.42にまで下がる。婚姻数と離婚数の変動を1921年を100として、指数グラフに示すと、図15のようになる。変動の傾向の特徴に従って、(i) 1921~40年、(ii) 41~53年、(iii) 54~64年の3

時期に分けることができる。(i)においては、婚姻・離婚ともにほぼ横ばいの状況が、(ii)においては、両者の均衡が保たれた状態での大きな変動が、(iii)においては、婚姻・離婚ともに減少するなかで、とくに後者のほうがしい減少がみられる。

4 インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向の変化

インドネシアは3,000有余の島々からなる

か、それぞれ⁶⁾の歴史的経験も異なり、生活様式や利害関心に著しい地域差がみられる。イスラム教についても、浸透の度合が地域によってかなり異なる。⁶⁾

このような条件下にあるインドネシアのイスラム教徒を一つの全体像として扱うことには危険があることを認めつつも、インドネシアの統計を検討してみよう。インドネシアの宗教局によって発表されたイスラム教徒の婚姻と離婚の数は、表47のとくである。1950

6) cf. WERTHEIM (1956), pp. 1~38, etc.

年を100として、指数の変動をグラフに示すと図16のようになる。婚姻・離婚ともに減少の傾向が認められるが、平均変動率は、それぞれ -1.3% 、 -1.6% で、離婚の減少傾向の方がきわめておあかなから強い。

5 マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚に対する態度の変化

すでに見て来たように、マラヤ、シンガポ

一ル・インドネシアのいずれにおいても、程度こそ異なれ、イスラム教徒の離婚率の低下の傾向が認められる。欧米の統計からも推測されるように、この種の減少は、戦後の一時的な急上昇から平常の状態への復帰の過程においてみられるものに過ぎないかも知れない。しかし、特にシンガポールを中心としてみれば、減少傾向は単にそれだけにはとらまらないうようである。以下、このような減少の底にむすむ価値観の変化をさぐることにする。

まず最初に、減少傾向が特に顕著なシンガポールに着目しよう。シンガポールにおいて1959年以降にみられる、とくに激しい離婚の減少の理由として、DJAMOUR は次の5つを挙げている。⁷⁾

- (i) イスラム法廷における調停への努力の増大。
- (ii) 夫妻相互の同意のない離婚が認められにくくなったこと。
- (iii) 寡婦や離別した女にとって、配偶者のあ

7) DJAMOUR (1966), pp. 143 f.

る男を離婚させた上で、自分と結婚させることが困難になったので、主な努力を拘束されていない男にむけるようになったこと。

(iv) 以前は、シンガポールの Kathi が、女性からの離婚の訴えを容易に認める傾向があったので、離婚証明を得るために、マラヤから女達かやって来たといわれること。

(v) 以前においては、夫が貧乏になり、

失業した場合、妻の離婚請求がおこり易かったが、現在では社会扶助の制度が発達してきたので、このようなケースが少なくなってきたこと。

これらの理由のうち、特に重要なものは(i), (ii)である。これらは、1880年のMuslims Ordinanceに代って1958年12月25日から施行された1957年のMuslims Ordinance, および1960年5月27日から施行されたその改正(Amendment)とを背景にしている。1958

年の Muslims Ordinance 第 12 条第 7 項においては、離婚に際する夫妻の同意の確認が規定されており、1960 年の改正においては、この傾向がさらに強化されるのである。また、これらの Ordinance に従ってイスラム法廷 (sharikh Court) が設立され、離婚に対する調停機能を強力に果たすようになった。

しかし、シンガポールにおける離婚の減少は、このような法律の施行時期に先行する 1955 年頃から既に現われはじめていることに

も注意する必要がある。すなわち、法および制度の変化は離婚率の急な変動をもたらしたが、一般的な価値観においてもそれ以前から徐々な変化があったと考えられるのである。

離婚を阻止しようとする動きは、強さこそ異なるが、マラヤにおいても現われている。

KATHLEEN JONES は、マラヤにおけるイスラムの指導者達から、離婚の多さと、その重大な社会的影響によく気がついており、近年、イスラム教徒に対して、くりかえし、軽率な結婚

契約と、十分な理由をともしなから離婚が望ましくないと警告してきたと述べている。⁸⁾ 既に紹介した Perlis における HUSSAIN BIN ABDUL RAHMAN の発言も、この一つと考えられる。⁹⁾

インドネシアでも宗教関係者による離婚抑制への動きが存在する。CLIFFORD GEERTZ は宗教官吏 HADJI ARIFIN が、中部ジャワの所
の近くの村で民衆に対して行なった話を紹介している。ARIFIN は、そこで、KUA (

8) JONES (1958), p. 36.

9) cf. 本文 p. 422.

Kantor Urusan Agama, 宗教行政局) が、
永続的に「真実の結婚」をもたらすための努力
しているが、事態はまだ悪いと語った。しか
し、ARIFIN によれば、KUA の宣伝活動が
始められる前の年においては、結婚 1,000 に
対して、800 の離婚があったが、現在では、
結婚 1,000 に対して 500 にまで下ってきたと
いう。¹⁰⁾

S. TAKDIR ALISJAHBANA も、インドネシア
における離婚統制への方向を指摘している。

10) GEERTZ, C. (1960), pp. 205 f.

すなわち、イスラム教徒は宗教者を統制して
きたが、彼等は、よりよく時代精神にのっと
り、何らかの改変をほめた方がよいと考
えるようになり、若干の建設的な方法がとられ
て来た。例えば、調停裁判所が設立され、判
決が発効する前に、離婚を求めている夫妻に
対して忠告を与え、調停を試みるようになった。¹¹⁾

また、インドネシアの婦人運動も、男子専
权的な傾向をもつイスラム法による離婚に対

¹¹⁾ ALISTAHBANA (1966), P. 115.

して、反対の動きを示しているといわれる。⁽²⁾

(2) VAN DER CROEF (1965), pp. 214 f.
GRANT (1964), pp. 129~131.

D マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向とアラビアを中心とするイスラム教圏における離婚傾向との比較

マラヤ、シンガポール、インドネシアのイスラム教徒の離婚率は、アラビアを中心とする本来のイスラム教国の離婚率と比較した場合、どのような高さを示すであろうか。この問題について完全に論ずるためには、東南ア

シアに比較した場合の、アラビアを中心とするイスラム教圏における親族組織、および、彼等の西欧文化との接触の強さなどにも言及しなければならない。しかし、ここでは、東南アジア、特にマラヤ、シンガポール、インドネシアのイスラム教徒の離婚率がきわまって高いということの確認を主な目標とするので、これらの問題については詳しく触れない。大まかにはいえば、アラビアを中心とするイスラム教圏における親族組織は、文系的な

色彩が強い。このことは、例えば、TANNOUS
 が、中東のアラブの村落について¹⁾ GRANQUIST
 が、パレスチナの村落について²⁾ DONALDSON
 がイランについて³⁾ 指摘している。MURDOCK
 の Ethnographic Atlas によっても、Bedouin
 Arabs, および北アフリカ海岸部の Arabs に
 おいて、一般的に父系的な傾向が見出される。⁴⁾
 ACKERMAN が低い離婚率との関係において論
 じた levirate の存在については、GRANQUIST
 において、その記述がみられる。⁵⁾

1) TANNOUS (1944), pp. 528-537.

2) GRANQUIST (1931), p. 141.

3) DONALDSON (1938), p. 51

4) MURDOCK (1967), p. 190. p. 194.

5) GRANQUIST (1931), p. 86. 同時に sororate の存在
 についても触れられている。

國連人口統計年鑑に従って、アルジェリア (1947~63), アラブ連合 (1935~65), イラン (1947~65), イラク (1950~62), ヨルダン (1951~64), レバノン (1947~64), シリア (1947~64), トルコ (1947~64) における離婚率を示すと、表48のようになる。これらのうち、人口の半数が諸々の派のキリスト教徒であるレバノンを除けば、他の国ではイスラム教徒が大部分を占めている。イランにおけるイスラムは他と異なり、シーア派が公式に認められており、

教的にも大多数を占めている。

1953～1957年の5カ年の平均値⁶⁾について、マラヤ、シンガポール、インドネシアのイスラム教徒と比較すると、表49のようになる。東南アジアのイスラム教徒における離婚率と、中近東のイスラム教国における離婚率との差は顕著である。

アラビアを中心とするイスラム教国においては、エジプト（アラブ連合）とアルジェリアにおける離婚率が特に高い。しかも、これ

6) ただし、アラブ連合とイラクについては資料不足のため、1954～57年の4年平均を用いた。

らの國では、西歐の影響を東南アジアに先立ってより強くうけたため、元来高かった離婚率が低下してようやく現在のレベルに至ったとも考えられる。エジプトにおける統計が得られた1935年から65年の間で、最も高い率かみとめられるのは、1947年の4.7である。

1947年の離婚率が戦後の特殊事情をも含めて異常な高さを示すことを考え合わせると、エジプトの率は、少なくとも、この30年間にについては、東南アジアに比して明らかに低い。

GOODE は、アルジェリアについて、1897~1955年における婚姻1,000に対する離婚の割合を示している。⁷⁾ その最高値は、1905年の410であり、非常に高い数値ではあるが、なお、マラヤ、インドネシアおよびインドアジアンカポールに及ばない。

以上のように、アラビアを中心とするイスラム教圏においては、文系的組織をもつにもかかわらず、かなり高い離婚率がみられる場合があり、イスラム法と高い離婚率との結び

7) GOODE (1963), P. 160. 1897, 1900, 5, 10, 20, 30, 40, 48, 49, 50, 51, 55. の各年に関する数値.

つきは決して無視する訣にはいかならぬと思われ
れる。しかし、これらの離婚率は、マラヤ、
シンガポール、インドネシアのイスラム教徒
にくらべると、かなり低い。われわれは、こ
こで、後者における親族組織の離婚に対する
作用を確認することができるのである。

E 総括と結論

本章においては、マレーシア・インドネシアを中心とする東南アジアの島嶼部諸民族における親族組織と離婚傾向との関係について論じた。既に論じてきた主な民族の親族組織と離婚傾向を一覧表に示すと次頁のごとくである。GLUCKMAN および ACKERMAN の仮説は、本章における資料に関する限り、ほぼ妥当であることが明らかとなった。¹⁾

- 1) もっとも ACKERMAN の説に対しては、例えば、levitate の存在か、望ましいと考えられるだけのものか、あるいは完全に制度化されたものかによって区別されるべきであるという点を提案することが出来る。

民族	宗教	系譜	婚姻後の 居住地	逆縁婚 連帯婚	花嫁代償	離婚
Batak	土俗 (一部仏教)	父系制	父方居住	逆縁婚・連帯 婚あり	あり	元来少ない
(Toba Batak)	土俗	父系制	父方居住	逆縁婚あり	あり	Silindungでは少 ない。Tobaではあ る程度存在する。
Mimangkabau	イスラム	母系制	母方居住	逆縁婚・連帯婚 は望ま(いと考え られている。	花婿側から象徴 的なた花嫁代償。 花嫁側からは 持参金。	非常に多い。
Negri Sembilan	イスラム	母系制	母方居住		比較的少額。	非常に多い。(集団的 統制を加えられて 少なかった時期もある という。)
Javanese	イスラム	双系制	最初は父方 母方のいずれ か。後に 新居。	なし		非常に多い。
malay	イスラム	双系制	父方または 母方または 新居	なし	あり(両婚の 場合は少額)	非常に多い。
Sea Dayak (Iban)	土俗	双系制	父方または 母方		実質的なたの なし	非常に多いが、35才 以下の若い男女に 限られている。罰金を 科せられる。
Jarun	土俗	双系制	最初は母 方、後に 新居。		比較的少額	非常に多い。

本章における最も大きな収穫は、きわめて高い離婚率を発生させている特定の状況を、かなり具体的に捉えたことであろう。このような具体的な記述はそれ自体として価値をもつと考えられるが、これらを用いた相互比較によって GLUCKMAN, ACKERMAN よりも更に精密な結論に近づくことができる。

本章のはじめにおいて述べたように、東南アジア島嶼部の諸民族の離婚率に影響を及ぼす二大要因が、親族組織とイスラム教である

と考えると、既に示した資料からは、次のような比較が可能である。

(i) 母系制社会対双系制社会 (ただしイスラムの存在を共通の条件にする。)

(ii) イスラム対非イスラム (ただし(双系制社会ということも共通の条件とする))

きわめて高い離婚率を可能にする矛の要因は、夫または妻が、結婚によって新たに所属すべき集団の吸収力が弱いという親族構造上の特徴である。この場合、系譜による集団

を欠く双系制社会と、二つの対立する集団関係をもつ母系制社会において、いかに離婚が多いかということは興味ある問題である。理論的には、親族集団による統制を欠き、個人主義的色彩が強いと同時に、任意の親族関係の利用も可能という条件においた場合の双系制社会²⁾の方に、いくらかでも集団的統制の作用を有する母系制社会におけるよりも高い離婚率が見られるように考えられる。資料の裏からは、双系的な社会であるマラヤの

2) 上述の条件の外に、コミュニティ内婚制を欠くという付帯的條件を加えるべきであるかも知れない。しかし、コミュニティ内婚は制度としては完全な実行がほとんど不可能であり、多分に状況に左右されるものであるから、ここでは特にとりあげなかった。ここを重視するのは、どの親族組織がより高い離婚率を生む可能にするかということである。

Kelantanと、母系的な社会であるマラヤの
Negeri SembilanおよびスマトラのMinangkabau
との比較から、この見解がかなりの程度まで
正しいと考えられる。しかし、統計の不備な
Minangkabauについて、Kelantanに比して
より高い離婚統計が得られないという断言は
できず、かゝる統計が得られたならば、この説
はとり消されねばならない。また、既に述べ
たように、離婚率は社会的状況の変化に依り
て変化していくので、上述の純粋型に近いよ

うな形での比較を除いては、常に一方が高いとは限らないのである。

きわめて高い離婚率をもたらす才の要因として、イスラムの作用を考えねばならない。TER HAARは、離婚に対する土着の規定が、二つの大宗教によって変型されていない場合はめつたにないと述べる。かくしてTER HAARは、キリスト教とイスラム教の共通点として、(i)離婚をきわしく非難すること、(ii)結婚を集団的なことからとして扱わず、婚姻解消の個人的

な側面を扱っていること、を挙げている。²⁾ 非
イスラム原住民においては、離婚に対して、
集団的な統制が、たとえ程度は弱いにせよ、
全く存在しないとは考えられない。これに対
して、イスラムは、本来は離婚を望ましくな
いとしながらも、特に男子に対しては、個人
の資格で制限なしに用いるような離婚手続
きを提供する。イスラム教が、内面的という
よりは、形式的・儀礼的な側面において強く
影響している場合には、かゝる傾向がとくに

2) TER HAAR (1948), p. 182.

強く現われようと思われる。資料の真からみると、ジャワ人、マレー人に比して、Sea Dayak、および Jakun の離婚傾向はむしろかたはあは低いように思われる。かくして、イスラムが、親族組織に相乗的に作用して、マレー人、ジャワ人を中心とする特有の高い離婚率が発現すると思われようである。

そして、かかる高い離婚率は、他文化との接触による価値観の変化とともに、次第に低下の方向へとむかっている。この場合、都市

化、等しい近代化は、西欧の場合と異なる、た
作用を示すのである。

IV 日本 の 離 婚

IV 日本の離婚

A 日本の離婚をとり扱う場合の問題点

わが國の離婚は、かなり古くから、欧米諸國のそれとは異なつた性質をもつものとして捉えられてきた。離婚率についても、欧米諸國の離婚率が一般に上昇傾向をたどるのに対して、わが國の離婚率は、少なくとも戦前においては、下降の傾向を示してきたのである。この事實に関する説明は、後に詳しく

来すように、「家」制度と、「追出し離婚」によつてなされることが多い。そして、社会の近代化と共に、これらの影響が弱くなるとされる。しかし、この説明は、やゝ単純すぎるように思われる。

日本の離婚、特に農民の離婚は、宗教的価値観の積極的な作用とは、関係をもたないように思われる。民衆の生活と最も関係が深かったと思われる仏教は既に述べたように、離婚に対して、肯定的であれ、否定的であれ、

積極的な考えを表明しない。宗教というよりは、道德思想である儒教においては、後に述べるように、その片鱗をうかがうことができるが、この場合にも、その浸透は一部の階級に限定され、しかもわが国固有の状況の影響をかなりうけて、変容をこうもっているように思われる。この意味で、わが国においては、親族組織のもつ離婚に対する作用に、特に注目する必要がある。

わが国の離婚は、過去において、かなり高

い率を示したのであるが、既に述べたような
 GLUCKMAN あるいは LOEB の見解をそのまま
 適用するならば、文系的な系譜観念が強い社
 会では、離婚が少ない筈である。ACKERMAN
 の修正を考慮に入れると、わが国では、
 levirate あるいは sororate が慣習化されて
 いないという点で、高い離婚率が存在したこ
 とは理論的に矛盾しない。しかし、ACKERMAN
 が重視したのは、levirate, sororate によ
 って代表される文系集団の花嫁吸収という社会

學的な作用がある。わが国の場合、この吸収作用の欠如も内容的に検討する必要がある。また、これに関連して、文系的な「家」概念にもとづく親族がわが国において、果して十分に発達した親族の制であったかとうかということも、再検討を要するようと思われる。

- 1) 中根千枝は、日本の村落社会が、本質的に非単系社会 (non-unilineal society) であると考えている。cf. NAKANE (1967)

B 日本における離婚率の変化

まず、議論の基礎となる統計を提示することからはじめよう。わが国の離婚に関しては、諸研究者の間には、比較的単純な資料から、直接的に結論を導き出そうとする傾向が強くなったように思われるが、ここではできるだけ解釈をさけながら数値を示すことにする。

1 全国における離婚率の年次的変化

わが国における1883年（明治16年）から

1965年(昭和40年)にいたる婚姻率と離婚率の変化は、表50および図17に示す通りである。¹⁾ 婚姻率は、ある年は高かったり、ある年は低かったりして、かなりゆれ幅を示しても、²⁾ 長期的にみれば、ほとんど横ばいの傾向³⁾をもつ α に対して、離婚率は、明らかに長期的な方向性をもつた変化の傾向をもつとが分る。

α の変化は、グラフの上からは、一応、次のような時期に区分できる。

- 1) ただし、第二次大戦による混乱のため、1944、45、46年の数値は入手できない。
- 2) α の変動は、主として景気の変動との関連から説明できるようである。cf. 玉城(1937) pp. 329-337
- 3) 厳密にいえば、右表の上昇傾向がみられる。

(i) 1882 (明 15) ~ 1938 (昭 13) 減少
 (ii) 1939 (昭 14) ~ 1943 (昭 18) 横ばい
 い (ゆるやかな上昇)

(iii) 1944 (昭 22) ~ 1960 (昭 35) 減少
 (iv) 1961 (昭 36) ~ 1965 (昭 40) 横ばい

第2の時期 (1939~43) における婚姻率には従来よりもかなり高い波がみられる。この時期における離婚率も、高くなっているのは、この期間における多い婚姻数と、わが国におけるかなり高い早期離婚の傾向⁴⁾とによる

4) 例えは、1935年 (昭和10年) における離婚の6.0%は婚姻継続期間6ヶ月未満、8.2%は6ヶ月~1年、13.8%は1~2年で生じたものである。(人口動態統計による)

ものであると推定できる。すなわち、婚姻数
が多くなると、ほとんどの同時に離婚数が増加
するので、人口に対する率を観察する限りは
においては、当然上昇がみとめられるのである。
婚姻自体がどの程度の割合で破れるかを、真
の離婚率と考えれば、この場合の人口に対す
る比率の増加は、みせかけのものに過ぎない。
従って、(i)、(ii)の時期は分割する必要がな
くなる。同様のことは、男子と女子の時期の関
係についても言い得るように思われる。結局、

日本の離婚率の変動は、戦前、戦後の二つの時期に分けることができる。これらの二つの時期も、離婚率の減少という点では共通性を持つが、戦後の減少は、戦争による異常上昇のあとに続くものであるから、戦前のものとは一応区別しておく必要がある。

第二次大戦前後にあたる3カ年の離婚率は不明であるが、欧米諸国の例から類推すると、終戦の翌年あたる1946年に、離婚率のピークがみられたであろうと考えられる。わが國

の離婚率に対する戦争の影響は、欧米諸國の場合と同様、第一次大戦のときに最も顕著に現われているが、日露戦争が終った年の翌年にあたる1906年（明治39年）においても、本末かなから、一時的な上昇がみられる。日清戦争終了の翌年（1896年）および翌々年（1897年）においても、離婚率の上昇がみられるが、これは、戦後の高い婚姻率の影響を受けたものかも知れない。

戦争の影響による変動の外に、不規則な変

化として、特に目立つのは、1898年（明治31年）および99年（明治32年）における離婚率の急激な減少である。この急激な減少は、1898年（明治31年）7月16日における明治民法全編施行と時期を同じくする。

減少の理由としては、従来、次のようなことが挙げられている。第一に、明治民法が、法律婚主義の立場を明確にした結果、いわゆる内縁という事実があらわれ、事実上の離婚（内縁関係の解消）は、すべて統計面にあら

われなくなつたこと、⁵⁾ 第2に、結婚も離婚も、従来、本籍地における記録が統計的に数えられていたものか、現住地主義に改められた結果、外地居住者の離婚は統計面から姿を消したこと、⁵⁾ 第3に、届出制という法律上の制約が、ある程度離婚にブレーキをかけたと思われること、である。⁵⁾

これらの理由は、いずれも十分な説得力をもたない。第1の理由に関しては、婚姻率の大きな減少がない状態で、⁶⁾ 離婚率の減少が目

- 5) IWASAKI (1930a) では第2の理由が、大塩 (1956) では、第1から第3までの三つの理由が挙げられている。
- 6) 1898年(明治31年)においては婚姻率はむしろ上昇している。翌1899年には、婚姻率は6.7まで下り、従来最低を示すが、これに近い値は、1885年(6.8)においてもみられる。その後、婚姻率は従来と同レベルで横ばいを続ける。

立っているのに、内縁関係の発生を重視する
 ことは無意味である。才2の理由に関しては
 人口に対する率を問題とする以上、外地在住
 者のとり扱いは問題にならない⁷⁾。また、この
 理由からは、1898年、99年の2カ年にわたっ
 て続く減少を説明することができない。才3
 の理由に関しては、「届出制」という言葉を用
 いたことに問題がある。すなわち、従来の離
 婚も何らかの意味で届出られているのであ
 り、より内容的な説明がともなわねば、説得

7) このことを認めると、もはや蛇足にしか過ぎなく、
 外地居住者の離婚数は、きわめてわずかである。すなわ
 ち、1899年(明治32年)においては、81件、1900年(明治
 33年)には98件に過ぎない。(帝國才21統計年鑑 p.96,
 帝國才26統計年鑑 p.66による)。

力をもたない。

以上のようにみてくると、結局、離婚率の急激な減少については、他の理由が求められねばならない。既に述べたように、明治民法の施行が、1898年の後半からであるならば、その影響の一部は二年に現われ、完全な影響は翌年にみられる筈である。1898年、99年における減少は、これと符合しており、民法自体が何らかの制限的な効果を及ぼしたと考へざるを得ない。協議離婚制度の導入が手続

き上の変化をもたらしたことが、おそらく最も重要な理由であると思われるが、これは一つの推測にとどまる。

2 市部郡部別離婚率の変化

1907年（明治40年）から1960年（昭和35年）に至る全国市部および郡部における離婚率の変化は、表51に示す通りである。ただしこの統計では、1941～46年、1949年、1951～54年、1956～59年の数値が欠けており、また

各々の資料の間に若干の不一致がある。

戦前においては、郡部において相対的に高い離婚率が見られた。戦後はじめての市部郡部別統計が得られる1947年においては、毎日新聞社人口問題調査会の数値と、人口動態統計との間に小さい違いがあり、前者では郡部の方が高く、後者では市部の方が高くなっているが、翌1948年には前者においても、郡部における率低下がはじかれたために、市部の方が相対的に高くなる。1950年になると、市部郡

部の差がかなり大きくひらき、1955年、1960年においても、この差は維持される。この間離婚率は全体として低下してゆくの、市部・郡部の離婚率の比は、次第に大きくなり、1960年においては、市部離婚率は郡部離婚率の1.43倍となる。

市部の離婚率が、郡部の離婚率よりも相対的に高くなっていく過程は、川島とSTEINERによっても示されている。すなわち、1952年から55年までの各年において、全国46都道

府縣のうち、市部の離婚率が郡部の離婚率よりも高いものは、それぞれ10.8, 19.46である。1955年になってすべての都道府県で市部離婚率が郡部離婚率を上まわったとされる。⁸⁾しかし、1950年の人口動態統計に従って、各都道府県の市部郡部別離婚率を算出すると、表52のようになり、すべての都道府県において市部離婚率の方が高く保っている。また、各地方を代表すると思われるような都道府県を若干送んで、市町村の人口規模別に、離婚

8) KAWASHIMA & STEINER (1960/61), p. 238.

率を算出すると表53のようになり、ほとんどの場合、人口規模の増大につれて離婚率が高くなっているのが分る。このように、1950年の数値は、川島とSTEINERが示した1952年から54年までの市部郡部別離婚率の傾向と異なっている。1950年の数値は、1955年になつてはじめて、すべての都道府縣において、市部離婚率が郡部離婚率を上廻つたということを否定するには十分役立つが、1952年～54年に関する川島とSTEINERの数値を否定するも

ののではない。この期間においては、不安定な時期があったのかも知れない。

岡崎文規は、6大都市の離婚率と6大都市を含む都府縣の離婚率を1919年から1940年に至る期間について5年おきに表示している。(表54参照)⁹⁾ 愛知縣の場合を除けば、全国的にみた市部郡部別離婚率の相対的な高さの変化に先行して、大都市の離婚率がはやくも大正期からそれぞれの都府縣の離婚率を上まわっていることが分る。

9) 岡崎(1950), p. 537

以上の観察は、村落において優勢であった特定の型の離婚と、都市においてより強い傾向をもつ他の型の離婚との勢力の割合が、1947年から1955年の間に入れかわったことを示唆する。

3 都道府県別にみた離婚率の変化

離婚率変化の市部と郡部とにおける相違は、都道府県別にみた離婚率の変化にも、反映されていることが期待される。桑畑勇吉、大塩

俊介などが着目したのはこの側面であった。
 すなわち、桑畑は東京、神奈川、京都、大阪、
 兵庫を都市的な都府縣、青森、秋田、新潟、
 石川、福井、広島、島根を村落的な縣とみな
 して、比較を行なっており⁽¹⁰⁾、大塩は、東京・
 大阪と秋田・新潟とを対比させている⁽¹¹⁾。

大塩は、日本の離婚率が一般にたどる変化
 として、「高い離婚率が次第に低下し、その速
 度が次第に緩慢になり、やがて上昇傾向に入
 る」という方向を仮定するならば、その方向は

(10) cf. 桑畑 (1956), p. 31.

(11) cf. 大塩 (1956), p. 74.

近畿においてもっとも早くあらわれ、続いて
 北海道、関東、東山、東海、東北（太平洋側
 ）の順となり、残りの地域がもっとも遅れて
 いるということになる」と述べる。¹²⁾このよう
 な推定は、各都道府県が元来、同様の高い離
 婚率を有し、それらが時期的には多少のずれ
 があるが、同一の変化の過程をたどったこと
 を暗黙の前提としている。しかしこの考え
 方にはかなりの無理があるように思われる。
 わが国における人口1,000に対する都道府

12) 大塩 (1956), pp. 72-73

縣別離婚率の変化を1883年(明治16年)から
 1964年(昭和39年)までの期間について、帝
 國統計年鑑および人口動態統計に従って表示
 すると、表55のようになる。既に述べたよ
 うに、わが國の離婚統計は、1898年(明治31
 年)以前は本籍地主義、1899年以後は現住地
 主義によっている。各府縣は、日本全國の場
 合とは異なつて、一つの閉じられた単位では
 なく、人口の流入、流出がかなりはつしいの
 で、この二つの計算方法にもとづく離婚率の

相違のどの程度であるかを、念の爲に検討する必要がある。表56は、本籍地主義から現在地主義へと切りかえられた1899年における各府縣の本籍人離婚数と現在人離婚数を示したものである。両者の間にはきわめてわずかな差しかない、少なくとも明治32年以前における本籍地主義による率計算は、實質的には現在地主義による結果とほとんど等しいことが推測される。以下、これらの数値を基礎としてわが國の離婚率の地方的な特色および変

化の類型について検討を加えることにしよう。
 もっとも古い府縣別離婚率に関する統計が
 得られた1883~87年とそれに続く1888~92年
 の二つの時期について、年平均離婚率を因示
 すると、図18および図19のようになり、この
 時期において、かなり明確な地域差が存在し
 ていたことが分る。すなわち、長野縣を境界
 として、それより東では離婚率が高く、同縣
 を含んで西では離婚率が低いのである。東に
 存在するにもかゝらず低い離婚率を示す例

外としては、1883～87年、1888～92年の両期間を通じて、北海道、埼玉、神奈川が挙げられる。また、西に存在するにもかゝらず高い離婚率を示すのは、1883～87年においては島根、1888～92年においては、島根、山口である。

1883～87年における各府縣別の婚姻数、離婚数、および婚姻100に対する離婚の割合は表57に示す通りである。婚姻100に対する離婚の割合と、人口1000に対する離婚率¹³⁾との相

13) cf. 表59.

関は、 $r = +.864^*$ という高い値を示している。

わが國の離婚率には、以上のように元來かなり明確な地域差が存在していたのであるが、次に、それらにわたった変化の類型を明らかにしよう。

都道府縣別の離婚率における最高値と最低値を年次別に示すと、表58および図20のようになる。元來、最高値と最低値の間にはきわめて大きな差があったが、その差は次第に小さくなって、戦前の統計が得られる最後の年

である。1936年には最小となる。戦後においては、再びきわめて小さくはあつか、差が大きくなる。特に戦後の変化に着目した場合、わが国における離婚率は、全体として、地方差を失ないつゝ平準化の過程をたどっているといふことができよう。

変化の過程を類型化するために、(i) 1883～87年（最も古い統計が得られた時期）、(ii) 1908～12年（しばらく中断された離婚率表示が再開された時期）、(iii) 1932～36年（戦前の

統計が得られた最後の時期), (iv) 1947~51年
 (戦後はじめて統計が得られた時期), (v)
 1960~64年(戦後最も新しい統計の得られた
 時期)における各都道府県別の年平均離婚率
 を算出すると, 表59のごとくとなる。これら
 を各地方毎にまとめて図示すると, 図21のよ
 うになる。

1883~87年における離婚率が, 平均値3.03
 以上であったかあるいはより低かったか, ま
 た, 1932~36年における離婚率が平均値0.75

以上であるか、あるいはより低いかを基準として、戦前の離婚率変化を分類すると次の四つの型が考えられる。

I型 3.03以上 → 0.74以下

II型 3.02以下 → 0.74以下

III型 3.03以上 → 0.75以上

IV型 3.02以下 → 0.75以上

それぞれに属する府縣は、表60および図22のとくである。I型に分類されるのは、主として関東地方およびそれに連なる東北地

方太平洋岸南部であり、Ⅱ型に属するものは、
主として近畿地方および中部地方の諸府縣で
ある。これらはいずれもわが國の中央部に位
置し、近代化の影響を強くうけた府縣であ
り、第2次大戦前には、同様に低い離婚率を
示すようになるのである。Ⅰ型とⅡ型の相違
は、元來高い離婚率をもつていたかどうかと
いう点に存する。これらに対して、わが國の
周辺部においては、第2次大戦前においては、
中央部に比して相対的に高い離婚率が残存す

る。元来、高い離婚率を有していたのがⅢ型であり、主として、東北地方およびそれに連なる新潟縣がこれに属する。Ⅳ型は元来比較的低い離婚率を有していたが、低下の速度がに及んだために、第二次大戦前においては、相對的に高い離婚率を示すようになるのである。この型は、主として、九州、四國、本州西端および北陸地方に分布している。

戦後における離婚率の変化は、戦前の標準化がかなり進んだとはいえず、若干の地方差

に存在する状態に、都市化の影響を加えたものとして理解できるように思われる。1960～64年における離婚率は図23のとくであって、周辺部における高い離婚率の残存とともに、東京、神奈川、大阪など大都市を含む都府県における離婚率の相対的な高さが目立つようになるのである。

C わが國の離婚と「家」—— 追出し離婚について——

既に示した資料によつて明らかかなように、わが國においては、過去に高い離婚率が見られた。この高い離婚率は、しばしば、「家」制度との関連において説明される。すなわち、「家」を背景とした追出し離婚が強調されるのである。例えば、蘆花の「不如歸」に言及されているのは、「家」の权威を背景にした姑による追出しの典型的な例である。

「追出し離婚」による説明は、啓蒙的な書物において、より断言的に現われる。例えば、磯野誠一・富士子は、その著「家族制度」において、次のように述べている。

「家族制度では『家』のためにならぬ嫁を出すことは当然とされていて、親や夫の気に入らぬ嫁は『家風にあわぬ』という理由で離別された。親や夫の気に入るようにはできないのは、嫁の心がけが悪いからであり、心がけの悪い嫁は『家』の和を乱すからである。こ

のように嫁の地位が全く舅姑や夫の一方的な意志や感情によって奪われ、しかも姑が嫁に対して悪感情を持ちやすい条件がそろって、このために、家族制度のもとでの離婚率はきわめて高いものであった。¹⁾

夫方の「家」のもつ排他的な結合作用による嫁の追出しを主体とした説明は、アカデミックで、通俗的を問はず、この外、多くの研究者によって採用されている。例えは、このように考え方を全面的に強調しているものとし

1) 磯野・磯野 (1958) P.113

て、桑畑(1956)、大塩(1956)などがある。
 また、他の説明をも利用したり、対象を細分
 化してそれぞれに補足的な説明を加えたりし
 ているが、最も大きな説明原理として採用し
 ているものに、川島(1954, 1958)、川島・
 STEINER(1960/61)、福尾(1958)、宮城・大
 井(1959)などがある。

「家」による追出(のみを強調した説明は、
 非常に明快ではあるが、資料を細かく検討す
 ると、これだけでは説明しきれないいろいろ

な問題臭が現われて来る。われわれは、対象を限定して、より精密な論議を行なう必要がある。次第においては、武士と農民とにおける「家」と離婚の関係について検討することにする。こゝで論議の対象にするのは、明治時代、およびそれに直接先行する江戸時代の状況であつて、それ以前のことは、原則として問題にしない。

D 武士の「家」と離婚

1 問題点

川島武宜が、その著名な論文「日本社会の家族的構成¹⁾」において指摘したように、武士の「家」と一般農民の「家」とでは、その性格が異なっている。武士や地主や貴族等の儒教的家族においては、全家族の生活は、家長の財産、地位に依存しており、それ以外の家族は家長に寄生する。かくして家長の権力の

1) cf. 川島 (1946)

み強い。これに対して、民衆の「家」においては、すべての家族員がそれぞれに能力に応じて生産的労働を分担するがゆえに、絶対的な权威と恭順はなく、もっと協同的な雰囲気²⁾が支配する。

「家」の人間関係のあり方を規定する機能を扱った同論文の後半においては、この二つの類型の共通点、すなわち、家族の全体的秩序に焦点をあわせて議論が展開される。このために、川島の論文では、武士的な「家」と

2) 川島(1946), pp. 7~12. (1950年版による)

農民的な「家」の機能における相違は、十分に論じられなかった。

しかし、離婚を扱った論文の一つにおいて、川島は、武士的な「家」と農民的な「家」の機能の差によって生じた、離婚傾向における相違を、断片的にだけあるが指摘している。

すなわち、「嫁」というものが苛酷な労働の義務をもとまなう社会的地位であり、そうして婚家にとっては嫁は無償で取得された労働力を意味したところの勤労農民 — おそらく経済的

余裕の少ない農民 — の階層にあつては、嫁
もまた離婚の自由をもつていた。³⁾ という記述
がみられるのである。

われわれはここで、武士の「家」および農
民の「家」の離婚に及ぼすゆきかけの相違を
より詳細に検討する必要がある。本節では、
まず、武士の場合をとり挙げることにする。

2 武士における離婚手続き

まず先に、武士における離婚手続きに着

3) 川島(1958), p. 82.

目しよう。中田薫は、徳川時代の幕府法における離婚（離縁）について、次のように述べている。

「夫は妻が『病氣』であるか、若くは己れと『不熟』（不縁）である場合には、双方熟談申談の上妻を離縁することが出来た。此に『双方熟談』と云うのは、単に夫婦間の協議のみを意味するのではなく、養子離縁の場合の『養実双方親類熟談』と同様に、夫婦双方親類間の協議をも意味するものである。従て封

建法上に於ける離縁は少なくとも形式上に於
 ては、夫婦及び双方親類間の協議に基づく離
 縁であつて、夫の一方的意志による離婚では
 ないのである。従つて又妻離縁の場合には、夫
 家と妻の里方双方より、離婚の事由並ひに、
 離婚が双方熟談の上なされた旨を記載した離
 縁届を差出すことが必要である。⁴⁾

石井良助は、徳川時代の武士の離婚につい
 て、次のように述べている。

「離縁の際は、夫家と妻の実家より各別に

4) 中田 (1926), p. 480.

双方熟談の上離縁する旨の届書を幕府に提出
 するを要した。離縁届によつて婚姻は解消し
 て、再婚は可能になり、離縁状のときは不
 必要であった。離婚前出生の子の帰属に関し
 ては、文化元年以前は父方母方の相對に任せ
 取が、同年以後は、女子は相對に任せも、男
 子はかならず夫方に残された。妻が出奔した
 ときは、夫は妻出奔届を出したのちはいつて
 も、夫出奔のときは妻は初めは十箇月、のち
 には十二箇月経過後は、再婚できた。⁵⁾

5) 石井(1952). P. 187.

中田は、このように法的手続きを前提として、「徳川時代には夫は一方的離婚の権利を持って居たから、離婚は容易に行はれ、従ってその数も多かっただであらうと論結するのは誤である。」と述べる。⁶⁾

玉城肇は、中田の説の中の、封建法上における離婚が、「夫の一方的意志による離婚ではない」とする部分が、次の2頁において不十分であることを指摘する。その1は、中田が「双方熟談申談」による離婚を確証せんがた

6) 中田 (1926), P.600

めに引用しているすべての例は、徳川中期以後のものであること、その2は、形式上「双方熟談申談」の上、妻を離婚する場合といえども、その離婚の意志の発動が夫または妻のいづれからなされたのであつたかを明らかにしていないことである。玉城は、徳川前半期においては、武士が妻を持つことの可能性が高く、このことが離婚の少なさと結びついたことを推定する。そして、この状態においては、夫の意見のみによる離婚が行なわれ、し

かも離婚は極めて稀だ、たとえ考へる。かくて、中期以後の状況は、夫の一方的意志による、および単に漠然たる理由による離婚の、単に緩和され、やゝ修正された形態に外ならないとするのである。⁷⁾

玉城の批判は、武士において、離婚が多くなかったとする点については、中田説を否定するものではない。むしろ、説明原理こそ異なれ、徳川前期には、より少なかったとするのである。しかし、玉城説が、下級武士にと

7) 玉城 (1934) pp. 96~102.

α程度まで適用されるかは疑問である。

申田の説は、仲人親類五人組の調停をも重視し、平民階級での離婚も多くあったとする点において、⁸⁾ やゝ行きすきのきらいがあるようにも思われる。しかし、以上に述べたところから、少なくとも、明治に直接先行する徳川期において、武士の離婚が、手続き上、かなり制限的な側面をもっていたことが理解されるであろう。

8) 申田(1926), p. 601

3 武士の女子教育

才 2 に、武士における女子教育の離婚に對する影響を考へねばならない。「子に文に於ける、婦の夫に於ける、文を去るの理無し。夫に許多の無道有ればとて、亦婦離れて文を去らば、従の字亡滅して婦道絶えん」(三宅尚齊『黙識録』、1715) というような、妻の一生にわたる夫への貞節が、武士の妻の心得として教え込まれていったのである。貝原益軒の『和俗童子訓』の和文下の抄訳といわれる『

『女大学』⁹⁾は、江戸時代における最も重要な女子教育書の一つであるが、この中でも、「婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ敬い慎しむっかふべし。軽しめ、侮るべからず。総じて婦人の道は人に従ふにあり」と、夫への絶対服従が説かれている。

妻はひたすらに、夫および舅姑に従いながら、夫の家完全に同化することを目指し、離婚をひきおこすべき立場からたえず逃げようとする。このことは、離婚の主導者を夫側

9) 井上哲次郎は、『女大学』を、貝原益軒の妻東軒の作であると推定している。cf. 東亜協会編『女大学の研究』(1910), p. 80.

のみに限定するがゆえに、離婚の発生をある程度までおさえるのに役立つと思われる。

以上のような、儒教にもとづく女子教育は、後に庶民にも浸透して行くが、元来武士のものであり、武士において最も強く行なわれ続けたと奉えられる。

4. 武士の妻の経済的自立性の問題

妻の側から離婚を惹起することを避けようとする状況を形づくる要因として、経済的自

女性を考へる必要がある。封建制が安定期に入ると、武士はもっぱら俸禄に頼つて生活するようになるが、その場合、徳川末期における下級武士の場合を除けば、妻は自ら収入を得る手段をもたず、完全に夫に依存せざるを得ない。また、離婚して実家に戻った場合には、上級武士でない限り、実家に経済的な負担をかけることになる。このことは、既に述べた女子教育とからみあいながら、妻の側の離婚請求を困難にすると考へられる。

以上は嫁入りの場合であるが、山川菊栄は婿養子をおかえた場合について、「養子も祿に離れ、その家も潰れるので、双方共離縁しようとしないうちは当然でした。」と述べている。¹⁰⁾

5. 武士の通婚関係

オ4に、武士が婚姻を結ぶ相手の誰であるかを考慮する必要がある。横江勝美は、松平諸大名の婚姻について、統計的な検討を加えた結果、hypogamyの傾向があることを指摘

10) 山川 (1943), p. 185

した。これらの大名の家に出れた女の数は同
 等以上の家に嫁かせるには余りにも多すぎた
 かゆえに、より下級の大名の家との間に縁組
 を結ばざるを得ないのである。⁽¹⁾

武家社会内部における階層構造が、ピラミ
 ッド型をなしていたとするならば、男がより
 低い階層の女を娶う形の婚姻は、妻に関し
 てのみ完全に行なわれ得るに過ぎないであら
 う。⁽²⁾ 中級以上の武士においては、娘を妻に出
 すのはむしろ例外であつたと思われる。従つ

(1) 横江 (n. d.)

(2) 妻が果して結婚の範囲の中で捉えられるかどう
 かは同題である。

て、大名の場合に比して頻度は少くなるに
 せよ、¹³⁾ 目下の格にあたる夫との結婚がある程
 度多くならざるを得ないと考えられる。この
 ような hypogamy の傾向は、妻の実家に対す
 る夫方の遠慮をまねき、追出しかさほど自由
 に行なわれなかつたのではないかと推測され
 る。

6 華族の離婚

明治以後、わが國の社会の最上層を占めて

13) 大名の場合、正妻の子の外に、妾の子を加えると、子の
 数がより多くなると思われる。

きたのは華族である。華族は武家出身者の外
に公家出身者等の他を含むがゆえに、これを
武士的な階級として扱うことには問題がある。
しかし、華族においては、上述のような「家
」意識が強いので、華族の離婚について調べ
ることは有意義である。ここでは、『現代華
族譜要』の記載に従って、まず、華族全般の
離婚傾向を検討し、次いで、武家出身者のそ
れを調べよう。

華族における離婚発生状況を整理すると表

61のふとくとなる。この表61においては、
 1876年（明治9年）から1927年（昭和2年）
 に至る離婚が数えられているが、1876年から
 85年に至る期間は、記録が不十分なように思
 われる。そこで、1886年から1927年に至る42
 年間の離婚発生に着目すると、総件数は103
 件で、年平均2.45件となる。華族の戸数は、
 1879年（明治12年）には464¹⁴⁾であったもの
 が、1928年（昭和3年）には956¹⁵⁾に増加し
 ている。ここで1886年～1927年における華族

14) 帝國男女統計年鑑 P.50による。

15) 『現代華族譜要』 P.720による。

の平均人員を最も少なめに見積って4,000人
 とすると、¹⁶⁾年平均離婚率は、人口1,000
 について約0.61になる。この値は、1886年か
 ら1927年における全国離婚率の最低値0.83よ
 りもかなり低い。また、この期間の全国にお
 ける年平均離婚率は、1.63である。このよう
 に、華族における離婚傾向は、一般国民のそ
 れよりもずっと低いのである。

華族の離婚経験者を、1928年(昭和3年)
 現在の当主について、爵位別に観察すると表

16) この数値は、1894年と95年との間における人員数
 に相当する。

62のようになる。爵位が上昇するに従って、
 離婚経験者が少なくなることも分かる。特に伯
 爵と子爵を境界として、伯爵以上では離婚経
 験者はほとんど皆無に近いことが明らかとな
 る。対象を武家出身者に限って、諸侯出身伯
 爵、諸侯出身子爵、家老出身男爵、藩士出身
 男爵に関して、当主と先代について離婚経
 験者の割合を調べると表63のようになる。大
 藩の藩主であった諸侯出身伯爵、および藩主
 に従属するものとしては最も地位が高かった

家老出身男爵において、当主、先代ともに、特に低い離婚傾向が見出される。主として、比較的小さい藩の藩主であったものからなる諸侯出身子爵においては、先代の10.7%、当主の8.3%が離婚経験者である。これらの数値はある程度高いものではあるが、当時の一般国民の婚姻・離婚比¹⁷⁾に比べるとなお相対的に低いと考えられる。藩士出身男爵においては、当主のうち離婚経験者が6.9%を占めるのに対して、先代においては、1.5%に過ぎない。

17) 表50に示した人口1,000に対する婚姻率および離婚率を対照することによって見当をつけられることである。

い。(かし、藩士出身男爵の家系については、その身分の相対的な低さをゆえに正確な記述が行なわれているかどうかは疑問である。

以上の観察から、「家」意識が強い華族において離婚傾向がかなり低いことが明らかになった。特に上級華族においては、離婚傾向がきわめて低いのである。¹⁸⁾

7. 下級武士の離婚

以上にみてきたように、武士の「家」にお

18) 華族は武士と異なるときわめて少数の特殊な存在であり、一般国民の関心の的となり、彼等の注視の下におかれるがゆえに、離婚率が特に低くなったのではないかとこの傾向がある。華族の離婚傾向はこの意味で武士のそれとは異なった要素を含んでいるかも知れない。

いては、妻が夫の家に吸収される傾向が、かなり高かったように考えられる。しかし、上述の諸状況が、効果的に作用するのば、主として上級武士においてであって、下級武士では、このような傾向はかなり弱くなると思われる。

武士において分家が例外的な場合にしか許されぬということば、次三男以下の部屋住を余儀なくさせると同時に、女にとって結婚を困難なものにする。武士における階級内

婚制と hypogamy 的傾向とも考慮に入れるならば、結婚難は下級武士の娘において最も顕著にあらわれたであろう。¹⁹⁾ このことは、夫の家側の側からみると、代りの候補者が多くいるのであるから、嫁のとりかえが容易に行なわれ得ることを意味する。

幕末の下級武士の家においては、生活はかなり苦しく、嫁は微力ではあるが家計補助の役割を果さねばならない。しかも、この場合分家して夫と二人だけで暮らすということが

19) 山川は、幕末水戸藩において、養子をもらうあと取り娘を除いては、女の結婚難があったことを記している。山川(1943), p. 184.

きわめて少なく、姑と共同で仕事をせねばならぬ可能性が非常に高かったのである。このように状況においては、姑との折り合いが悪い嫁は、容易に追い出される。『女大学』における「舅姑に従はざる女は去るべし」という教えは、ここでは嫁の心得となるよりも、夫側の家によって利用されるのである。

安政4年(1857)幕末の水戸藩下級武士の家に生まれた母をインフォーマントとして、下級武士の家庭と女性の日常について敘述し

ている山川菊栄は、これらの武家において、離婚が多かったと述べている。離婚の9分9厘までが婚家によって決定され、嫁自身の意志、特に単なる我儘²⁰⁾という場合は、例外中の例外であったという。

金沢市立図書館に保管されている壬申戸籍を利用して、金沢市内に居住していた士族および平民の離婚傾向を調べると以下のとおりである。すなわち、主に下級士族出身者からなる士族の戸主に関しては、結婚経験者180

20) 山川 (1943), pp. 181~208

名に対し、離婚経験者は28名であって15.6%を占めている。このように士族の離婚傾向は、ある程度高かったことが分る。

これに対して平民の戸主においては、結婚経験者313名中離婚経験者は11.5%にあたる36名を占める。²¹⁾ 士族における離婚傾向の亦たや、高いようであるが、 χ^2 検定を行なうと、両者の間に統計的に有意な差が存在するとは言えない。²²⁾

金沢市内に居住する下級士族と平民との間

21) 金沢市立図書館に保管されている壬申戸籍は、金沢市内のうち一部のものに残存するに過ぎない。また、紙質のため判読不可能なものも多く、ここでは利用可能なものだけを調べた。従って、サンプリングの上からは問題はないと存している。

22) $\chi^2 = 1.637$ (自由度: 1)

に離婚率の差がないとしても、士族の離婚傾向は農民のそれにくらべるとより低いものではなかつたかと思われる。明治16年から20年に至る5か年の石川県下における婚姻と離婚は、それぞれ29,189件、11,292件であつて、²³⁾婚姻100に対する離婚の割合は38.7となる。離婚経験者の割合の算出に際しては戸主を対象としたのであるが、彼らの平均年齢はかなり高いので、今後離婚が少く発生しないと推定できる。従つて、同一人が2回以上離婚す

23) 帝國統計年鑑による。

る場合も若干存在するとしても、士族の離婚は今お石川県一般の離婚傾向には及ばないと考えられるのである。

8 武士の離婚(まとめ)

以上にみてきたように、上級武士においては、妻が夫の家へ吸収される傾向が、かなり高かったと考えられる。武士——特に上級武士——の家においては、農民の家にして、父系制の原理がより完全に行なわれていたと

思われるが、この点で、序論に紹介した文系制と低い離婚傾向との関係が、ここにもある程度現われていると考えられる。ACKERMANの着目した levirate は、わが國の武士の社会では慣習化されておらず、²⁴⁾ 妻の夫の家系へのくみ込みは、これらの制度をもつ他の文系社会にくらべると、より弱いであろう。しかし、それに近い形として、上級武士においては、嫁は夫の「家」に属し、夫に追い出されない限り、いかなる状況がおこるうとも、そこに

24) levirate の例は、幕府草創の時期には、必ずしも絶無という訳ではなかったが、文化6年には、ある大名からの許可伺いに対して、幕府はこれを不許可としている。
cf. 中山(1928), pp. 946 f.

といたる義務を有したのであり、夫は妻に子
 ができない場合でも、簡単に追出すことはせ
 むに、自分の家にといておきながら、他家、
 家系存続を大義名分として、妻を置くことが
 できたのである。

これに対して、下級武士においては、婚姻
 を媒介とする家と家との結合の政治的、社会
 的な意味は、上級武士の場合程重要ではない。
 女の結婚難のため追出した嫁の代りを見つけ
 ることが容易であり、嫁姑間の接触のひんば

んさのゆえに摩擦がより多く生じ易い。この
 ような事情を背景として、下級武士において
 は、いわゆる追出（離婚が、かなり多く行な
 われたと思われる。

下級武士における離婚が、上述のようを特
 殊な社会的状況を背景をしているならば、か
 りる条件の存在がより少ない藩——例えば、
 二、三男の結婚がより自由な藩²⁵⁾——において、
 下級武士の離婚率はこのような条件をもつ藩
 の場合に比して相対的に低くなると思われる

25) 金沢のような名実共に豊かな大藩では、二、三男で
 も妻子のあるのが普通だったという。山川(1943)
 P.184.

ことを付記しておく必要がある。

以上の論議は、主として武士の正妻についてなされたものである。これは、将軍、大名などの妻についても適用できると思われるが、他の武士の妻については全面的にあてはまるかどうか疑問である。しかも、後者の妻について、その家族における地位をいかに考へるか——すなわち、家族とみなすか奉公人とみなすか——という問題があるので、この論議では一応触れなかった。

E 農民における離婚

1. 問題点

武士的な考え方や制度は、農民の社会にも浸透していったと思われるが、¹⁾本節では、特に、武士と農民の差異に注目する。

農民の生活に関しては、武士の場合に比して記録も少なく、断片的な資料の総合から実態を再構成する必要がより強い。ここで目標とするのは、江戸末期ないし明治初年における

1) 例えは、北島正元は、越後の豪農 渡辺家に往く「家の掟」「御相談口上書」などにおいて、武士的・儒教的な家族規範が観念的にも実際の生産・生活面にも強く浸透していたことを指摘している。cf. 北島 (1956), p. 72.

る農民の離婚を明らかにすることであるが、この場合、かなり後の資料から推定を行なわねばならないことが多い。このような後の時代のしかも断片的な資料に頼る場合、地域によって別々に独立して存在した事実の断片的な記述を、共通のものの一部としてまとめてしまう危険がある。以下においては、異なつた地域における観察の単なるよせ集めであることに特に留意しつゝ、農民の離婚について述べていくことにする。

2 法的手続き

江戸時代においては、庶民法上、離縁の権利は夫にあり、夫はたんに「勝手につき」という理由をもつて妻を離縁できた。すなわち、完全な専権離婚だったといわれる²⁾。離婚に際して、離縁状を与える制度が、古くは太宝令の頃から行なわれたようであるが、江戸時代の離婚制度においては、それがきわめて明白となり、幕府は刑罰の制裁を設けて離縁状交付を励行させた³⁾。このように、原則的に述べ

2) 石井 (1952), p. 187.

3) 穂積 (1924), pp. 22~23.

る場合、庶民の離婚は、法的手続き上は武士に比してかなり簡単であつたように思われる。明治初年の各地の慣習を記録した全國民事慣例類集には、「凡ソ離縁＝及フトキハ、嫁具ヲ婦家へ引渡シ、送籍ヲ戻シ、夫ヨリ自筆ノ離縁狀ヲ婦ニ付与スル事一般ノ通例ナリ」と書かれている。しかし、同類集の中には、例えは、「離縁ノトキ別＝離縁狀ト云事ナシ。然レトモ故障アリテ離縁セシ者ハ或ハ之ヲ受ル者アリ」(丹羽國加佐郡) というように、離縁

状を別に渡さない場合がしばしばみられる。

このように離縁状を欠いている例は、類集に
記載された諸地方の離縁および離縁状に關す
る横例 108 のうち、35 を占めている。

遂に、「離縁状ヲ以テ夫婦縁盡ルノ確證トス
ル例ナルヲ以テ、婦 = 於テ夫ヨリ之ヲ受ケサ
レハ何算ノ事故アルトモ他嫁スルヲ得サレ例
ナリ」(遠江國敷知郡) というように、離縁状
のない者に再婚を許さぬという立場を特に表
明している例は、12 例存する。

以上の二つの場合——すなわち離縁状を要せぬ場合と、離婚状を特に要する場合——の全国における分布状況は、表64のようになる。概して東海道の諸国に、「離縁状なき者は再婚を許さず」という記事が多くみられ、「離縁状を欠く」という記事が少ない。このことは、離縁状の制定の浸透に、かなりの地域差があり、東海道の諸国には、離縁状の制定が最も強く浸透していたことを示す。

「離縁状を欠く」という記録のみられる地

域には、すでに示したように、東海道の諸國より、高い離婚率が見られた場合が多いように思われる。このことは、これらの地域において、離縁状を与えるという方法よりも、さらに自由な離婚に関する慣習法が存在していたことを示唆している。

庶民法においても、妻が夫に対して離婚を請求することはきわめて困難であつて、妻の一方的意志によつて離婚を成立させるためには、鎌倉の東慶寺のよう守縁切寺へ駆け込み、

そこで弁法によつて定められた一定期間尾になつて修行しなければならなかつたといわれる。⁴⁾しかし、全國民事慣例類集には、夫方による専権離婚のみでなく、妻方からも離婚の請求を行ない得たことを想像させるような記録がかなりみられる。それらは以下のごとくである。

(ii) 離縁ノトキハ必ず其始離縁ヲ欲セシ夫又ハ婦ヨリ手切レトシテ多ク、品物ヲ與ルヲ例トス。(駿河國志太郡、益頭郡 10年版 =

4) 縁切寺については、穂積(1924, 1937)、石井(1965)などに詳しい記述がみられる。これらにおいては、縁切寺に関する川柳の収集があり、その量から云つても、東慶寺の存在はかなり有名であつたと思われるが、東慶寺が実際に果たした役割は、地域的にも件数的にもきつめて限定されていたといふのは余らなない。

(ナシ)

(ii) 家風 = 背キ舅姑ノ意 = 通セス 或ハ夫 = 貞
 順ナラサル筈ノ事アレハ離縁スル事ナリ。
 又ハ夫刻毒或ハ放蕩或ハ刑 = 處セラレ行末
 見届カタキ筈ノ故ヲ以テ婦家ヨリ離縁スル
 事モアリ。(甲斐國山梨郡。13年版 = ナシ)

(iii) 離縁ノ原由一定セス。一方ノ存意 = 忘セ
 サルカ、白痴ト見受ルカ、懶惰驕奢筈ノ所
 行アルカ = 付離縁スルモアリ。又貧困ノ者
 活計立兼ルヨリ己ムヲ得ス協議ノ上離別シ

他人へ同居或ハ奉公ニ出ル者モアリ。(武藏國豊島郡。13年版ニナシ)

(iv) 離縁ハ舅姑ニ事ヘテ順ナラサルカ、夫ニ貞ナラサルカ、兄弟及ヒ親戚ニ和セサルカ、家風ニ隨ハサルカ等、件々有ル時ハ、其実况ヲ媒介人ヘ談テ離縁ノ取計ヲ頼ム。媒介人見聞シテ正実ナル時ハ其情実ヲ実家ヘ議シ離縁ヲ計ル。又夫放蕩且ツ不実、舅姑不慈愛兄弟信ナラサル等、條件アリテ婦並ニ婦ノ父母ヨリ離縁ヲ欲スル事アリ。(信濃國

埴科郡)

(v) 雙方熟談済ノ離縁ナレハ雙方ヨリ離縁ヲ
町村役場ニ届ケ、役場ヨリ離縁復籍スルヲ
證トシテ再嫁スルナリ。若シ従来ノ紛議ヲ
恐ル、者ハ夫ノ離縁状ヲ得テ再嫁スル慣習
ナリ。(羽前國田川郡。10年版ニナシ)

(vi) 故アリテ婦ノ方ヨリ離縁ヲ乞フトキハ離
縁状ヲ受ル事アリ。雙方和談ノ上離縁スル
トキハ此例ナシ。(加賀國能美郡)

(vii) 双方離縁スル時ハ媒介人ヲ以テ其事故ヲ婦

ノ父母へ通シ当人ヲ始メ双方協議ノ上組合
頭へ届出ツ。(加賀國能美郡。13年版ニナシ)

(viii) 離縁ハ夫ヨリ去ルヲ常トス。婦ヨリ夫ヲ
去ル事ナシ。夫ノ行状正シカラサレハ両親
ヨリ媒介人ヲ以テ夫ニ告テ引取ル事アリ。

是ヲ引戻シト云フ。(周防國玖珂郡)

(ix) 家風ニ背クカ父母ノ意ニ通セサルカ夫ニ
貞順ナラサル等ノ原因ニテ夫ヨリ離縁ノ節
ハ家風ニ入ラヌト唱へ婦ヨリ請フ時ハ水カ
合ヌト云通言ナリ。(長門國阿武郡)

(X) 夫婦居ヲ異ニシテ凡ソ三年以上ニ至レハ
 親族媒介人協議シテ夫ノ諾不諾ニ関セズ離
 別シテ再嫁セシムルノ慣習ナリ。(肥後國飽
 田郡)

(xi) 子女ハ夫家ニテ養育スル常例ナリト雖モ
 婦ヨリ離縁ヲ請フトキハ女子ヲハ差添炭ス
 事アリ。(石見國那賀郡)

(xii) 婦ヨリ離縁ヲ求レハ道具衣類ノ幾分ヲ子
 女ニ与ヘ夫ヨリ離縁スレハ其事ナシ。(越中
 國射水郡)

(xiii) 妻ヨリ離縁ヲ乞フ時ハ結納ノ品物ハ夫ノ家へ返シ又夫ヨリ離縁スル時ハ既ニ去フル物品ハ妻ニ附スルヲ普通ノ例トス。(信濃國小縣郡)

(xiv) 夫婦同生レシ子女ハ離縁ノ後夫家ニ養育スル事通例ナレトモ若シ婦ヨリ離縁ヲ求ムルトキハ女子ヲ附送スル事中人以下ニ多シ。(美濃國厚見郡, 各務郡, 方縣郡)

風早八十ニハ、以上のうち、(ii)(iv)(vi)(vii)を例

としてとりあげ、妻の離婚請求権が、「庶民の慣行としては既に徳川時代にも認めらるるに到つていたことが『類集』により証明される」と述べる。⁵⁾

妻の離婚請求権とまではいかずとも、事実上、妻または妻方が離婚のイニシアティブをとる場合がかなりあったことが、以上に示した諸慣例から推測されるのである。既に示した14の慣例のうち、(i)~(x)は、類集の才五款「離縁及離縁状」に收められているが、

5) 風早(1929), pp. 19~20.

(xi)~(xiv)は、才六款「賤産分割子女養育」に入っており、賤産分割あるいは子女養育の情報を得る際に、ほかからも副次的に得られたものと考えられる。このことは、インタビューの方法によつては、妻側からの離婚請求の例をもっと多く聞き出し得たのではないかという疑いをいだかせる。類集に現われた上述の事例は、極言すれば、氷山の一角ではないかとさえ思われるのである。

以上においては、庶民における離婚の比較

的容易なことを法的手続きの上からみようと
 したのであるが、この目的はかなり達せられ
 たと思われる。しかし、『類集』の中には、親
 族・組合・媒介人が離婚を抑制しようと努力
 する例も二、三見出される。それらは以下のこ
 とくである。

- (i) 離縁ハ親族組合媒介人承諾ニ非レハ之ヲ
 爲スヲ得ス。(相模國足柄郡、10年版ニナシ)
- (ii) 夫婦間一方不身持又ハ不実ノ事アリテ離
 縁ニ至ラントスルトキハ組合ニテ規戒シ、

改心セサルトキハ組頭へ達シ組頭ニテ篤ク
 教戒シ尚檢メサルニ於テハ檢断へ申出テ嚴
 重説諭シテ毛服セサル上ハ町奉行へ届ケ品
 ニ依リ入牢ノ懲戒アル事ナリ。(羽前國置賜
 郡)

(出) 離縁ヲナスニハ親戚ハ勿論懇意ノ者へ協
 義ヲ尽シ雙方熟談ノ上媒介人ノ処分ニ任セ
 其旨趣該町名主へ届出テ、其後五人組連印
 名主奥印、書面ヲ以テ町方役所へ願ヒ人別
 帳ヲ除ク事ナリ。(信濃國埴科郡)

これらはおおむね例に過ぎず、このような
共同体による離婚規制の側面を過大評価する
ことはできない。特に(ii)の例などは、情報提
供者の答が、一方的になり過ぎた嫌いがある
ようにさえ思われる。しかし、これらを無視
することは、もちろんできず、離婚に対する
共同体的統制の評価については、尚、若干の
問題が残る。

類集には、共同体的統制以外の方法、すな
わち、法によって離婚を抑制しようとする例

が1,2記載されている。

その1は、離婚の回数に限るものであつて、「七女以上ノ離縁ハ許ササル藩例アリ」(土佐國高知郡。13年版=ナシ)という記述がみられる。(しかし、7回という回数は、かなり多いものであつて、この藩例は極端な場合を抑制することができないに過ぎない。逆に、離婚が余りにもくり返して行われたから、かゝる抑制手段がとられたと解釈することさえ可能である。

その2は、離婚後かなり長期間におたうて再婚を禁止するもので、「離縁ノ男女ハ三年間嫁娶スルヲ得サル法ナリ」(羽前國置賜郡)という記述がみられる。これは10年版には、士族例と付記されており、農民を対象とするものではなく、むしろ、前節において述べた武士における離婚抑制の傾向をうらづける補足的データと考える必要がある。

3 農民の離婚観

儒教的道德が、武家において強く浸透して
いることについては既に述べた通りである。
これに対して、農民の「家」は、どちらか
と云えば、系譜の尊重というよりはむしろ生活
の必要にせまられて発生し、維持されてきた
ものであって、儒教的道德とは関係をもたな
い状態が続いてきたと考えられる。

家永三郎は、「支配階級の道德意識が次第に
儒教的なそれに変化して行った後にも、農民
の間では古代以来の伝統が大きな変化を生じ

ないで存続したのではないかと想像される筈
がある。」と述べている。⁶⁾

橋浦泰雄は、離婚を意味する方言のもつニ
ュアンスから、我國人の離婚観をさぐらうと
した。橋浦が例示している方言の中には、陸
中栗石地方の「ヒマトル」(結婚後自ら望んで
離婚して生家へ帰るとき)、鹿児島県の「ワンキ
ワカレ」(和議別れの意かも知れないという)、
安芸山中の「ナラズワカレ」(年寄ってから、
暮しかたをきかすために、合意で夫婦別れをす

6) 家永 (1954) P. 191.

る場合) などはある。このような観察の結果、橋浦は離婚に関して、「これによって全般を知ることほむるん不可であるが、兎に角現在よりも前代に於ては、此の問題が遙かに軽く扱われたのではないかと考へられる。」と述べている。⁷⁾

以上のように、農民の家においては、嫁の態度は、武士における程、夫家に強く執着するものではなかったし、また、妻が自ら主導的な役割を果たして、離婚を発生させる場合も

7) 橋浦 (1942), pp. 65~67

あつたと考えられる。

4 離婚した妻の経済的能力

武士の場合、離婚した妻の経済的能力は、皆無に等しく、実家にもとつても負担になるばかりであつたが、農民の間には、やゝ異なる事情が存在する。すなわち、農民の家族においては、女性の地位は、その勞働力のゆゑに、必ずしも低いものではなかつたのである。⁸⁾ 仮に女の地位が男にくらべて若干低いと

8) このようを指摘は、例えば、家永(1954), P. 193, 橋浦(1942), PP. 64~5, 北島(1956), P. 74 等においてみられる。

しても、女は少なくとも労働力としては重要であつた。このような場合、女が実家へ戻つても、労働力としては有用であるために、その受入れは武士の家における程には抵抗なしに行なわれ得る。再婚も、労働力を中心として考えるならば、比較的容易であつたと考えられる。

また、この頃の一般農民の生活は、決して豊かなものではなく、かなり苦しいものであつたから、夫の家においても、決して、その他

の状態における以上に高い経済生活をいとなものとして期待されない。妻は、仮に夫の家を去っても、特に低い不利な生活を強いられるということはないので、夫の家での生活がうまくいかない場合は、にけ出す場合もあり得たと考えられる。

5 家父長家族の成立の不十分さと、夫の「家」へのくみ入れの不十分さ。

農民の家族において観察される婚姻に関する

る諸制度の中には、家父長的家族が十分に成立していないことや、夫方の家族集団への嫁のくみ入れの程度が弱いことを示す諸事実がある。このような制度の下における婚姻は、既に示した武士の「家」における婚姻とは異なっており、「追出し離婚」というタイプの離婚とは、必ずしも結ばつかない場合があると思われる。このようなテータは、主として民俗学から供給されるが、ここでは、ほう大な資料の中から、個々の具体的テータを示し

ている余裕がないので、やや一般化された表現で、関連する事項を挙げていくことにする。

その1は、贅入婚が存在したことである。

わが国で見出される贅入婚は、結婚当初の婚金を妻方におく一時的な通い婚である場合が多い。⁹⁾このような状態においては、妻は直接夫の家へ吸収されてしまうのではなく、夫の家に対して比較的自由的な立場にある。追出し離婚についても、少なくとも夫が通っている期間には、夫の家による追出しは考えうべくも

9) 贅入婚に関する詳しい論議は、柳田(1948)、大前知(1958)などによって行なわれている。中でも、柳田(1948)に再掲されている「贅入考」は著名である。

ないのである。

その2は、姉家督、末子相続などのように、家の相続が必ずしも長男相続による場合のようなく強い家長権と結びつかない場合の存在である。¹⁰⁾

姉家督相続というのは、初生子が女であって、その弟が長男である場合に、長男をさしおいて長子たる姉が家督を相続する一種の家督相続形態をいふ、主として東北的な慣行である。¹¹⁾ これが行われた理由としては、弟の成

10) 姉家督については、中川、鹽田(1938)、末子相続については、中川(1938, 1957)、石神(1963)などに、かなり詳しい紹介がある。

11) 中川、鹽田(1938), p. 168 および p. 178

長をまっよりも、姉に婿をとって早く相続させた方が経済的だというのが最も多いようである。⁽¹²⁾

末子相続は、長男から順に分家していき、末子が親と共に残るもので、わが国では、諏訪、尾張、信濃、土佐および九州の諸國において存在したことが明らかである。土地の生産性が低く、長子に子供から順に、新開地を求めるとか、出稼米を行なうことによつて、かゝる末子相続が成立すると考えられている。⁽¹³⁾

(12) 中川・鹽田(1938), P. 169.

(13) cf. 中川(1938) P. 91. PP. 93 f. 石神(1963) PP. 76 f.

その3は、ケイコ婚、足入れ婚のような、
 試験的な期間をもつ婚姻形態が存在したこと
 である。執行嵐は、家父長制の確立程迄に於
 いて、嫁の方で贅の家に通念できるかためし
 てみる型と、嫁が贅方に通しない場合に無条
 件に離縁される型とが存在すると述べる。⁽¹⁴⁾ 前
 者における婚姻の解消は、⁽¹⁵⁾ 家父長的家族にお
 ける追出し離婚とは全く異質的なものである
 ことに注意する必要がある。後者は、家父長
 家族的な婚姻の発展形態として生じたという

(14) 執行 (1957), P. 288

(15) ここではケイコの期間も、一応婚姻状態にある
 ものと解釈する。

より、前者の嫁入婚への移行形態として捉えられる。後者における婚姻の解消は、家長的家族における追出し離婚と本質的に異なるところはなにか、追出しはより自由に行なわれ得ると思われる。

その女として、嫁入り後も、実家との経済関係が密であったり、往復がさかんな事例が存在することが挙げられる。大岡知篤三は、「上層の嫁入婚では婚姻成立を機会に、嫁は身からも所有物もその一切をあけて完全に贅方

に引移り、贅方の人にならざることを望まれるのに、村々にはそれと反するさまさまな慣例があった。として、次のような例を挙げている。⁽¹⁶⁾

- (i) 贅方へ移った嫁がなご生家のために仍かねはせらるゝといふ慣習。(石川縣能登島、佐液、新潟縣南奥沼郡六日所地方)
- (ii) 嫁が自分の衣料を整えることを一つの主要な仕事として、長期の里帰りをすること。(岩手縣岩手郡栗石地方、福島縣西白川郡)

(16) 大同知 (1958), pp. 191~194.

の阿武隈山麓)

- (iii) 若い夫婦が夕食後連れ立って、嫁の生家に赴き、夜遅く帰宅する「シュウトノツトメ」などとよばれる親里訪問のならわし。(山形縣西田川郡福業所大字越沢 — 現在、温海所)
- (iv) 嫁が贅方へ引き移っても、その衣装の類は、なお長らくその生家にといめておかれる習わし。(三重縣名張地方、奈良縣宇陀郡)
- (v) 出産を里親のもとに帰ってする慣習。(能

登)

(vi) 嫁が数年ぬから、ほじめて夫の衣類の世話ができるようになるという類の習わし。(岩手縣岩手郡雫石地方、青森縣三石郡五戸所地方)

その5は、若者宿、娘宿、寢宿のような組織が存在し、これに関連して、「嫁ぬすみ」などが行なわれたことである。このような慣行に関しては、柳田國男、橋浦泰雄、関敬吾、大間知篤三などによって詳しく紹介され、そ

の婚姻統制の機能が論いられている。¹⁷⁾ これらの組織の存在と高い離婚傾向とを簡単に結びつけて論ずることは、やゝ早計であり、むしろ統制的な機能の力を重視する必要があるかも知れないが、このことについては、後に詳しく論ずる予定である。ここでは、これらがいわゆる「家」に対立するものであることに注目しておきたい。

6 農民における処女性の評価

17) cf. 柳田 (1948), 特にこの中に収められた「上戸の零落」, 「嫁盗み」等の論文, 橋浦 (1942), 岡 (1958), 大間知 (1937).

武士の婚姻においては、妻の貞節と関連して、結婚に際しての処女性が高く評価された。このため、離婚して実家へもどった女は、「き本物」扱いをうけた。農民においては、処女性の評価は、武士の場合程きわしくなかったように思われる。寢宿の存在とそこににおける婚前の性的関係、「ヨバイ」の存在、などがこれを示唆している。このように、処女性が重視される場合には、女子にとって、離婚後の再婚も容易に行なわれ得たと考えられる。¹⁸⁾

18) 熊本縣須恵村では、離婚して実家へ帰っても、傷物とみられることはなく、「あそこの家の娘は一夜結婚したから、かえっていろいろ知っていてよいだろう」と詐(あつたものた)という。cf. 阪井 (1966) p. 214.

7. 家族内における緊張の問題

人間関係においては、接触交渉の機会が多ければ多いほど、他者の了解がすみ、親和の関係が生ずるといふ白井¹⁹⁾の考え方は多くの場合正しいように思われる。しかし、従来交渉をもたなかった者、あるいはきわめて限られた接触しかしなかったものが、突然、密接な交渉をもたざるを得なくなった場合、親和の関係が急速に確立される場合も、もちろんあり得るが、逆に、交渉の頻繁さに応い

19) cf. 白井 (1954)

て緊張の關係が生み出される機会も多いと云
える。²⁰⁾

武士の嫁はもららん、ある程度家制度が確
立した状況における農家の嫁は、夫の家へ突
然入りこみ、既存の成員との共同生活を通し
て、その家風への適応を強いられる。この場
合、農家の嫁においては、農作業やその他の
共同労働の必要性および比較的狭い家屋構造
のゆえに、接触の機会が武士（特に上級武士）
に比してより多く、緊張が発生する機会も多

20) 仲村は、封鎖的な小集団内における緊張を「暗闘」という
質的なカテゴリーにおいて捉えている。〔仲村(1961)〕 ここでは、
小集団形成の特殊事情に由来する緊張発生の量的な側面を重視
したい。

いと考えられる。

緊張が生じ易いのは、夫婦の間よりも、嫁姑の間においてである。ときには、接触の多さに加えて、非合理的・心理的な対立が存するからである。津留宏は、嫁と対立する姑の心理を5項目に分けて述べているが、それらをまとめると次のようになる。²⁰⁾

- (i) 姑は、自分の子供は、いっまでも自分を信頼し、自分に依存しているはずだと思いつ込んでいるので、息子が家の中で、自分の

20) 津留 (1953), pp. 156~159.

関与できない生活領域を嫁と共に持ちはじめるのは、嫁に息子を取られたような気持ちにする。

(ii) 姑は家庭が自己の世界である。この家庭をいくら息子の代になつたからといって、他家からきた嫁に簡単に任せきる気にはなれない。

(iii) 姑は一般に従来のこの家のやり方に順応しているから、それを批判したり改めたりする嫁のやり方が、たとえ、合理的で進歩

したものであっても、それに慣れない自分にはしっくりこない。

(iv) 一般に、わが国の家庭では、家族全体が融合し、そこに個々の生活領域が分化していかない。そこへ嫁が入って来ると、渾然融合していた家の中に、強く異質的なものが生じてきたように感じる。

(v) 姑と嫁の生活年令の相違もこれらの一致を難しくする。

以上のように、嫁姑の対立の多くは、情緒

的、心理的な対立に過ぎないのであるが、これが原因となつて、嫁の追出しや嫁自身の逃作かえりなどが生ずることは十分にあり得る。下級武士において、追出し離婚がかなり多かつたであらうことは既に述べたが、農民の場合、下級武士に類似した家族的・社会的状況におかれた場合は、同様の現象がおけると考えられる。これに加えて、農民においては、武士におけるほど女子教育が普及してゐなかつたと思われるので、この状況においては、

追出しの外に、嫁自身の逃げ出しが、武士よりも高い頻度でおこることが想像される。

8 農民の離婚（まとめ）

本節における論議では、文系的色彩の強い村落と弱い村落、あるいは、姫岡勤のいう「家族主義」の強い村と、「共同体主義」の強い村²¹⁾とを区別せむに、両方において、あるいはいずれかにおいてみられる現象を羅列して来た。仮に異なる二類型の村が、異なった地

21) cf. 姫岡 (1966)

域において、同時代に並存することを認めるとしても、農民の家族は、このタイプをとっても、武士（特に上級武士）の家族に比して、一つの家系に嫁をとりこむ傾向が、かなり弱いと言えようである。

F 地域による農民家族の類型の相違とその離婚率への反映

前節においては、わが國の農民の家がもっていた特性を、地域的な差異を考慮せずに、たゞ列挙してきた。本節では、一歩進んで、既に示したような離婚率の地域的な相違に関連して、異なつた地域の農民間の文化の差と、その離婚への反映について考えることにする。対比を明確にするために、近代化の影響を著しくうけたと考えられるわが國中央部の諸

地方を除いて、いずれも農村的色彩をもつ東北と九州を扱うことにする。家族および婚姻に関する両者の差異は以下のとおりである。

- (1) 東北地方における家族構成の複雑さと九州地方における単純さ。

戸田貞三は、1920年（大正9年）の國勢調査にもとづいて、わが國における各地方の家族構成の比較をしている¹⁾。それによると、世帯主1000に対する子の配偶者の割合は、東北地方と九州地方についてそれぞれ290.1、

1) 戸田 (1937), pp. 349f.

98.1 となっている。また、世帯主の母の割合はそれぞれ 223.1, 209.5 である。世帯主の母については大きな差はないが、子の配偶者——多くの場合は嫁——を含む割合は、東北地方においておとと高く、この地域において、家族構成がより複雑なことが分る。

(ii) 東北における家産意識・生産組織存続への傾向の強さと九州における家産分割・分家の可能性の高さ。

戸田は、青森、岩手地方と鹿児島、宮崎地

方とを比較して、わが國の兩端における分家の難易を検討している。すなわち、鹿児島・宮崎地方は、青森・岩手地方に比して、天候にめぐまれており、個別的な住居を構えることが容易である。これに加えて、全國民事慣例類集によると、東北地方では分家を多少困難にする社会的事情があったに比して、西南端地方では、これを比較的容易ならしめる社会的事情があったとする。戸田が類集から引用しているのは、次の4事例である。²⁾

2) 戸田(1937) pp. 241~243.

「三男ヲ分家セシムルハ其者四十才以上
 二アヲサレハ許サ、ル事ニテ且四十人役以上
 一持高十ケレハ分地ヌル事ヲ得ス。資本ヲ分
 与スルハ戸主ノ見込ニ從ヒ定分アル事ナシ」

(陸奥國津輕郡)

「村方ニテハ長男ヲ分家セシメニ三男ニ相
 続セシムル事多シ」(日向國臼杵郡)

「分家ハ別段届ノ事ナクニ三年過キテ其身
 代持続ノ景状ヲ見届ケ宗内帳ノ戸数ヲ分ツ例
 ナリ。賤産分与ノ額ニ定分ナク戸主ト親類協

議 = テ 取計ヲ 事ナリ」 (日向國宮崎郡・兒湯郡)
 「 = 三男ヲ 分家スル = ハ 官許ヲ 受シ 後 宗門
 帳へ 戸數ノ 増ス 事ヲ 記載スル 例ナリ。 賤産分
 与ノ 額 = 定分ナケレトモ 大凡 三分ノ一 = 過サ
 ル 事ナリ」 (大隅國贈嶽郡)

また、既に紹介した中川善之助らの資料によ
 ると、生産組織の存続を主目的とする姉家
 督は東北地方に多く、長男その他の南墾など
 による分家を予想させる末子相続が九州地方
 に多かったとされるのである。

(iii) 東北における婿養子縁組の多さと九州における婿養子縁組の少なさ
 前述の姉家督の存在にも関係しているが、東北地方においては婿養子縁組が相対的に多い。東北6縣と九州7縣における1912年(大正1年)の婚姻1,000中婿養子縁組の占める割合は、表65のとくである。東北6縣においては、岩手の124.1から福島の93.1に至る高い値がみられるが、九州6縣においては、大分における62.0から鹿児島23.2に至るまで

かなり低い値がみられる。

(iv) 東北における早婚と九州におけるやゝ遅い結婚。

資料の時期がやゝ下り過ぎるかも知れないが、人口動態統計によつて、昭和5年における夫妻の初婚年令を東北と九州の各縣について比較すると、表66のようになる。概して東北型に入る地域の初婚年令の方が低いことが分る。青森、岩手、秋田における初婚年令が特に低い。

(V) 東北における若者組組織分布の稀薄な
ことと九州におけるその分布の多いこと、
若者組が婚姻統制の役割を果たすことにつ
いては既に述べた。わが国における若者組の分
布状態を調べると、ほぼ長野縣を境として、
東北日本には、その分布が稀薄であることが
指摘されている。³⁾ このことは、婚姻統制が若
者組を介して行なわれる傾向が、東北におい
て弱く、九州において相対的に強かったこと
を意味する。

3) 関 (1958), p. 172.

(vi) 東北における媒介人の権限の弱さと九州におけるその相対的な強さ

全國民事慣例類集において、媒介人は「他日婚姻上ヨリ生スル紛議ヲ裁決シ或ハ離縁ニ及ツトキハ嫁具引送迄ノ事務ヲ担任スル事一般ノ通例ナリ」とされているが、婚姻成立後は一切関与しないとする例も若干ある。それは次のごとくである。

① 媒介人ハ夫婦揃ヒシ者ヲ要ス。引付^{ヒキツケ}媒^{ナカ}介^ノト唱へ婚姻祝盃ノ式了リシ後ハ事故生スル

トモ関係セサル習慣ナリ。(岩代國信夫郡)

② 婦ヲ夫家へ引渡ス迄ヲ媒介人ノ義務トナシ
シ其他一切関係セサル例ナリ。(陸前國宮城郡)

③ 媒介人ハ雙方ノ取持及ヒ約定書取換セ、
事ヨリ婚姻ノ式ニ至ル迄取扱フノミニテ、
其他義務ト云フ事ナシ。離縁ノ節モ一切関
係セサル事ナリ。(陸前國遠田郡)

④ 媒介人ハ夫婦ニテ婚姻ノ式ヲ取扱、相当
ノ謝儀ヲ贈リシ後ハ故障生スルトモ一切関

係セサル事ナリ。(陸中國岩手郡。10年版ニ
ナシ)

⑤ 嫁聲ハ婚姻後一二年ノ間媒介人ノ家ヘ往
キ年始ヲ賀スルヲ例トス。其後ハ媒介人其
婚姻ノ事故ニ関係セサル事ナリ。(羽前國置
賜郡)

⑥ 媒介人ハ最初口入レヨリ婚禮ノ式ニ至ル
迄一切ノ事ヲ取扱フ迄ニシテ以後夫婦間ノ
事ニ付テ一切関係スル事ナシ。(羽後國秋田
郡)

- ⑦ 媒介人ハ婚姻迄ノ事務ヲ取扱フ義務アレトモ其後ニ至リ故障生スルトキ本人又ハ父母ヨリ請求アラサレハ其事ニ関係セサル慣習ナリ。(越中國礪波郡)
- ⑧ 媒介人ハ雙方周旋結縁セシムルノミニテ他日事故ニヨリ離縁ニ至ルトモ関係スルノ義務ナシ。(隱岐國穩地郡、10年版ニナシ)
- ⑨ 媒介人ハ婚姻取結マテニ止リ以後ハ関係セサル例ナリ。(美作國西北條郡)
- ⑩ 媒介人ハ婚姻取結迄世話ヲナシ、^{アソトウナリ}行燈切

ト唱へ当日其座切りニシテ後關係セサル者
多シ。(周防國玖珂郡)

① 媒介人ハ婚姻ノ式ヲ周旋シ事了リテ相忘
ノ謝儀ヲ贈レバ其後ハ關係セサル例ナリ。
(讃岐國那珂郡。10年版ニナシ)

② 媒介人ハ婚議取結迄ニテ其後離縁等ノ事
アリト雖モ一切關係セス尤婚家ヨリ三日戻
ノ日報礼ニ行クノ例アリ。(壹岐國石田郡。
10年版ニナシ)

以上12例のうち半分にあたる6例は、東北地方のものである。これに対して、九州地方のものは1例も見出すことができない。媒介人の権限・義務の弱さは、特に東北において目立っていると言えよう。

以上から明らかのように、九州においては「家」の経済的・社会的な凝集力が比較的弱かったようである。婚姻に関しても、文系的家族以外の要素が関与し、若者組あるいは共

団体による統制が元来かなり有力であつたと思われる。このような統制は、婚姻の破綻に対しては、抵抗的に働き、調停的な作用を果すことが期待される。しかし、既に前節で示したように、これらの村における婚姻に対する考え方は、かなり自由なものであつたと考えられる。すなわち、正当な理由の存在が認められれば、婚姻の解消を容認するといふ類のものではなかつたかと思われる。かゝる地域では、妻の方からイニシアティブをとる離

婚もある程度可能である、たと推測される。

他方、追出し離婚は、既に示した九州地方の家族の類型の特色を反映して、東北地方に比して少なかつたと思われる。家族構成の単純さ、および分家の容易さは、家族内での複雑な人間関係を形成し、この方向へ作用するし、初婚年令が比較的高いことは、嫁の社会的成熟にともなう忍耐強さと一方的追出しに対する抵抗力の存在を意味する。さらに、いわゆる一方的な追出しは、共同体的な統制の対象

となり得たと思われるのである。

上のように考えれば、九州においてはある程度高いが、決して非常に高くはない離婚率が存在したことが正当化されるのである。

東北において、九州におけるよりもより高い離婚率が存在したのはなぜか？ これは、東北農民的な意味における「家」の特殊性に負うところが多いと考えられる。既に示唆したように、ここで武士的儒教的な意味における「家」と東北の農民的な「家」の機能的な

相違を考へる必要がある。すなわち、東北においては、特殊な経済的條件に対処するため「家」が強調されたのである。⁴⁾ 此の「家」は経済的活動を遂行することを第一の目標として形成されたものであるから、家長の資格、成員間における調和への努力などは第一の問題とされた。家の存続は、「血」の問題ではなく、「経済」の問題であり、この意味で純粋な父系制ないし父権制の家族の理念と異なるのである。

4) 経済的條件に依りて形成された特殊な形態をもつ「家」の他の例としては、白川村の大家族を挙げることが出来る。この大家族はわが國古来の伝統的な姿をとつたものとして理解されるよりは、後に工夫されたものとして捉えられることが多い。

従つてこの場合、家名、処女性、貞操などは必ずしも問題にならない。しかも嫁は、結婚の初期においては、夫の家への所属性が低い。この状態に加えて、家族構成が複雑で、人間関係におけるまさつを生じ易く、夫の家において、嫁はその生産性に十分寄与できなければ、存在意義をもたない。しかも、その寄与は、夫の家の成員——特に姑——の個人的な嗜好が加わつて、主観的に判断される場合がかなり多かつたと考えられる。

また嫁は、早婚のゆえに未熟であり、追出しをうけ易い。夫の家における母と息子の早婚は嫁が入ってきた時期において、姑がなお十分元気な状態であることも予想させるが、姑が活動的であるということは、嫁に対する干渉をより大にする。このような夫側の追出しか行なわれるだけでなく、未成熟な、しかも、儒教的女子教育の影響を受けぬ嫁は自分でも夫の家を逃れ出し易い。そして、離婚が結婚後間もなく、特に子供の無いうちに生

れる方からは、生理的・社会的年令の若さの中
 には、嫁は実家へもどっても再婚の望みが残
 っているのである。

このような状況に加えて、東北型の地域に
 おいては下級武士の場合と同様、分家の困難
 さにともなって二・三男の結婚が不可能となり、
 娘の結婚難が生じ、新しい嫁をみつけること
 が比較的容易であると考えられる。⁵⁾

東北においては以上のよう分家族内部にお
 ける離婚発生をうながす条件の多さは、共同

5) 当時は農民において同引きが行なわれたことが多か
 ったが、この際、男効力を考えて女子を多く同引いたので、
 どうしても女の方が1割も兄割も少ないのが普通で
 あったといわれる。(児玉, 1947, P. 221)。しかし、それには
 もかかわらず、女子の結婚難は、尚、存在したと考えられ
 るし、また、明治に近づくと同引きもかなり減少していたと
 考えられる。

体的な統制によってチエツクされることか少
 なかったようである。既に、若者組、媒介人
 などの項において指摘したように、東北的な
 意味における「家」の社会的単位としての強
 さは、他の婚姻統制の組織の作用する余地を
 奪ってしまふほどであつて、離婚は、共同体
 的な統制を余り受けず、⁶⁾「家」によつ
 て専断的に行なわれ得たのである。

東北地方において婿養子の割合が多かつた
 ことは、嫁の追出しと直接に結ばうかない。

6) もちろん、東北においても、「家」は決して村落から独立
 して存続しうるものではなかつた。従つて、コミュニテイが
 各「家」の離婚を容認する背後には、基本的には、離婚に
 対する罪悪感の欠如があつたと考へねばなるまい。

婿養子による婚姻の比率は、最も多い岩手の場合で12名強（1912年）であるから、高い離婚発生に対する説明は基本的には嫁の追出だけで十分なように思われる。しかし、婿養子自身も、男として、氣に合まぬ妻嫁の生活を送ることに甘んぜず、妻の家を去る傾向がかなり強かったのかも知れない。

処女性、貞節に対する考え方などに關しては、おそらく、東北と九州の間に大きな差異はなかったものと考えられる。この点に關し

ては、農民という一括的な枠組で捉えることが可能と思われる。東北と九州においては、このような共通の地盤の上に、家族構成や夫方の家族のもつ権限など、家族に関する諸慣習の相違が形づくられたと考えられる。

G. 離婚率の地域的分布における特殊例

以上を示してきた見解にたつと、従来解釈がやゝ困難であつたわが國の離婚率の分布における例外的な事例の説明が比較的容易に行なわれるように思われる。本節でとり挙げるのは、鹿児島、志摩、および沖縄の離婚である。

1 鹿児島における離婚

既に表示した表55および図21から明らかである。

うに、鹿児島縣では、1883年（明治16年）から1893年（明治26年）までの期間においてはある程高い離婚率が見られたが、公表された離婚率が入り得る次の時期にあたる1908年（明治41年）以後は、全國でも顕著な低い離婚率が見られるようになるのである。九州地方において、鹿児島縣の離婚率が相對的に最も低くなった時期を明らかにするために、各縣の婚姻100に対する離婚の割合を1893年（明治26年）から1908年（明治41年）までの期

間について示すと表67のようになる。1896年
 (明治29年)から鹿児島縣の離婚率の相対的
 な低さが目立ちはじめ、1899年(明治32年)
 以後は、ほぼ恒常的に九州地方で最も低い離
 婚率を示すようになることが分る。この変化
 の説明にあたって、武士的「家」における離
 婚の考察によって得られた結論を適用するこ
 とが可能なように思われる。

鹿児島における結婚および婦人の地位に関
 しては、阪井敏郎の調査報告がある。¹⁾ 以下、

1) 阪井(1960 a) および 阪井(1960 b)

主として阪井の敘述から必要な個所を抄出し、鹿兒島における家族のあり方を示すことにする。

鹿兒島においては士族の数が多し。1884年(明治17年)1月1日現在の鹿兒島縣における士族の割合は24.3%であつて、全國における5.2%に比してきわめて高い。²⁾このような多数の士族の存在を可能にしたのは、兵農一致の政策による郷士制度であつたといわれる。³⁾

士族の社会においては、男女の差がきわめ

2) 帝國ヲ4統計年鑑による

3) 阪井(1960a) pp. 6 f.

てきわしく女性の地位は低かった。戦前は女は公事から遮断されていた。女の男に対する発言を抑え、批判を不可能にするために、女を劣等視し、汚れているとした。女の無価値を外面においても表示して社会全体に徹底するという意図のもとに、男女間に種々の差別待遇が設けられた。⁴⁾

女に対する家庭内での教育は、特に厳しかった。女は他家に行き、その家で、舅、姑、夫、その他の者の監視の中で暮し、皆から非

4) 阪井 (1960a) pp. 14~18.

難されずにやっけて行くことができ、あちこちのことに我慢して服従する習慣と、どんな家に行こうとその家の家風に適応して行ける習慣とを幼時からつけておくことが絶対必要であった。女に対する躰教育は特に厳しく、行儀作法、家事一切を黙々としてやれるような女に育て上げることが女子教育の理想とされた。⁵⁾

「従順で、質朴で、堅忍で、溫和で、たとへ心に不平があっても色に現はさず、これを胸に押へてその面を柔け、物事に叮嚀で、親

5) 阪井 (1960a), p. 23

切で、痒い所へ手の届くのが、鹿児島士族の女子の特性である」といわれた。⁶⁾

結婚は、武士の社会においては、親と媒酌人によってとり結ばれる「媒酌婚」が特に尊ばれた。⁷⁾

以上のように武士の社会に比して、武士ときわしく区別されていた農民の社会においては、男女の関係はより自由であった。鹿児島の農漁村では、明治末年までは、ヨバイと結婚は連結していた。すなわち、最初男達はあ

6) 薩藩女性史, pp. 230f.

7) 阪井 (1960 年), pp. 20~26.

ちこちの家にはこのかきんで、娘と一時的性交
 をもち、女もまた夜このんでくる多くの男と
 接していたが、やがて男女意気投合して結婚
 しようと思ふと排他的なヨバイ関係になり、
 それが遂に結婚に突るといった過程をとるの
 が普通であった。⁸⁾ 農民社会においては、処女
 性は尊ばれる、日露戦争前の鹿児島農村で
 は、「女になつていないと結婚できない」とい
 われ、男も「練習した女」でないといやだと思
 っていた。⁹⁾

8) 阪井(1960b), p. 27

9) 阪井(1960a) pp. 30f.

結婚式に関しても、「タルイレ」の後、しばらく夫が通ってから、妻が夫の家へひきうつるといふ「婿入婚」の形が多かったと考えられ、現在でも、この風習は辺境の農漁村に残っている。¹⁰⁾

鹿児島島の武士の社会と農民の社会においては、以上のような断絶があった。そして、明治以後、農民の社会は、青年団指導と小学校教育を通して、次第に武士的な道徳をうけ入れていくのである。¹¹⁾

10) 阪井 (1960b), pp. 61~64

11) 阪井 (1960b), pp. 28f.

上に述べたような鹿児島県における士族の女子教育が、低い離婚率に結びつくならば、このように考え方の縣民一般への普及ということによって鹿児島県における特に顕著な離婚率の低下を説明することができるようと思われる。鹿児島県における士族の多さは、このように士族の考え方の平民への浸透を特に容易にしたと考えられるのである。¹²⁾

12) 鹿児島県に隣接する宮崎県は、元来その大半が薩藩に含まれ、士族の割合も高かったが、離婚率においては鹿児島でみられるような減少が認められない。このことは①中心である鹿児島(薩摩)と周囲の宮崎(日向)との相違、あるいは②鹿児島における教育、あるいは行政が特に大きな作用を及ぼしたことを示唆している。

2 志摩における離婚

志摩においては、特に海女部落を中心として、いわゆる一時的つまこい婚が行なわれて来た。これらの地域における離婚率は、かなり高かったようである。この現象は、いわゆる「家」による追出しによって説明できず、「家」成立以前より自由な婚姻との関連において捉えた方がよいと考えられる。

志摩におけるつまこい婚に関する社会学的な研究には、川島(1954)、阪井(1958)、姫岡

上田、長谷川、光川、四方(1965)などがある。
以下、これらによって志摩における結婚と離婚
婚について述べることにしよう。

長谷川昭彦は、志摩における結婚の形態を、
次のように分類している。¹³⁾

(i) 純粋型つまとい婚

才1型 タルイレ = 結婚成立の儀式化した
型

才2型 タルイレ欠如型

才3型 婚礼がタルイレの後に導入された

13) 長谷川(1965), pp. 35~66.

た型

(ii) 推移型つまとい婚

オ4型 結婚式=嫁の引き移りとなつた型

オ5型 ユイノキンが導入された型

(iii) 中間型の結婚

オ6型 アシイレ婚

(iv) しゃめいり婚

オ7型 「つまとい」の欠如した型

オ8型 完全な「しゃめいり婚」

川島おしに阪井の報告している安乗の婚姻

形態はオノ型に属し、阪井のもう一つの調査地であり、姫岡らの主要調査地である和具はオノ型に入る。

つましい婚地域における離婚に関しては、姫岡らの調査において、四方寿雄が詳しい報告をしているので¹⁴⁾ ここでは、主として和具における婚姻と離婚について論議を行なうことにする。

長谷川の記述を要約すると、和具の結婚は次のように行なわれる。¹⁵⁾ オノ段階は結婚の内

14) 四方 (1965), pp. 87~116

15) 長谷川 (1965), pp. 47~50.

交渉である。これによつて結婚の内諾が得られると、吾日を送んで、「ツノカル」を行なう。すなわち、酒を9合ほどツノカルに入れて、カケノウオといて雌雄一対の奥を腹合せに結んでツノカルにかけ、新郎の近親者の既婚の女性2人が新婦側へ持っていくのである。相手の家に行つて樽を手から手へ流してすくりに帰るか、これで結婚が確定したことになる。ツノカルを貰った娘の家では、受けとったカケノウオを料理し、小料理をして待つてゐる。

と、仲人が容儀を整え、娘方をおとすれ、正式に娘を貰い受けの挨拶をして小宴に移る。仲人は再び聲方の家に帰り、貰い受けのむねを報告し、そこでとても簡単な宴が開かれる。これが終ると、聲は仲人に連れられて娘方へ行く。簡単な盃をして、家人に万事を頼って、仲人は聲を嫁方において帰る。

「タルイレ」の翌日、オヤコナリが行なわれる。オヤコナリとは親類固めをいうのである。「タルイレ」の済んだ時から、男は毎夜

女のもとへ通う。女は婚家へ泊りに行くことはないが、気のきいた母親は何かと用事をつくって娘を婚家へ使いに出す。また婚家でも嫁を招く機会をつくる。夫が通う期間は、半年から4、5年くらいである。

結婚式を中心とする一連の行事を、和具では「ヨメトリ」と称している。タムイレからヨメトリまでの期間は、近年短かくなつて、多くは2、3ヵ月で挙式する。ヨメトリは和具ではかなり盛大である。新婦は結婚式のた

女男の家に来るか、泊っていかない。結婚式
 後も、婿は、女を繞り、嫁のところへシユ一
 トヤカヨイをする。そして、2,3年経って嫁
 を婿家へよぶのである。これを「ヨメヨセ」、
 または「ヨメノヨビイレ」と称している。

光川晴之の記述に従って、和具のつまとい
 婚における夫妻の関係について、その特徴を
 二三挙げると以下のごとくである。¹⁶⁾

和具における婚姻は、明治初期には、部落
 内のもの同志で行なわれることが一般的であ

16) 光川(1965), pp. 68~86

たとえ推定される。昭和37年における172世帯の調査では、世帯主夫妻の約86%が和具出身者相互の婚姻を行なっていた。¹⁷⁾

明治・大正期の婚姻年令に関しては、詳細に知ることはできないが、和具では、当時は比較的早婚で、男子は通常20才前後で結婚生活に入ること、すなわち、「徴兵検査前に話かまどまり、シユートヤカヨイを開始する」とことを常とした。女子は18才前後で結婚するものが多かったようである。夫婦の年令差は、

17) 光川は、この外に戸籍簿を資料として、夫婦とも和具出身の場合の割合を、年次別に示している。それによると、昭和32年以降においては、夫婦とも和具出身の割合が40%台にまで下がっている。しかし、戸籍簿は他出者の婚姻記録を含む場合も多いから、この数値は実際よりもやや低く現われているとみるべきであろう。

夫が必ずしも年上とは限らず、夫婦同年令の妻の方が年上のケースがかなりみられた。

結婚のとりきめに関しては、古老によれば、「昔は部落内婚が殆どであって、部落のものとうい相互に相手を熟知していた。恋愛による結婚もかなりあったが、早婚だったので、親相互の結婚のとりきめの方が、率からいえば高かったと思う」という。現住家族については、「親がきめて自分がそれに従った」のが、最も多い58.0%を示し、「自分できめて親に承

諾してもらった」ものは21.2%、「親から相談されたが最後は自分できめた」ものは、13.7%である。

シュートヤカヨイ中の夫婦生活は、日常生活のすべてを共にするというわけではない。夫は夕食を自分の家で済ませるのが原則とされ、夕食後妻の家に通うのであるが、これも毎日必ず通うというわけではない。また、夫は朝食も自分の家へ帰って済ませるのあたりまでである。挨拶に関しては、夫は妻方と無関

係である。

嫁ひきうつりの後においても、嫁は、家族の比較的重要な問題について、かなりの程度まで自己の意見を述べることができ、また、その意見がみとめられる。

以上のような結婚に関する慣習を背景とした和具における離婚について、四方寿雄の調査結果は次のとおりである。⁽¹⁸⁾

シユートヤがヨイを行なっている間に、夫婦の間がうまくいかず別れていく事実婚の解

(18) cf. 四方 (1965), pp. 87-116.

消は、結婚100組に対して、2.3組ある程度で極めて僅少である。

戸籍を資料として、1921～25年（大正10～14年）、1931～35年（昭和6～10年）、1941～45年（昭和16～20年）、1948～52年（昭和23～27年）、1955～59年（昭和30～34年）の五つの期間について、和具における婚姻と離婚の数を調べた結果は、表68の通りである。この資料における最も古い時期である1921～25年において、和具の離婚傾向は最も高く、婚姻4.7

に対して、離婚 / が発生している。その他の
 期間についても、1955～59年を除けば、すべ
 て和具の方が全国よりも高い離婚傾向を示す。¹⁹⁾

和具において離婚が多い理由として、四方
 は次のようなことを挙げている。²⁰⁾

(1) 和具においては、昭和7年頃まで、いわ
 ゆるヨバイが行なわれていて、若い衆が娘
 の家を訪ねては、娘の夜なべの仕事を手伝
 いながら気軽に遊ぶ興い、欲望に任せて交
 合へと結びつき、男女の交際は比較的ル一

19) 既に示した表 55(2)～55(4)によれば、和具が含ま
 れている三重県の離婚率は、統計の入手できた1883
 年以來、常に全国のそれよりも低い。このことは、和具
 における離婚率が、周囲に比していかに高いかを物
 語っている。

20) 四方によると、これらの理由は四つの群に分けられて
 いるが、内容的にはより細分した方がよいと思われ
 るので、本論におけるような項別にした。

ズであった。²¹⁾

(ii) 離婚者の約70%までが、同じ部落内の者と再婚している。村の人々が、あの夫婦が別れるのは無理もないことだと是認してくれるような状態であれば、離婚は簡単に行なうことができるという考え方があられるらしい。

(iii) 部落内婚が多く、配偶者選択の範囲が部落内のみにより制約される率が高い。この場合、適令の配偶者の絶対数の関係で、無理な結

21) これはほい四才の記述通りであるが、ここでは、ヨハンといわゆる娘宿との混同が行なわれているように思われる。

婚をせざるを得ない。

(iv) いわゆるくっまとい婚の形態であるため、扶養共同体の意識、協力扶助の義務感も稀薄であり、女も生活力をもっているので、お互いに不満の原因を抑制して結婚を維持するという努力をしない。

(v) シュートヤガヨイの2,3年の経過して、嫁移りを行った後に嫁姑の意見の対立が生じやすく、また、この時期に配偶者に対する倦怠感もおこりやすい。

(v) 離婚に際しては、財産分与とか慰籍料などが支払われることがなく、お互いに持参した荷物だけを持ち帰るだけで別れていくようであるから、離婚に伴う経済的な負担問題はおこってこない。

四方の挙げた以上の理由のうち、(iii)、(v)、および(iv)の前半は、必ずしも和具における離婚率が他よりも高いことを説明する理由とはならない。(iii)については、1941~45年(昭和16~20年)を除けば、部落内婚は部落外婚

よりも低い離婚傾向を示しているのではない(表68参照)。この理由は、部落内婚による結婚が破れ2例を内容的に説明するに過ぎないように思われる。(iv)の前半については、〈つまとい婚〉の時期と、〈嫁移り〉後とを区別して考える必要がある。しかも、四方自身、つまとい婚の時期においては、夫婦わかればわかたであるとして述べているのである。(v)については、嫁が急に夫の家に入った場合に比して、シュートヤカヨイの時期における、嫁と夫の家族

世の接触を通して、〈つまとい婚〉においては、
 よりまさつたが少なくなるとの条件が形成されてい
 るのではないかと思われる。かくて、四方の
 述べた理由のうちで、特に有力な説明となる
 のは、(i), (ii), (vi), および(iv)の後半（すなわ
 ち、女の経済的能力が大きいこと）であると
 考えられる。

川島武宜は、安乗村においては、青年男子
 は、17, 8才になると、自分の家で宿泊しない
 で、ネンヤ（寢屋）と称する青年宿に共同宿

海するものが習慣になつてゐると述べている。ネンヤは青年達が家庭をはなれて「社会人」の集團生活に入るための訓練の場所であり、婚姻のための社会的な施設或は調整機関である。娘達は、夜になると、仲のよい者（ホーハイ）とうして、その中の一人の家を集まり、ヨナベをしながら雑談する。青年達は、こゝを訪れ、娘達と漁業の話をしたり、冗談を言ったり、歌をうたつたりして時をすごす。この機会を通じて、おのづから特定人としての愛

情関係が成長するわけである。²²⁾

姫岡らの和具の調査においては、このネンヤについての記述が欠けているが、阪井敏郎によると、和具では1918~19年(大正7~8年)頃からネンヤがだんだんなくなりかけ、1932~33年(昭和7~8年)頃に完全になくなったという。²³⁾ 娘のネンヤも1929~30年(昭和4~5年)からほぼなくなりかけ、1932~33年(昭和7~8年)頃にはなくなっている。ヨバイもまたこの時分になくなった。²⁴⁾

22) 川島(1954), pp. 270~272.

23) 阪井(1958), pp. 65 f.

24) 阪井(1958), pp. 66.

ネンヤの仲間、の集團統制による離婚抑制の作用がどこまで強いものであるかは疑問であるが、大正年間に高い離婚率が見られた頃、和具において、ネンヤの制が存したとすれば、この作用は過大評価することはできない。しかし、大正末における和具のネンヤが、果してどの程度完全な機能を果たしていたかは、なお問題として残る。

以上において、少なくとも、「家」による追出し離婚以外の離婚慣習の一例を示し得た。

わが國の農村においては、志摩に比して女性の
經濟的地位がより低く、また通い婚もほと
んど行なわれなくなっているの、志摩にお
けるほどの自由はなくなっていると思われ
るが、このような「家」的の原理以外にもと
つて離婚が、かつては、かなりの程度行な
れていたと考えられる。そして、農業生産の要
請によって形成された「農民的な家」が、離
婚を自然のなりゆきとみなして恥とは考えな
い基礎の上におゝいかれたのである。そ

して、農民的な家のも→嫁_出出しへの傾向が、
強力に加わった場合、かつての東北における
ような、きわめて高い離婚率_が出現したと考
えられるのである。

3 沖縄における離婚

沖縄においては、本州における特殊地域と
して観察された志摩の婚姻と同様の傾向をも
つ婚姻が、より一般的に常態として分布して
いる。

瀬川清子は奥野彦六郎の稿本に従って、沖繩の民衆の婚姻について概説しているが、²⁵⁾ それをまとめると次のごとくである。

沖繩の民衆の婚姻は、自由結婚によるものである。沖繩の青年男女が、婚姻に関してほとんど完全な自由をもっていた理由としては、次のようなことが考えられる。

- (ii) 女神主の社会的勢力が強く、家でも、^男 ^{ハヤアぬし}の家主と、^{いなくヤアぬし} 女の家主とがあって、女家主の

25) 瀬川 (1948), pp. 89~100

力が相當に重んじられた。

(ii) 1889~1903年(明治32~36年)に私有財産制度が確立するまでは、本島では、原則として耕地の割替があり、宮古、八重山では3年間畑を耕さねば、誰でも鋤を入れろという慣行なので、若い男女の独立がたやすかった。家屋も村でつくってくれた。

(iii) 租税が村単位なので、家が増すのを喜んだ。

(iv) 甘藷の蔓を大地にさして置きさえすれば

食物が得られ、女も苧桶一ツあれば、芭蕉
 や麻の上布を織って、それだけでも一家の
 家計を保つことができた。

沖縄本島では、一般にヤガマヤア（合同夜
 業）といって、明治の初年頃までは、娘達
 が砂糖搾小屋や寡婦の家等に集まって、芭蕉の
 糸紬みをしていると、若者達がそこに押しか
 けて来て、三味を弾いたり、戸外の歌舞に誘
 ったりして遊んだ。これが婚姻の前奏であり、
 野遊ともいった。

部落内では婚姻は全く自由であつたが、部落内婚のおきてを破つた場合には、さまざまな制裁をうけた。

結婚生活の初期においては、夫が妻の家をたねねる訪問婚が行なわれ、数年たつてから、妻と子は夫の家に移動する。このような母方居住の期間は、最近(1948年を基準とする)次第に短くなつてきており、上流階層においては嫁入婚が多くなつてきた。

次に、上述のような親族組織をもつ沖繩において、離婚率はいとのくらいの高さであつたかを調べてみよう。1883年（明治16年）以降における沖繩の公表された離婚率は表69の通りである。

最も古い時期にあたる1883年から1890年までは、1888年を除けば、離婚率がかなり低い。これは婚姻および離婚の届出数が少ないためである。ちなみに、この期間における婚姻率のもっとも低い値を示すも、それは1884年に

みられた人口 1,000 に対する 2.44 である。²⁶⁾ 沖縄において婚姻、離婚の届出数が少ないことは、実際に婚姻、離婚が少なかったことを意味するのではない。1886年から1894年までの期間について、人口 1,000 に対する配偶の割合を調べてみると表 70 のようになり、全国と沖縄との間にはほとんど差がない。このことから、結婚、離婚は事実上かなり多く行われていたが、その一部だけが正式に届出されていたことが推測される。

26) これに対して 1888年の婚姻率は 6.25、1892年のそれは 10.45 となっている。

婚姻率がかなり高いレベルで安定（はじめの頃は、1892年以後であるから²⁷⁾、沖縄の婚姻、離婚がほぼ完全に届出られるようになったのは、これ以後であると考えられる。1892年および1893年の離婚率は、それぞれ、3.62, 3.68であつて、この値は同時期における東北の青森、秋田、山形よりも低く、特に秋田の5.94, 6.19にくらべるとかなり低いが、九州の離婚率にくらべるとかなり高い。

1894年以後（はらくは、人口に対する離婚

27) 1891, 92, 93, 94, 95年における人口1,000に対する婚姻率は、それぞれ7.22, 10.45, 10.78, 11.26, 11.09である。

率が公表されていないので、表69に関してはこの24年におけるかなり高い離婚率が一時的なものかも知れないという疑問が残る。この疑問を解消するため、1883～1918年における婚姻数、離婚数、および婚姻100に対する離婚の比を示すと、表71のいごととなる。少なくとも1899年以前においては、婚姻の3割以上が恒常的に離婚に終わっていたと考えることができる。

沖縄における離婚率の変化の特徴は、戦前

において本土ほど顕著な下降が見出されない
ことである。1936年には、本土の離婚率はと
の府縣をとっても10を下まわっているのに
対し、沖縄ではなお13という値がみられる。
これは、沖縄における親族組織が本土のそれ
とかなり異なっていることと、沖縄が本土と
地理的に離れていることのために、後に述べ
るような離婚を阻止しようとする価値観の浸
透が、本土に比して弱い程度にしか作用せず
またかなり遅れて作用したためと考えられよ

う。第2次大戦中および戦後の状況は不明であるが、戦後においては、1956年まで激しい離婚率の減少がみられ、1957, 8年のわずかな上昇の後、しばらくの間0.6という本土よりも低いレベルでの安定を示す。1964年においては、離婚率は0.7となり、再びゆるやかな上昇の気配をうかがうことができる。

沖縄、宮古、八重山各郡島毎にみた、1952~64年の婚姻数と離婚数は表⁷²~74のとくである。宮古、八重山における離婚の実数が少ない。

いので、各年の離婚率比較を行なうことは困難であるが、この13年間における総婚姻数と総離婚数について、婚姻100に対する離婚比を算出すると、沖縄10.8、宮古8.3、八重山10.5となる。都市化の最も進んだ沖縄と、最も遅れている八重山とにおいて相対的に高い離婚率がみられるようでもあるが、その差は著しくない。

大山彦一は、沖縄において、「離婚は少い。結婚の最初に相互の自由選択が行なわれてい

る。離婚の多いのは都会地である。農村では嫁した女は容易に離婚(ない²⁸⁾)と述べているが、以上の資料からみて、この記述には疑問がある。

1964年3～4月にかけて行なわれた天鷲良雄、佐々木嬉代三、矢吹邦彦、および筆者による宮古島の甘蔗栽培農村吾野部落の調査²⁹⁾によつて得られた資料も、時代の差、地域の差のため若干の相違があるとはいえ、婚姻に関

28) 大山(1963), p. 158.

29) 沖縄研究会(1964)

する慣行については瀬川の示したものとほぼ符合している。離婚については、個々のケースの性格に関しては従来のもものと大きな変化がないと思われるが、数の上からは沖縄一般にみられる戦後の離婚率低下にともなってかなり少なくなっているように思われる。筆者が担当した、婚姻・離婚に関する調査結果を要約すると下記のとくである。

吾野における婚姻のきっかけは、青年男女

二人が知合って、相互の意志を確認することからはじまる。当事者同志の意志が定まると、男女はこれを文母に告げ、両家の話し合いによって、伝統的な婚姻儀礼である「ハツモリ」をする日とりが決定される。

「ハツモリ」の日には、夜夕〜8時頃、婿側の代表5名と婿自身が祝いの品（泡盛1升と重箱6重ね）を持って嫁の家に行く。嫁の家に着くと、男女は別々の部屋に入り、婿側の代表の夫婦は、それぞれ嫁側の男女の代表

に対して、正式に婚姻を行なうべく話し合い
をはじめ、これに対して、嫁側の親戚代表が
返事をする。話し合いが終ると祝いの盃がま
わされる。この行為を「ハツモリ」と称する
のである。「ハツモリ」当日は、婿は嫁の家
へ行って泊る。

吉野における「結婚式」という言葉および
行事は全く外来のものであって、高島田を結
い、花嫁衣裳をつけて、三三九度の盃を行な
う式を指している。ただし、三三九度の盃は

嫁の家と婿の家とで、2回行なわれることがあるようである。「結婚式」をするのは、10人のうち2.3人であるというが、特に長男の場合は、小さくてもできるだけ行なうようである。「結婚式」は、通常、「ハツモリ」の数日後に行なわれる。

「ハツモリ」以後、しばらくの間、夫が妻の家に通う。長男の場合には、通わない場合もあり、通っても比較的短期間(2~3ヵ月)である。次男以下は、分家するまで、1~3

年は通うのが普通である³⁰⁾

このような婚姻形態に関連して、部落内婚がきわめて多かった。部落外婚が制裁をうけるといふことはなかつたが、部落外婚の場合でも、夫はやはり妻の家に通つたのである。

吾野における婚姻の戸籍上の届出の時期は、最も多い場合は、第一子出生後まもなくであつて、この場合、大抵は婚姻の届出と同時に出生届をすゐる。子供が生れるまで婚姻届を出さないといふことは、子のない結婚を不完全

30) 2,3男の場合であれば、結婚後2,3年で分家し、妻子を自分の家へひきとるのが通例である。分家すべき年令は、数え年26才または30才であるとされている。分家に際しては、男の父または兄が財産を与へる。畑6~10反、屋敷および家屋、馬1頭、山羊等が分家財産の標準的なものである。本分家の関係は、何代にもわたって固着する程強いものではなく、通常一代限りで終つてゐる。

なものとして、子供ができるまで意識的に届出しないということも必ずしも意味しない。むしろ、戸籍届出の義務の観念がきわめて弱いことにより多くの原因をもっているようである。

次に離婚について述べることにするが、戸籍に関する実態が以上のようなところでは、比較的以前における離婚は、正確には把握し難いので、ここでは戦後の離婚のみを扱う。戸籍簿およびききとり調査から得られた戦後

の吉野部落内において発生した離婚は、届出があつたもの9件（昭和22年3件、23、24、29、31、32、37年各1件）、未届のもの3件（昭和33、38、39年各1件）、内縁関係の解消1件（昭和32年）³¹⁾である。

吉野における人口は、平均500人あるいはそれ以下³²⁾であつたとすると、戦後19年間における年平均離婚率は、人口1,000あたり0.9あるいはそれ以上となる。この時期における内地の離婚率は、1.02（昭和22年）ないし0.74

31) 内縁の解消については、子供が生まれぬ状態で生いたものを十分に把握することができなかつたので若干の暗数があるかも知れない。

32) それ以下であつた可能性がきわめて高い。

(昭和34年), 平均の0.85であるから, 吾野の離婚率はほゞこれと同程度と云える。内地における郡部の離婚率は, 戦後においては, 市部のそれよりも低くなっているから, 吾野における離婚率は農村の割には高いといわねばならない。戸籍届出の觀念の差を考慮に入れると, 吾野における離婚率は, 相対的に更に高いものとなるであらう。ちなみに, 未届3件を加えた場合, 戦後19年の年平均離婚率は約1.3になる。離婚実数が少ないために, 吾野

において離婚率が高いということを断言するのは危険であるが、戦前において、沖縄が顕著な離婚率を示していたことを考えると、その傾向の残存として、十分にありうることである。

戦後の離婚（未届、内縁の解消を含む）13件について、離婚者の通婚圏を調べてみると部落内婚10（77%）、部落外婚3（23%）である。一般婚姻者の通婚圏の場合よりも、部落内婚の割合がや、高い位であって、部落外婚

の方が離婚傾向が高いという想定は否定され
 ようである。³³⁾しかし、サンプルが少ないた
 めに部落内婚の方が離婚傾向が高いというこ
 も断言できない。

離婚者の現在の居住地は、夫妻共部落内3
 ケース、夫部落外3ケース、妻部落外5ケ
 ース、夫妻共部落外2ケースである。離婚した
 夫婦とも部落内に居住しているのは、23%に
 過ぎない。このことは離婚如何らかの形で部
 落内での生活を成立し難くしていることを推

33) 現存の夫妻の通婚状況は、部落内婚63(64%)、
 部落外婚30(31%)、不明5(5%)である。

測せしめる。離別者の再婚状況をもても、判明する限りでは、部落内婚は男女共各2件に過ぎない。しかも、このうち各1件は同一夫婦の再婚である。このように、離婚を望ましくないとする態度が統計の上からも推測できるのであるが、これが戦前にも同じ強さで存在していたかどうかは疑問である。

離婚の原因については、夫婦間の問題に主な理由が存するものもあれば、妻と夫の親族との関係に主な理由が存するものもある。前

者の中には、夫婦の性格の不一致、夫の不貞、夫による遺棄、妻の不貞、経済的問題における論争、子供ができぬこと、などがあり、後者にあたるものとして、舅姑との不仲が挙げられる。概して夫婦間の問題に原因をもつものの方が多いようである。

沖縄におけるつまとい婚の存在は、志摩におけるつまとい婚が、本土においてこそ例外的であれ、海女部落の経済的条件によつての

其形成されたものでなく、元来わが國に存した共通の文化の残存としての性格をもつことを示唆する。このようなつまとい婚にともなうた社会構造と、比較的高い離婚率との結びつきは、既に示唆したように、九州農民型における、「家」的ではなく、(しかもある程度高い離婚率の原型を構成するのではないかと思われるのである。

H 婚姻をめぐる諸状況の変化と離婚率の変動

わが国における離婚率の変動については、既に統計を示したが、ここでは、この変動が婚姻をめぐる諸状況のどのような変化を背景として生じたかを検討しよう。

大塩俊介は、かつて高率であつたわが国の離婚率を低下させたものとして、「西歐的自由主義・個人主義思想の浸透と、女性の地位の向上」を挙げ、これらが、「家父長的家族を徐

々にではあるが崩壊させ、その夫婦関係に対する解体力を弱めてきた」と述べる¹⁾。他方、大塩は、都市においては、西欧的な個人主義自由主義思想が夫婦関係の解体力として作用したと考えている²⁾。すなわち、彼は、「西欧的自由主義・個人主義思想」の二つの異なる方向における作用を認めている。しかし、下降・上昇の二つの異なる傾向を示す離婚率の変化を一つの価値観で説明することは何かあいまいさがかつきまとう。自由主義・個人主

1) 大塩 (1956), P. 69

2) 大塩 (1956), P. 70

義の家父長的家族に対する作用はそれを弱体化せしめたことであるが、このことはいまかえれば家父長的でない家族が増加したということである。この「家父長的でない家族」の離婚に対する態度は、大塩の場合、離婚の少なさを暗黙の前提として、それ以上詳しく論じられていないのである。

川島武宜は、日本における離婚の背景を構成する価値観を扱う際に、この点に関して、より慎重であったといえる。川島によれば、

わが國の離婚を規定してきた価値観は、次の
三つであるとされる。すなわち、(i)「家」的
離婚の価値=規範、(ii)市民的離婚の価値=規
範、(iii)自由離婚の価値=規範である。これら
のうち、離婚の増加に関係すると考えられて
いるのは、(i)と(iii)で、(i)は家による追出し離
婚を発生せしめ、(iii)は個人の幸福追求のため
に結婚をtrial and errorと考えるのである。
これらに対して、(ii)は「婚姻の継続と離婚の
抑圧」という西洋的な価値観が、わが國の新し

い中産階級 — 主として都市の俸給生活者 —
 の孤立的核家族に根を下した」ものとして
 提えられている。³⁾

川島の説明に対する批判は、既に論じてきた
 ことから導き出される。その1は、志摩の
 離婚はその典型をもつような伝統的な性的自
 由とともに存在する型の離婚の位置づけが困
 難なことである。⁴⁾ その2は、「家」的という語
 のあいまいさである。これを高い離婚傾向と
 の関連において提えようとするならば、上級

3) 川島 (1958), pp. 81~85

4) この種の離婚は、自由離婚に近い性格をもつと考えられるが、川島のいう自由離婚はヨーロッパやアメリカで
 第一次大戦以後に生じた新しい価値観を念頭にお
 いている。

武家における「家」を考へるべきでなく、既に述べたような特殊な社会的状況の下にある農民の「家」——特に東北農民の「家」——および下級武士の「家」を念頭におくべきであらう。そのことは、都市を中心とする市民的な価値観が、離婚率の減少と結びつくとする川島の説では、離婚率の急落が、村落的色彩の強い東北地方においてきわめてよく目立ったことを十分説明し得ないということである。玉城は、明治中期以後の離婚率低下につい

で、次のように述べている。

「俸給生活者・労働者の家族や、地主、商工業の一部の家族のように、妻が全く消費者として夫に従属しているものが増加し、したがって妻の従属的道德が一層日常的のものとなりつゝあつた。そしてそれと並んで妻は夫の家を離るべきではないという『武士の妻』に類似の観念や道德が拡大され強化されたのではないか。」⁵⁾

ここでは、家族形態の変化、すなわち、核

5) 玉城(1958), p. 195

家族の独立については、川島と同様の見解がとられ、離婚を抑止する価値観に關しては、川島とは全く逆の性質をもつものが提出されているのである。玉城の説もまた、都市における状況を念頭におくかゆえに、東北地方における離婚率の急激な減少を十分に説明し得ない。しかし、既に武士の離婚において考察した結果に従えば、かなり説得性が高いように思われる。

以上に紹介した川島の説と玉城の説は、完

全に対立するものであるか。ここで両者の関係について検討する必要がある。

明治時代において一方では西洋的な道德観が輸入されたことも、他方では、元来一階級に限られていた武士的道德が、全國民に拡大浸透していったことはよく知られている。政府は、教育方針として後者の方をより重視した。法律からみても、明治31年の民法は、「武士の家」をモデルとしたものであった。しかしながら、「武士の家」における道德観は、そ

のみ、一般國民に広がったのではない。特に都市においては、それは西洋的な道德觀と妥協しなければならなかった。

下級武士におけるような特殊な状況下における現実態としてではなく、武士の女子教育において現われたような理念的な「武士的な結婚觀」と、西洋的・キリスト教的な「市民的な結婚觀」とは、貞節を重視し、離婚に対して否定的であるという意味で共通点をもつ。この二つの価値觀は、前者が夫に対する妻の

絶対的な従属を、後者が少なくとも女性の形式的な自由を強調するがゆえに、その純粹な形においては対立するものである。この対立にもかゝらず、武士的なものから上下関係の要素を、市民的なものから自我主張の要素を、それぞれやわらけた結果、そこに一つの妥協点が見出された。明治中期以後、女子教育の目標とされた「良妻賢母」主義は、このような妥協の産物であるといえよう。矢崎弾は、「良妻賢母主義は、女性の個人主義思想の

「抑制として折中主義として現れた」と述べている。⁶⁾ また、山川菊栄は、「賢母良妻主義」が、「封建的女性観のやき直し」にすぎないという。⁷⁾

かくして、武士的な結婚観と市民的な結婚観は、適用される地域と時代によって、その重実のおきかたをかえながら、それぞれかなりの変型をうけながら、同時に作用して、離婚の抑制に役立ったと考えられる。都市の小市民においてとり入れられたのは、玉域の指

6) 矢崎 (1942), p. 158.

7) 山川 (1967), pp. 32~33.

摘するような妻の経済的な依存性にもかゝら
ず、とちらかと云へば、市民的な価値観を
より多く含んだ考え方であつたと思われる。
また、東北型の地域における離婚率の急激な
減少を説明するためには、市民的な価値観の
影響よりは、武士的なその影響を強調した
方が説得性が高いように思われる。東北地方
においては、既に述べたように、経済的条件
によって自生した農民の「家」がかなり発達
していた。この農民の「家」が武士の「家」

の倫理をとり入れるのは、その形態的類似の中を、適当な教育を行なわれれば、比較的容易であつたと考えられる。東北農民における離婚率の低下は、家族形態自体の解体によるよりは、家族理念の変質によつて説明され易いのではないかと考えられるのである。このようにして、東北農民の嫁の家族内における地位は必ずしも好転せぬまゝに、離婚の頻度だけが減つていったのである。

九州地方の場合には、武士的道德を受容す

べき「家」の構造的な基礎が十分存在しなかつたが、小学校教育、青年団指導を通して、性的自由に対する考え方が変化していき、これが離婚率に影響を与えたと考えられる。性的自由に対する考え方の変化は、勿論、九州地方のみでなく、東北にもおこったであろう。

東北地方におけるはげしい離婚率の低下を説明するためには、社会的状況の変化が次第に追出し離婚を困難にしたことにも注意する必要がある。追出し離婚は、嫁のとりかえが

可能なことを前提として、ふんばんに行なわれ得るのであるが、この条件が弱まると、婚家の方は追出しを差控えるを得ないようになると予想される。明治以後の産業化および移動の自由にもない、次三男も土地を命与されないうちでも独立家庭を営むことが可能になり、また、生活条件における長男と次三男との隔差も小さくなった。そして、これにもなつて娘の結婚難も解消していった。さらに娘達は、女工などとして村から流出していった。

た。これらのことはあとの結婚、特に離婚に続く再婚も、従来ほど容易なものにならなかったのではあるまいか。下級武士出身の士族の離婚も、同様の理由で、減少していったと思われる。

表75に示すように、わが国では夫と妻の初婚年齢は、1942年（昭和17年）頃まで、じりじりと上昇を続けてきた。このことは上述の事情に加えて、妻の社会的成熟と忍耐力の増大という理由で、夫の家による追出しが行な

われにくくなる一つの条件を提出したと思われ
れる。

以上においては、川島、玉城等の論議にお
いて現われた都市における核家族の増加の問
題を無視してきた。戦前の都市(市郡)にお
いて、村落(郡部)よりも相対的に低い離婚
率がみられたのは、既に述べたような良妻賢
母主義を中心とする離婚を阻止しようとする
価値観の作用に加えて、核家族が数量的に優
位を占めていたということそれ自体のため不

あると考えられる。1920年（大正9年）において、大都市では核家族の割合が73.5%であったのに対して、町村では56.9%であった。⁸⁾ 核家族が多いことは、複雑な家族関係から生ずる追出し離婚を、物理的に成立しにくくするのである。

村落において核家族の割合が減少しているならば、村落における離婚率の減少についても、上述の推論をあてはめなければならない。ところが、1920年（大正9年）と1960年

8) 小山(1962), p. 17

(昭和35年)において、核大家族の占める割合は町村ではそれぞれ43.1%、45.0%、中
 小都市では27.4%、32.2%と遂に増加してい
 る。そして、大都市においてのみ、26.5%か
 ら21.8%へと減少がみられるのである。⁹⁾ 郡部
 の離婚率は、この現象にもかゝらず、1920
 年の1.01から、1960年の0.58まで低下する。
 核大家族の多いことか、そのまゝ追出(離婚
 の多いこと)につながると考えてはならない。
 追出(離婚)の多発生によって、核大家族の存

9) 小山(1962), P. 17.

小山はこのような状況を、戦後の町村合併による地
 域的区画の変化から説明しようとする。筆者は、理由は
 それだけではなく、地方における次三男以下の大都市への
 移動が大きくなり、一方では地方に直系家族がとり残さ
 れ、他方では大都市において、これらの転入者が新しく
 形成していく核家族が増加したことに関係している
 と考え2。 cf. 坪内(1965), P. 157.

在は、必要條件に近い性格をもつにせよ、十分条件では決してないのである。すなわち、拡大家族の中で、社会状況および価値観の変化に応じて離婚に対する態度の変化がおこっていると考えざる必要がある。

以上のような事態と並行して、都市住民、特に労働者層を中心として、新しいタイプの離婚の増加がおこってくる。このタイプの離婚は、既に述べたような、宗教的な影響も離れたところで発生する欧米の現代の離婚と大

大きく異ならぬと思われる。戦後のほけしい
価値観の変動と、都市化とにともなう個人主
義的な風潮、および、都市における女子の就
職機会の増大にともなう離婚した妻の経済的
自立の可能性は、このような自由離婚¹⁰⁾を、わ
が國の主な離婚のタイプにしていったと考え
られる。

10) 都市内部における離婚率の分布を調べると、概して
労働者の多い地域において高率が認められる。(cf.
坪内(1965), 桑畑(1955)) このような離婚は、自我
の確立にもとづく「近代的離婚」とよぶよりは、より安易に
行なわれる「自由離婚」ないし「無規制的離婚」とよ
ぶ方が適當である。

I 中國人の離婚 — 日本の離婚との対比に おいて —

日本における文系的な家族組織 — 特に農民におけるそれ — も完全に発達したものでなく移行的な状態として捉え、わが國の離婚は、この中間的な状況の中から発生すると推論した。これに対して、日本に隣接し、多くの面でわが國の文化・制度の源となっている中國は、きわめて古くから確立した文系的な親族組織をもっていたようである。そこには

においては父系的親族組織のもとでの、元来あるべき離婚発生の様相をさぐることができると思われる。

中国における親族組織は宗法にもとづくものであったといわれる。宗法とは氏族制度の一種であって、その最も重要な特徴は、(i)父系的 (patri-lineal), (ii)父権的 (father-right), (iii)父治的 (patriarchal) なことである。封建制度の最盛期であった西周から春秋に至る時代は、正に宗法の時代であったとい

られる。1930年頃においても、中國の家は、やはり文系的・文権的・文治的であるが、氏族組織は既に変遷してしまつたから、もはや宗法組織と称することはできない¹⁾。

このようにきわめて古くから文系的な社会であつた中國は、離婚に關しては七出の規定をもつていた。七出とは、(i)不妊、つまり無子、(ii)姦淫、(iii)舅姑に不孝、(iv)饒舌、(v)盜竊、(vi)嫉妬、(vii)悪疾をいい、すべて妻について有責とせられる事由であつた²⁾。この七出という

1) 陶希聖 (1939), pp. 5~7

2) 仁井田 (1952), p. 317.

本文における順序は唐令によるものであつて、「大戴礼」では次のように書かれている。

「婦人七出、不順父母、爲其逆德也。無子、爲其絕世也。淫、爲其亂族也。妬、爲其亂家也。有惡疾、爲其不可與共染盛也。口多言、爲其離親也。竊盜、爲其反義也。」

離婚制限に加え、「三不去」といって、糟糠の妻、舅姑に仕えその三年の喪を終えた妻、離婚された後その行くべき実家の失われている妻については、妻が姦淫を犯した場合（或は義絶の事情が存する場合）の外は、所定の離婚原因があっても離別することを得ないものとした³⁾。

七出三不去という離婚制限の基本原則は、少なくとも漢代から、清末はおろか中華民国となるもその当初までは、その法律や体制と

3) 仁井田 (1952), p. 318.

して、超時代的な継続を示したものであった。⁴⁾
 七出三不去は、夫による専権離婚を抑えよ
 うとして加えた枠であり、妻側に与えた婚姻
 関係継続の保障であった。士大夫の間でも、
 夫はかゝる所定の離婚原因があれば、妻を離
 別し得よというだけで、いっでも現実に妻を
 離別したのではない。⁵⁾

しかし、このような制度の存在は、農民に
 は余り直接的な影響を及ぼさなかったよう
 である。

4) 仁井田 (1952) p. 318

5) 仁井田 (1952), p. 318.

仁井田陞は、河北省樂城縣、河北省昌黎縣、山東省歷城縣などにおける調査結果を参照して、農民は、一般に、いわゆる七出の事由があるからとて、妻を離婚できるとは考えていないと述べる。⁶⁾

また、内田智雄は、河北省昌黎縣の農村において、村ではいかなる場合に離婚をしてよいことになっているかという質問をして、姦淫と夫婦の感情悪劣という解答を得ている。嫁が舅姑に仕え不孝なとき、あるいは子を

6) 仁井田 (1952), P. 325.

産まない時^カなどは、離婚の理由にならないと
 される。嫁が竊盗^カなどをした時も、「後悔シテ
 自覚スレバ離婚ノ理由ニナラス」と云われ、
 夫が他の女と通^カいたときも、夫が賭博にふけ
 り、女に金を浪費し、妻を虐待する^カふとき
 場合にも、いづれも妻から離婚を申出^カる理由
 にはならぬとされている^カ。

内田は、農村における離婚の類型について、
 次のように述べて、その少なさを示唆してい
 る。

7) 女に子供がないときには、男は妻をもてはよいとされる。
 事実男が如才位を過^カち、なお子供を有^カしない時には、
 公然と妻をもち、(かも妻と同一家族として居住させること
 は一般に公認せられ、また少なからず行なわれている。
 cf. 内田 (1948), p. 67.

8) 内田 (1948), pp. 61 f.

「休妻（離婚）の具体的な事例を農民に質問してみらるに、『昔ハアツタカ』といふ風に答へられて居て、現在は殆んどないやうに述べられるのが、いさゝかの農村に於ても同調である。然しこの言葉は、休妻といふ事例をめぐって、往昔と現在とに於て、その道義的或は家族道德の帰趨の差異を物語るものではなくして、単に極めて稀有であるといふことを語る以外の何ものでもないことを知るべきである。」⁹⁾

9) 内田 (1948), P. 58

仁井田は、農民の間に離婚が具体化する機会が少ないことを指摘し、経済的な制約が、その最も大きな理由となっているとしている。仁井田のいう経済的な制約とは、(i)妻を娶うために既に重い負担があったこと、(ii)再婚のために費用がかかること、(iii)正当な理由をもたぬ追出しの場合、相手方に対して賠償または扶養料支払いの義務をもつこと、である。¹⁰⁾

滋賀秀三は、旧中国社会について、「統計的に論ずることは殆んど不可能であるけれども、

10) 仁井田 (1952), pp. 327 f.

一般的印象として、近代社会と比べて離婚率は、遙かに低かったであろうとみるのが、諸学者の一致した見解であり、恐らくそれが真実であったであろうと思われる。」と述べている。¹¹⁾ 離婚が少なかった理由は、滋賀によると、次のことである。(i) 富者の間においては、妾制の存在が妻の離婚を不必要ならしめていた。(ii) 貧者の間においては、妻を娶うために、聘財および挙式費用として多額の出費を要し、困苦貯蓄の結果ようやく娶り得た妻を軽率に

11) 滋賀(1967), p. 480.

離婚することとは経済的に許されなかった。⁽²⁾

中国人社会において、離婚が少ないという指摘は、中国本土のみでなく、東南アジアの華僑社会の記述の中にもみられる。その若干の例を挙げると次のごとくである。

FREEDMAN は、シンガポールの中国人が、きわめて高い結婚の不安定性を示すマレー人や、不貞の事実が離婚法廷から報告されるヨーロッパ人を見て、自分達が道徳的に優越しているという態度をとる傾向があると指摘し

(2) 滋賀 (1967), pp. 480f.

ている。このように、シンガポールの中国人は、他民族のだらしないさをもつし、自分達の結婚生活の堅固さを誇るものである。¹³⁾

NEWELL は、マラヤの Province Wellesley における潮州系中国人の農村を調査したとき、中国人の結婚に対する考え方について村人と話し合っている。これらの潮州系中国人達はマレー人やヨーロッパ人にくらべて、自分達の結婚が永久的で、確固としたものであると明言している。¹⁴⁾

13) FREEDMAN (1957), P. 176

14) NEWELL (1962), P. 61.

NEWELL は他の個所で、再帯主の約10%が初婚の相手が生きているのに、それ以外の女と住んでいると推定している。cf. NEWELL (1962), P. 63.

前田清茂は、マラヤ北西部 Kedah 州の農村地域における福建省系中国人を中心とする小商業センターの調査報告の中で、マレー人が結婚後すぐ離婚したり、離婚した同一夫婦が再婚したりするのを、中国人は奇妙なことだと思っっていると述べている。(15)

COUGHLIN は、タイ国の中国人と、タイ人との価値観を比較している。タイ人の間では、僧侶の社会や官僚組織などが、家族の心づきよりも大なる価値があると考えられてお

(15) MAEDA (1967), pp. 63f.

り、離婚や別居がよくなる。これに対して
 中国人社会においては、家族が社会の中心で
 あると考えられ、強い家族的結束が強調され
 るのであって、家族の分離や解体は強い反対
 をうける。¹⁶⁾

WILLMOTT は、インドネシアの Semarang
 における中国人¹⁷⁾の離婚について述べている。
 あるインタビューマンは、家族内における離
 婚は、三、四世代の間忘れられず、離婚は、「家
 名に泥をぬった」とみなされるという。中国

16) COUGHLIN (1960), p. 197.

17) 福建系の者が圧倒的に多く、次に客家が多い。

人は、インドネシア人の間における高い離婚傾向を強く非難する。¹⁸⁾

以上に述べてきたように、中国人の離婚は、少くとも近い過去においては、きわめて少なかったといえる。¹⁹⁾

中国人における夫の家族に嫁をくみ入れる傾向は、以上のように非常に強かったのであるが、この状態にもかかわらず、彼等は levirate を認めていないことに注意する必要がある。内田は「兄が死んで兄ノ太太ヲ弟が

18) WILLMOTT (1960), pp. 295 f. (しかし、若年層においては、離婚を容認しようとする態度があらわれている。

19) 中共政権下における中国においては、離婚訴訟の増加があらわれ、特に婦人による訴えが目立っているようである。しかし、農村では、伝統的な親族組織および結婚制などが、なお、維持されている。cf. YANG (1967), pp. 410~412. 中華人民共和國婚姻法第17条によると、「男女双方

貰ッタト云フ例カアルカ——ナシ、イケナイ。
 何故イケナイカ——自分の兄嫁テアルカラ。
 という眞疑をして²⁰⁾いる。たゞし、姉を娶って
 その死亡した場合、その妹を後添いとして娶
 ることは差支えないとされている。²¹⁾ 中国人に
 おける levirate の欠如は、長幼の次序、居
 を同じくしている場合の家族道徳などから説
 明できると思われる。ACKERMANが単系的親
 族組織における離婚の多少に關する指標と
 して用いた levirate は、嫁の夫方親族くみ

か自発的な意志によって離婚を望む場合は、離
 婚は許される。男女の一方があくまで離婚を要
 求し区人民政府と司法機關の調停が効果のない
 場合も離婚は許される」とされる。cf. 黒木
 (1966), p. 367.

20) 内田 (1948), p. 69.

21) 内田 (1948), p. 70.

入れに関する単なる指標にすぎないことがこ
こでも確認できるのである。

富裕な中国人の場合、妻をもつことによっ
て離婚を避けたというのは、わが国の上級武
士と類似した側面をもっている。これに対し
て、貧乏な中国人が、嫁とりの費用および離
婚後の賠償金のゆえに、よほどのことがなけ
れば離婚しなかつたというのは、わが国の農
民とは完全に異なった側面を示している。わ
が国におけるユイノウは、花嫁の購代である

觀念から極めて遠いものなるのである。⁽²⁾ 中國人の婚姻における側面こそ、眞の意味での文系的親族集團への嫁の完全な組み入れを示していると思われるのである。

(2) エイノシに關しては有賀(1948)などによりその意味が詳しく論じられている。

丁 結 論

わが國における離婚傾向の説明にあたっては、既に述べてきたように、かなり複雑な状況を考慮しなければならなかつた。いま一考、簡単な総括を試みると以下のとおりである。

農民の離婚においては、大きなタイプとしては、東北農民型における「自由離婚と強い追出し離婚の並存」と、九州農民型における「自由離婚と東北よりも弱い追出し離婚の並存」とが存在した。前者は経済的な要請によ

うて形成されたと思われる農民的な意味における「家」を基盤としている。後者においては、このような農民的な「家」の成立が不十分である。このような状況を背景として東北農民型においては、きわめて高い離婚率か、九州農民型においては、東北農民型の場合ほど高くはないか、決して低くはない離婚率かみられた。

民俗学者は、わが国における婚姻か、贅入婚から嫁入婚へと変化したと説いている。単

系的な親族組織の確立と、そこへの嫁の吸収
という観点からすれば、贅入婚はそれとはか
なり離れた存在であると言える。九州農民型
は、東北農民型よりも、とららかにいえば、
贅入婚よりも位置づけられると思われる。こ
の意味で、贅入婚における離婚は、九州農民
型の離婚の原型といえるかも知れない。とし
て、贅入婚を行なっていたところでは、その
性的自由と並存する形でかなり高い離婚率が
存在したのである。しかし、贅入婚における

離婚率は、この婚姻形態のもつ部落内婚的な性格のために、幾分制限をうけており、「きわめて高い」ものではなかったと思われる。

武家——特に上級武士——における「家」は、農民のそれとは本質的に異なり、妻を夫の「家」に吸収してしまう傾向が強かった。しかし、下級武士の場合には、二三男の合家が困難なことと娘の結婚難というような特殊な社会的状況の下で、「追出し」によるある程な高い離婚率がみられたと思われる。

- 1) 志摩の和具において、部落内婚における離婚傾向が部落外婚におけるそれよりも低かったということは、これを傍証する一つのデータとなるであろう。

日本における離婚傾向をめぐると以上のよう
な複雑な状況は、わが國の親族組織が、元來
確固たる単系的組織をもたなかったこと、お
よび、わが國の親族組織が社会的・経済的・
政治的環境に対応して、さまざまな変化の過
程を経てきたことと関係しているように思わ
れる。「家」による「追い出し離婚」は、特殊
な社会的状況の下で、特殊な発展段階に達し
た日本の「家」——特に東北農民の「家」お
よび下級武士の「家」——において、その興

型が見出されるのである。

このような追出し離婚は、武士的な婚姻観および西洋的な婚姻観の国民一般への浸透にともなって減少していく。追出しに続く夫の再婚を容易にしていた特殊な環境も、産業化にともなって消失していった。また、農民一般に存していた性的な関係に対する自由な考え方も、小学校教育、青年団指導を通して次第に弱くなっていったと考えられる。

他方、都市化の進展とともに、核家族の生

法が家族生活を代表するようになってきた。²⁾
かゝる核家族が、周囲の親族組織やコミュニティの統制から独立していくとき、現代欧米と同じタイプの自由離婚が発生するようになり、それが次第に離婚の主流となっていくのである。第2次大戦後のわが国の離婚には、明らかにこのような方向性があると思われる。

2) 形式的には近代家族が存在しても、その成員のもの考へ方は、核家族的である場合が多くなつたと考えられる。

▽

總

括

V 総括

本論文においては、異なった文化圏における離婚について、それぞれ文化圏ごとに検討した。ここで簡単な総括と方法論的な反省を試みることにしよう。それぞれの文化圏内部の状況については既に各章の終りにまとめを行なったからここでは繰り返さず、三つの文化圏の大づかみを対照だけを行なうことにする。

欧米においては、離婚はカトリックを極とするキリスト教からの解放という線に沿って増加していくことが明らかになった。近代化ないし都市化にともなう社会組織の弛緩とキリスト教の影響の弱化はほぼ並行して進行する。この意味において、近代化 — 社会解体 (social disorganization) — 離婚の増加という形で三者の連関を説く ELLIOTT と MERRILL や FARIS などの社会解体論の考¹⁾え方は、欧米の自由主義諸國の場合に限って

1) cf. ELLIOTT & MERRILL (1961), FARIS (1955)

妥当と云い得る。社会主義國に關しては、他の部分の社会組織が強固であるのに離婚が特に増加しているという面もあって、もはや社会解体論の枠組は十分に使えない。

東南アジア島嶼部の諸民族においては、離婚の発生に対して親族組織がきわめて大きな作用をもつてゐることが明らかとなった。イスラム教は本来離婚を抑えようとする意図をもつにもかゝらぬ、宗教によって規定された離婚への一定の手続きを有し、この手続き

が宗教法の权威によって守られているかゆえに、集团的統制を離れた個人の意志による離婚をより容易にしている。かくして、確固たる親族組織をもたず、しかも必要に応じて適当な親族関係の利用が可能なマレー人、ジャワ人などのイスラム化した双系制社会において、きわめて高い離婚率が見出されるのである。

日本における離婚は、従来欧米諸國のそれに対比される特殊な一形態として捉えられて

きた。しかし、日本の伝統的な離婚を理解するためには東南アジアの双系制および母系制諸民族を一つの極とし、中国人の父系制社会を他の極として、中間的な位置において、移行の諸々相において捉えた方が適当と思われる。

東南アジアの双系制諸民族においても、日本においても、社会の近代化に応じて新しい価値観の浸透とともに離婚傾向が低下して行く。このような新しい価値観は、多くの場合、

欧米の思想の影響を受けているが、同時に、これらの國に存在した従来の価値観——例えばイスラム教や武士的な道徳——の再評価と再強調をともなっているのである。

近代化、都市化にともなう核家族の独立化、集団的統制からの離脱、および既成の禁止的な価値観からのある程度の離脱は、时期的な相違はあれ、いふれの文化圏においても同様の意味をもつ自由主義的離婚を増加せしめていくと考えられる。この意味において、日本

の都市の核家族の間で見られるようになった新しいタイプの離婚は、キリスト教の影響力がきわめてうすれた状況での欧米の離婚と同じタイプに属するであろう。そして、東南アジアの諸民族においても、やがては同様のタイプの離婚が出現してくると考えられるのである。

最後に、本論で離婚率を規定する最も重要な要因と考えた親族組織の形態と宗教的価値観の作用について、それぞれの評価を試みよ

う。

東南アジア島嶼部においては、ここで対象とした諸民族に関する限り、ACKERMAN, LEACH の修正を検討することかできないような事例が明らかなる形では存在しなかった。このため、結局、GLUCKMAN, LOEB の見解から十分に脱出することかできなかった。

ACKERMAN の重要な指標の一つである Levirate の存在に関しては、Minangkabau におけるように、その存在にもかゝらず、

高い離婚率がみられる例があり、また中国人
 においてみられるようにその完全な欠如にも
 かゝらず離婚率が低い場合がある。このこ
 とは親族組織の作用をより内容的に捉える必
 要があることを示唆している。ACKERMAN の
 他の指標であるコミュニティ内婚については、
 沖縄および志摩における一時的な「まとい婚」²⁾と、
 極端には高くないが、比較的高い離婚傾向と
 の並存を考へるとき、その作用がやゝ疑わし
 いものとなる。Kelantan の農村において、村

2) これを双系的親族組織として捉へることにはやゝ問
 題があるとしても、多分にそれに近い性質をもっている。

内婚の方が村外婚よりも離婚傾向が低いとい
う DOWNS の指摘は、一見 ACKERMAN の見
解を支持しているようにみえる。しかし、こ
の場合でも、村内婚自体においてもかなり高
い離婚傾向がみられるのであって、親族組織
自体の作用がより大きな問題となるのである。

ACKERMAN は、離婚傾向をそれぞれの調
査者 (ethnographers) の主観的な判断に従
って、高低二つのグループに分けて分析を行
なったのであるが、このような分析方法自体

が批判されねばならない。すなわち、この方法では単系的親族組織、双系的親族組織を分離して、それぞれ内部での離婚率の高低をかなり器用に解釈することができても、本論において明らかになつたようなきわめて高い離婚率を発生せしめる状況、あるいはその逆の状況を十分に知ることができないのである。

コミュニティ内婚は比較的小さいコミュニティが形成されている場合には、これを制度化することがきわめて困難である。従つて、

コミュニティ内婚の多少は状況によつてかなり左右される。LEACH の重視する政治・経済的要因の作用も、その発現は多分に状況的である。これらは親族組織の作用を限定する要素と考えねばならない。親族組織の作用はこれらの要因によつてかなりの変容を受けるが、基本的には、GLUCKMAN, LOEB の見解に近い作用を示すのではあるまいか。親族集團の嫁または婿の吸収という社会学的な枠組と親族組織の形態自体とは必ずしも厳密には

一致しないが、極端に高い離婚率、あるいは極端に低い離婚率の発生をめぐる場合にはかなり高い相関性をもつと考えられるのである。

宗教の離婚に及ぼす影響に関しては、キリスト教の場合、かなり明確にそれを指摘し得た。イスラム教に関してもその独自の作用を東南アジアのイスラム教徒について認めることができた。しかし、イスラム教の作用のより十分な論証のためには、アラビアを中心とする本来のイスラム教国の離婚のより詳細な

検討が必要であり、この意味でなお問題が残
されている。

引用文献

引用文献

730

英文文献

- ACKERMAN, Charles
1963, Affiliations: Structural Determinants of Differential Divorce Rates. American Journal of Sociology, Vol. 69, No. 1
- ABDUL RASHID
1961. Report of the Commission on Marriage and Family Laws, Studies in the Family Law of Islam. Ed. KHURSHID AHMAD. Karachi: Chiragh-E-Rah Publications.
- ALISJAHBANA, S. Takdir
1966. Indonesia: Social and Cultural Revolution, London: Oxford University Press.
- ALKEMA and BESEMER, (Translated from the Dutch by Richard NEUSE.)
1961. (Original 1927). Concise Handbook of the Ethnology of the Netherlands East Indies. (Human Relations Area Files.)
- AMIN AHSAN
1961. A Critique of the Modernist Approach to the Family Law of Islam. Studies in the Family Law of Islam. 2nd ed, Ed. KURSHID AHMAD. Karachi: Chiragh-E-Rah Publications.
- BACHTIAR, Harsja W.
1967. Negri Taram: A Minangkabau Community. Villages in Indonesia. Ed. KOENTJARANINGRAT, Ithaca: Cornell University Press.
- BELIEFOND, Y, Linant de
1965. Traité de Droit Musulman Comparé. Paris: Mouton & Co.
- BLAGDEN, C. O.
1930. Minangkabau Custom--Malacca. Journal of Malayan Branch of the Royal Asiatic Society. Vol. 8, Part 2.
- BURGESS, Ernest W, and Harvey J, LOCKE
1960. The Family, 2nd ed. New York: American Book.
- CAMERON, John
1865. Our Tropical Possesions in Malayan India. London: Smith, Edler & Co. (Reprinted in 1965. Kuala Lumpur: Oxford University Press.)

- CAMP, Wesley D.
1961, Marriage and the Family in France Since the Revolution.
New York: Bookman Associates,
- CHRISTENSEN, Harold T.
1963. A Cross-Cultural Comparison of Attitudes Toward Marital
Infidelity. International Studies in Sociology and Social
Anthropology, Vol. 1.
- COLE, Fay-Cooper
1945, The People of Malaysia. Princeton: D. Van Nostrand,
- COUGHLIN, Richard J.
1960. Double Identity--The Chinese in Modern Thailand.
Hong Kong: Hong Kong University Press.
- DESFORGES, Jacques
1954, La Loi Naquet. Renouveau des Idées sur la Famille.
Ed. Robert PRIGENT. Paris: Press Universitaires de France.
- DJAMOUR, Judith
1959. Malay Kinship and Marriage in Singapore. London:
The Athlone Press.

1966. The Muslim Matrimonial Court in Singapore. London:
The Athlone Press.
- DONALDSON, Bess Allen
1938, The Wild Rue, A Study of Muhammadan Magic and Folklore
in Iran. London: Luzac & Co. (Human Relations Area Files)
- DOWNS, Richard
1967, A Kelantanese Village in Malaya. Contemporary Change
in Traditional Societies, Vol. 2, Asian Rural Societies.
Urbana: University of Illinois Press.
- DUBOIS, J. A.
1906, (Translated from the author's later French MS, and
edited with notes, corrections, and biography by Henry K.
BEAUCHAMP.) Hindu Manners, Customs and Ceremonies. 3rd ed.
Oxford: The Clarendon Press.
- DURKHEIM, Emile
1897, (Nouvelle édition 1960.) Le Suicide. Paris: Press
Universitaires de France.

- ELLIOTT, M. A. and F. E. MERRILL
1961. Social Disorganization. 4th ed. New York: Harper & Brothers.
- FALLERS, Lloyed
1957. Some Determinants of Marriage Stability in Busoga: A Reformulation of Gluckman's Hypothesis. Africa. Vol, 27, No. 2.
- FARIS, Robert E. L.
1955. Social Disorganization. 2nd ed. New York: The Ronald Press.
- FIRTH, Raymond
1966. Malay Fishermen. 2nd ed. London: Routledge & Kegan Paul.
- FIRTH, Rosemary
1966. Housekeeping among Malay Peasants. 2nd ed. London: The Athlone Press.
- FOLEY, W. M.
1915. Marriage (Christian). Encyclopaedia of Religion and Ethics. Vol. 8.
- FORTES, Meyer
1959. Descent, Filiation and Affinity: A rejoinder to Dr. Leach. Man. Vol. 59.
- FRASER, Jr., Thomas M.
1960. Rusembilan: A Malay Fishing Village in Southern Thailand. Ithaca: Cornell University Press.
- FREEDMAN, M.
1957. Chinese Family and Marriage in Singapore. London: Her Majesty's Stationary Office.
- FREEMAN, J. D.
1955a. Iban Agriculture. London: Her Majesty's Stationary Office.
1955b. Report on the Iban of Sarawak, Vol. 1. Iban Social Organization, Kuching: Government Printing Office.
1960. The Iban of Western Borneo. Social Structure in Southeast Asia. Ed. G. P. MURDOCK. Chicago: Quarangle Books.

- GEERTZ, Clifford
1960. The Religion of Java. Illinois: The Free Press of
Glencoe.
- GEERTZ, Hildred
1961. The Javanese Family, New York: The Free Press of
Glencoe.
- GINSBERG, Norton and Chester F. ROBERT, Jr.
1958. Malaya. Singapore: Donald Moore.
- GLUCKMAN, Max
1950. Kinship and Marriage Among the Lozi of Northern
Rhodesia and the Zulu of Natal. African Systems of Kinship
and Marriage. Eds. RADCLIFF-BROWN, A. R. & D. FORDE.
London: Oxford University Press.
- GOMES, Edwin H.
1911. Seventeen Years Among the Sea Dyaks of Borneo.
London: Seeley & Co.
- GOODE, William J.
1963. World Revolution and Family Patterns. London:
Collier-Macmillan.
1965. Women in Divorce. New York: The Free Press.
(Originally published as After Divorce in 1956.)
- GORDON, Shirle
N. D. Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and
Singapore. INTISARI. Vol. 2, No. 2.
- GRANQUIST, Hilma
1931. Marriage Conditions in a Palæstinian Village. 2 vols.
(Human Relations Area Files)
- GRANT, Bruce
1964. Indonesia. Melbourne: Melbourne University Press.
- GULLICK, J. M.
1963. Malaya. New York: Fredelick A. Praeger.
- HANKINS, Frank H.
1931. Divorce. Encyclopaedia of the Social Science. Vol. 5.

- HEYWARD, Higel
1963, Sarawak, Brunei & N. Borneo, Singapore: Donald Moore.
- HOLLINGSWORTH, T. H.
1964, The Demography of the British Peerage. Population Studies, Supplement to Vol. 18, No. 2
- HORNER, I. B. (Trans.)
1949, Book of the Discipline. Sacred Books of the Buddhists. Ed, Rhys Davids. Vol. 10. London: Luzac & Co.
- HOWELL, Wm,
N.D. The Sea Dyak. Sarawak Gazette. Vol. 38, No. 504.
1908-1910. (Human Relations Area Files)
- HUMPHREYS, J. L.
1914, A Collection of Malay Proverbs. Journal of the Straits Branch of the Royal Asiatic Society. Vol. 67.
- IWASAKI, Yasu
1930a, Divorce in Japan. American Journal of Sociology, Vol. 36.
1930b, Why the divorce rate in Japan has declined. American Journal of Sociology. Vol. 36.
- JONES, Kathleen
1948, Social Welfare in Malaya. Singapore: Donald Moore.
- JONES, L. W.
1966. The Population of Borneo. London: The Athlone Press.
- KAWASHIMA, Takeyoshi & Kurt STEINER
1960/61. Modernization and Divorce Trends in Japan. Economic Development and Cultural Change. Vol. 9, Part 1.
- KEPHART, William M.
1961, The Family, Society, and the Individual, Boston: Houghton Mifflin Co.
- KHURSHID AHMAD (ed.)
1961. Studies in the Family Law of Islam. 2nd ed, Karachi: Chiragh-E-Rah Publications.

KOENTJARANINGRAT, R. M.

1960. The Javanese of South Central Java. Social Structure in Southeast Asia. Ed. George P. MURDOCK. Chicago: Quadrangle Books.

1967. Tjelapar: A Village in South Central Java. Villages in Indonesia. Ed. KOENTJARANINGRAT. Ithaca: Cornell University Press.

KROEF, Justus M. van der

1954. Indonesia in the Modern World. Bandung: Masa Baru.

1965. The Communist Party of Indonesia. Vancouver: University of British Columbia.

LEACH, E. R.

1957. Aspects of Bridewealth and Marriage Among the Kachin and Lakher. Man. Vol. 57, No. 59.

LEVY, Reuben

1957. The Social Structure of Islam. London: Cambridge University Press.

LING ROTH, H.

1892. Low's Natives of Borneo. The Journal of the Anthropological Institute of Great Britain and Ireland, Vol. 21. (Human Relations Area Files)

LOEB, Edwin M.

1935. Sumatra, Its History and People. Vienna: Institutes für Völkerkunde der Universität Wien.

MACIVER, R. M. & C. H. PAGE

1950. (Reprinted in 1962.) Society, An Introductory Analysis. London: Macmillan.

MAEDA, Kiyoshige

1967. Alor Janggus, A Chinese Community in Malaya. Kyoto: The Center for Southeast Asian Studies of Kyoto University

MAHAMMAD RASJIDI

1958. Unity and Diversity in Islam, Islam, the Straight Path. Ed. Kenneth W. MORGAN. New York: Ronald Press.

MAHMUD SHALTOUT

1958. Islamic Beliefs and Code of Laws. Islam, the Straight Path. Ed. Kenneth W. MORGAN. New York: Ronald Press.

MCGREGOR, O. R.

1957. Divorce in England. London: Heinemann.

MITCHELL, J. C.

1961. Social Change and the Stability of African Marriage in Northern Rhodesia. Social Change in Modern Africa. Ed. A. SOUTHALL. London: Oxford University Press.

MOURER, Ernest R.

1927. Family Disorganization. Chicago: The University of Chicago Press.

MURDOCK, George Peter

1960. Cognatic Forms of Social Organization. Social Structure in Southeast Asia. Ed. G. P. MURDOCK. Chicago: Quadrangle Books.

1967. Ethnographic Atlas: A Summary. Ethnology. Vol. 6, No. 2

NAKANE, Chie

1967. Kinship and Economic Organization in Rural Japan. London: The Athlone Press.

NEWELL, William H.

1962. Treacherous River. Kuala Lumpur: University of Malaya Press.

OOI, Jin-Bee

1963. Land, People and Economy in Malaya. London: Langmans.

PACHOW, W.

1955. A Comparative Study of the Pratinosca. Santiniketan: The Sino-Indian Cultural Society.

PARR, C. W. C. & W. H. MACKREY

1910. Rembau, One of the Nine States, Its History, Constitution, and Customs. Journal of the Straits Branch of the Royal Asiatic Society. Vol. 56.

RAFFLES, Thomas Stanford

1817. (Reprinted in 1965.) The History of Java. 2 vols. London: Oxford University Press.

- REIBER, Stanley R.
1966. Western Christian Conceptual Framework for Viewing the Family. Emerging Conceptual Frameworks in Family Analysis. Eds. Ivan Nye & Berardo. New York: Macmillan.
- RHYS DAVIDS, T. W.
1912. Family (Buddhist), Encyclopaedia of Religion and Ethics, Vol. 5.
- ROYAL ANTHROPOLOGICAL INSTITUTION OF GREAT BRITAIN AND IRELAND
1951. Notes and Queries on Anthropology. 6th ed. London: Routledge and Kegan Paul.
- SKEAT, Walter W. & Charles O. BLAGDEN
1906. (New Impression 1966.) Pagan Races of the Malay Peninsula. 2 vols. London: Frank Caes & Co.
- SOROKIN, Pitirim & Charle C. ZIMMERMAN
1929. Principles of Rural-Urban Sociology, New York: Henry Holt & Co.
- SWIFT, M. G.
1958. A Note on the Durability of Malay Marriage. Man, Vol. 58.
1963. Men and Women in Malay Society. Women in the New Asia. Ed. Barbara E. WARD. UNESCO.
1965. Malay Peasant Society in Jelebu, London: The Athlone Press.
- TANNOUS, Afif I.
1944. The Arab Village Community of the Middle East. (Human Relations Area Files)
- TAYLOR, E. N.
1929. The Customary Law of Rembau. Journal of Malayan Branch of the Royal Asiatic Society. Vol. 7, Part 1.
1948. Mahammedan Divorce by Khula. Journal of Malayan Branch of the Royal Asiatic Society. Vol. 21, Part 2.
- TER HAAR, B. (Translated from the Dutch by the Institute of Pacific Relations)
1948. Adat Law in Indonesia. (Human Relations Area Files)

- VERGOUWEN, J.C.
1964. (Original 1933) The Social Organization and Customary Law of the Toba-Batak of Northern Sumatra. The Hague: Martinus Nijhoff. (Translated from the Dutch Original: Het Rechtsleven der Toba-Bataks.)
- WERTHEIM, W. F.
1959. Indonesian Society in Transition. 2nd ed. The Hague: W. van Hoeve.
- WESTERMARCK, Edward Alexander
1921. The History of Marriage, 5th ed. 3 vols.
- WILKEN, G.A. (Translated from the Dutch by S. DUMAS KANAN)
1962. (Original 1893) Manuel for the Comparative Ethnology of the Netherlands East Indies. (Human Relations Area Files)
- WILLMOTT, Donald
1960. The Chinese of Semarang, A Changing Minority in Indonesia. Ithaca: Cornell University Press.
- YANG, C. K.
1967. Marriage and Divorce. Chinese Society Under Communism. Ed. William T. LIU. New York: John Wiley and Sons.

邦文文献

青山道夫

1958 「離婚の史的諸形態とその背景」 家族問題と
家族法Ⅲ『離婚』 酒井書店

1964 「現代の家族法」 岩波新書

有賀喜左衛門

1948 「日本婚姻史論」 日光書院

藤田 勇

1958 「社会主義社会における離婚問題」 家族問題と家
族法Ⅲ『離婚』 酒井書店

福尾猛市郎

1958 「日本家族制度史」(8版) 吉川弘文館

ハルチエフ, 寺谷弘至訳

1967 (オリジナル出版は1964) 「ソ連邦における結婚と
家族」 創元新社

長谷川昭彦

1965 「志摩における結婚の諸形態」 『ソシオロジ』 第11巻
第4号 (特集号: 志摩における一時的くつまと離婚) 慣行)

橋浦泰雄

1942 「民間伝承と家族法」 日本評論社

ヘンリックス, 卷正平訳

1963 (オリジナル出版は1959) 「性の社会学」 紀伊国屋
書店

姫岡 勤

1966 「婚姻の概念と類型」 大橋薫・増田光吉編『家族社会学』川島書店

穂積重遠

1924 『離婚制度の研究』改造社

1937 「離縁状と縁切寺」 家族制度全集史論篇Ⅱ『離婚』河出書房

家永三郎

1954 『日本道徳思想史』岩波全書

石井良助

1952 『日本法制史概要』創文社

1965 『江戸の離婚』日経新書

石神兼文

1963 「鹿児島における末子相続(3の2)」『鹿児島大学社会科学報告』第10号

磯野誠一・富士子

1958 『家族制度』岩波新書

鹿児島市婦人会

1935 『薩藩女性史』鹿児島市教育会

川島武宜

1946 「日本社会の家族的構成」『中央公論』昭和21年6月号

(『日本社会の家族的構成』1950, 日本評論社, および

『中央公論』昭和39年10月号に再掲。)

川島武宜

- 1954年 「志摩渚村の寝屋婚・つまどい婚について」
 (『イデオロギーとしての家族制度』1957.岩波書店に再録.)
 1954年 『結婚』 岩波新書
 1958 「離婚と社会統制」 家族問題と家族法Ⅲ 『離婚』
 酒井書店

風早八十二

- 1929 「全国民事慣例類集解題」 『明治文化全集』 才8
 卷法律篇 日本評論社

風早八十二(編)

- 1929 「全国民事慣例類集」 『明治文化全集』 才8卷法律
 篇 日本評論社

北島正元

- 1956 「江戸時代の農民の家」 日本法社会学会編 『家族
 制度の研究(上)』 有斐閣

尾玉幸多

- 1948 「江戸時代の農民生活」 大八洲出版

小山 隆

- 1962 「家族構成の変化」 『東京都立大学人文学報』 第29号

久保正幡・阿南成一

- 1962 「教会婚姻法」 宮崎孝治郎編 『新比較婚姻法』Ⅱ
 勁草書房

山口 羽益生・坪内良博

1966 「マラヤ北西部の稲作農村 — 婚姻・離婚・家族の特質について —」 『東南アジア研究』 第4巻第1号

1967 「マラヤ北西部の稲作農村 — 農業労働について —」 『東南アジア研究』 第5巻第1号

山口 羽益生・坪内良博・前田成文

1965 「マラヤ北西部の稲作農村 — 累地所有の磨細化について —」 『東南アジア研究』 第3巻第1号

黒木三郎

1966 『婚姻法の近代化 — アジアの現代家族法 —』
勁草書房

桑畑勇吉

1955 「都市離婚の地域的分布について」 『社会福祉論集』 第3号

1956 「離婚の実態」 現代家族講座 V 『離婚』 河出書房

前田成文

1965 「マラヤの Aborigines」 『東南アジア研究』 第3巻第2号

1966 「エンタウ川流域の Orang Hulu (Jakun) の家族観之書」 『東南アジア研究』 第3巻第5号

1967 「マレー半島における ジャクンの親族名称」 『東南アジア研究』 第4巻第5号

前田成文

1968 「マラヤにおけるジャワンの家族構成の特質」
『東南アジア研究』第5巻第3号

毎日新聞社人口問題調査会

1950 「日本の人口問題」 毎日新聞社

米川晴之

1965 「つまどい婚」における家族生活」『ソシオロジ』
第11巻第4号（特集号：志摩半島における一時的「つ
まどい婚」慣行）

宮城栄昌・大井ミナブ

1959 「日本女性史」 吉川弘文館

長井貞姁

1929 「巴・漠・和対談，戒律の根本（比丘波羅提木叉）」

丙午出版社

中川善之助

1938 「末子相続」家族制度全集史論篇Ⅴ『相続』
河出書房

1957 「末子相続について」日本法社会学会編『家
族制度の研究(F)』有斐閣

中川善之助・鹽田定一

1938 「姉家督」家族制度全集史論篇Ⅴ『相続』河
出書房

仲村祥一

1961 「暗闘について」『大阪商業大学論集』第16号

中田 薫

1926 『法制史論集』第1巻親族法相続法 岩波書店

中山太郎

1928 『日本婚姻史』春陽堂

仁井田 陞

1952 『中国の農村家族』東洋文化研究所（1966年
東京大学出版会より再版）

沖繩研究会

1964 『吉野 — 沖繩宮古島の一農村』

岡崎文規

1950 『日本人口の実証的研究』北隆館

大岡知篤三

1937 「日本結婚風俗史、家族制度全集史論篇I
『婚姻』河出書房

1958 「婚姻」『日本民俗学大系III』平凡社

大塩俊介

1956 「離婚の意味、現代家族講座V『離婚』河出
書房

大山彦一

1963 「沖繩の家族制度の研究(其一)」『鹿児島大学
社会科学報告』第10号

阪井敏郎

1958 「志摩半島における海女の地位について」『社会福祉評論』第15号

1960 「鹿兒島に於ける女性の地位」『社会学評論』第42号

1960 「鹿兒島に於ける結婚の諸形態」『社会福祉評論』第20号

1966 『家族社会学』法律文化社

瀬川清子

1948 「沖縄の婚姻」『民族学研究』第13巻第3号

奥敬吾

1958 「年令集団」『日本民俗学大系Ⅲ』平凡社

執行嵐

1957 「農村の婚姻」家族問題と家族法Ⅱ『結婚』
酒井書店

滋賀秀三

1967 『中国家族法の原理』創文社

司法研修所

1962 『比較離婚法の研究 — ラインスタイン教授セミナー記録』

四方寿雄

1965 「つまとい婚」における離婚」『ソシオロジ』第11巻第4号（特集号：志摩半島における一時的「つまとい婚」慣行）

玉城 肇

1934 『日本家族制度批判』 福田書房

1937 「婚姻離婚統計論」 家族制度全集 史論篇Ⅱ 『離婚』 河出書房

1958 「明治以後における離婚問題」 家族問題と家族法Ⅲ 『離婚』 酒井書店

田中寿美子

1964 『新しい家庭の創造』 岩波新書

陶 希聖 (天野元之助訳)

1939 『支那に於ける婚姻及び家族史』 生活社

東亜協会

1910 『女大学の研究』 弘道館

戸田貞三

1937 『家族構成』 弘文堂書房

坪内良博

1965a 「大都市における離婚の地域的分布」 『ソシオロジ』 第12巻第1号

1965b 「現代日本の家族 — 我が国における家族形態の変化 —」 『現代社会学ノート』 汐文社

1966 「マレー人の離婚」 『東南アジア研究』 第4巻第3号

津留 宏

1953 『家族の心理』 金子書房

内田智雄

1948 『中国農村の家族と信仰』 弘文堂書房
ウエスターマーフ (中村正雄訳)

1956 (オリジナル出版は1926) 『人間の結婚の歴史』
創文社

臼井三尚

1954 「親和関係考」 (『社会学論集』1964, 創文
社に再掲)

山川菊栄

1943 『武家の女性』 三国書房

1967 「婦人解放をめぐりし私の歩んできた道」 『国際
基督教大学学報』Ⅲ-A アジア文化研究4

柳田國男

1948 『婚姻の話』 岩波書店

矢崎 弾

1942 『三代の女性』 若人社

横江勝美

N. D. 「徳川時代に於ける大名の階級的内婚に就いて」
『季刊社会学』才3輯

統計および年鑑*

BIRO PUSAT STATISTIK (Djakarta)

Statistical Pocket Book of Indonesia, 1957.Statistical Pocket Book of Indonesia, 1958.Statistical Pocket Book of Indonesia, 1959.Statistical Pocket Book of Indonesia, 1960.Statistical Pocket Book of Indonesia, 1961.Statistical Pocket Book of Indonesia, 1962.Statistical Pocket Book of Indonesia, 1963.

DEL TUFO, M. V.

Malaya, A Report on the 1947 Census of Population.
London: The Crown Agent for the Colonies.

DEPARTMENT OF STATISTICS, FEDERATION OF MALAYA

1957 Population Census of the Federation of Malaya.
Report No. 3 - No. 14. Kuala Lumpur.

GOVERNMENT PRINTING OFFICE, SINGAPORE

Colony of Singapore, Annual report 1956.State of Singapore, Annual Report 1963.Singapore Year Book 1965.

INSTITUT NATIONAL DE LA STATISTIQUE ET DES ETUDES ECONOMIQUES

Statistique du Mouvement de la Population, Années 1950 et
1951. Paris: Press Universitaires de France.Etudes et Conjoncture. No. 2, Fevrier 1965.

* 本論文中に数値を直接引用したもの、および率計算のため
に数値を利用したもののみに限る。

厚生省衛生統計部

『人口動態統計』昭和22年

厚生省大臣官房統計調査部

『人口動態統計』昭和23年

『人口動態統計』昭和24年

『人口動態統計』昭和25年

『人口動態統計』昭和26年

『人口動態統計』昭和27年

『人口動態統計』昭和28年

『人口動態統計』昭和29年

『人口動態統計』昭和30年

『人口動態統計』昭和31年

『人口動態統計』昭和32年

『人口動態統計』昭和36年

『人口動態統計』昭和40年

内閣統計局

『第四統計年鑑』(明治18年発行)

『第五統計年鑑』(明治19年発行)

『第六統計年鑑』(明治20年発行)

『第七統計年鑑』(明治21年発行)

『日本帝國第八統計年鑑』(明治22年発行)

『日本帝國第九統計年鑑』(明治23年発行)

『日本帝國第十統計年鑑』(明治24年発行)

内閣統計局

- 日本帝國第十一統計年鑑』(明治25年発行)
- 日本帝國第十二統計年鑑』(明治26年発行)
- 日本帝國第十三統計年鑑』(明治27年発行)
- 日本帝國第十四統計年鑑』(明治28年発行)
- 日本帝國第十五統計年鑑』(明治29年発行)
- 日本帝國第十六統計年鑑』(明治30年発行)
- 日本帝國第十七統計年鑑』(明治31年発行)
- 日本帝國第十八統計年鑑』(明治32年発行)
- 日本帝國第十九統計年鑑』(明治33年発行)
- 日本帝國第二十統計年鑑』(明治34年発行)
- 日本帝國第二十一統計年鑑』(明治35年発行)
- 日本帝國第二十二統計年鑑』(明治36年発行)
- 日本帝國第二十三統計年鑑』(明治37年発行)
- 日本帝國第二十四統計年鑑』(明治38年発行)
- 日本帝國第二十五統計年鑑』(明治39年発行)
- 日本帝國第二十六統計年鑑』(明治40年発行)
- 日本帝國第二十七統計年鑑』(明治41年発行)
- 日本帝國第二十八統計年鑑』(明治42年発行)
- 日本帝國第二十九統計年鑑』(明治43年発行)
- 日本帝國第三十統計年鑑』(明治44年発行)
- 日本帝國第三十一統計年鑑』(大正1年発行)
- 日本帝國第三十二統計年鑑』(大正3年発行)

内閣統計局

- 日本帝國才三十三統計年鑑』 (大正3年発行)
- 日本帝國才三十四統計年鑑』 (大正4年発行)
- 日本帝國才三十五統計年鑑』 (大正5年発行)
- 日本帝國才三十六統計年鑑』 (大正6年発行)
- 日本帝國才三十七統計年鑑』 (大正7年発行)
- 日本帝國才三十八統計年鑑』 (大正8年発行)
- 日本帝國才三十九統計年鑑』 (大正9年発行)
- 日本帝國才四十 統計年鑑』 (大正10年発行)
- 日本帝國才四十一統計年鑑』 (大正11年発行)
- 日本帝國才四十二統計年鑑』 (大正12年発行)
- 日本帝國才四十三統計年鑑』 (大正13年発行)
- 日本帝國才四十四統計年鑑』 (大正14年発行)
- 日本帝國才四十五統計年鑑』 (大正15年発行)
- 日本帝國人口動態統計』 大正8年
- 日本帝國人口動態統計』 大正9年
- 日本帝國人口動態統計』 大正10年
- 日本帝國人口動態統計』 大正11年
- 日本帝國人口動態統計』 大正12年
- 日本帝國人口動態統計』 大正13年
- 日本帝國人口動態統計』 大正14年
- 日本帝國人口動態統計』 大正15年
- 日本帝國人口動態統計』 昭和2年

内閣統計局

- 『日本帝國人口動態統計』 昭和3年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和4年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和5年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和6年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和7年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和8年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和9年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和10年
- 『日本帝國人口動態統計』 昭和11年

日本火籍協会

- 『現代華族譜要』 (昭和4年発行)

琉球政府企画局統計庁

- 『第9回琉球統計年鑑 1964年』 (1966年発行)

STEINBERG, S.H. (ed.)

The Statesman's Year-Book, 1965-66. 1965, London:
Macmillan & Co.

The Statesman's Year-Book, 1966-67. 1966, London:
Macmillan & Co.

総理府統計局

- 『国勢調査報告, 昭和25年』 第7巻都道府県編

391 ~ 3946

UNITED NATIONS

Demographic Yearbook, 1952.

Demographic Yearbook, 1956.

Demographic Yearbook, 1963.

Demographic Yearbook, 1964.

Demographic Yearbook, 1965.

US DEPARTMENT OF HEALTH, EDUCATION AND WELFARE
Vital Statistics of the United States, 1958.

Vital Statistics of the United States, 1959.

Vital Statistics of the United States, 1960.

Vital Statistics of the United States, 1961.

図 および表

表 1.

英國貴族の婚姻と離婚

763

年 代	男 子			女 子			計		
	婚 姻	離 婚	婚 姻 離婚比	婚 姻	離 婚	婚 姻 離婚比	婚 姻	離 婚	婚 姻 離婚比
1550-74	232	7	3.0%	63	2	3.2%	295	9	3.1%
1575-99	415	8	1.9	405	4	1.0	820	12	1.5
1600-24	554	0	0.0	702	2	0.3	1,256	2	0.2
1625-49	552	11	2.0	636	7	1.1	1,188	18	1.5
1650-74	516	8	1.6	626	5	0.8	1,142	13	1.1
1675-99	492	4	0.8	532	4	0.8	1,024	8	0.7
1700-24	523	6	1.2	461	5	1.1	984	11	1.1
1725-49	428	7	1.6	395	8	2.0	823	15	1.8
1750-74	669	18	2.7	617	13	2.1	1,286	31	2.4
1775-99	739	15	2.0	708	8	1.1	1,447	23	1.6
1800-24	915	6	0.7	800	7	0.9	1,715	13	0.8
1825-49	986	20	2.0	833	11	1.3	1,819	31	1.7
1850-74	1,067	43	4.2	971	33	3.4	2,038	76	3.7
1875-99	862	119	13.8	842	90	10.7	1,704	209	12.3
1900-24	295	80	27.1	284	60	21.2	579	140	24.2
1925-49	9	0	-	11	0	-	20	0	-
計	9,254	352	3.8	8,886	259	2.9	18,140	611	3.4

Hollingsworth(1964), p. 24. による.

表 2

イングランド・ウェールズにおける離婚訴訟数の変化

時 期	年平均 訴訟数	備 考
1876-1880	460	労働者階層は事実上離婚不可能 であった。
1881-1885	462	
1886-1890	556	
1891-1895	565	
1896-1900	675	
1901-1905	812	
1906-1910	809	欧州大戦
1911-1915	1,033	
1916-1920	2,954	
1921-1925	2,848	貧民法(1925)
1926-1930	4,052	
1931-1935	4,784	Herbert法(1937)
1936-1940	7,535	
1941-1945	16,015	第2次大戦
1946-1950	38,901	法律扶助(1950)
1951-1954	33,132	

McGregor(1957), P. 36 による。

表3

イングランド・ウェールズにおける離婚率の変化
1926年～1964年

年次	離婚率 (人口1000対)	主な事件
1926	0.1	
1927	0.1	
1928	0.1	
1929	0.1	世界恐慌(1929)
1930	0.1	
1931	0.1	
1932	0.1	
1933	0.1	
1934	0.1	
1935	0.1	
1936	0.1	
1937	0.1	Herbert法制定
1938	0.1	
1939	0.2	ドイツに對し宣戦布告(第2次大戦)
1940	0.2	
1941	0.1	太平洋戦争勃発
1942	0.2	
1943	0.2	1941-無条件降伏
1944	0.3	
1945	0.4	ドイツ無条件降伏、日本無条件降伏
1946	0.7	
1947	1.36	
1948	0.98	
1949	0.78	法律扶助存続に法律相談法制定
1950	0.69	同法実施
1951	0.64	
1952	0.75	
1953	0.67	
1954	0.62	
1955	0.59	
1956	0.57	
1957	0.52	
1958	0.49	
1959	0.52	
1960	0.51	
1961	0.54	
1962	0.61	
1963	0.67	
1964	0.72	

人口動態統計 及び 国連人口統計年鑑による。

表 4

フランスにおける夫婦100,000組に対する離婚率の変動

年次	夫婦組数	年平均離婚 登記数	夫婦100,000組 に対する離婚 率	備考	
1885-1888 (87 départements)	7,480	3,880	52	十ヶ法, 1886年4月18日法	
1889-1893	-	7,648	5,590	73	1873年2月6日法
1894-1898	-	7,709	6,984	90	
1899-1903	-	7,939	7,885	99	
1904-1908	-	8,155	10,546	129	1904年12月15日法 1908年6月6日法
1909-1913	-	8,332	13,655	164	
1914-1919 (77 départements)	6,780	6,330	93		
1921-1925 (90 départements)	8,837	24,853	282		
1926-1930	-	9,370	19,242	205	
1931-1935	-	9,588	21,033	219	
1936-1938	-	9,619	23,460	244	
1939 (87 départements)	9,160	21,188	231		
1940	-	9,041	11,070	122	
1941	-	8,912	14,519	163	1941年4月2日法
1942	-	8,884	14,273	161	
1943 (86 départements)	8,835	17,563	199		
1944	-	8,744	16,243	186	
1945 (87 départements)	8,652	23,248	269	1945年4月12日命令	
1946 (90 départements)	9,333	51,946	557		
1947	-	9,539	57,413	602	
1948	-	9,688	47,015	485	
1949	-	9,796	39,502	403	
1950	-	9,879	35,391	358	
1951	-	9,950	33,644	338	

Statistique du Mouvement de la Population, Années 1950 et 1951, Première Partie, P. 54. によす.

表5

フランスにおける離婚率の変化 1900年~1964年

年次	離婚率 (人口1000対)	主な事件	年次	離婚率 (人口1000対)	主な事件
1900	0.2		1933	0.5	
1	0.2		34	0.5	
2	0.2		35	0.5	
3	0.2		36	0.5	
4	0.3	1904年12月15日法: 普通(在配 保者が離婚後の相品若しは帰国す ることを許す。	37	0.6	
5	0.3		38	0.6	
6	0.3		39	0.5	第2次大戦口による。
7	0.3	1908年6月6日法: 別居の宣告及び 在配保者が離婚を請求する場合 に裁判所は自動的に財産を分割す。	40	0.3	
8	0.3		41	0.4	1941年4月20日法による離婚 制限
9	0.3		42	0.4	ドイツ無条件降伏 1941年4月20日法部分の解除 止(1945年4月12日命令)
10	0.3	43	0.5		
11	0.3		44	0.4	
12	0.4		45	0.6	
13	0.4		46	1.3	
14	0.2	第1次世界大戦口による。	47	1.41	
15	0.0		48	1.14	
16	0.1		49	0.95	
17	0.1		50	0.85	
18	0.2		51	0.80	
19	0.3	ベルサイユ講和会議	52	0.77	
20	0.7		53	0.70	
21	0.8		54	0.70	
22	0.7		55	0.72	
23	0.6		56	0.71	
24	0.5		57	0.69	
25	-		58	0.70	
26	0.5		59	0.66	
27	0.4		60	0.66	
28	0.5		61	0.71	
29	0.5	世界恐慌口による。	62	0.65	
30	0.5		63	0.63	
31	0.5		64	0.69	
32	0.5				

1900 ~ 1934 人口動態統計
 1935 ~ 1964 国連人口統計年鑑 による。

表 6

フランスにおける離婚に対する別居の割合の変動

年 次	別 居 判決数	離 婚 判決数	離婚100人 に対する別居
1901-1905 (87 départements)	2,274	10,034	22.7
1906-1910 -	2,298	13,119	17.5
1911-1913 -	2,545	16,106	15.8
1914-1919 (77 départements)	1,056	9,207	11.5
1921-1925 (90 départements)	3,336	24,604	13.6
1926-1930 -	3,297	22,316	14.8
1931-1935 -	3,745	24,010	15.6
1936-1938 -	3,643	26,353	13.8
1939 (87 départements)			
1940 -	1,931	13,632	14.2
1941 -	2,763	15,898	17.4
1942 -	3,882	17,820	21.8
1943 (86 départements)	4,164	20,440	20.4
1944 -	4,878	21,544	22.6
1945 (87 départements)	5,669	37,718	15.0
1946 (90 départements)	6,133	64,064	9.6
1947 -	5,862	56,292	10.4
1948 -	4,559	45,903	9.9
1949 -	4,186	40,335	10.4
1950 -	3,901	34,663	11.3
1951 -	3,928	33,420	11.8

Statistique du Mouvement de la Population, Années 1950
et 1951, Première Partie, p. 54. Tableau 38 により算出。

表7
ウズベキスタンの共和国における結婚と離婚

年次	結 婚	離 婚
1939	52,700	9,617
1946	48,400	653
1950	64,100	673
1953	65,100	780
1956	81,600	1,272

Харчев (1964), 手谷訳 p. 146 に引く。

表 8

ソビエト連邦 および ウクライナ 共和国
における最近の離婚率 (人口1,000対)

年次	ソ連邦	ウクライナ 共和国
1955		0.5
1956	0.7	0.6
1957	0.9	0.8
1958	1.1	1.0
1959	1.1	1.2
1960	1.3	1.2
1961	1.3	1.3
1962	1.3	1.3
1965	1.5	1.5

国連人口統計年鑑による。

表 9 (2)

ヨーロッパ諸国の離婚率 1935 ~ 1965

	Austria	Belgium	Bulgaria	Czecho- Slovakia	Denmark
1935	0.1	0.3	-	0.5	0.8
1936	0.1	0.4	-	0.6	0.9
1937	0.1	0.4	-	0.6	0.9
1938	0.2	0.4	-	-	0.9
1939	1.2	0.4	-	-	1.0
1940	0.9	0.2	-	-	0.9
1941	1.0	0.3	-	-	1.0
1942	0.9	0.4	-	-	1.1
1943	-	0.4	-	-	1.2
1944	0.9	0.4	-	-	1.3
1945	0.7	0.4	-	0.6	1.4
1946	1.9	0.7	-	1.0	1.8
1947	1.95	0.81	-	0.92	1.67
1948	2.04	0.76	-	0.97	1.70
1949	1.84	0.70	-	-	1.65
1950	1.52	0.59	-	-	1.61
1951	1.48	0.50	0.78	-	1.55
1952	1.42	0.48	0.66	-	1.55
1953	1.35	0.47	0.62	-	1.49
1954	1.32	0.45	0.60	0.87	1.52
1955	1.29	0.50	0.53	1.05	1.53
1956	1.22	0.48	0.94	1.10	1.46
1957	1.17	0.50	0.90	1.07	1.43
1958	1.17	0.47	0.80	1.18	1.46
1959	1.20	0.48	0.93	1.15	1.42
1960	1.13	0.50	0.90	1.12	1.46
1961	1.14	0.50	1.07	1.19	1.43
1962	1.12	0.51	1.01	1.20	1.38
1963	1.14	0.56	1.02	1.22	1.27
1964	1.16	0.56	1.06	1.20	-
1965	-	0.59	-	1.32	-

表 9 (b)

ヨーロッパ諸国の離婚率 1935~1965

	Finland	France	Germany		Greece
1935	0.4	0.5		0.8	0.2
1936	0.4	0.5		0.7	0.2
1937	0.4	0.6		0.7	0.2
1938	0.5	0.6		0.7	0.2
1939	0.4	0.5		0.9	-
1940	0.4	0.3		0.8	-
1941	0.4	0.4		-	-
1942	0.5	0.4		-	-
1943	0.9	0.5		-	-
1944	0.9	0.4		- Federal	-
1945	1.5	0.6		Republic	-
1946	1.4	1.3			-
1947	1.28	1.41		1.68	-
1948	1.07	1.14		1.88	-
1949	0.93	0.95		1.69	-
1950	0.90	0.85		1.57	-
1951	0.88	0.80	Eastern	1.16	-
1952	0.85	0.77	Germany	1.05	-
1953	0.83	0.70		0.97	-
1954	0.83	0.70	1.48	0.90	-
1955	0.85	0.72	1.35	0.85	-
1956	0.85	0.71	1.25	0.81	-
1957	0.81	0.69	1.25	0.81	-
1958	0.84	0.70	1.26	0.83	0.32
1959	0.84	0.66	1.32	0.83	0.28
1960	0.82	0.66	1.34	0.83	0.30
1961	0.88	0.71	1.44	0.83	0.33
1962	0.89	0.65	1.36	0.82	0.37
1963	0.92	0.63	1.33	0.84	0.37
1964	0.97	0.69	1.48	0.91	0.39
1965	-	-	1.56	-	-

国連人口統計年鑑による。

表9(c)

ヨーロッパ諸国の離婚率 1935 - 1965

	Hungary	Iceland	Luxemburg	Monaco	Netherlands
1935	-	0.4	0.3	-	0.4
1936	-	0.3	0.3	-	0.4
1937	-	0.4	0.4	-	0.4
1938	-	0.3	0.4	-	0.4
1939	-	0.4	0.4	-	0.4
1940	-	0.5	0.2	-	0.3
1941	-	0.4	0.1	-	0.4
1942	-	0.6	0.2	-	0.4
1943	-	0.5	0.3	-	0.5
1944	-	0.6	0.2	-	0.5
1945	-	0.4	0.0	-	0.5
1946	-	0.7	0.4	-	1.1
1947	-	0.83	0.51	-	0.92
1948	-	0.67	0.50	-	0.82
1949	-	0.59	0.55	-	0.70
1950	-	0.71	0.54	-	0.64
1951	1.20	0.66	0.39	1.04	0.59
1952	1.42	0.74	0.37	1.52	0.56
1953	0.94	0.81	0.33	0.59	0.52
1954	1.25	0.74	0.36	-	0.52
1955	1.63	0.82	0.36	-	0.51
1956	1.26	0.63	0.41	-	0.51
1957	1.81	0.70	0.30	-	0.48
1958	1.51	0.85	0.36	-	0.47
1959	2.20	0.88	0.38	0.67	0.49
1960	1.66	0.71	0.49	-	0.49
1961	1.74	0.91	0.40	-	0.49
1962	1.73	0.69	0.40	-	0.48
1963	1.82	1.06	0.38	-	0.49
1964	1.95	0.91	0.43	-	0.51
1965	-	-	0.40	-	-

国連人口統計年鑑による。

表 9 (d)

ヨーロッパ諸国の離婚率 1935 - 1965

	Norway	Poland	Portugal	Rumania	Sweden
1935	0.3	-	0.1	0.5	0.4
1936	0.3	-	0.1	0.6	0.5
1937	0.4	-	0.1	0.6	0.5
1938	0.4	-	0.1	0.7	0.6
1939	0.4	-	0.1	0.6	0.6
1940	0.3	-	0.1	0.6	0.5
1941	0.4	-	0.1	0.6	0.6
1942	0.4	-	0.1	0.6	0.7
1943	0.4	-	0.1	0.6	0.7
1944	0.5	-	0.1	0.6	0.8
1945	0.6	-	0.1	0.9	1.0
1946	0.7	-	0.1	1.3	1.0
1947	0.71	-	0.14	1.18	1.04
1948	0.67	-	0.13	-	0.99
1949	0.73	-	0.12	-	1.09
1950	0.71	0.44	0.11	-	1.14
1951	0.65	0.44	0.14	-	1.19
1952	0.64	0.45	0.11	-	1.15
1953	0.62	0.49	0.12	-	1.17
1954	0.62	0.46	0.12	1.68	1.19
1955	0.58	0.49	0.11	1.80	1.21
1956	0.60	0.50	0.11	1.66	1.18
1957	0.58	0.55	0.09	1.86	1.20
1958	0.59	0.55	0.09	1.96	1.17
1959	0.62	0.53	0.08	1.69	1.18
1960	0.66	0.50	0.08	2.01	1.20
1961	0.68	0.56	0.09	1.80	1.16
1962	0.67	0.59	0.08	2.04	1.17
1963	0.67	0.64	0.07	1.92	1.12
1964	0.65	0.67	0.07	1.86	1.20
1965	-	-	0.08	-	-

国連人口統計年鑑 11: 23

表9(2)

ヨーロッパ諸国の離婚率 1935～1965

	Switzerland	United Kingdom			USSR	Yugoslavia
		England & Wales	Northern Ireland	Scotland		
1935	0.7	0.1	-	0.1	-	0.3
1936	0.8	0.1	-	0.1	-	0.3
1937	0.8	0.1	-	0.1	-	0.4
1938	0.8	0.1	-	0.2	-	0.4
1939	0.7	0.2	0.0	0.2	-	0.4
1940	0.7	0.2	0.1	0.2	-	-
1941	1.4	0.1	0.1	0.1	-	-
1942	0.7	0.2	0.1	0.2	-	-
1943	0.7	0.2	0.1	0.3	-	-
1944	0.7	0.3	0.1	0.3	-	-
1945	0.8	0.4	0.1	0.4	-	-
1946	1.0	0.7	0.2	0.6	-	-
1947	0.95	1.36	0.15	0.49	-	1.34
1948	0.94	0.98	0.13	0.39	-	1.55
1949	0.89	0.78	0.14	0.47	-	1.06
1950	0.90	0.69	0.11	0.42	-	1.10
1951	0.90	0.64	0.13	0.37	-	0.94
1952	0.87	0.75	0.12	0.52	-	0.77
1953	0.90	0.67	0.10	0.45	-	0.94
1954	0.90	0.62	0.10	0.43	-	0.92
1955	0.89	0.59	0.10	0.40	-	1.10
1956	0.85	0.57	0.08	0.36	0.7	1.09
1957	0.89	0.52	0.07	0.33	0.9	1.14
1958	0.85	0.49	0.08	0.34	1.1	1.21
1959	0.89	0.52	0.09	0.32	1.1	1.18
1960	0.87	0.51	0.11	0.35	1.3	1.20
1961	0.86	0.54	0.09	0.35	1.3	1.16
1962	0.83	0.61	0.09	0.38	1.3	1.13
1963	0.82	0.67	0.07	0.42	1.5	1.12
1964	-	0.72	0.08	0.46	-	1.10
1965	-	-	-	-	-	1.11

国連人口統計年鑑による。

表 10

ヨーロッパ諸国における1960～64年平均離婚率

国名	離婚率 (1960 ～64平均)	社会主義国	カトリック国 (人口の50%以上 を基準とする)
Rumania	1.93	X	
Hungary	1.78	X	X
Denmark	1.39*		
Eastern Germany	1.39	X	
USSR	1.35*	X	
Czechoslovakia	1.19	X	X
Sweden	1.17		
Austria	1.14		X
Yugoslavia	1.14	X	
Bulgaria	1.01	X	

Finland	0.90		
Iceland	0.86		
Switzerland	0.85*		
Western Germany	0.85		
France	0.67		X
Norway	0.67		
England & Wales	0.61		
Poland	0.59	X	X
Belgium	0.53		X

Netherlands	0.49		
Luxemburg	0.42		X
Scotland	0.39		
Greece	0.35		
Northern Ireland	0.09		
Portugal	0.08		X
Irish Republic	-		X
Spain	-		X
Italy	-		X

* 1960～63年平均。

国連人口統計年鑑による算出

表 11 (9)

フランスにおける地域別離婚率 (1963)

701

県 名	人口1000人 に対する離婚率	地 方	人口1000人 に対する離婚率
Seine	1.25	Région Parisienne	1.07
Seine-et-Marne	0.56		
Seine-et-Oise	0.75		
Ardennes	0.45	Champagnu	0.54
Aube	0.72		
Marne	0.61		
Haute-Marne	0.29		
Aisne	0.51	Picardie	0.49
oise	0.45		
Somme	0.50		
Eure	0.55	haute-Normandie	0.55
Seine-Maritime	0.55		
Cher	0.41	Centre	0.40
Eure-et-Loir	0.34		
Indre	0.23		
Indre-et-Loire	0.54		
Loir-et-Cher	0.28		
Loilet	0.48		
Nord	0.56	Nord	0.50
Pas-de-Calais	0.40		
Meurthe-et-Moselle	0.49	Lorraine	0.39
Meuse	0.26		
Moselle	0.35		
Vosges	0.35		
Bas-Rhin	0.42	Alsace	0.42
Haut-Rhin	0.43		
Daubs	0.41	Franche-Comté	0.39
Jura	0.29		
Haute-Saône	0.29		
Territoire de Belfort	0.71		
Calvados	0.57	Basse-Normandie	0.41
Manche	0.25		
Orne	0.41		

Institut National de la Statistique et des Etudes Economique:
Etudes et Conjoncture, No. 2, Fevrier, 1965, pp. 17-22 1547

算出.

表11(七)

フランスにおける地域別離婚率 (1963)

702

県	人口1000人 に対する 離婚率	地 区	人口1000人 に対する 離婚率
Loire-Atlantique	0.34	Pay de la Loire	0.30
Maine-et-Loire	0.30		
Meyenne	0.20		
Sarthe	0.42		
Vendée	0.15		
Côtes-du-Nord	0.19	Bretagne	0.18
Finistère	0.14		
Ille-et-Vilaine	0.22		
Morbihan	0.17		
Corrèze	0.31	Limousin	0.35
Creuse	0.30		
Haute-Vienne	0.40		
Allier	0.41	Auvergne	0.38
Cantal	0.17		
Haute-Loire	0.20		
Puy-de-Dôme	0.50		
Charente	0.38	Poitou-Charentes	0.35
Charente-Maritime	0.47		
Deux-Sèvres	0.20		
Vienne	0.32		
Dordogne	0.28	Aquitaine	0.41
Dironde	0.61		
Landes	0.18		
Lot-et-Garonne	0.48		
Basses-Pyrénées			

Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques:
Etudes et Conjoncture, no.2, Fevrier, 1965, pp. 17-22 により算出.

表 11(c)

フランスにおける地域別離婚率 (1963)

その3

県	人口1000に 対する離婚率	地 方	人口1000に 対する離婚率
Ariège	0.34	Midi-Pyrénées	0.29
Aveyron	0.34		
Haute-Garonne	0.33		
Gers	0.26		
Lot	0.23		
Hautes-Pyrénées	0.31		
Tarn	0.27		
Tarn-et-Garonne	0.41		
Côte-d'Or	0.44	Bourgogne	0.35
Nièvre	0.35		
Saône-et-Loire	0.27		
Yonne	0.39		
Ain	0.33	Rhône-Alpes	0.44
Ardèche	0.22		
Drôme	0.38		
Isère	0.42		
Loire	0.38		
Rhône	0.65		
Savoie	0.28		
Haute-Savoie	0.37		
Aude	0.40	Languedoc	0.36
Gard	0.30		
Hérault	0.42		
Lozère	0.07		
Pyrénées-Orientales	0.42		
Basses-Alpes	0.37	Provence- Côte d'Azur	0.79
Hautes-Alpes	0.42		
Alpes-Maritimes	0.93		
Bouches-du-Rhône	0.85		
Corse	0.51		
Var	0.80		
Vaucluse	0.60		

図1

フランスにおける県別離婚率 (人口1,000対)
1963年

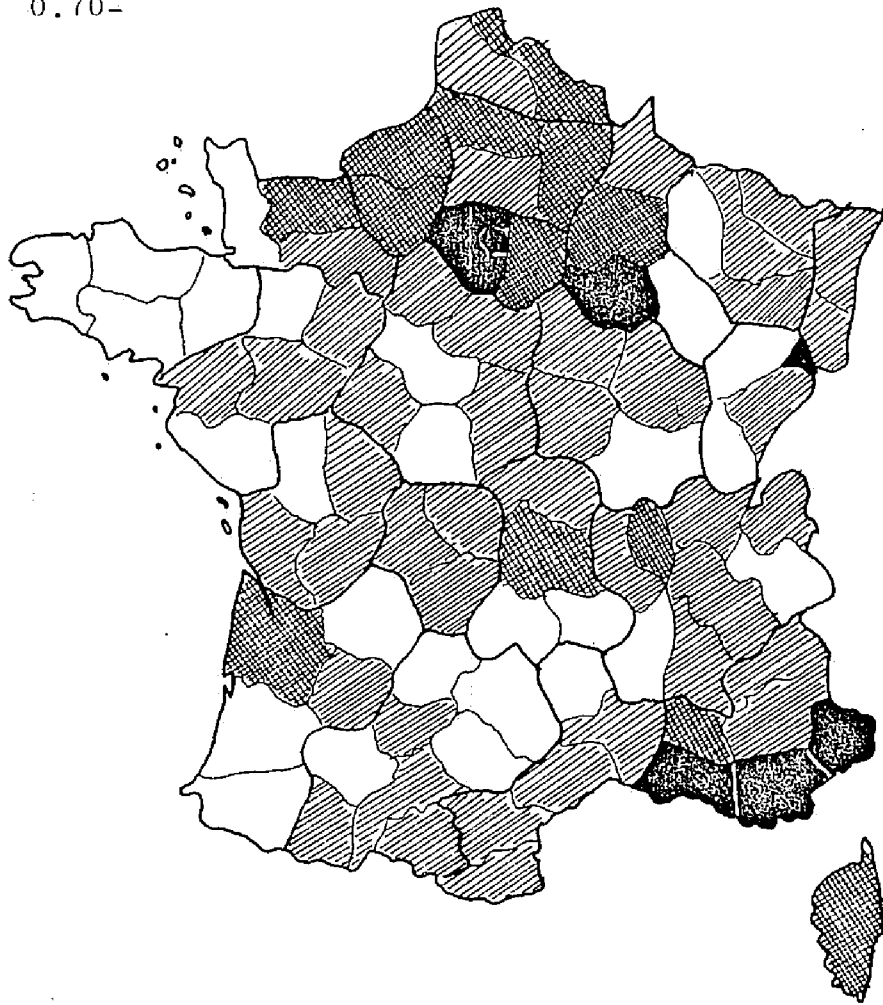
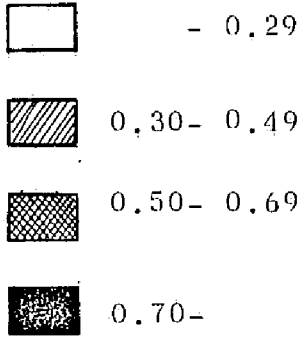


表11 による。

図 2

フランスにおける結婚している女性 10,000 に対して年平均離婚登記数の分布, 1936-1939.

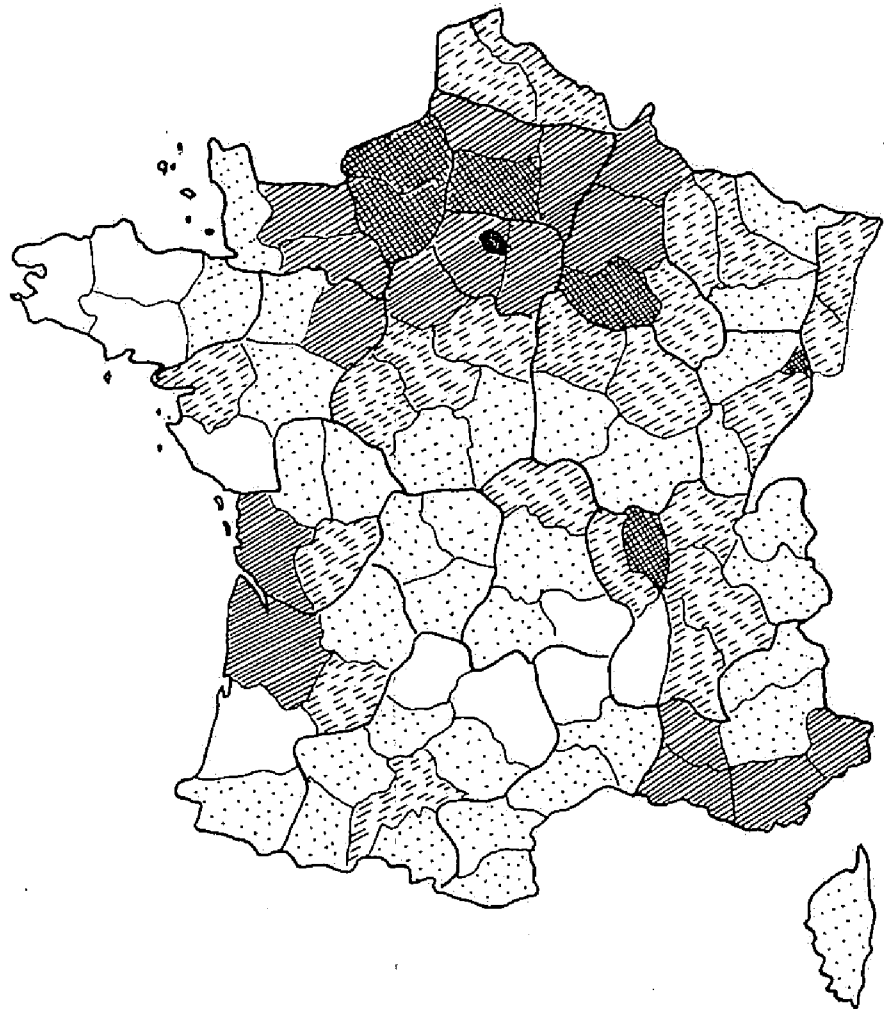
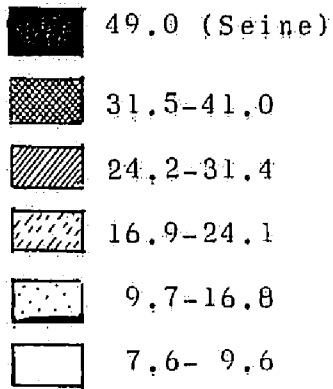
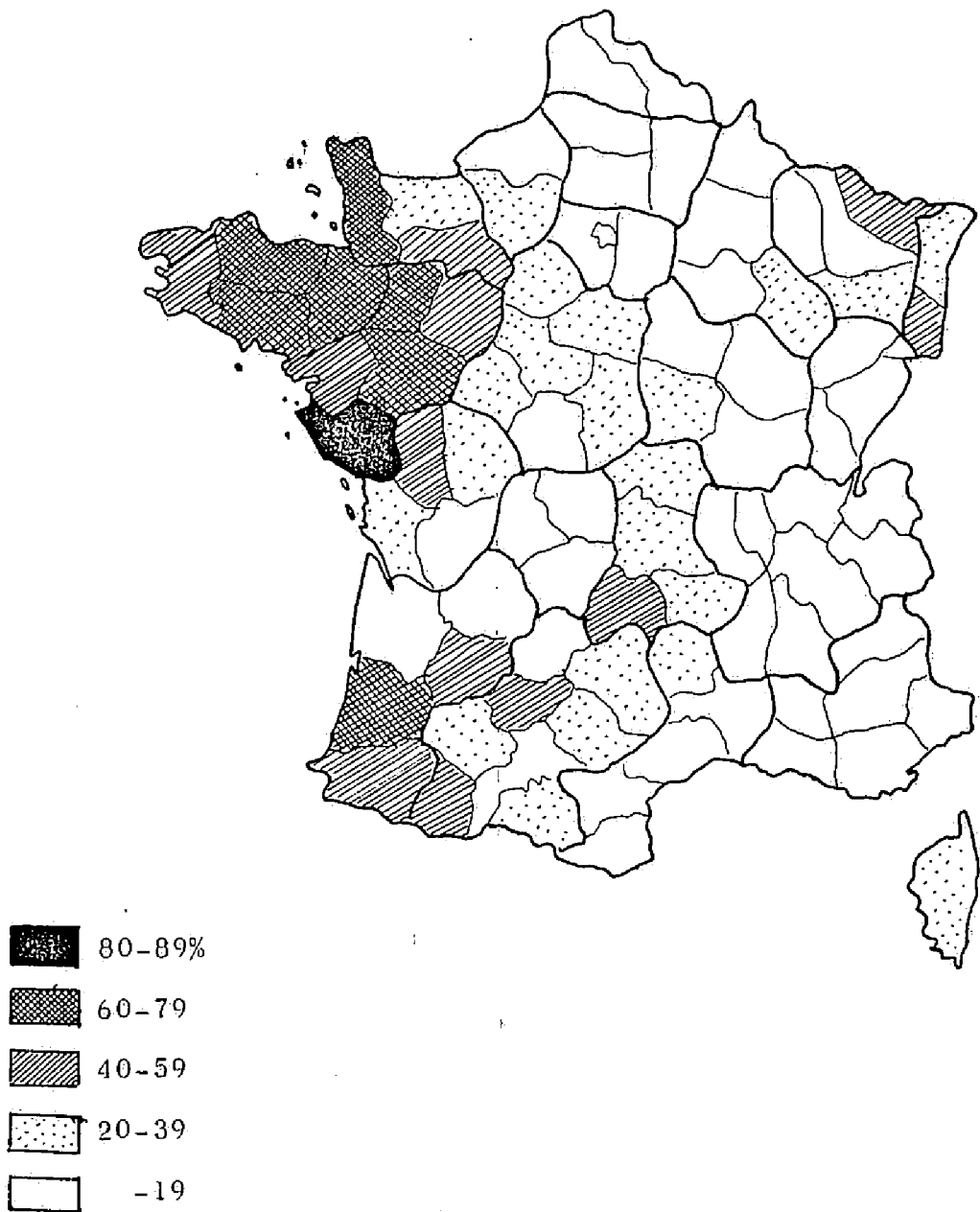


図3

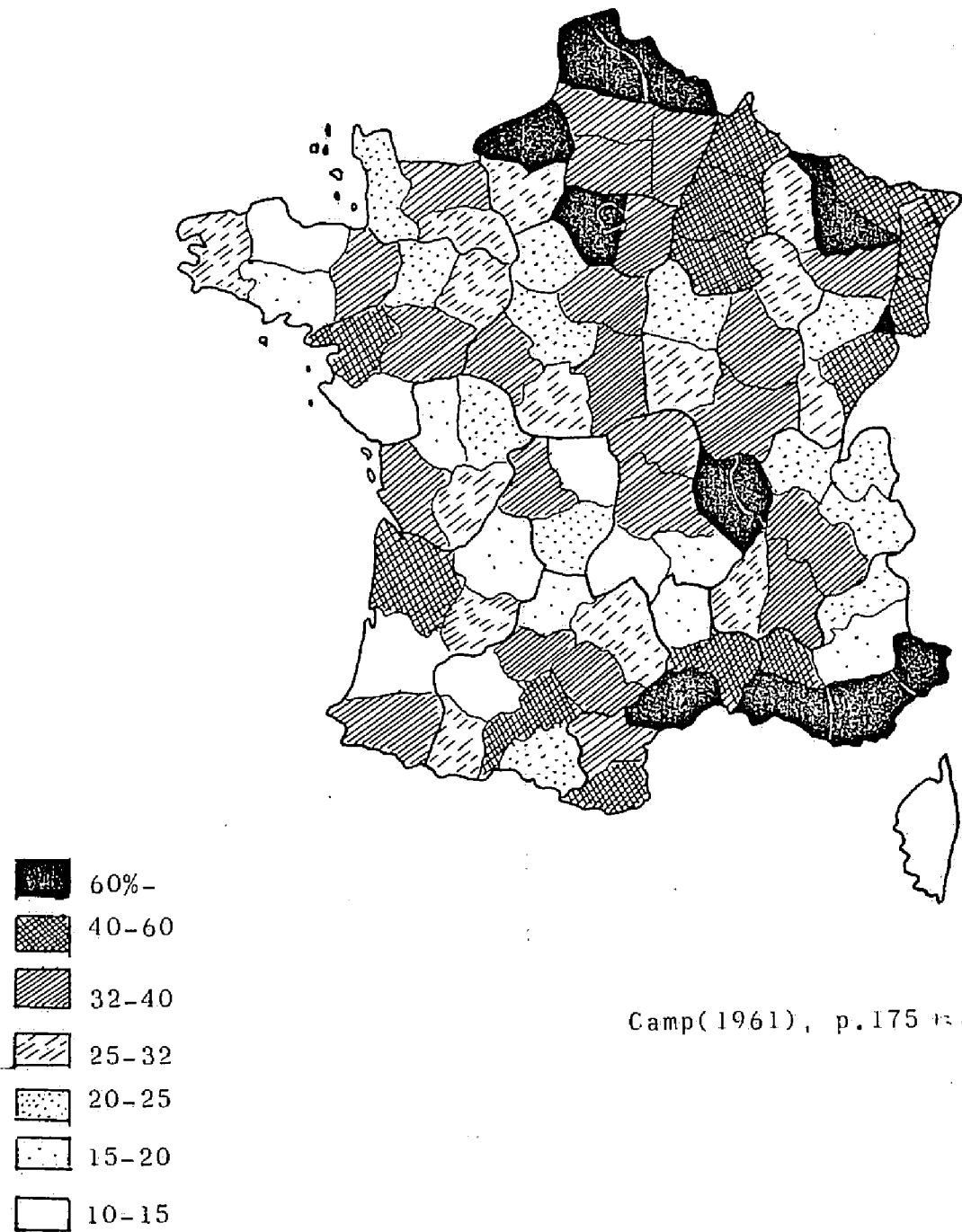
待降節期間中におけるカトリック教会の結婚に
関する規定と遵守している人口の割合

フランス, 1927-38.



Camp(1961), p.160による。

図4.
都市人口の占める割合
フランス, 1931.



Camp(1961), p.175 に基づく。

図5
 カトリックの婚姻1,000に対する
 男性一人当たりの割合
 フランス, 1931~40.

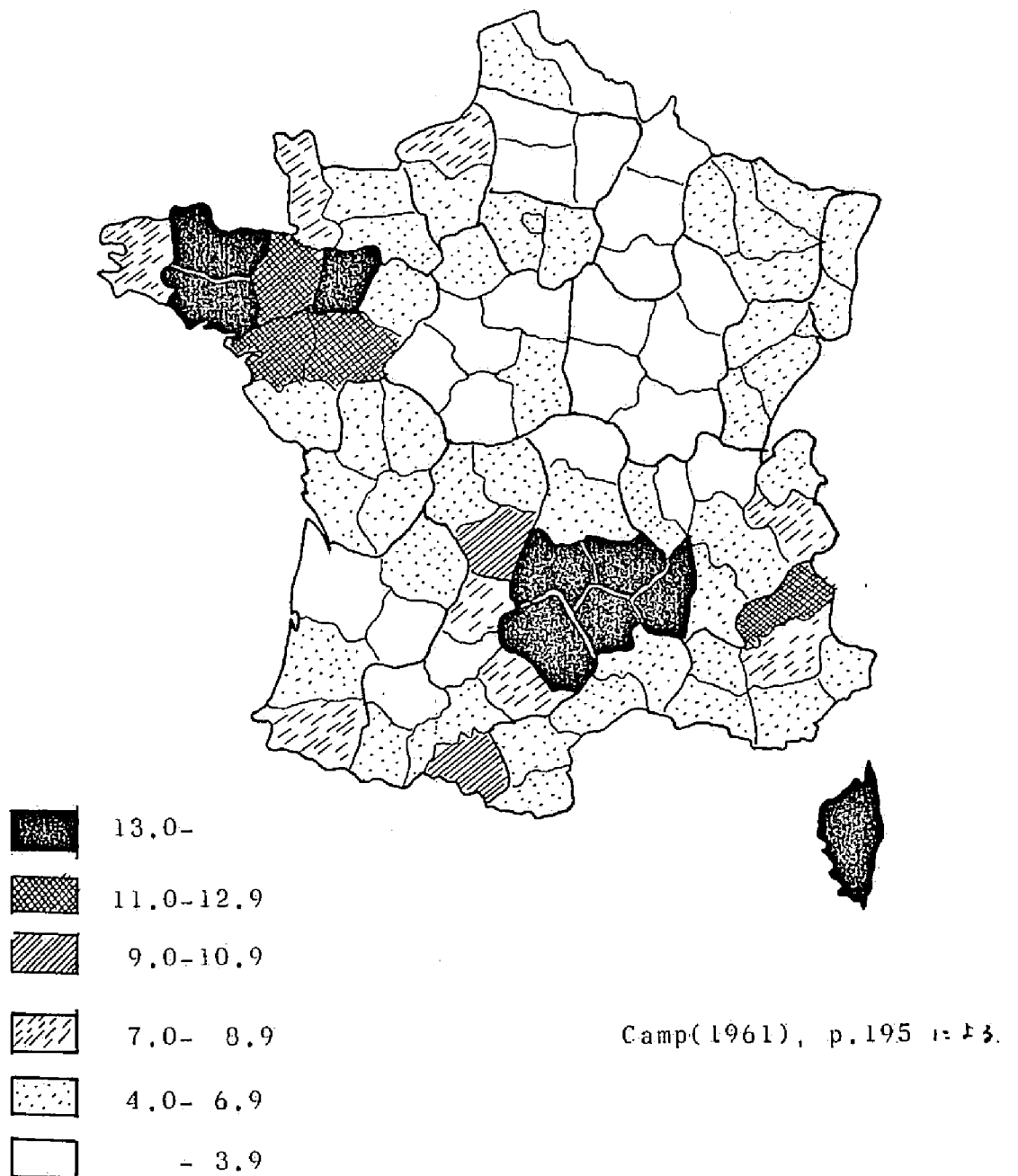


表12

西ドイツにおける州別離婚率 および州別離婚率分析のための指標

州	人口1000対 する離婚率 (1961-64 平均)	カトリック の占める割合 (1961)	プロテスタント の占める割合 (1961)	農林業従事者 の占める割合 (1961)
Baden-Württemberg	0.75	46.8%	48.9%	15.8%
Bavaria	0.74	71.3	26.5	21.6
Berlin	2.08	11.4	73.1	0.6
Bremen	1.39	9.9	84.1	1.9
Hamburg	2.02	7.4	76.3	1.5
Hessen	0.90	32.1	63.4	13.6
Lower Saxony	0.71	18.8	76.9	19.5
North Rhine-Westphalia	0.87	52.1	43.5	6.4
Rhineland-Palatinate	0.69	55.2	41.9	21.8
Saarland	0.44	73.3	24.9	8.3
Schleswig-Holstein	0.89	5.6	88.2	16.0

- 1) The Statesman's Year-Book, 1965-66, および 1966-67 に示された
数値より算出。率計算の基礎とした人口は、1963年のものである。
- 2), 3), 4) The Statesman's Year-Book, 1965-66 による。

表 13

米 国 に お け る 州 別 離 婚 率 (1958 ~ 61 年 均)

州	結婚100人対 了離婚比	人口1000人対 了離婚率	州	結婚100人対 了離婚比	人口1000人対 了離婚率
Alabama	52.0	4.77	Nevada	14.9	31.19
Arizona	59.5	4.64	New Hampshire	14.8	1.77
Arkansas	30.8	3.05	New Jersey	11.7	0.76
California	46.6	3.06	New Mexico	27.4	2.86
Colorado	34.8	3.13	New York	6.1	0.45
Connecticut	15.3	1.06	North Carolina	20.0	1.33
Delaware	26.7	1.39	North Dakota	13.8	0.92
Dist. Col.	13.6	1.52	Ohio	33.7	2.31
Florida	51.1	3.96	Oklahoma	38.9	5.12
Georgia	17.7	2.22	Oregon	55.5	3.25
Idaho	25.7	3.86	Pennsylvania	19.4	1.20
Illinois	26.3	2.26	Rhode Is.	17.4	1.16
Indiana	29.9	2.63	South Carolina	7.7	1.26
Iowa	19.0	1.65	South Dakota	13.0	1.12
Kansas	31.0	2.26	Tennessee	30.3	2.55
Kentucky	30.8	2.40	Texas	37.6	3.64
Louisiana	18.8	1.33	Utah	25.6	2.00
Maine	26.0	2.08	Vermont	14.9	1.24
Maryland	13.0	1.68	Virginia	19.2	1.81
Massachusetts	14.6	1.09	Washington	33.0	3.25
Michigan	26.4	2.01	West Virginia	26.6	1.93
Minnesota	17.0	1.18	Wisconsin	17.2	1.08
Mississippi	20.6	2.36	Wyoming	40.0	3.80
Missouri	33.1	2.64			
Montana	34.0	3.01	Alaska	41.7	2.63
Nebraska	20.6	1.57	Hawaii	26.8	

1958 ~ 61 年 米 国 人 口 動 態 統 計 の 数 値 に 基 づ け て 算 出。
率 計 算 の 基 礎 人 口 は、1960 census に よ る。

图6

美国における人口1000に対する離婚率
1958 - 1961年平均

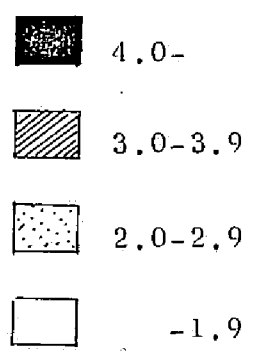
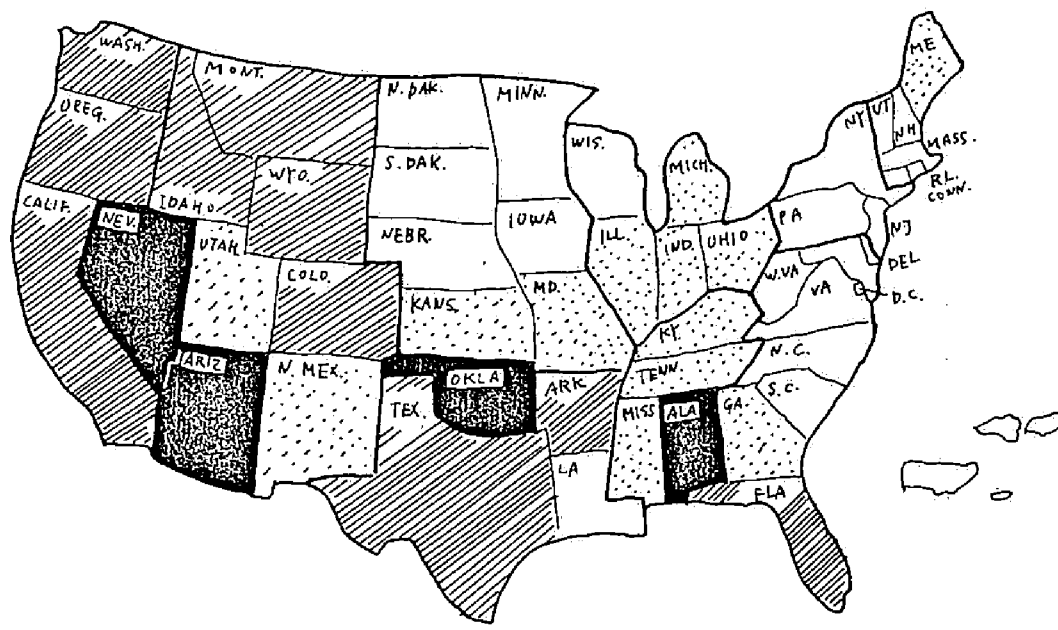
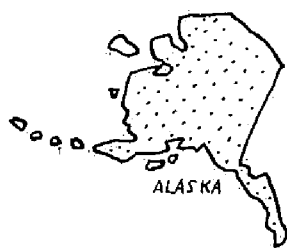


圖7

米 国 における 婚姻 100 に対する 離婚
 1958 - 1961 年 平均

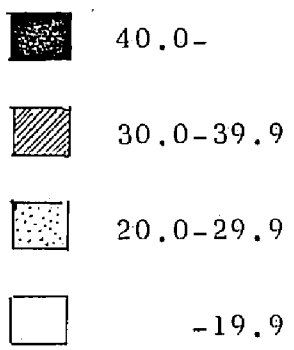
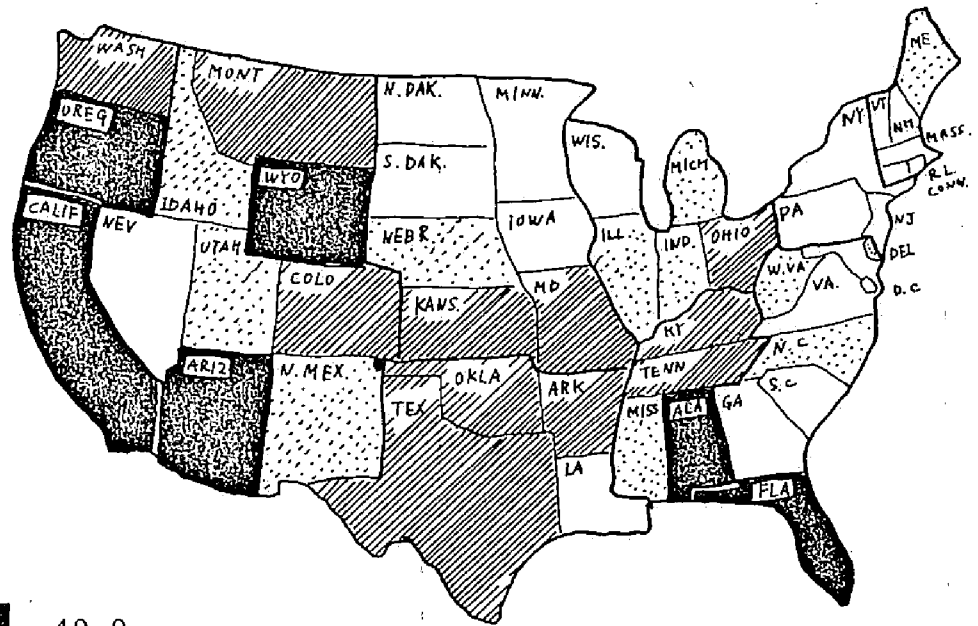


表14
 米国各州の離婚率分析のための指標

州	カトリックの 占める割合	宗教婚の 割合 (1961)	Negroの 占める割合 (1960)	都市人口の 占める割合 (1960)
Alabama	1.5%	65.9%	30.0%	54.8%
Arizona	-	-	3.3	74.5
Arkansas	-	-	27.0	43
California	15.8	86.1	5.6	86.4
Colorado	15.4	-	2.3	73.7
Connecticut	47.7	84.0	4.2	78.3
Delaware	-	91.3	13.6	65.7
D.C.	19	88.0	53.9	79.3
Florida	9.4	75.5	17.8	73.9
Georgia	1.4	53.4	28.5	55.3
Idaho	6.7	73.3	0.2	47.5
Illinois	30.1	-	10.3	80.7
Indiana	10.0	83.6	5.8	62.4
Iowa	10.7	87.1	0.9	53
Kansas	7.2	87.3	4.2	61
Kentucky	7.4	32.4	7.1	44.5
Louisiana	33.3	78.4	31.9	63.3
Maine	28.8	85.7	0.3	51.3
Maryland	24	77.8	16.7	72.7
Massachusetts	47.6	85.5	2.2	83.6
Michigan	27.0	80.8	9.2	73.4
Minnesota	24.7	-	0.7	62.2
Mississippi	3.2	77.3	42.0	37.7
Missouri	16.7	-	9.0	66.6
Montana	22.8	77.8	0.2	50.2
Nebraska	15.4	84.2	2.1	53.6
Nevada	-	-	4.7	70.4
New Hampshire	36.3	60.6	0.3	58.3
New Jersey	44.0	83.9	8.5	88.6
New Mexico	31.6	-	1.8	65.6
New York	33.5	92.2	8.4	85.4
North Carolina	-	-	24.5	39.5
North Dakota	20.7	-	0.1	35.2
Ohio	-	-	8.1	73.4
Oklahoma	4.2	-	6.6	62.9
Oregon	-	87.2	1.0	87.2
Pennsylvania	31.5	89.6	7.5	89.6
Rhode Island	62.0	91.8	2.1	84.6
South Carolina	<3	-	34.8	41.2
South Dakota	13.5	80.5	0.2	39.3
Tennessee	<7	78.0	16.5	52.3
Texas	19.3	-	12.4	75
Utah	3.7	91.5	0.5	74.9
Vermont	33.1	87.5	0.1	38.5
Virginia	-	84.8	20.6	55.6
Washington	12.3	-	1.7	68.1
West Virginia	5.6	-	4.8	38.2
Wisconsin	30.3	95.2	1.9	63.8
Wyoming	14.7	77.7	0.7	56.8
Alaska	-	76.2	3.0	-

<Aは、Aよりも少ないことを示す。 - は数値不明を示す。

表15

米国における州別離婚率とカトリックの割合、都市性との関係

		カトリックの割合		
		I 多	II 中	III 少
都市性	A 低	L M Vermont 1.24 Maine 2.08 1.66	L L M H N. Dakota 0.92 S. Dakota 1.12 Nebraska 1.57 Montana 3.01 1.66	L M M M M H H H S. Carolina 1.26 Iowa 1.65 W. Virginia 1.93 Mississippi 2.36 Kentucky 2.40 Tennessee 2.55 Idaho 3.86 Alabama 4.77 2.60
	B 中	L L L M H Wisconsin 1.08 Pennsylvania 1.20 Louisiana 1.33 N. Hampshire 1.77 N. Mexico 2.86 1.65	L H H H Minnesota 1.18 Missouri 2.64 Washington 3.25 Wyoming 3.80 2.72	M M H H Georgia 2.22 Kansas 2.26 Indiana 2.63 Oklahoma 5.12 3.06
	C 高	L L L L L M M New York 0.45 N. Jersey 0.76 Connecticut 1.06 Massachusetts 1.09 Rhode Is. 1.16 Michigan 2.01 Illinois 2.26 1.26	L M H H H D.C. 1.52 Maryland 1.68 California 3.06 Colorado 3.13 Texas 3.64 2.61	M H Utah 2.00 Florida 3.96 2.98

L 離婚率 低
 M " 中
 H " 高

表 16

米国における州別離婚率と宗教婚の割合、都市性との関係

		都 市 性		
		I 低	II 中	III 高
宗 教 婚	A 多	L M Vermont 1.24 Iowa 1.65	L L L M H Wisconsin 1.08 Pennsylvania 1.20 Delaware 1.39 Kansas 2.26 Oregon 3.25	L L M M New York 0.45 Rhode Is. 1.16 D.C. 1.52 Utah 2.00
		1.45	1.84	1.28
	B 中	L M M S. Dakota 1.12 Nebraska 1.57 Maine 2.08	L M H Louisiana 1.33 Virginia 1.81 Indiana 2.63	L L L M H N. Jersey 0.76 Connecticut 1.06 Massachusetts 1.09 Michigan 2.01 California 3.06
	1.59	1.92	1.60	
	C 少	H H H H H H Mississippi 2.36 Kentucky 2.40 Tennessee 2.55 Montana 3.01 Idaho 3.86 Alabama 4.77	M M H N. Hampshire 1.77 Georgia 2.22 Wyoming 3.80	M H Maryland 1.68 Florida 3.96
		3.16	2.60	2.82

L 離婚率 低
M " 中
H " 高

表17

米国における州別離婚率とカトリックの割合、宗教婚の割合との関係

		カトリック					
		I 多		II 中		III 少	
宗 教 婚	A	L L L L L		M M H		M M	
	多	New York	0.45	D.C.	1.52	Utah	2.00
		Wisconsin	1.08	Iowa	1.65	Kansas	2.26
Rhode Is.		1.16	California	3.06			
Pennsylvania		1.20					
Vermont		1.24					
		1.03		2.08		2.13	
B	L L L L		L M M M		H H		
中	N. Jersey	0.76	S. Dakota	1.12	Tennessee	2.55	
	Connecticut	1.06	Nebraska	1.57	Indiana	2.63	
	Masachusetts	1.09	Michigan	2.01			
	Louisiana	1.33	Maine	2.08			
			1.06		1.70		2.59
C	M		M H H		M H H H H H		
少	N. Hampshire	1.77	Maryland	1.68	Georgia	2.22	
			Montana	3.01	Mississippi	2.36	
			Wyoming	3.80	Kentucky	2.40	
					Idaho	3.86	
					Florida	3.96	
					Alabama	4.77	
			1.77		2.83		3.26

L 離婚率 低
M " 中
H " 高

表 18

米 国 における州別離婚率とカトリックの割合、ニグロの割合との関係

		カ ト リ ッ ク		
		I 多	II 中	III 少
ニ グ ロ	A 多	L L M M N, Jersey 0.96 Louisiana 1.33 Michigan 2.01 Illinois 2.26 1.59	L M H H D.C. 1.52 Maryland 1.68 Missouri 2.64 Texas 3.64 2.37	L M M H H H S, Carolina 1.26 Georgia 2.22 Mississippi 2.36 Tennessee 2.55 Florida 3.96 Alabama 4.77 2.85
	B 中	L L L L L New York 0.45 Connecticut 1.06 Massachusetts 1.09 Rhode Is. 1.16 Pennsylvania 1.20 0.99	M H H Nebraska 1.57 California 3.06 Colorado 3.13 2.59	M M M H H W. Virginia 1.93 Kansas 2.26 Kentucky 2.40 Indiana 2.63 Oklahoma 5.12 2.87
	C 少	L L M M H Wisconsin 1.08 Vermont 1.24 N. Hampshire 1.77 Maine 2.08 N. Mexico 2.86 1.81	L L L H H H N. Dakota 0.92 S. Dakota 1.12 Minnesota 1.18 Montana 3.01 Washington 3.25 Wyoming 3.80 2.21	M M H Iowa 1.65 Utah 2.00 Idaho 3.86 2.50

L 離婚率低
 M " 中
 H " 高

図 8(9) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(その1)

793

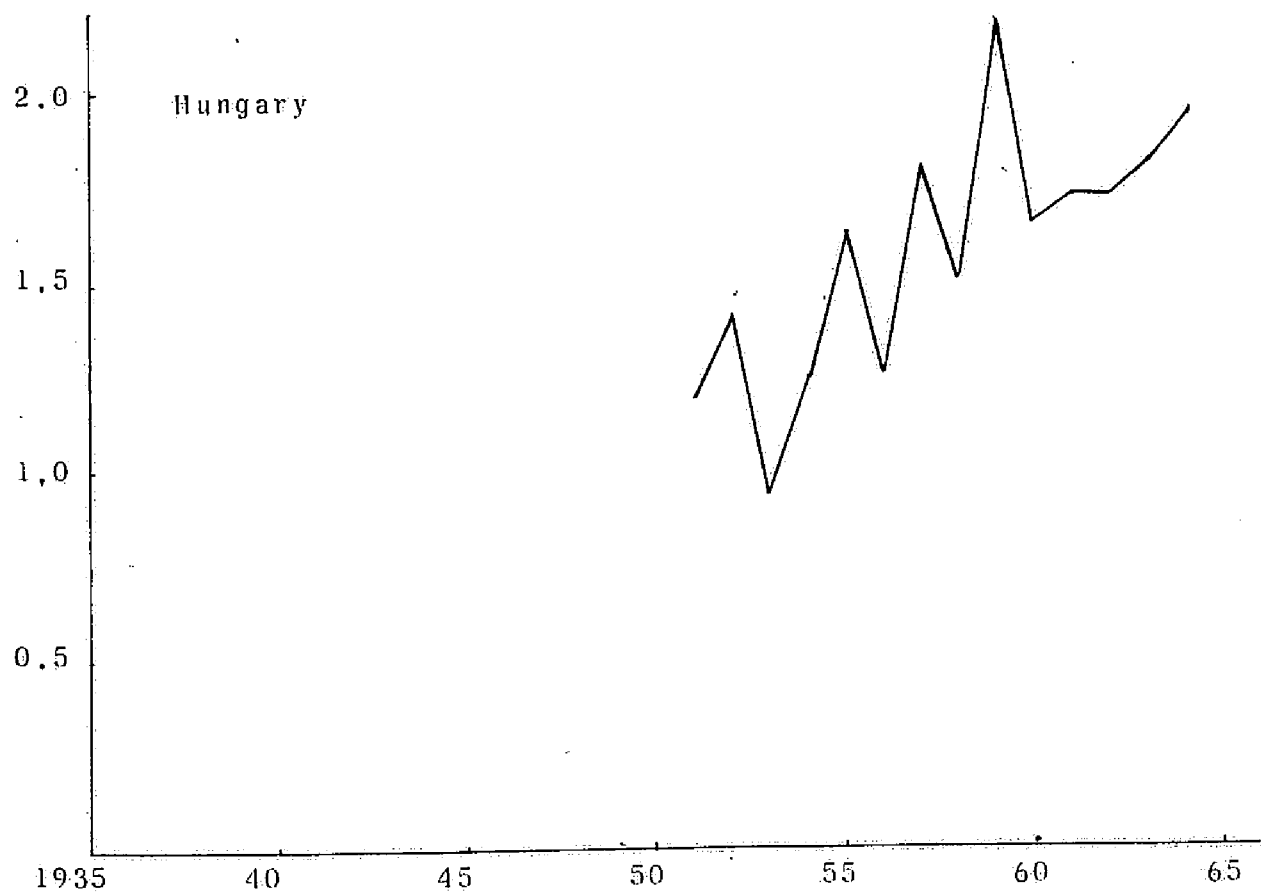
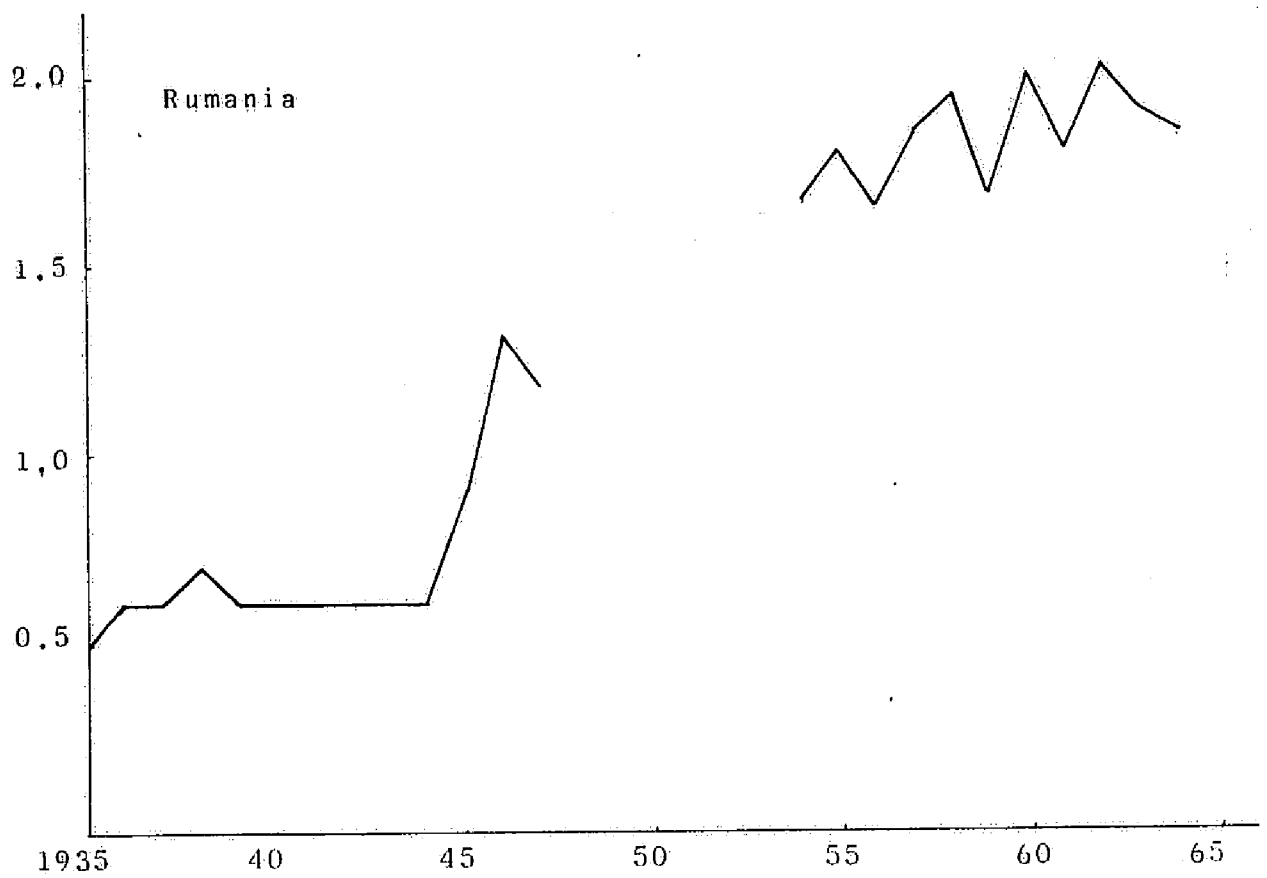


図 8(七) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(ア) (2)

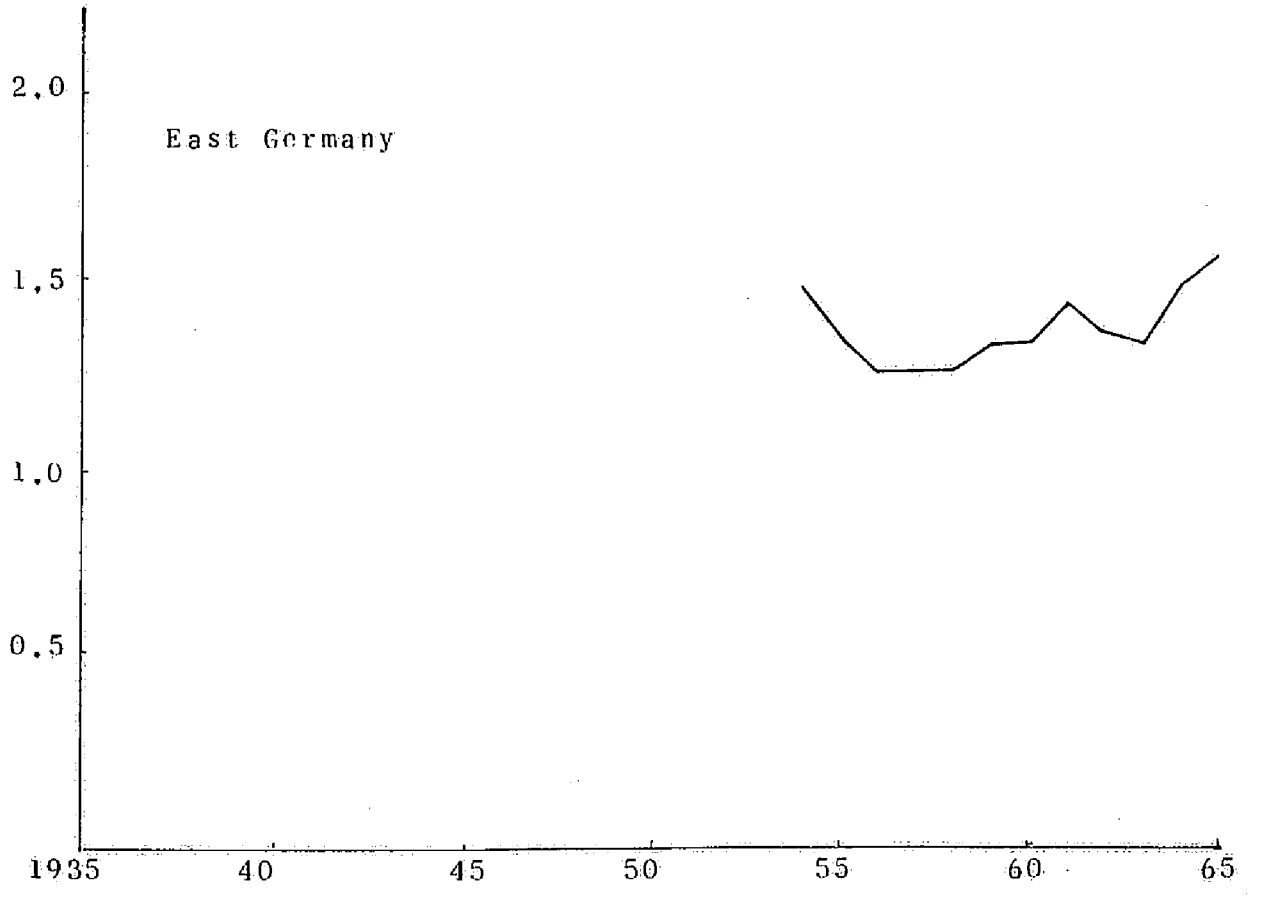
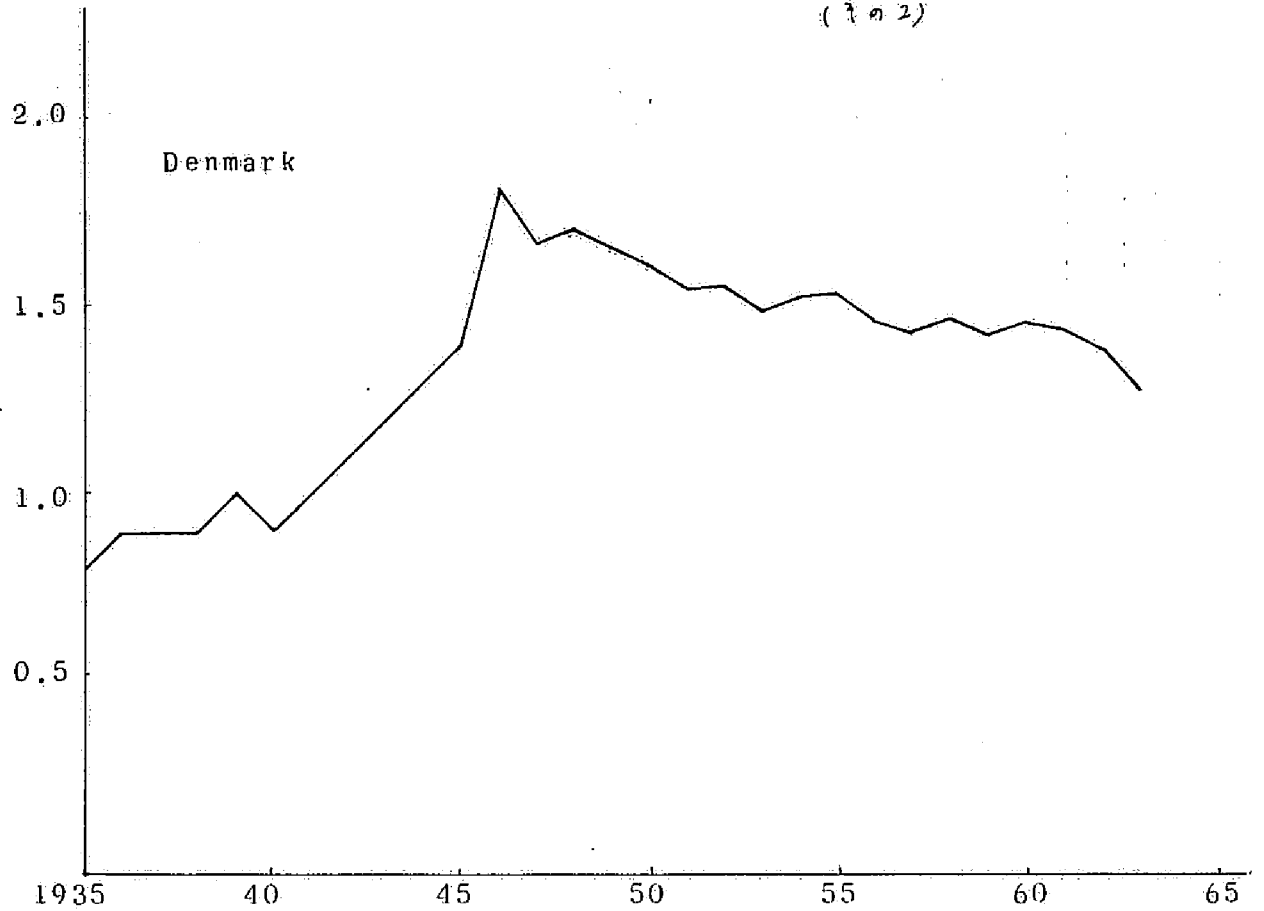


図 8(c) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(1935-1965)

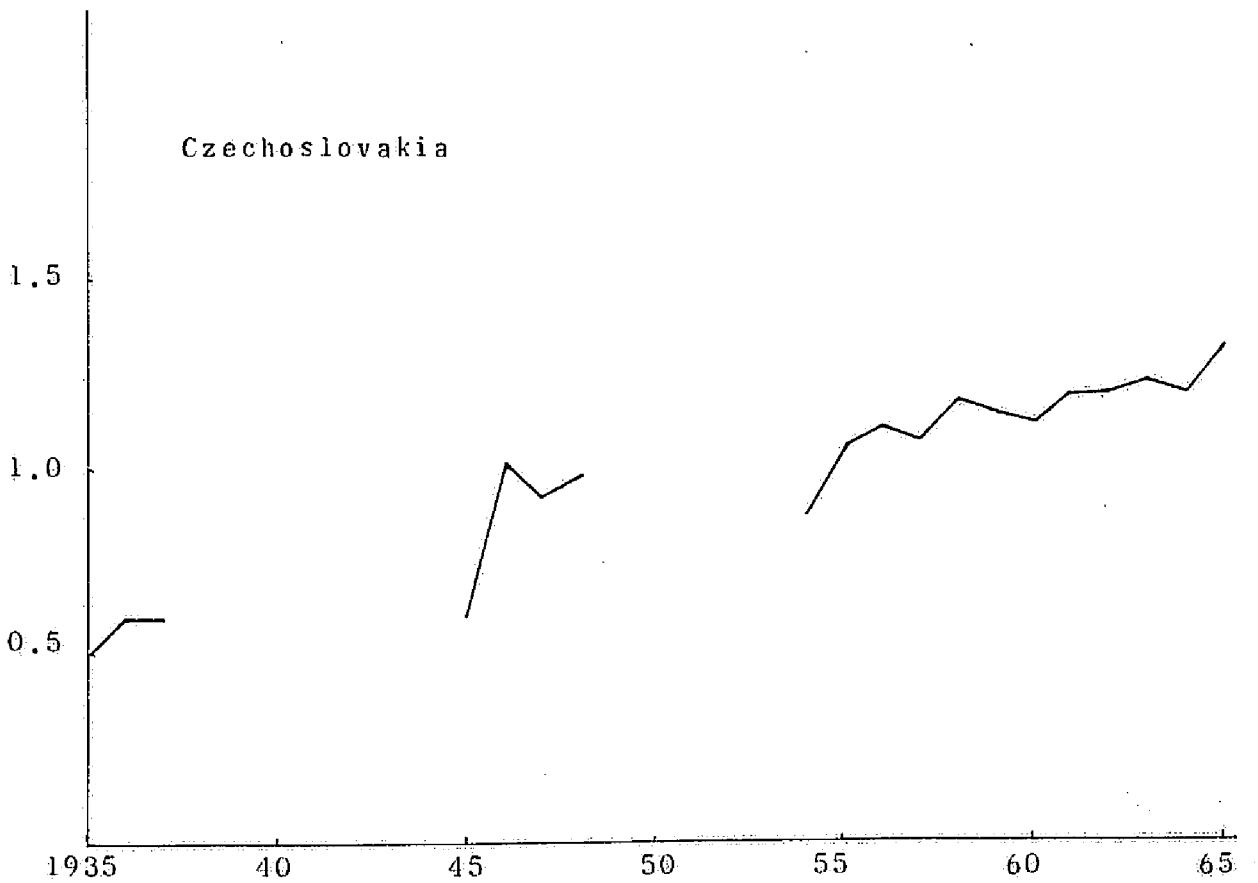
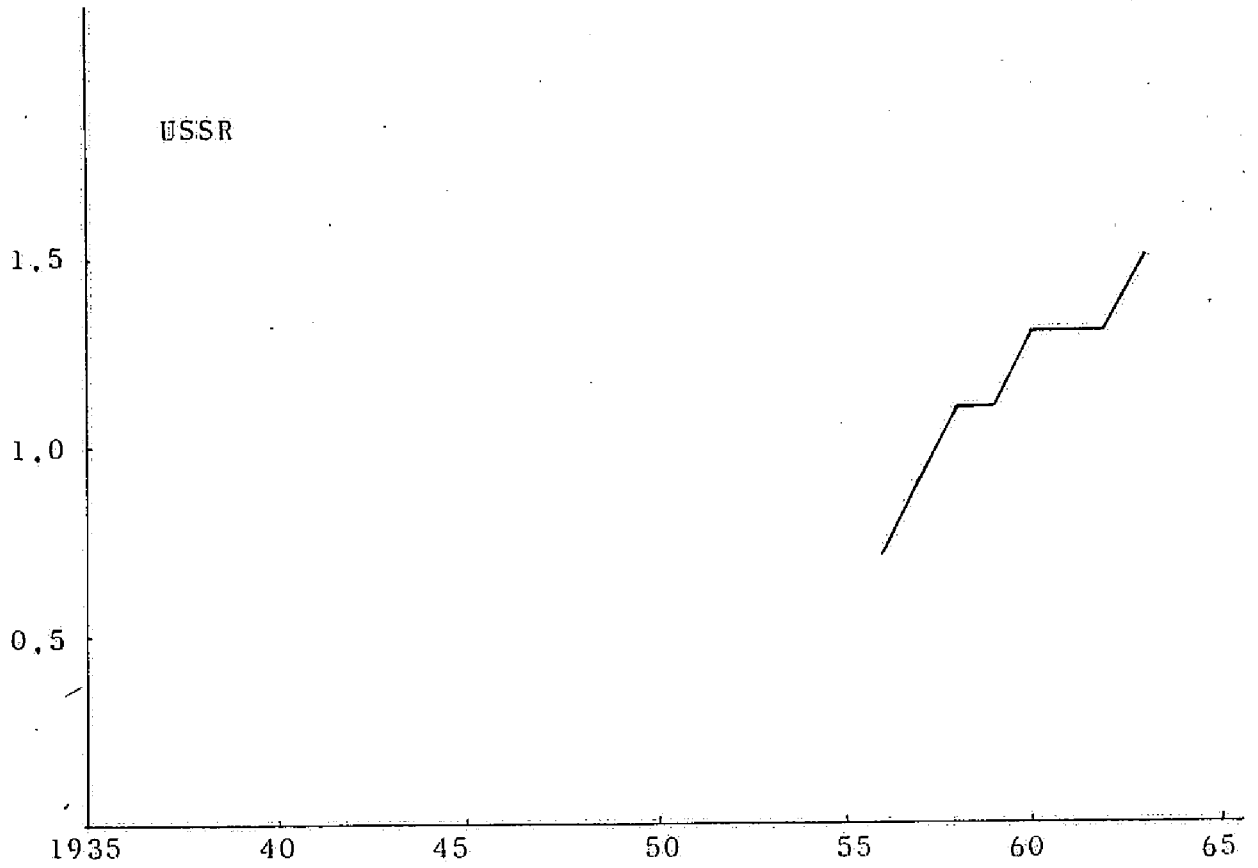


図8(2) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(1934)

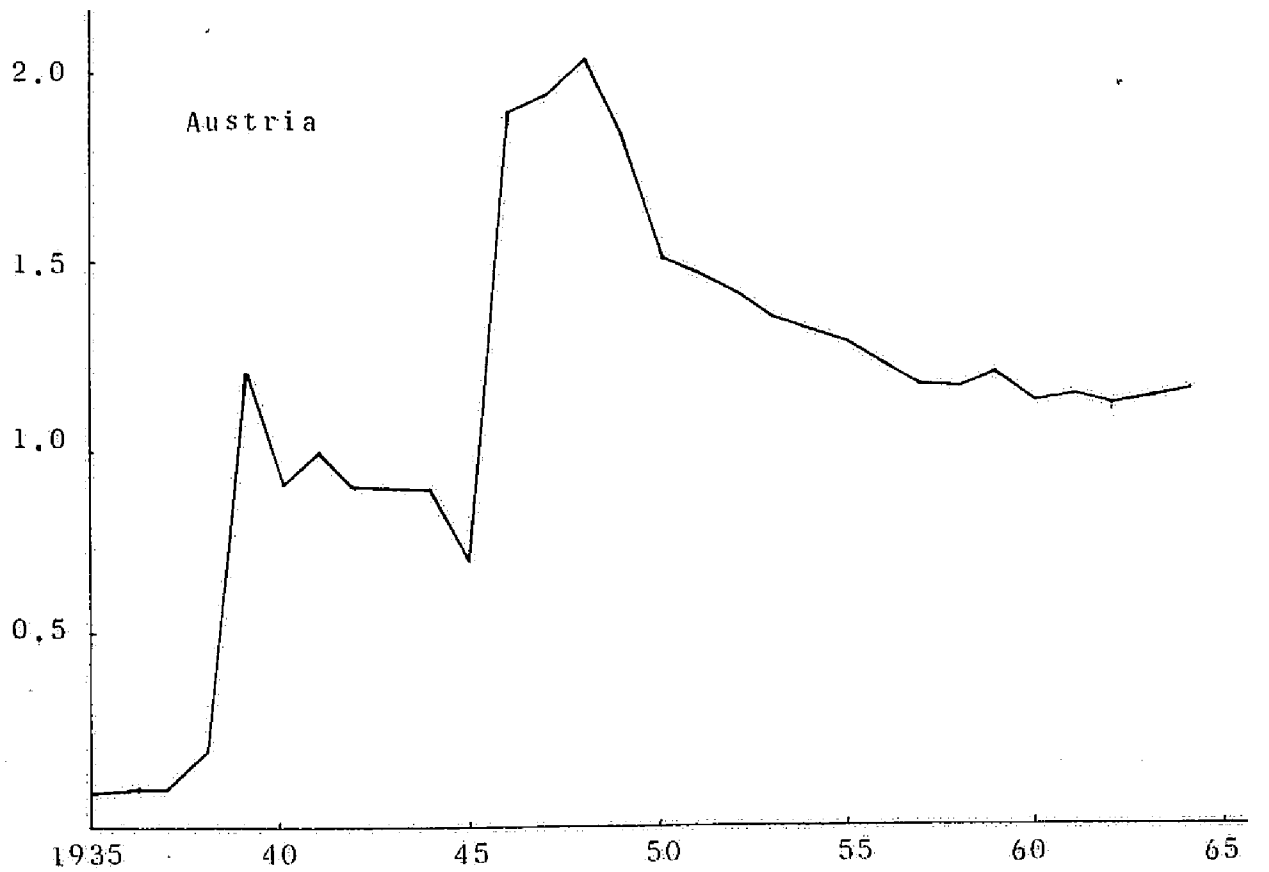
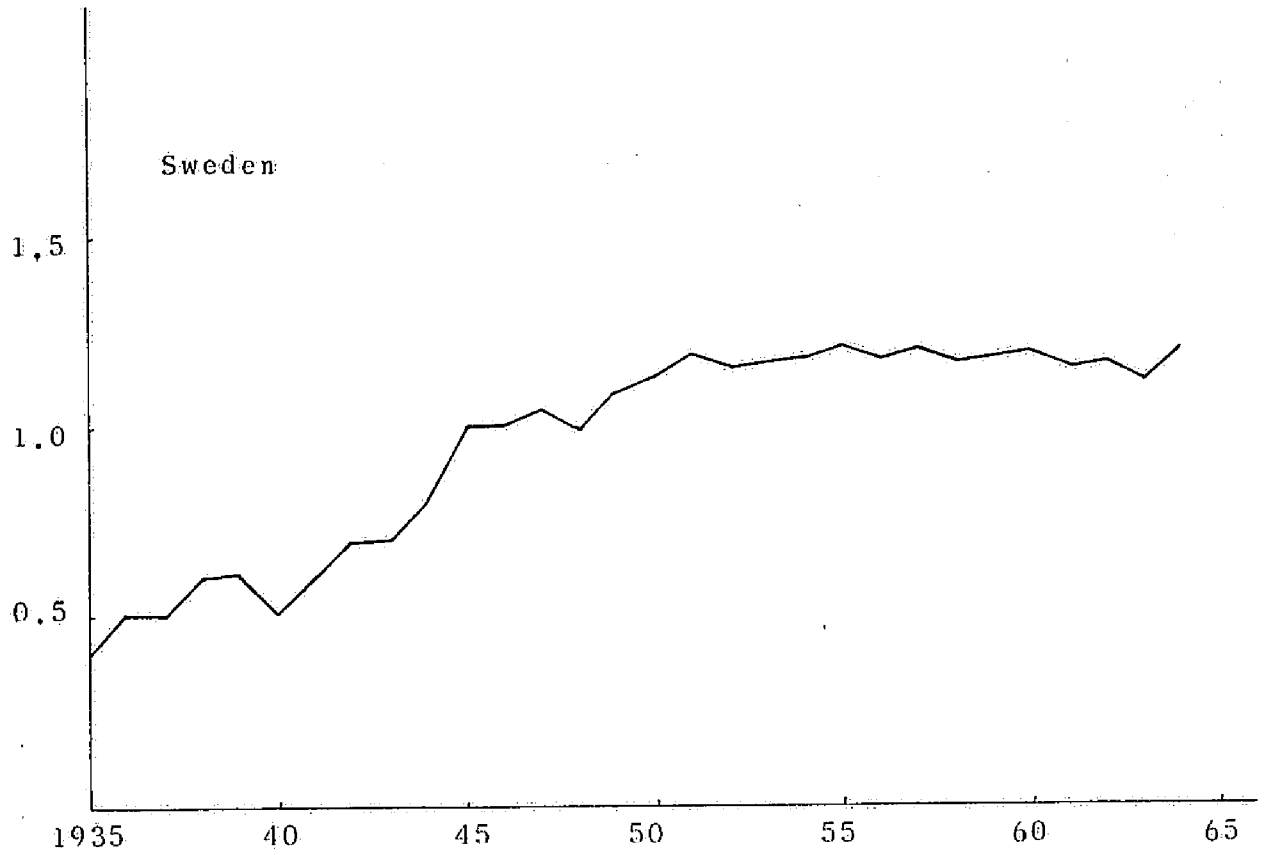


図8(e) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(7の5)

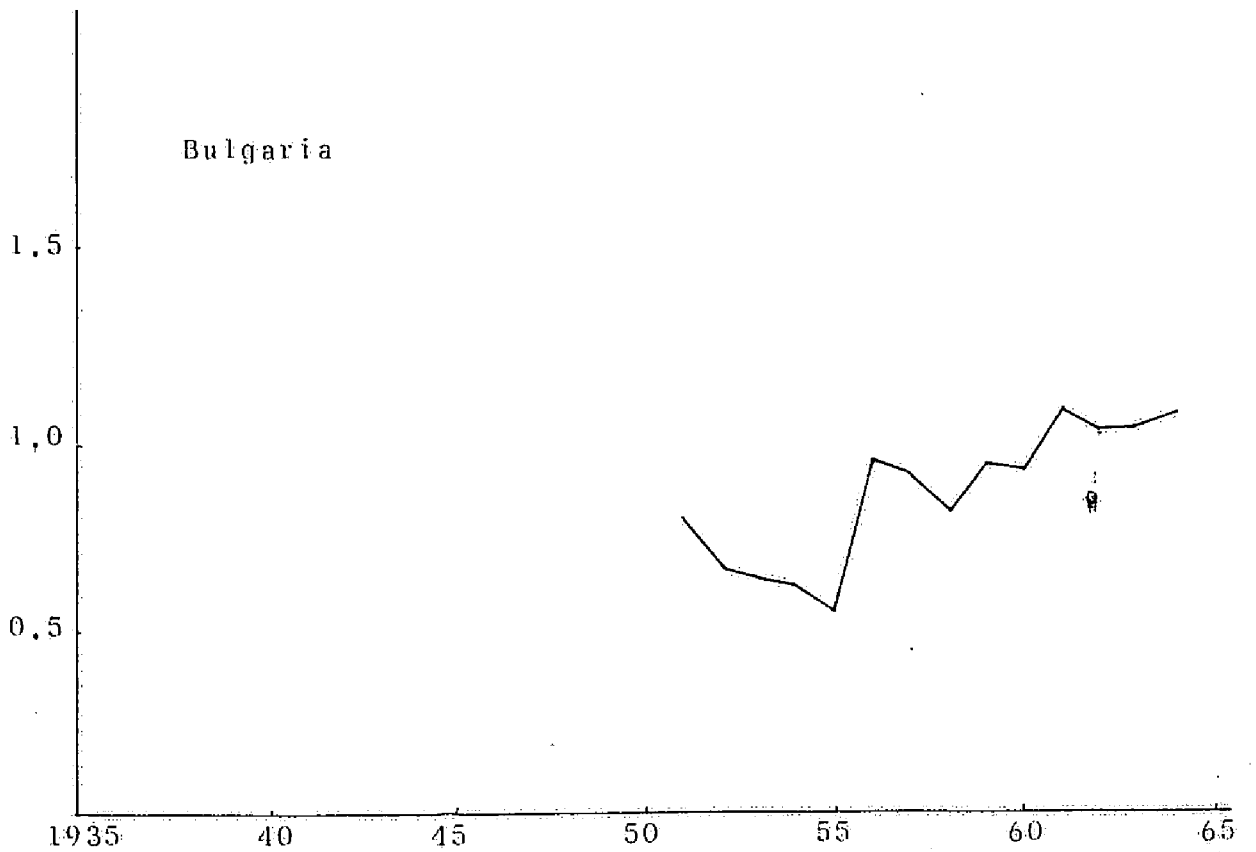
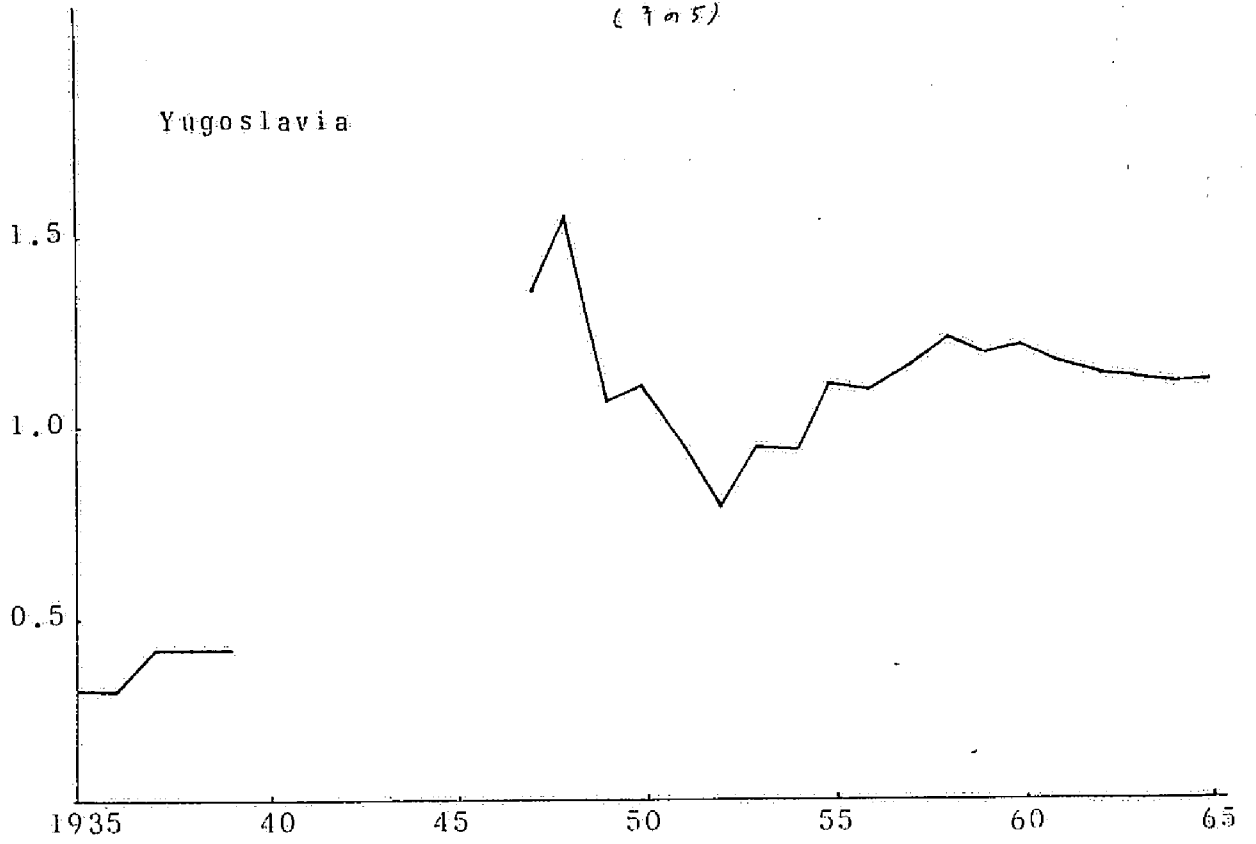


図 8 (8) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(1935-65)

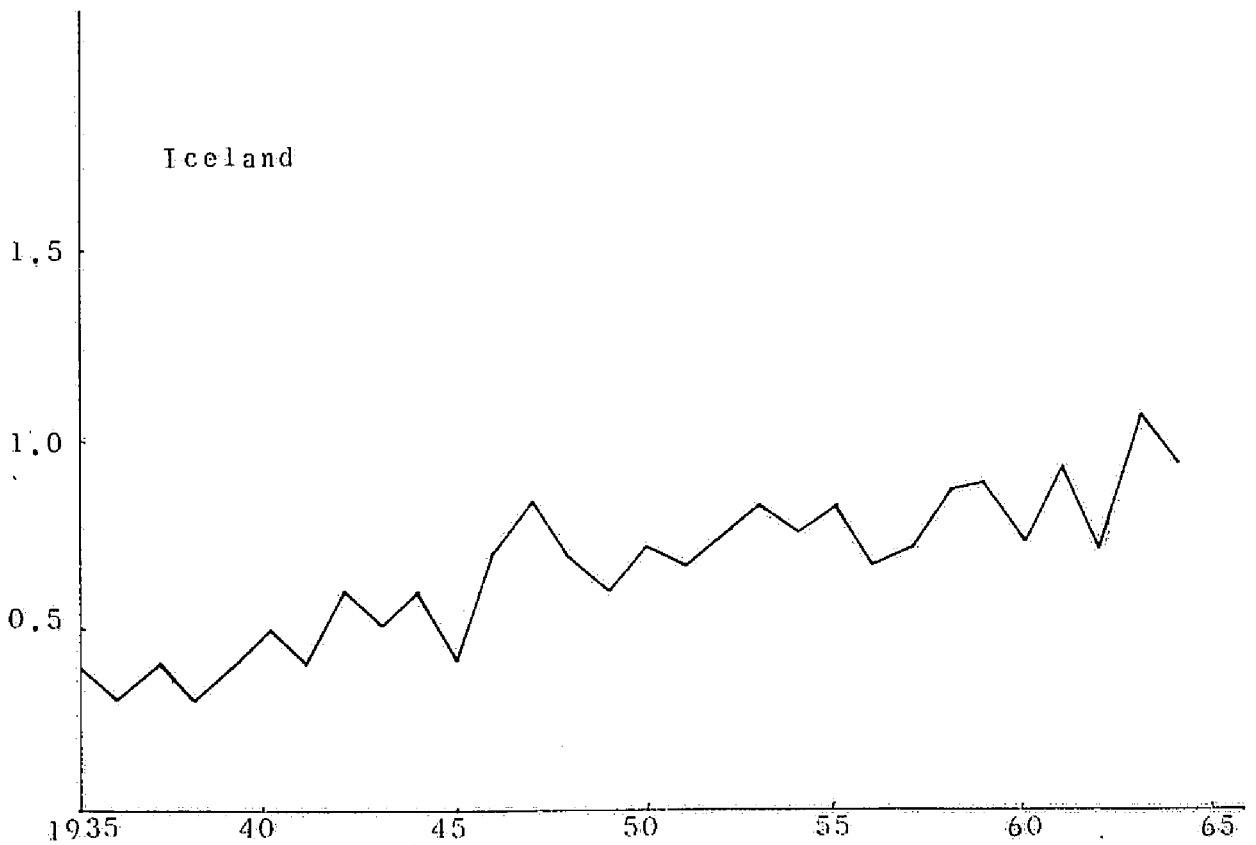
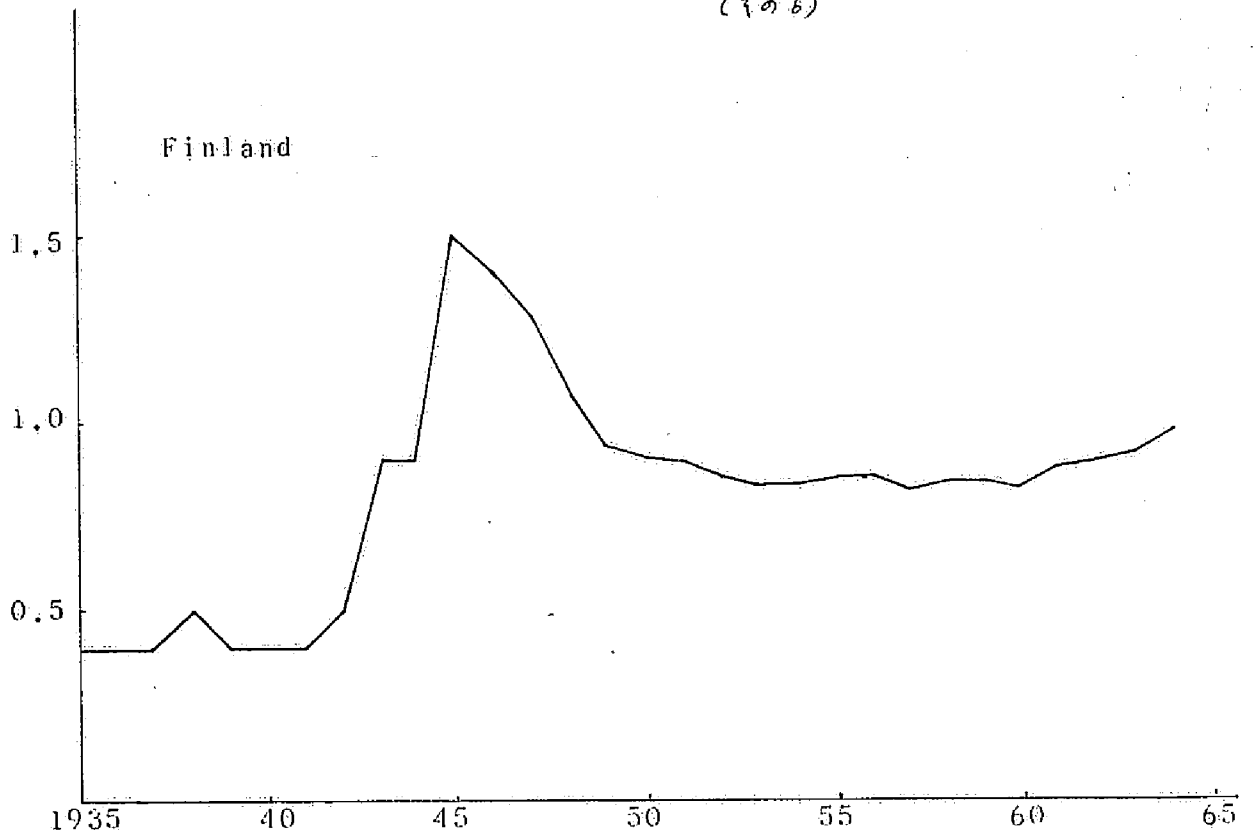


図8(g) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(1935-1965)

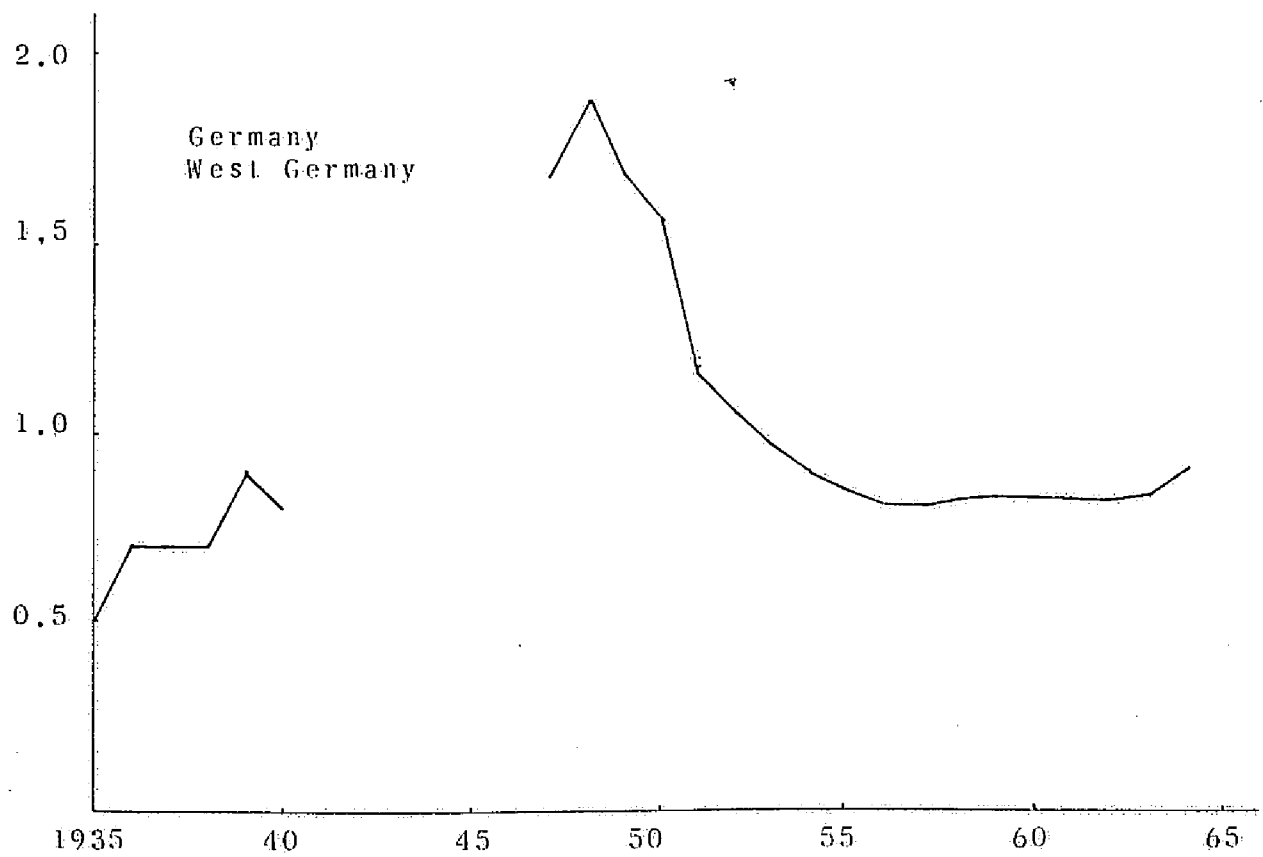
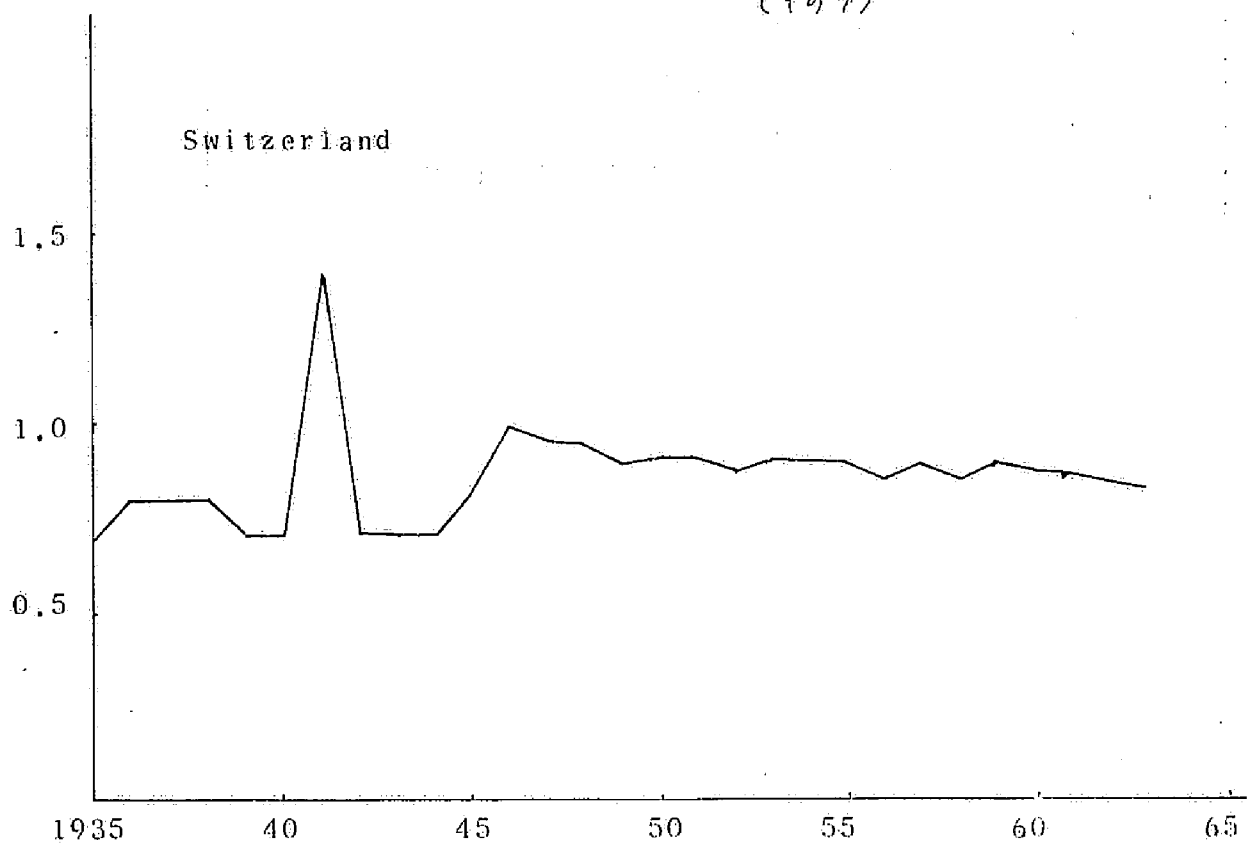


図8(右) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(その8)

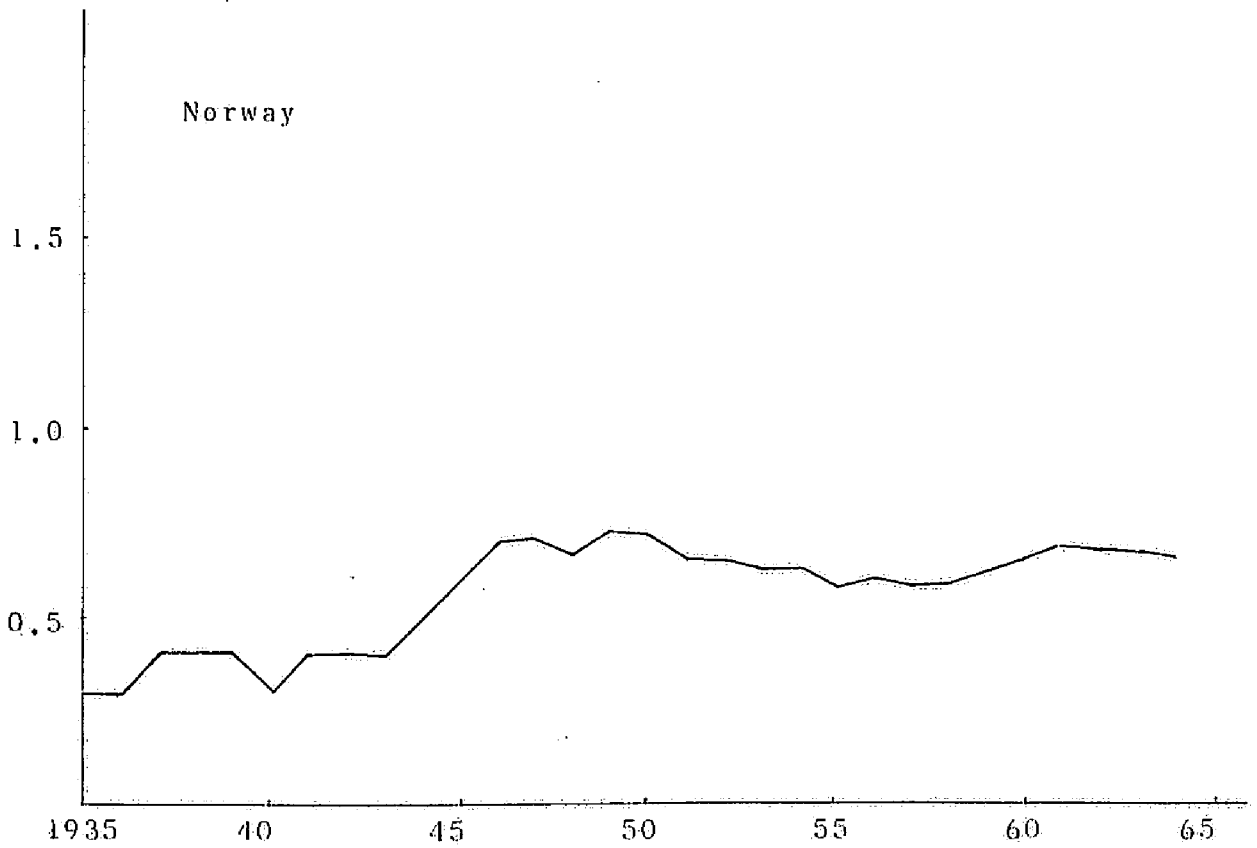
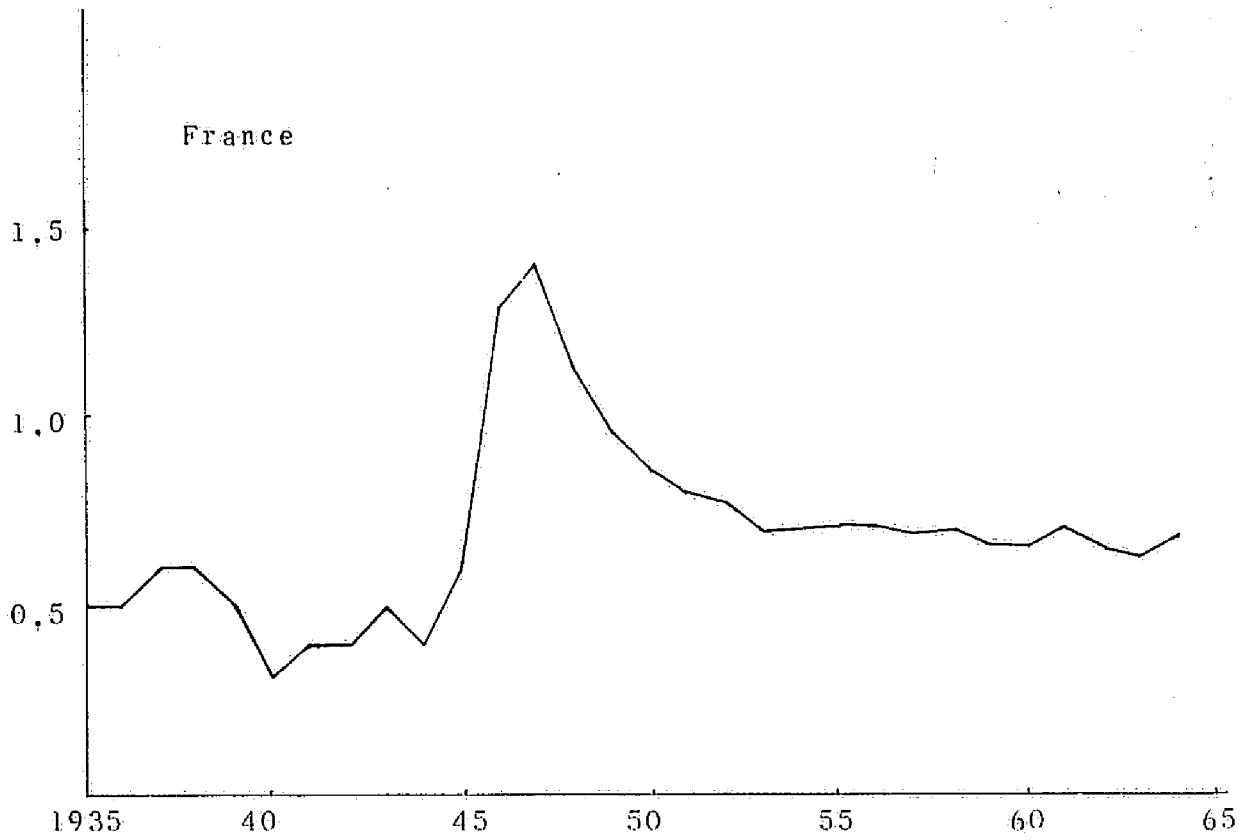


図 8 (イ) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(イのイ)

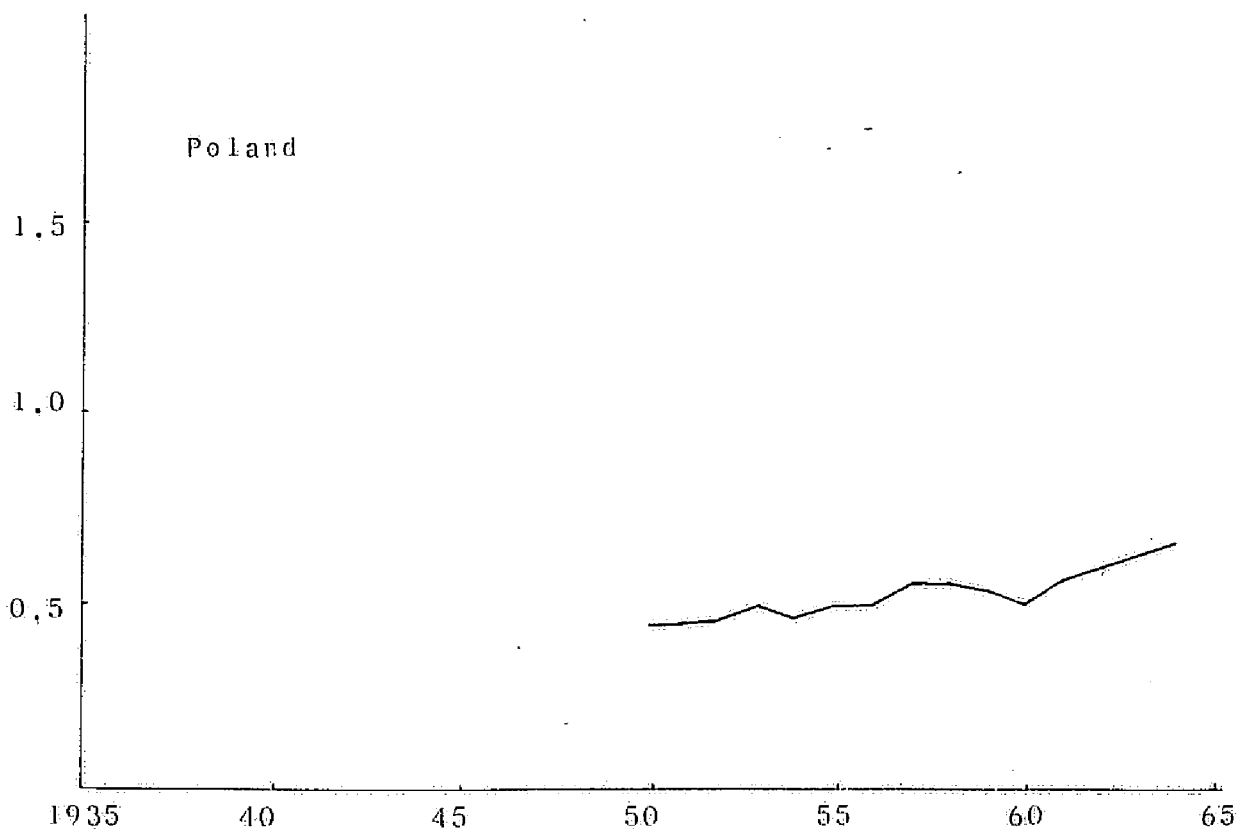


図 8(j) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(7の10)

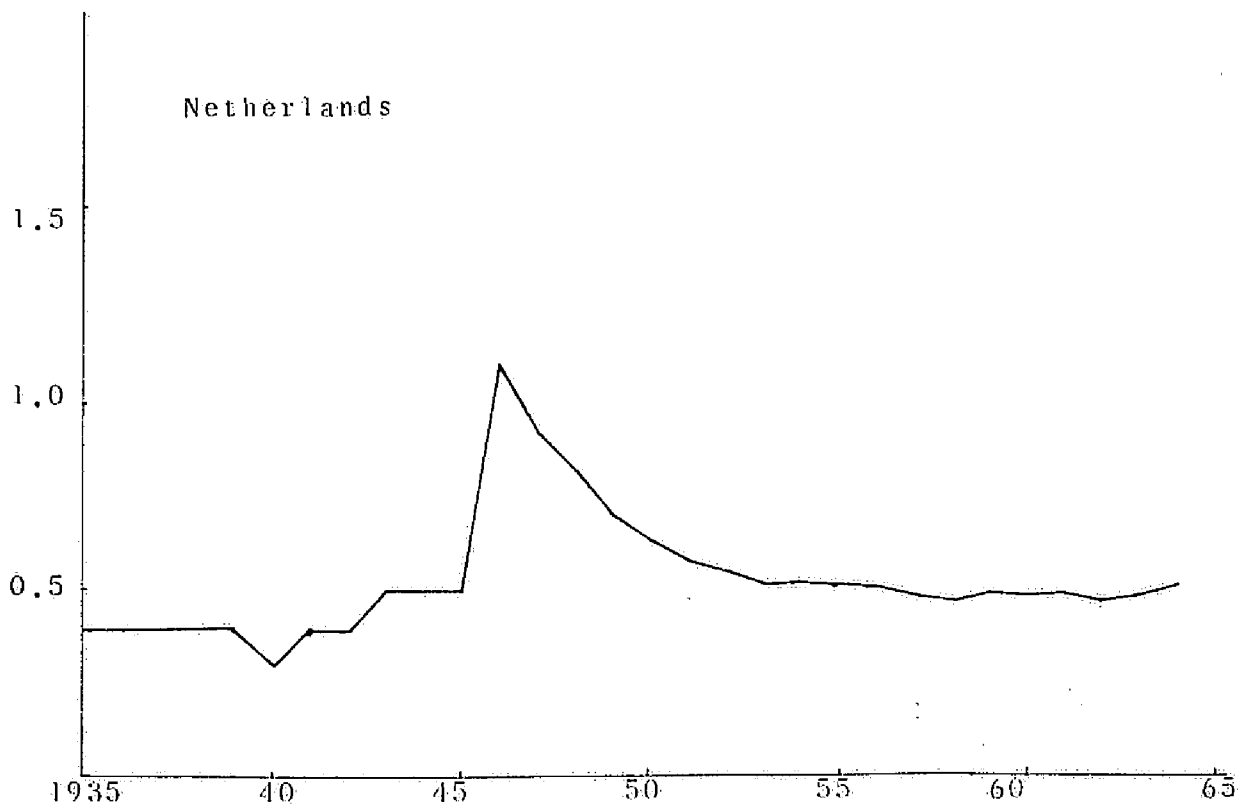
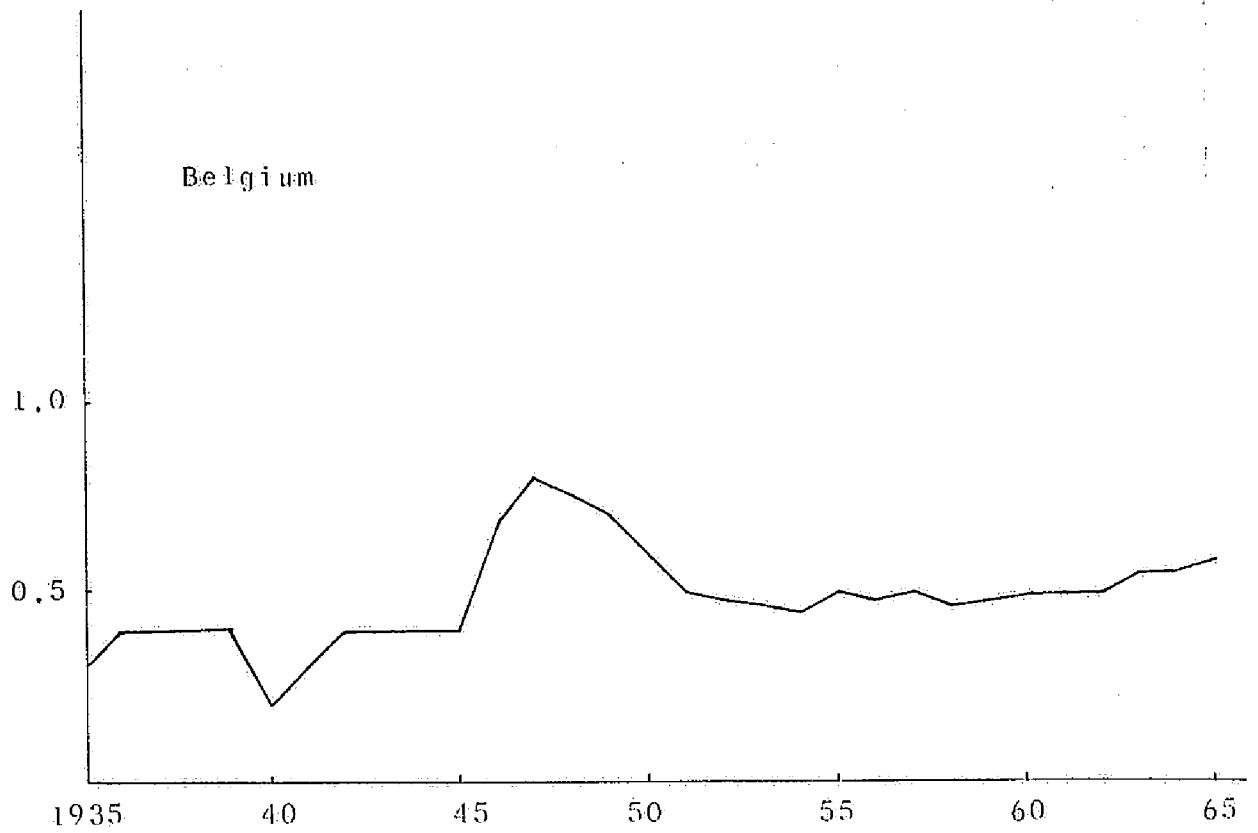


図8(表) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(7の11)

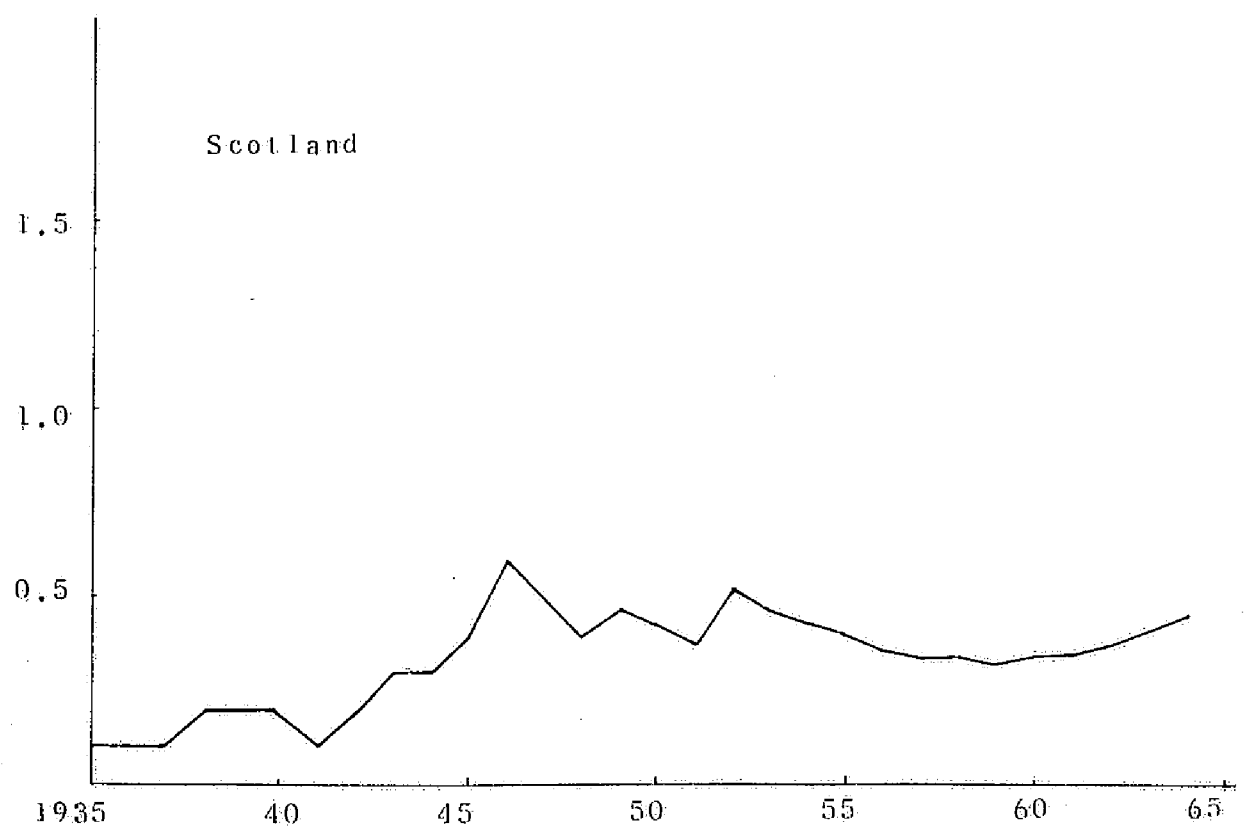
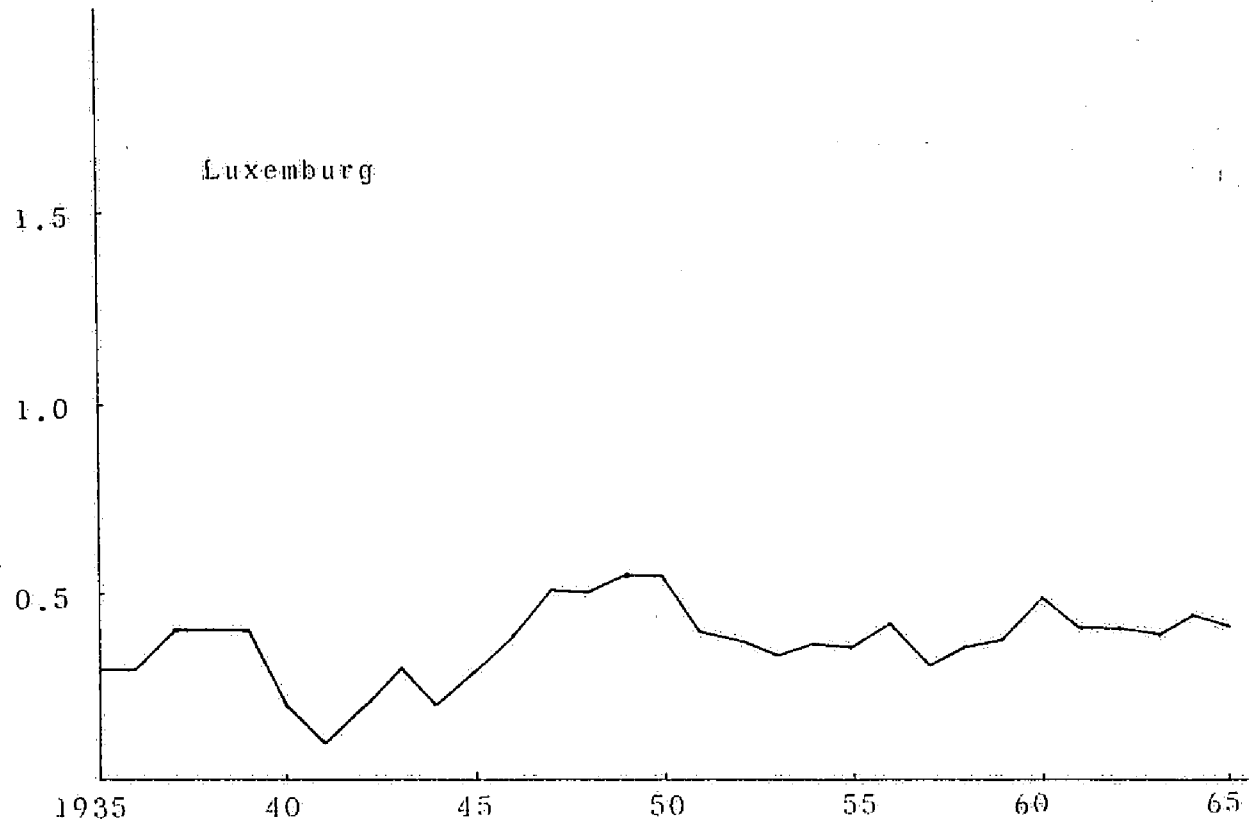


図8(ル) ヨーロッパ各国における離婚率の変動
(1935-1965)

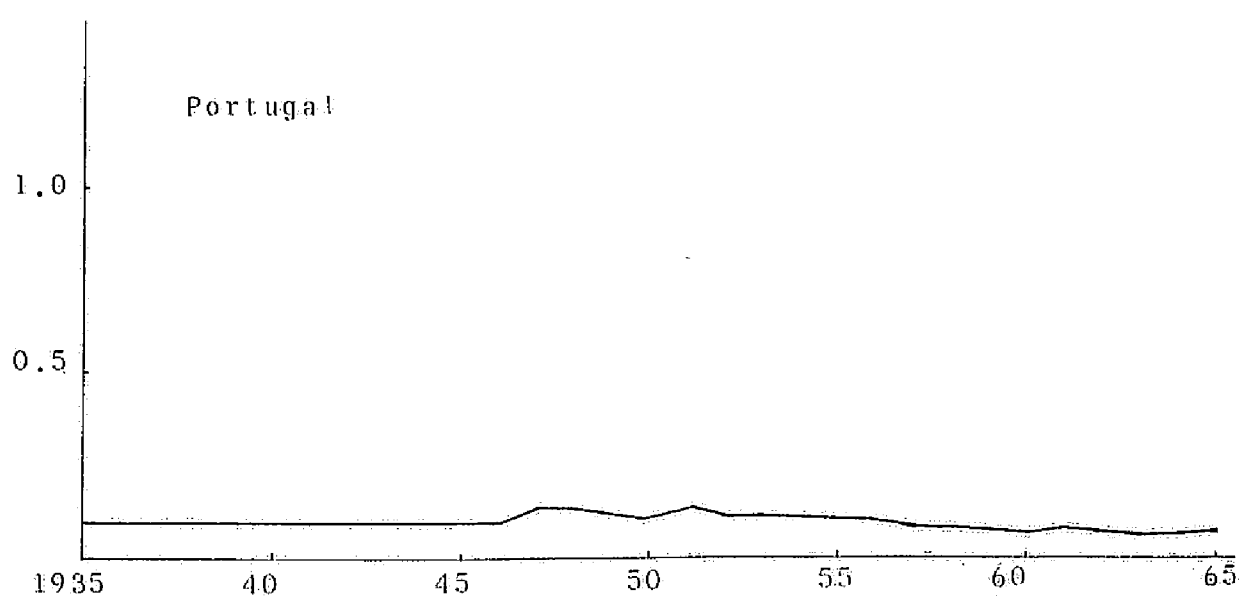
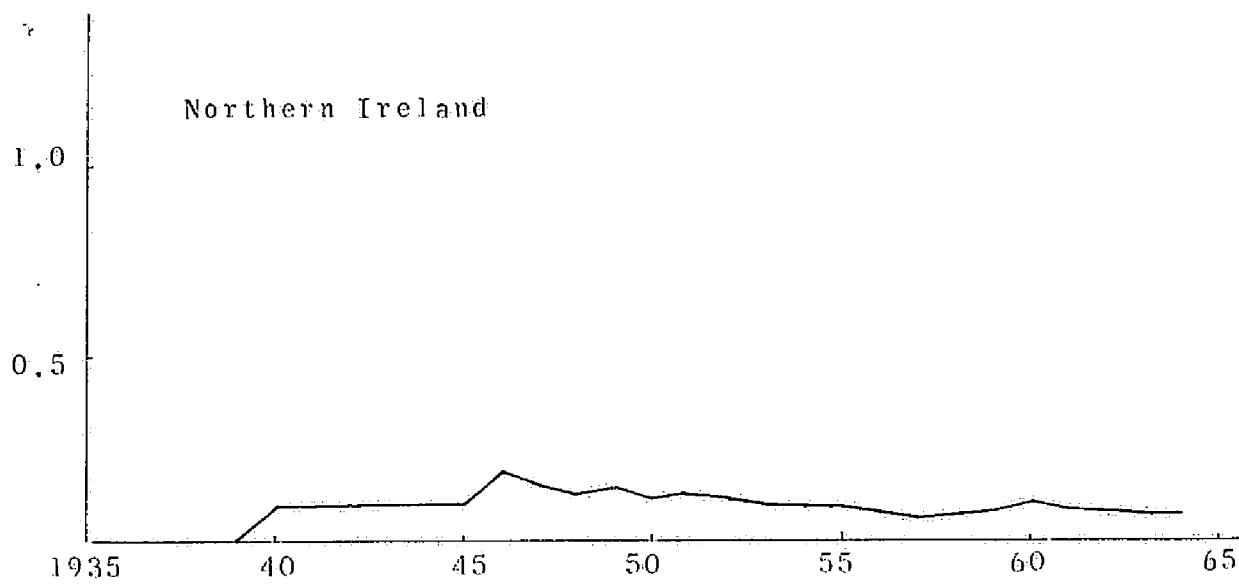
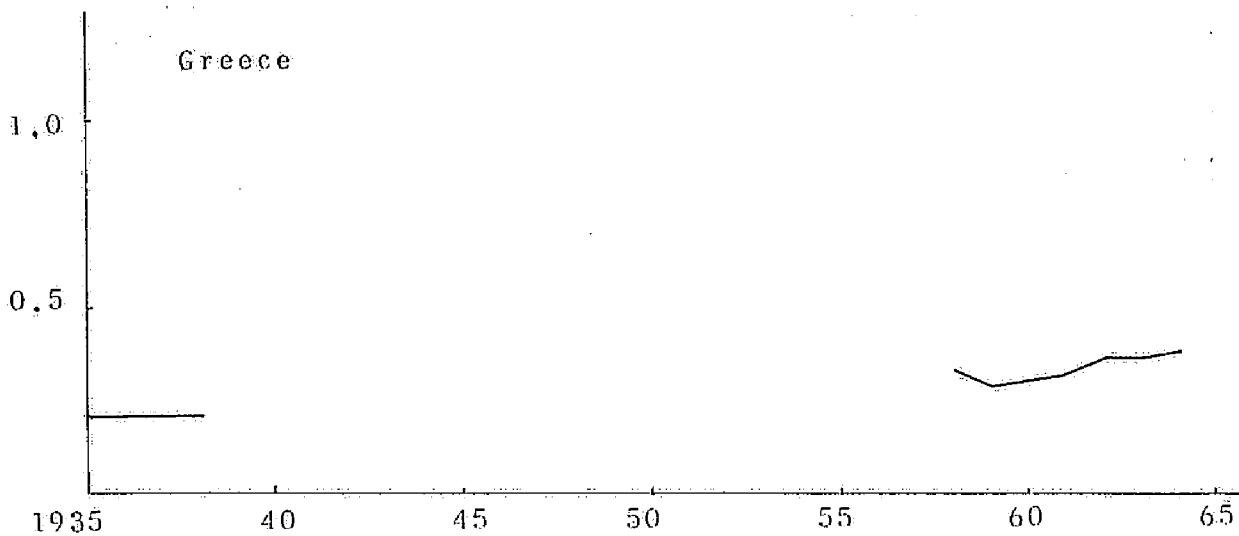


表 19

東西ドイツにおける離婚率 1954~64.
(人口 1,000 対)

年次	東ドイツ	西ドイツ	差
1954	1.48	0.90	0.58
1955	1.35	0.85	0.50
1956	1.25	0.81	0.44
1957	1.25	0.81	0.44
1958	1.26	0.83	0.43
1959	1.32	0.83	0.49
1960	1.34	0.83	0.51
1961	1.44	0.83	0.61
1962	1.36	0.82	0.54
1963	1.33	0.84	0.49
1964	1.48	0.91	0.57

表 9 より再掲

図9 東西ドイツにおける離婚率の変動

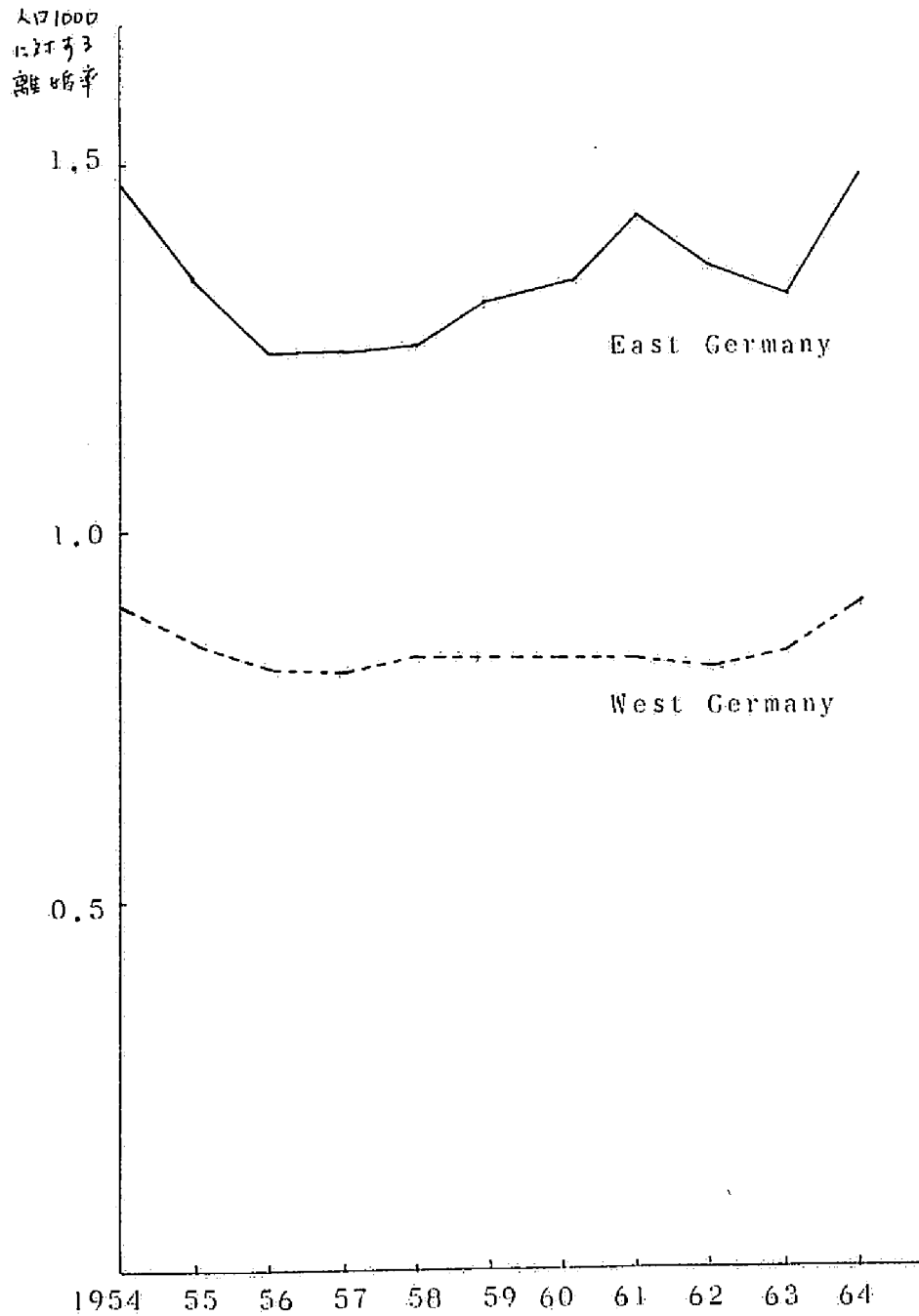


表 20

東西ベルリンにおける離婚率の変動

(人口1,000対)

年次	ベルリン	西ベルリン	東ベルリン
1935	2.3		
1936	2.3		
1937	2.1		
1938	2.2		
1939	2.9		
1940	2.3		
1941	2.5		
1942	-		
1943	-		
1944	-		
1945	-		
1946	3.8		
1947	3.96		
1948	4.68		
1949		5.66	
1950		4.43	
1951		3.57	
1952		3.15	
1953		2.81	
1954		2.70	2.72
1955		2.49	2.62
1956		2.28	2.31
1957		2.20	2.49
1958		2.22	2.44
1959		2.26	2.57
1960		2.04	2.74
1961		2.02	2.78
1962		2.01	2.89
1963		2.05	3.02
1964		2.23	3.22

国連人口統計年鑑による。

図10 東西ベルリンにおける離婚率の変動

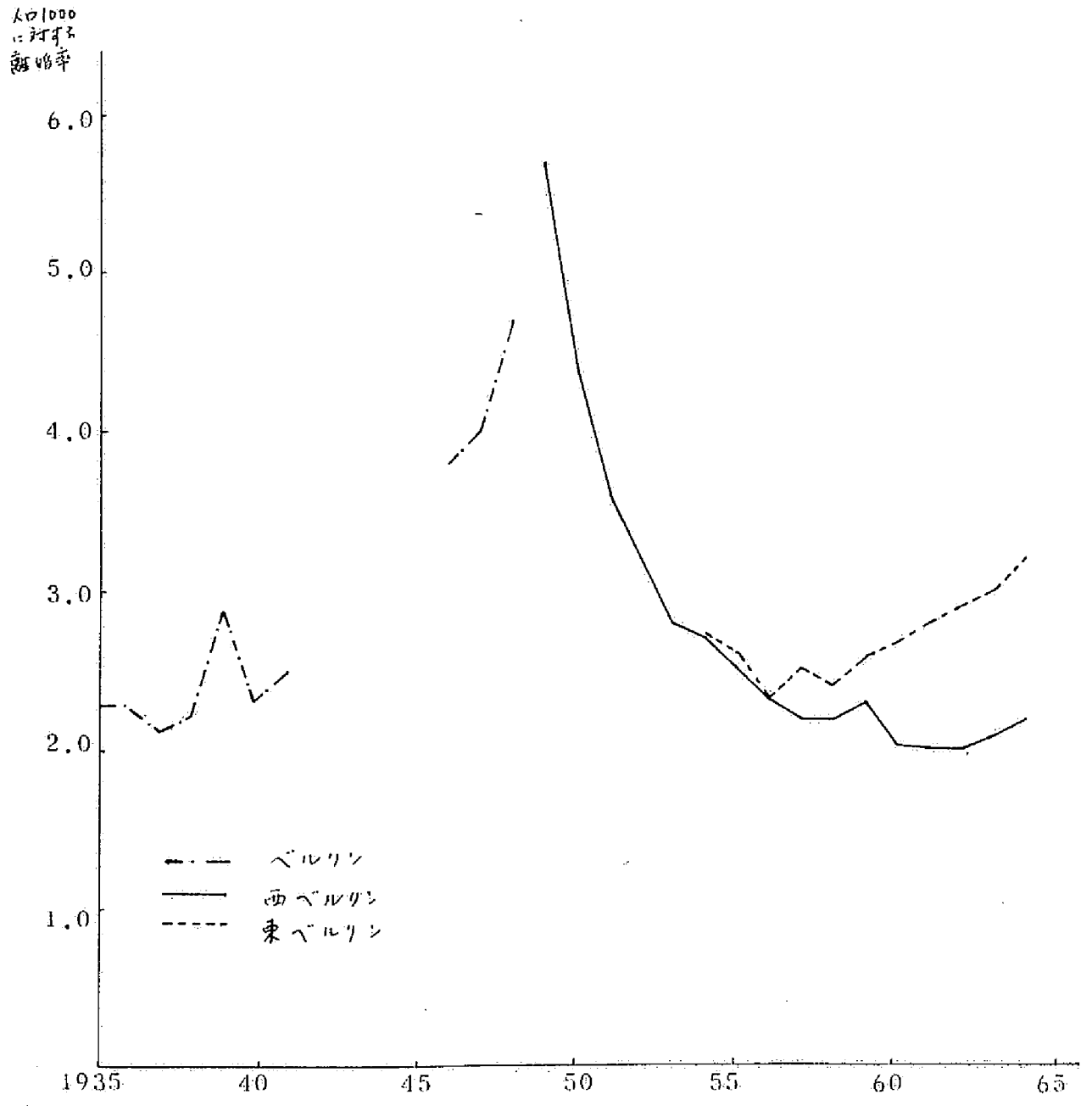


表2

ヨーロッパ以外・西欧文化圏における離婚率の變動
(人口1000対)

	Australia	New Zealand	USA	Canada
1935	0.4	0.4	1.7	0.1
1936	0.4	0.6	1.8	0.1
1937	0.4	0.6	1.9	0.2
1938	0.4	0.7	1.9	0.2
1939	0.5	0.7	1.9	0.2
1940	0.5	0.7	2.0	0.2
1941	0.5	0.6	2.2	0.2
1942	0.5	0.6	2.4	0.3
1943	0.6	0.7	2.6	0.3
1944	0.8	1.0	2.9	0.3
1945	1.0	1.1	3.5	0.4
1946	1.0	1.3	4.3	0.6
1947	1.15	1.25	3.37	0.65
1948	0.93	1.07	2.79	0.54
1949	0.83	1.01	2.67	0.45
1950	0.90	0.86	2.55	0.39
1951	0.86	0.81	2.48	0.38
1952	0.82	0.84	2.52	0.39
1953	0.90	0.75	2.46	0.41
1954	0.72	0.73	2.35	0.39
1955	0.73	0.69	2.30	0.38
1956	0.68	0.66	2.28	0.37
1957	0.65	0.62	2.24	0.40
1958	0.70	0.76	2.12	0.37
1959	0.73	0.70	2.24	0.37
1960	0.65	0.69	2.18	0.39
1961	0.64	0.72	2.26	0.36
1962	0.67	0.71	-	0.36
1963	0.68	0.75	-	0.41
1964	0.71	0.73	-	-
1965	0.75	-	-	-

国連人口統計年鑑による。

図 11

ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚率の変動

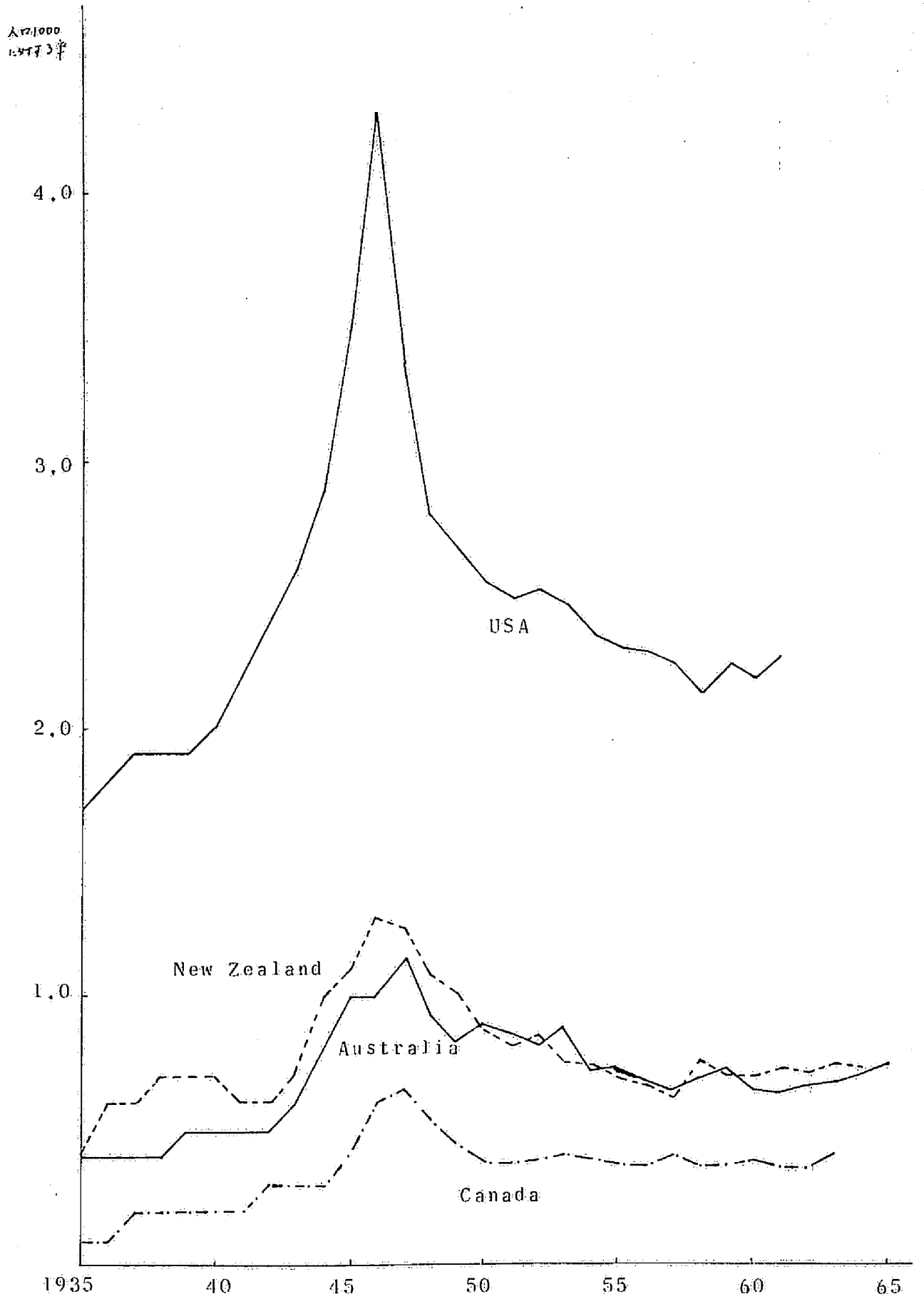


表 22
 米 国 に お け る 離 婚 率 の 変 動
 1900 ~ 1961

年 次	人 口 1000 に 対 す る 離 婚 率	年 次	人 口 1000 に 対 す る 離 婚 率
1900	0.7	1931	1.5
1	0.8	32	1.3
2	0.8	33	1.3
3	0.8	34	1.6
4	0.8	35	1.7
5	0.8	36	1.8
6	0.8	37	1.9
7	0.9	38	1.9
8	0.9	39	1.9
9	0.9	40	2.0
10	0.9	41	2.2
11	1.0	42	2.4
12	1.0	43	2.6
13	0.9	44	2.9
14	1.0	45	3.5
15	1.0	46	4.3
16	1.1	47	3.37
17	1.2	48	2.79
18	1.1	49	2.67
19	1.3	50	2.55
20	1.6	51	2.48
21	1.5	52	2.52
22	1.4	53	2.46
23	1.5	54	2.35
24	1.5	55	2.30
25	1.5	56	2.28
26	1.6	57	2.24
27	1.6	58	2.12
28	1.7	59	2.24
29	1.7	60	2.18
30	1.6	61	2.26

1900 ~ 1934 : 人 口 動 態 統 計 1951, 1957 に よ る

1935 ~ 1961 : 国 連 人 口 統 計 年 鑑 に よ る

図12 米国内における離婚率の變動
1900 - 1961

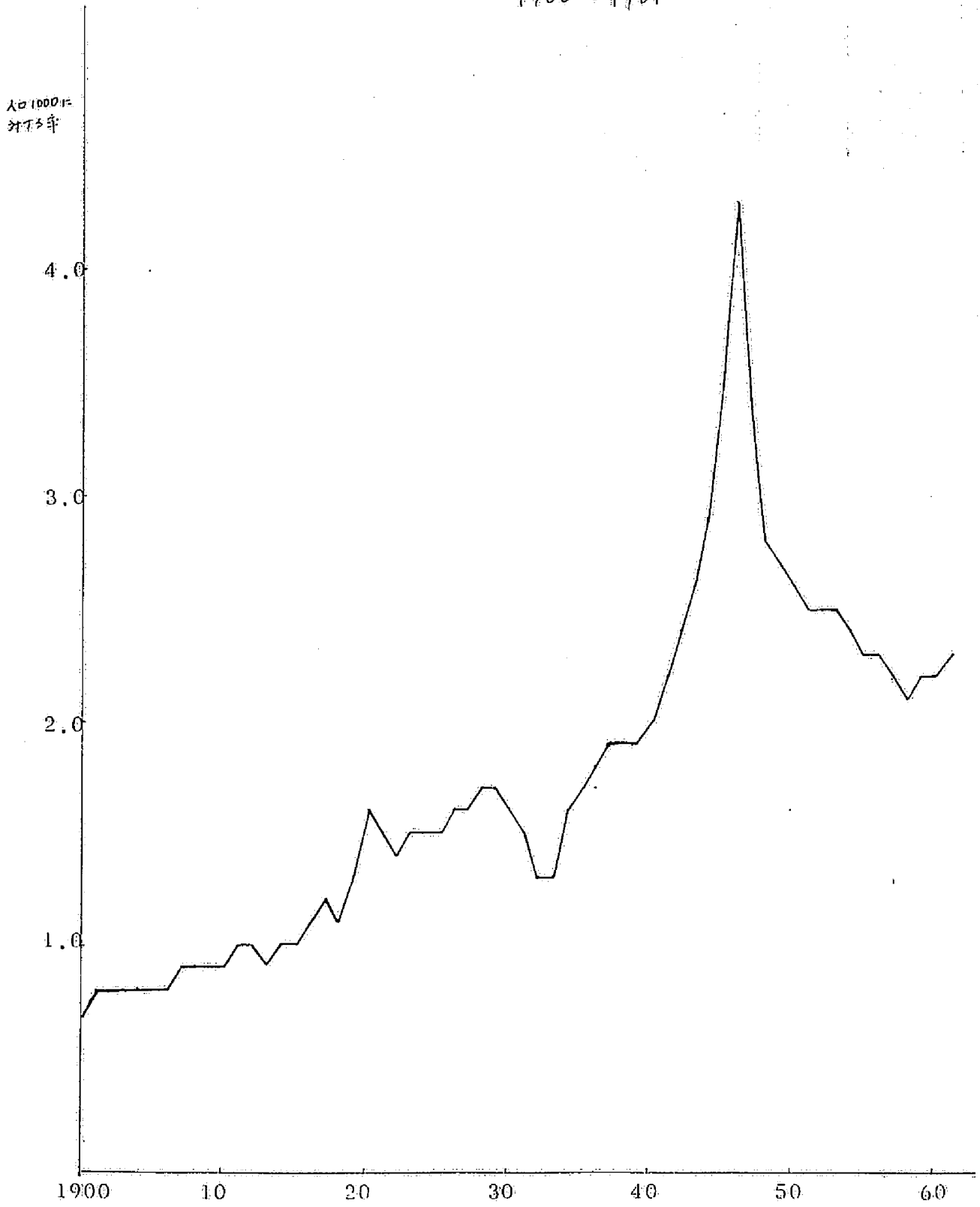


表 23
ジャワにおけるイスラム教徒の結婚と離婚, 1953年.

地 域	結 婚	離 婚	離婚取消	結婚100に 対する離婚
West Java	355,170	217,237	17,763	61.2
East Java	451,898	243,163	37,613	58.3
Central Java	376,490	187,834	11,433	49.9
Greater Djakarta	28,623	11,706	1,194	40.9
Jogjakarta Area	30,933	11,796	460	38.1

Djamour(1959), p.135 による。

表24

サラワクにおける若年の民族の婚姻状態。

1947, 1960年, 10年以上の者に於いて。

		単身	有配偶	列別	離別
		男 子			
Malay	1947	42 %	51 %	5 %	2 %
	1960	40	55	4	1
Sea Dyak	1947	35	58	4	3
	1960	31	63	3	3
Chinese	1947	46	49	4	1
	1960	49	47	3	1
		女 子			
Malay	1947	34	51	12	3
	1960	35	54	9	2
Sea Dyak	1947	24	57	13	6
	1960	20	63	12	5
Chinese	1947	36	55	9	0
	1960	42	51	7	0

Jones(1966), p.115, Table 48 による。

表 25
Kelantan の澳村における男女の結婚経験回数

これまで 配偶者の数	男	女	計
1人	4	6	10
2	5	7	12
3	8	7	15
4	4	5	9
5	1	1	2
6	0	2	2
7	0	0	0
8	1 ^{註)}	1	2
9	0	0	0
10	0	1	1
計	23	30	53

Firth, Rosemary (1966), p. 35, Table 6
による。

註) 最低 8人であり、おそらく 3人以上と思われる。

表 26

Kedahのマレー人農村 Padang Lalang における
婚姻件数と婚姻解消件数 (1964. 10)

	婚姻総数	離婚による 解 消	死別による 解 消	原因不明の 解 消
男	269 (100.0%)	50 (18.6)	24 (8.9)	9 (3.3)
女	260 (100.0%)	28 (10.8)	30 (11.6)	26 (10.0)

口羽・坪内(1960), p. 23, 表17による。

表 27

Kedah の マレ - 人 衆 村 Padang Lalang に お け る 離 婚 経 験 者 ^註 (1964. 10)

離 婚 回 数	40 代 以 下				50 代 以 上			
	男		女		男		女	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
0	108	(88.5)	143	(88.8)	46	(66.7)	43	(63.2)
1	10	} (9.0)	14	} (10.6)	11	}	4	(5.9)
2	1		3		3			
3			3		2			
4						} (26.1)		
5								
6								
7					1			
8					1			
経 験 有 無 不 明	3	(2.5)	1	(0.6)	5	(7.2)	21	(30.9)
計	122	(100.0)	161	(100.0)	69	(100.0)	68	(100.0)

口 羽 - 坪 内 (1966), p. 24, 表 18 に よ る。

註) 生 存 中 の 結 婚 経 験 者 に つ い て。

巡 査, 助 産 婦, ホ ス ピ タ ル - ア ス タ ン ト, 官 吏 を 除 く。

表 28

Kedah州農村 Padang Lalangにおける職業群別による離婚経験者 (1964.10)

性別	男			女									
	40代以下			50代以上									
年齢層	40代以下			50代以上			40代以下			50代以上			
離婚経験	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計	
農業 所有農地 5relong以上	1	10	11	3 ⁽¹⁾	13	16	0	5	5	0	10	10	
	9%	91%	100%	19%	81%	100%	0%	100%	100%	0%	100%	100%	
	所有農地 5relong未満	0	11	11	4	11	15	2	15	17	0	12	12
		0%	100%	100%	27%	73%	100%	12%	88%	100%	0%	100%	100%
所有農地 なし	4	70	74	5 ⁽¹⁾	15	20	10 ⁽¹⁾	93	103	3	18	21	
	5%	95%	100%	25%	75%	100%	10%	90%	100%	14%	86%	100%	
農業計	5	91	96	12 ⁽²⁾	39	51	12 ⁽¹⁾	113	125	3	40	43	
	5%	95%	100%	23%	77%	100%	10%	90%	100%	7%	93%	100%	
農業労働 種役・農行商	3 ⁽¹⁾	16	19	4 ⁽⁴⁾	7	11	4 ⁽¹⁾	21	25	1	8	9	
	16%	84%	100%	36%	64%	100%	16%	84%	100%	11%	89%	100%	
その他 (大工・店・無職)	3	6	9	2 ⁽²⁾	5	7	2 ⁽¹⁾	9	11	0	6	6	
	33%	67%	100%	29%	71%	100%	18%	82%	100%	0%	100%	100%	

〔1〕内は、離婚回数2回以上の者之内数を示す。

口羽・坪内(1966), p.25, 表19による。

表 29
Kedah 州 峇 株 巴 轄 Padang Lalang における最近の
結婚と離婚の届出 (1965.7)

年次	結 婚	離 婚			
		総 数	talak1	talak2	talak3
1963	6	6	4	2	0
1964	5	2	1	0	1
1965(1-6)	12	4	4	0	0

口 籍・坪 田 (1966), p. 26, 表 20 に よ る。

表 30

Kedah 州 峇 株 巴 轄 村 Padang Lalang に お け る 婚 姻 解 消
件 数 と 再 婚 件 数 (1964. 10)

	男		女	
	婚 姻 解 消 数	再 婚 数	婚 姻 解 消 数	再 婚 数
離 婚 に よ る 解 消	50	44	28	20
列 別 に よ る 解 消	24	18	30	9
不 明 に よ る 解 消	9	6	26	4
計	83	68	84	33

巡 査 助 産 婦, ホ ス テ ャ ル ・ ア シ ス タ ン ト, 官 吏 を 除 く。

口 羽 ・ 坪 内 (1966), p. 28, 表 22 に よ る。

表31(9)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(701)

Johore						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻100に對 する離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948		4,291		1,481		35
1949		4,799		1,512		32
1950		5,460		1,644		30
1951		6,515		1,743		27
1952		4,826		1,467		30
1953		4,334		1,425		33
1954		4,301		1,369		32
1955		4,947		1,332		27
1956		5,032		1,412		28
1957		5,037		1,410		29

Dj.: Djāmour (1959), n. 136

G.: Gordon (N.D.), p. 27

表31(表)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(その2)

Malacca						
年次	婚姻		離婚		婚姻100に 対する離婚数	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1945	2,793		1,699		61	
1946	1,936		993		51	
1947	1,859	1,859	759	759	41	41
1948	1,767	1,767	711	711	40	40
1949	1,924	1,924	670	670	35	35
1950	2,159	2,159	729	729	34	34
1951	2,693	2,693	805	805	30	30
1952	2,235	2,235	633	633	28	28
1953	1,943	1,943	648	648	33	33
1954		1,871		604		32
1955		1,945		632		32
1956		2,099		625		30
1957		1,797		510		28

Dj.: Djamour (1959), n. 136

G.: Gordon (N.D.), n. 27

表31(c)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(1948-1957)

Selangor						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻100に 対する離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948		2,396		989		41
1949	3,147	3,147	1,080	1,086	34	35
1950	3,040	3,040	1,068	1,168	35	38
1951	3,378	3,378	1,066	1,066	32	32
1952	2,783	2,783	1,063	1,063	38	38
1953	2,906	2,906	1,023	1,023	35	35
1954		2,658		1,103		41
1955		2,801		1,018		36
1956		2,781		939		34
1957		2,829		967		34

Dj.: Djamour (1959), p. 136

G.: Gordon (N.D.), p. 28

表31(α)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(1945)

Perak						
年次	婚姻		離婚		婚姻100に 対する離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1945	5,047		3,203		63	
1946	4,382		3,072		70	
1947	4,532		2,806		62	
1948	6,015	5,794	2,645	2,510	44	43
1949	5,803	5,917	3,020	2,912	52	49
1950	6,214	6,578	2,731	2,777	44	42
1951	6,492	6,442	2,853	2,757	44	43
1952	5,416	4,909	2,673	2,674	49	54
1953	5,172	4,410	2,464	2,287	48	52
1954		4,658		2,270		49
1955		5,527		2,474		45
1956		4,883		2,042		42
1957		5,353		2,143		40

Dj.: Djamour (1959), p. 136

G.: Gordon (N.D.), p. 28

表 31 (2)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(注の5)

Penang						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻100に 対する離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1945	2,081	2,081	1,477	1,477	71	71
1946	2,216	2,216	1,402	1,402	63	63
1947	2,176	2,176	1,248	1,248	57	57
1948	2,330	2,330	1,149	1,149	49	49
1949	2,232	2,232	1,081	1,081	48	48
1950	2,676	2,676	1,102	1,102	41	41
1951	3,143	3,143	1,116	1,116	36	36
1952	2,469	2,469	1,118	1,118	45	45
1953	2,049	2,049	975	975	48	48
1954		2,038		865		42
1955		1,935		781		40
1956		2,263		813		36
1957		2,448		784		32

Dj.: Djamour (1959), p. 136

G.: Gordon (N.D.), p. 29

表31(ナ)

マラヤに於けるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(その6)

Negri Sembilan							
年次	婚 姻		離 婚		婚姻 100 に 対する離婚		
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	
1945	2,039		1,710			84	
1946	2,268		1,858			82	
1947	2,276		1,552			68	
1948	2,652		1,054			40	
1949	2,615		1,527			58	
1950	2,683	983	1,412	648	53	66	
1951	2,979	904	1,552	371	52	41	
1952	2,452	1,134	1,264	512	52	45	
1953	2,114	2,083	1,036	1,025	49	49	
1954		2,043		901		44	
1955		2,125		975		46	
1956		2,049		956		47	
1957		2,025		947		47	

Dj.: Djamour (1959), p. 136

G.: Gordon (N.D.), p. 29

表31(8)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(マラヤ)

Pahang						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻 100 名 に対する離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1952		1,801		1,220		68
1953		1,903		1,241		65
1954		1,934		1,201		62
1955		2,255		1,178		52
1956		1,860		760		41
1957		1,790		1,040		58

Dj. : Djamour (1959), p. 136

G. : Gordon (N.D.), p. 30

表 31(h)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(千の千)

Kedah						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻 1000: 対する離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948	7,724	7,724	5,032	5,032	65	65
1949	7,222	7,222	4,645	4,645	64	64
1950	8,945	8,945	5,170	5,170	58	58
1951	9,621	9,621	4,977	4,977	52	52
1952	7,266	7,266	4,801	4,801	66	66
1953	6,778		4,285		63	
1954		5,789		3,968		69
1955		5,814		3,634		63
1956		4,836		3,173		66
1957		6,940		3,924		57

Dj. : Djamour (1959), p. 136

G. : Gordon (N.D.), p. 30

表 31 (ii)
マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(その9)

Perlis						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻 1000 対于離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948	968		615		64	
1949	962	962	645	645	67	67
1950	1,246	1,146	733	718	59	63
1951	1,065	1,065	845	847	79	80
1952	918	918	851	851	93	93
1953	834	834	636	636	76	76
1954		881		650		74
1955		693		538		78
1956		1,083		876		81
1957		1,800		917		51
1958		1,454		618		43

Dj.: Djamour (1959), p. 136

G.: Gordon (N.D.), p. 31

表31(2)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(7910)

Trengganu						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻100対 于離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948		4,508		3,480		77
1949		5,410		3,420		63
1950		5,615		4,009		71
1951		6,867		3,672		53
1952		5,422		4,029		74
1953		5,128		4,384		85
1954		5,251		4,101		78
1955		5,802		4,364		75
1956		5,844		4,243		73
1957		4,944		3,350		68

Dj.: Djamour (1959), P. 136

G.: Gordon (N.D.), P. 31

表31(長)

マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数
(その11)

Kelantan						
年次	婚 姻		離 婚		婚姻100に 対する離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948		12,488		11,625		93
1949		13,256		11,384		86
1950		12,326		11,163		91
1951		13,131		10,247		78
1952		11,391		9,298		82
1953		11,092		8,777		79
1954		10,003		7,549		75
1955		11,639		7,660		66
1956		13,830		7,846		57
1957		7,611		4,747		62

Dj.: Djamour (1959), P. 136

G.: Gordon (N.D.), p. 32

表32

シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚

年次	婚姻	離婚	婚姻100に 対する離婚
1921	2,055	1,133	55.1
1922	2,073	1,239	59.8
1923	2,113	1,205	57.0
1924	3,089	1,285	41.6
1925	2,616	1,311	50.1
1926	2,633	1,335	50.7
1927	2,554	1,466	57.4
1928	2,556	1,421	55.6
1929	2,469	1,428	57.8
1930	2,307	1,366	52.9
1931	2,177	1,264	58.1
1932	2,084	1,277	61.3
1933	2,006	1,260	62.8
1934	2,163	1,132	52.3
1935	2,070	1,159	56.0
1936	2,039	1,182	58.0
1937	2,320	1,208	52.1
1938	2,065	1,241	60.1
1939	2,014	1,145	56.9
1940	2,213	1,249	56.4
1941	2,440	1,267	51.9
1942	2,949	1,139	38.6
1943	3,582	1,705	47.6
1944	2,907	2,165	74.5
1945	2,982	2,046	68.6
1946	3,095	1,734	56.0
1947	2,784	1,588	57.0
1948	2,605	1,545	59.3
1949	2,516	1,401	55.7
1950	2,506	1,501	59.9
1951	2,699	1,526	56.6
1952	2,658	1,474	55.5
1953	2,445	1,417	58.0
1954	2,457	1,357	55.2
1955	2,472	1,247	50.4
1956	2,414	1,074	44.5
1957	2,303	1,201	52.1
1958	2,332	1,149	49.3
1959	2,116	577	27.3
1960	1,814	574	31.6
1961	1,560	401	25.7
1962	1,483	449	30.3
1963	1,690	430	25.4
1964	1,698	324	19.1
1965	1,922	366	19.0

Djamour (1959), p. 117, Djamour (1966), p. 129, P. 183. によし。
 1965年の Singapore Year Book 1965, p. 75 によし。

表33
Jakun の離婚 (1966.4)

	男	女
(1) 結婚経験者	68	68
(2) 離婚経験者	17	19
(2)/(1) X 100	25.0%	27.9%
(3) 婚姻件数	105	132
(4) 離婚件数	24	52
(4)/(3) X 100	22.9%	39.4%

前田成文未発表の資料による。

表 34

1953年～57年における州別マレー人離婚率

	マレー人 人口 (1957)	マレー人 有配偶 人口 (1957)	婚姻数 (1953-57)	離婚数 (1953-57)	人口1,000 に対する 年平均 離婚率	有配偶人口 1,000に対 する年平均 離婚率	婚姻 100に対 する離婚 割合
Johore	443,289	157,524	23,651	6,978	3.15	8.9	29.5
Malacca	142,872	48,536	9,655	3,019	4.23	12.4	31.3
Selangor	287,374	104,531	13,975	5,050	3.51	9.7	36.1
Perak	471,422	182,021	24,831	11,216	4.76	12.3	45.2
Penang	165,082	61,183	10,733	4,218	5.11	13.8	39.3
Negri Sembilan	149,094	56,953	10,325	4,804	6.44	16.9	46.5
Pahang	163,012	73,910	9,742	5,420	6.65	14.7	55.6
Kedah	475,473	196,903	30,157	18,984	7.98	19.3	63.0
Perlis	71,214	31,083	5,291	3,617	10.16	23.3	68.4
Trengganu	256,147	110,833	26,949	20,442	15.96	36.9	75.9
Kelantan	459,123	202,738	54,175	36,579	15.93	36.1	67.5
Malaya	3,084,102	1,226,215	219,484	119,327	7.74	19.5	54.4

1) インドネシア人を合算、原住民を除く。

2) インドネシア人・原住民を合算

婚姻・離婚数は、表31より算出。人口は、1957年センサス Report, No. 3 ~ No. 12による。

図13

州別に見たマレー人の離婚率
1953~57年平均

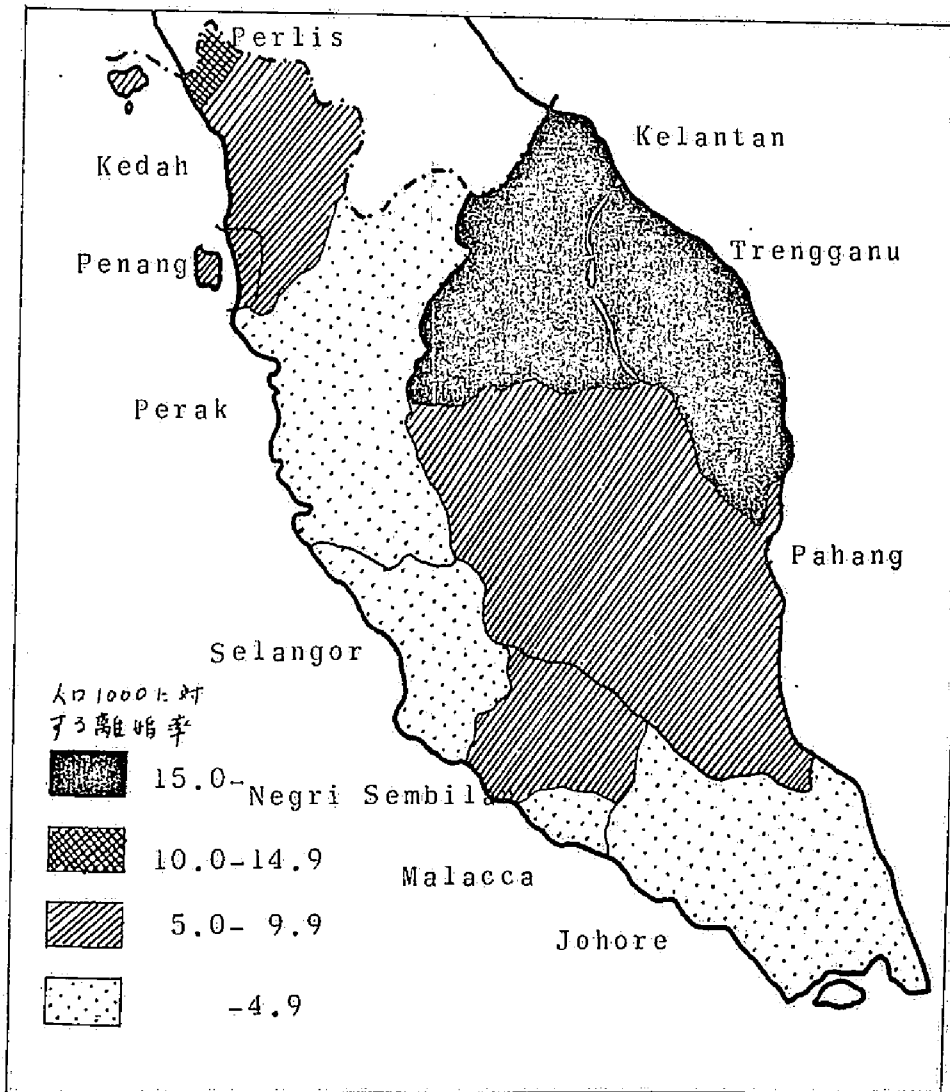


表35
マラヤ各州の民族的構成 (1957年)

	マレーシア ¹⁾			中国人	インド人	英国人	その他	計
	マレー人	インド ネシア人	原住民					
Johore	35.6%	12.2%	0.1%	42.4%	7.7%	0.6%	1.4%	100.0%
Malacca	47.3	1.7	0.1	41.5	8.1	0.2	1.1	100.0
Selangor	19.2	9.2	0.4	48.2	20.1	0.9	2.0	100.0
Perak	34.5	4.1	1.1	44.5	14.9	0.5	0.7	100.0
Penang	28.4	0.5	0.0	57.2	12.2	0.6	1.1	100.0
Negri Sembilan	39.0	1.9	0.6	41.2	15.1	0.6	1.6	100.0
Pahang	50.7	1.4	5.1	34.6	7.0	0.3	0.9	100.0
Kedah	67.0	0.7	0.0	20.5	9.7	0.1	2.0	100.0
Perlis	78.2	0.1	0.1	17.4	1.8	0.0	2.4	100.0
Trengganu	91.8	0.2	0.0	6.6	1.1	0.1	0.2	100.0
Kelantan	90.7	0.1	0.8	5.7	1.2	0.0	1.5	100.0

1) 1957年センサスの分類によるマレー人、インドネシア人、原住民を含むカテゴリー。

1957 Population Census of the Federation of Malaya,
Report No. 14, Table 3 により算出。

表36
州別離婚率と他民族の占める割合
との相関

民族名	相関値
中国人	$r = .915^*$
インド人	$r = .755^*$
英国人	$r = .702^*$
インドネシア人	$r = .599$
原住民	$r = .099$
その他の民族	$r = .160$

* 1% 95% レベル以上で統計的に有意であることを示す。

表37
マレー人、中国人、インド人の婚姻状態

(1957. 15才以上の若らについて)

	未 婚	有配偶	列 別	離 別	不 明	計
マレー人 男	219,366 (25.7)	595,910 (69.7)	16,925 (2.0)	20,972 (2.5)	562 (0.1)	853,735 (100.0)
女	92,057 (10.4)	624,107 (70.7)	112,505 (12.7)	54,528 (6.2)	229 (-)	883,426 (100.0)
中国人 男	269,947 (39.9)	373,123 (55.2)	28,590 (4.2)	3,300 (0.5)	1,076 (0.2)	676,039 (100.0)
女	160,544 (25.6)	372,888 (59.5)	90,639 (14.4)	2,688 (0.4)	556 (0.1)	627,312 (100.0)
インド人 男	75,706 (30.5)	156,452 (63.2)	12,831 (5.2)	2,554 (1.0)	284 (0.1)	247,827 (100.0)
女	16,322 (10.7)	115,611 (76.0)	18,801 (12.3)	1,565 (1.0)	74 (-)	152,373 (100.0)

インドネシア人・原住民を含む。

1957 Population Census of the Federation of Malaya.
Report No. 14, pp. 73-75 による。

表38
マレー人の都鄙別居住状態 (1957)

	人口1万 以上の 地域	人口1千 ~1万の 地域	人口1千 未満の 地域	全地域
Johore	13.6%	6.6%	79.8%	100.0%
Malacca	6.5	2.3	91.2	100.0
Selangor	21.4	8.8	69.8	100.0
Perak	9.3	8.1	82.6	100.0
Penang	24.9	5.5	69.6	100.0
Negri Sembilan	5.8	8.2	86.0	100.0
Pahang	8.7	9.5	81.8	100.0
Kedah	6.3	4.9	88.8	100.0
Perlis	0.0	5.3	94.7	100.0
Trengganu	15.8	13.8	70.4	100.0
Kelantan	7.8	12.1	80.1	100.0

1) インドネシア人・原住民を含む。

1957. Population Census of Federation of Malaya.
Report No. 14, p. 10, Table 2-8, Table 2-9

表39

マラヤにおける州別にみた 才1次産業従業者
および 農林・行政職 従事者の占める割合
(1957, マレー人男子)

	才1次産業 従事者の占 める割合	農林, 行政職 従事者の占め る割合
Johore	11.6%	3.5%
Malacca	16.4	4.0
Selangor	23.2	4.1
Perak	30.9	3.3
Penang	40.4	4.2
Negri Sembilan	19.7	3.7
Pahang	53.4	3.4
Kedah	64.6	2.6
Perlis	81.3	2.3
Trengganu	58.3	2.4
Kelantan	61.8	2.7

1) インドネシア人・原住民を含む。

1957 Population Census of the Federation of Malaya,
Report No. 3-No. 13, Table 15 により算出。

表40

マラヤにおける州別によるマレー人⁰中、学校教育を受けた
ことのあるものの割合 (1957)

	全年令		15~24才	
	男	女	男	女
Johore	45.7%	71.6%	13.8%	55.1%
Malacca	35.1	70.8	5.8	50.9
Selangor	40.4	66.2	10.0	46.7
Perak	38.0	62.2	10.6	37.7
Penang	30.1	58.1	4.5	28.8
Negri Sembilan	35.9	65.6	5.6	40.3
Pahang	49.0	72.6	18.9	51.9
Kedah	51.8	80.4	26.3	70.7
Perlis	44.8	72.2	16.9	49.9
Trengganu	64.3	81.7	33.0	71.1
Kelantan	66.1	84.4	36.8	73.9

1) インドネシア人・原住民を含む。

1957 Population Census of the Federation of Malaya.
Report No. 3-No. 13, Table 10A による。

表41
 学校教育とうけたことがないものの
 割合(1957)と離婚率(1953-57平均)
 との相関

学 校 教 育	相 関 値
マレ-人全年令 (男子)	$r=+.845^*$
(女子)	$r=+.758^*$
マレ-人15-24歳 (男子)	$r=+.861^*$
(女子)	$r=+.701^*$

* は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。

表 42

州別に於て15才以上のマレー人の識字率 (1957)

	男女計			男 子			女 子		
	何れの 言語	マレー 語	英 語	何れの 言語	マレー 語	英 語	何れの 言語	マレー 語	英 語
Johore	46%	45%	5%	66%	65%	9%	25%	24%	2%
Malacca	48	47	4	83	82	7	21	21	1
Selangor	55	54	9	75	74	14	33	33	3
Perak	57	57	5	77	76	8	38	37	2
Penang	61	60	7	85	84	12	38	38	3
Negri Sembilan	57	56	6	85	84	11	32	30	2
Pahang	42	42	3	61	61	5	23	23	1
Kedah	34	33	2	55	55	3	13	13	1
Perlis	38	38	2	58	58	4	20	20	1
Trengganu	21	20	1	33	33	3	9	9	0
Kelantan	20	20	2	32	32	3	9	9	0

ワインドネシア人・原住民を含む。

1957 Population Census of the Federation of Malaya,
Reprt No. 3-No. 13, Table 11A による。

表 43
 1949 年別離婚率 (1953 ~ 57 平均) と マレー人
 識字率 (1957) との相関

	何らかの 言語	マレー語	英語
男女計	-.878*	-.874*	-.740*
男	-.883*	-.882*	-.827*
女	-.775*	-.776*	-.765*

*は 95% レベル以上で有意なことを示す。

表44

州別に見た15~19才のマレー人¹⁾中
結婚経験者の占める割合(1957)

州名	男	女
Johore	4.5%	45.4%
Malacca	3.7	35.0
Selangor	3.7	46.6
Perak	5.1	45.8
Penang	2.9	40.7
Negri Sembilan	3.4	50.4
Pahang	8.0	54.4
Kedah	10.1	59.6
Perlis	14.7	55.5
Trengganu	13.4	68.2
Kelantan	15.3	75.5

1) インドネシア人・原住民を含む。

1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 3-No. 13, Table 8A
による。

表45

マラヤ各州における離婚数と同年次および前
年次の婚姻数との相関

州	観察年次	同年次の婚姻 数との相関	前年次の婚姻 数との相関
Johore	1948-57	+ .785*	+ .315
Malacca	1945-57	+ .682*	+ .448
Selangor	1948-57	+ .391	+ .216
Perak	1945-57	+ .110	+ .207
Penang	1945-57	+ .115	+ .242
Negri Sembilan	1945-57	+ .370	+ .309
Pahang	1952-57	+ .246	- .899*
Kedah	1948-57	+ .894*	+ .652
Perlis	1948-58	+ .512	- .102
Trengganu	1948-57	+ .217	+ .144
Kelantan	1948-57	+ .742*	+ .083

*は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。

図14(2)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(その1)

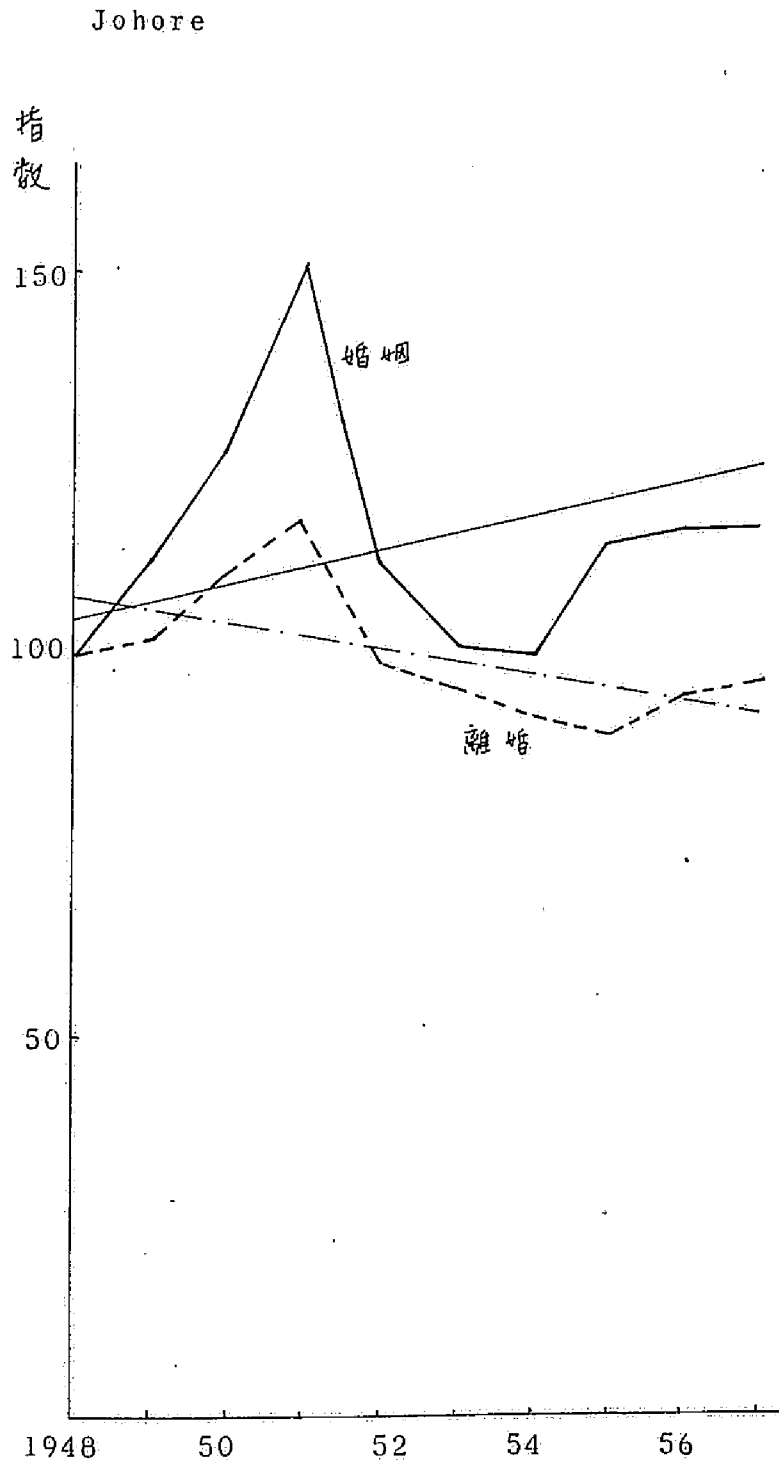


図14(七)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(ア)2)

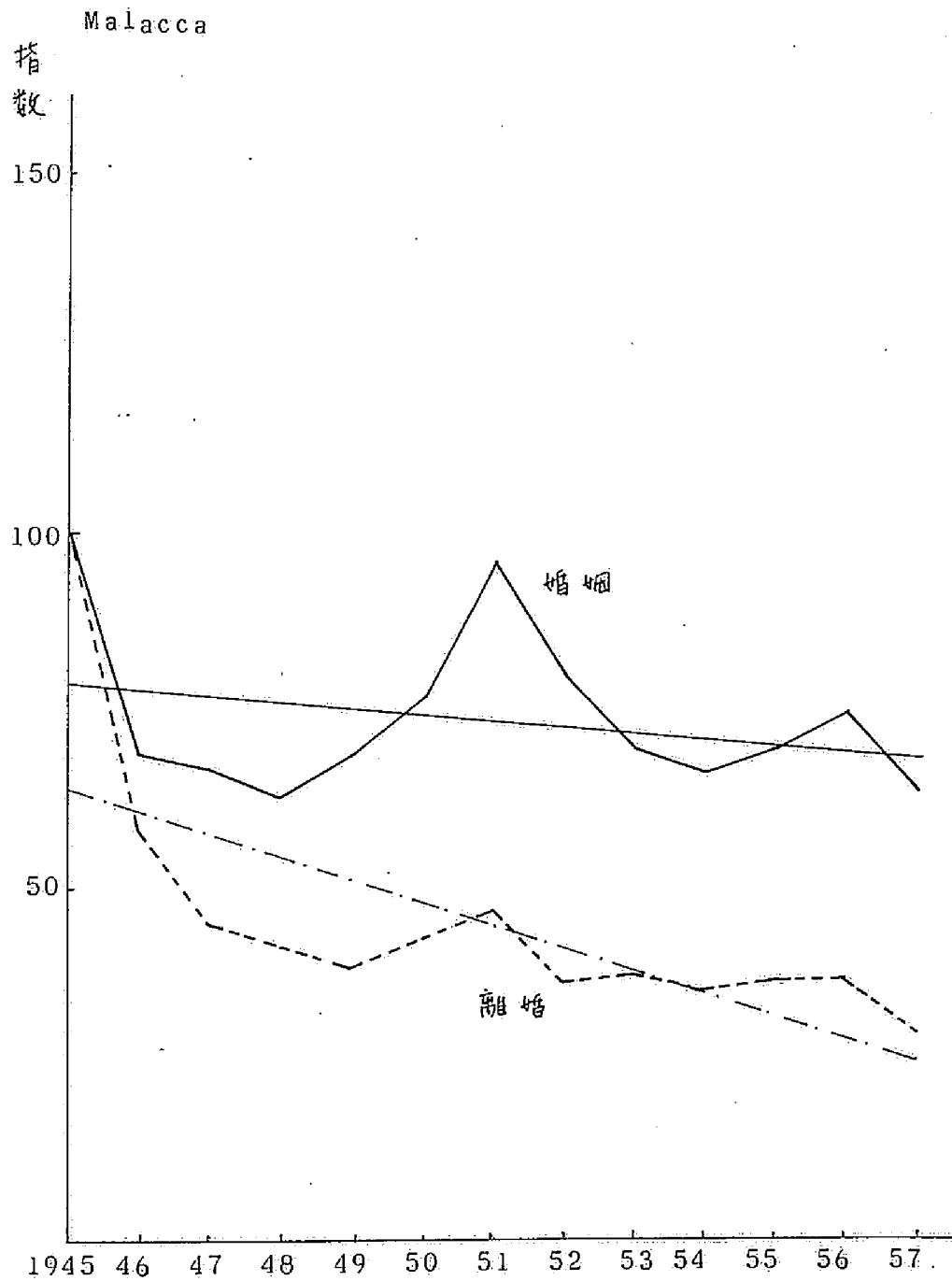


図14(c)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(9の3)

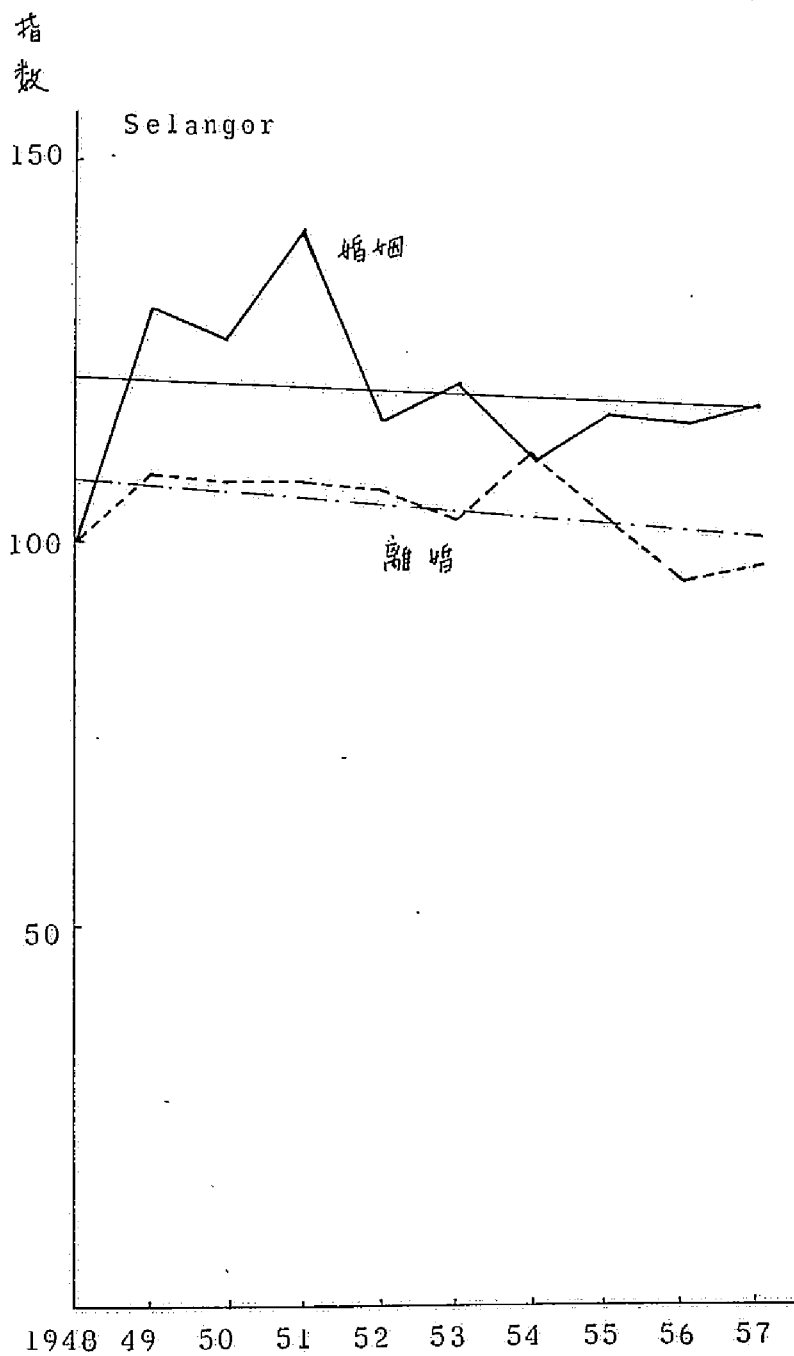


図14 (d)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(304)

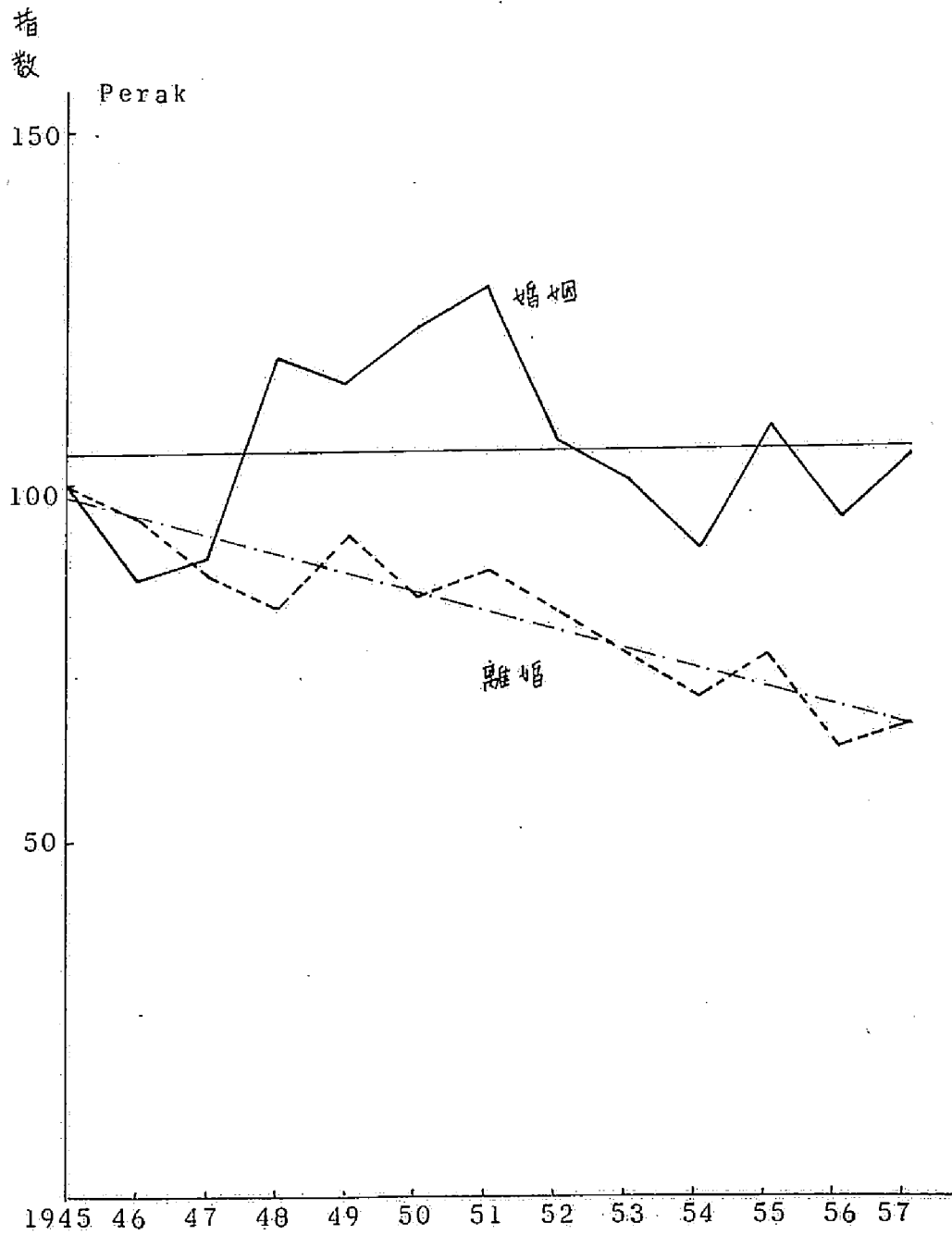


図14 (七)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(その5)

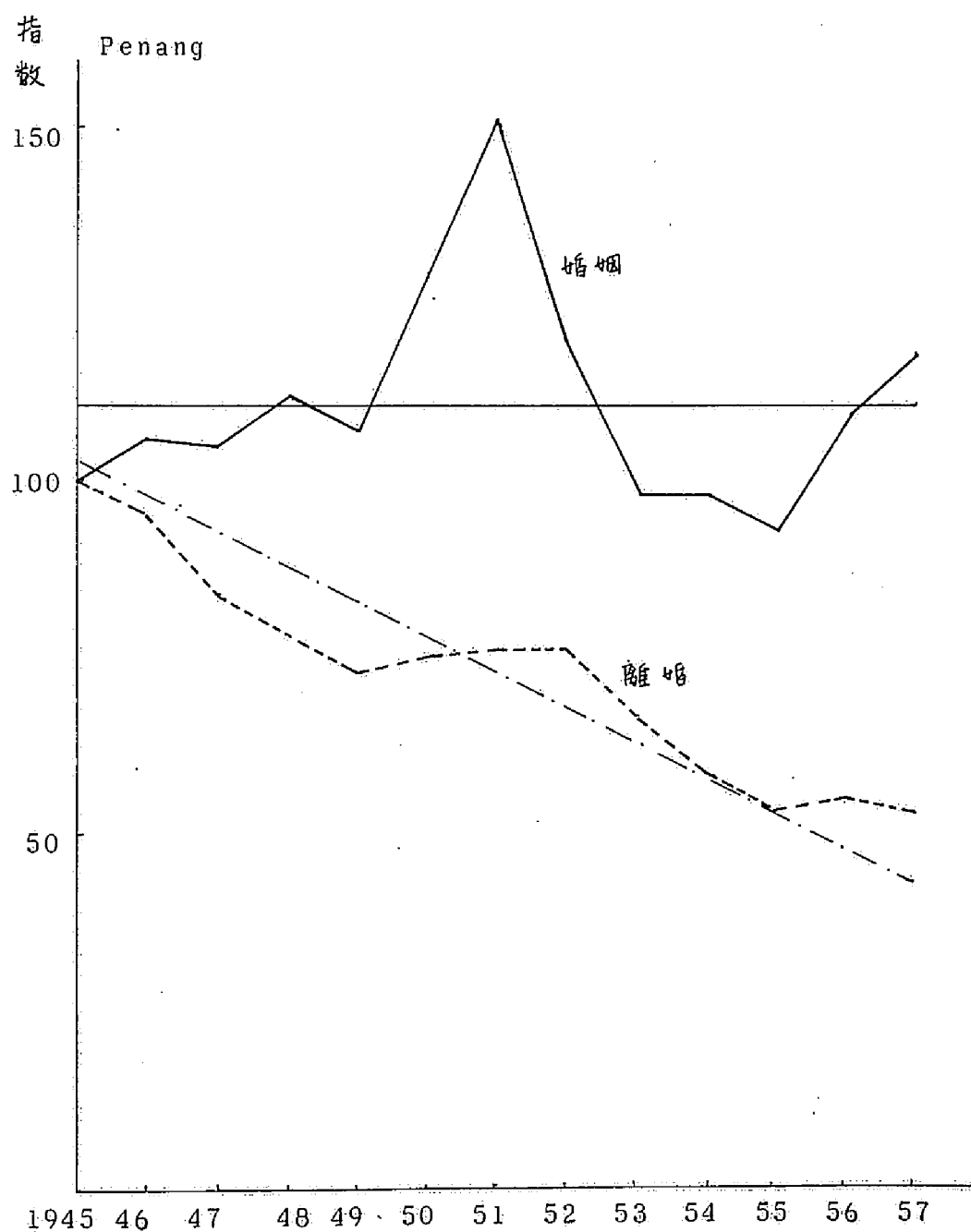


図 14 (ナ)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(その6)

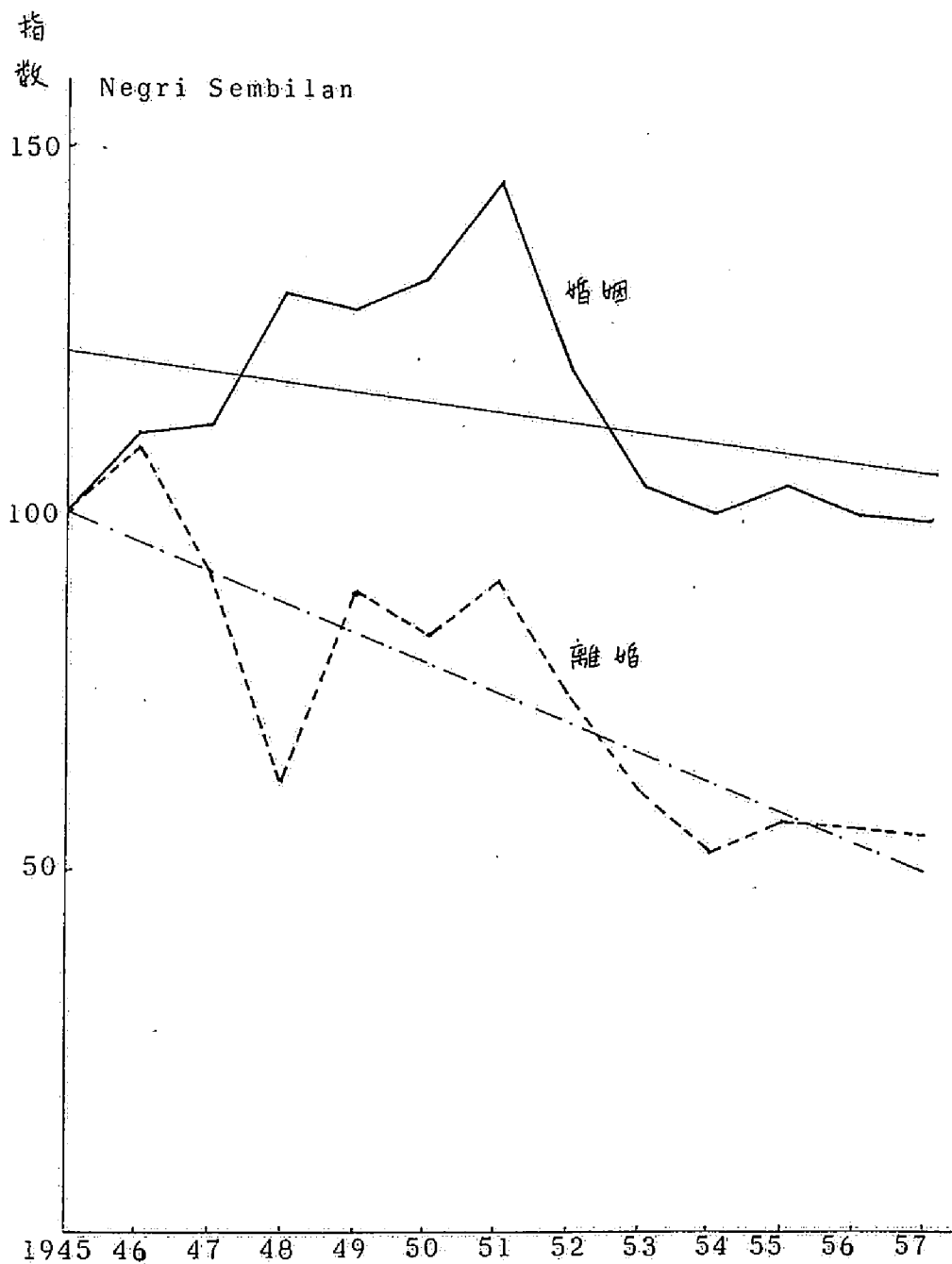


図14(8)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(この7)

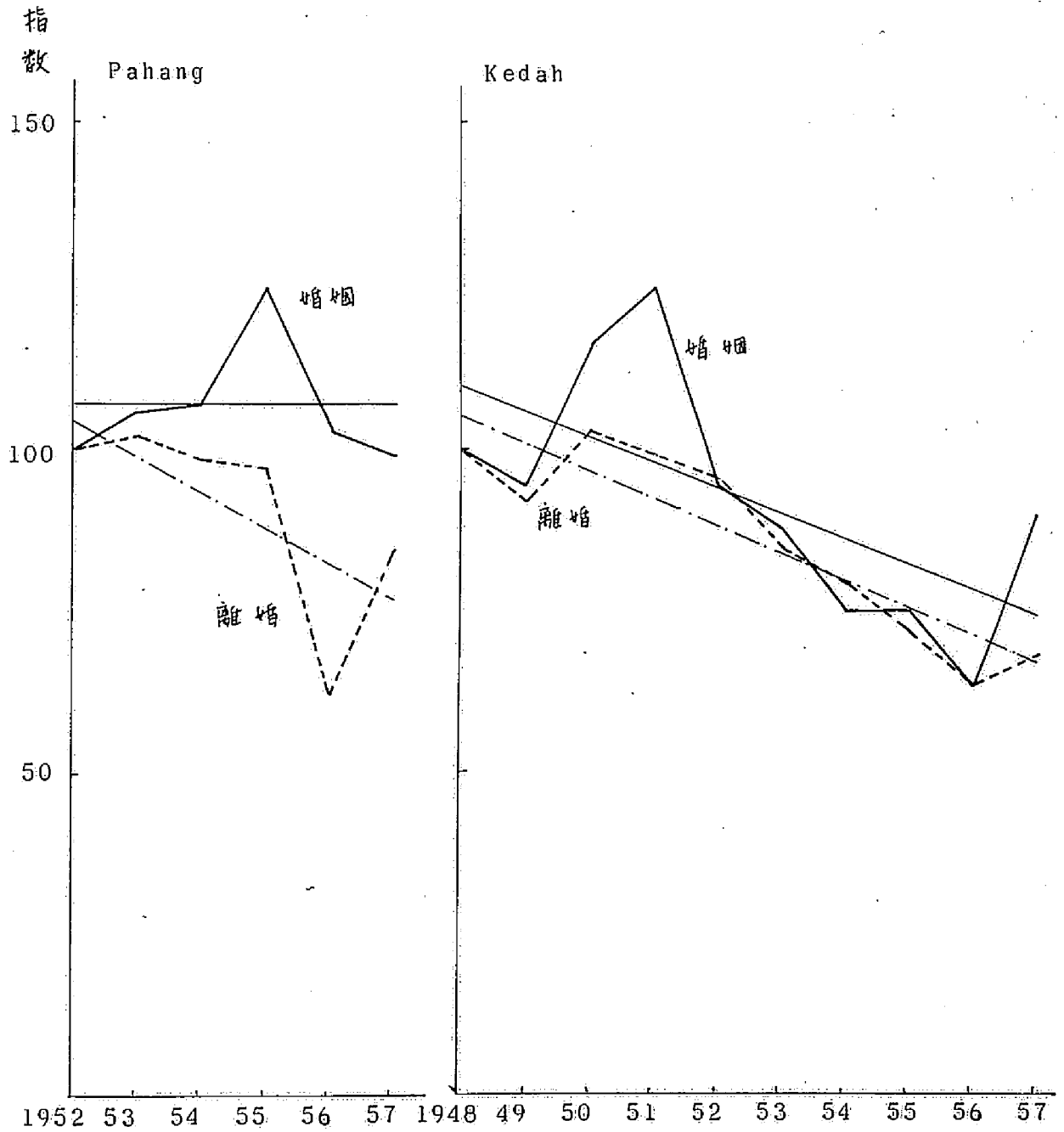


図14 (k)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(その8)

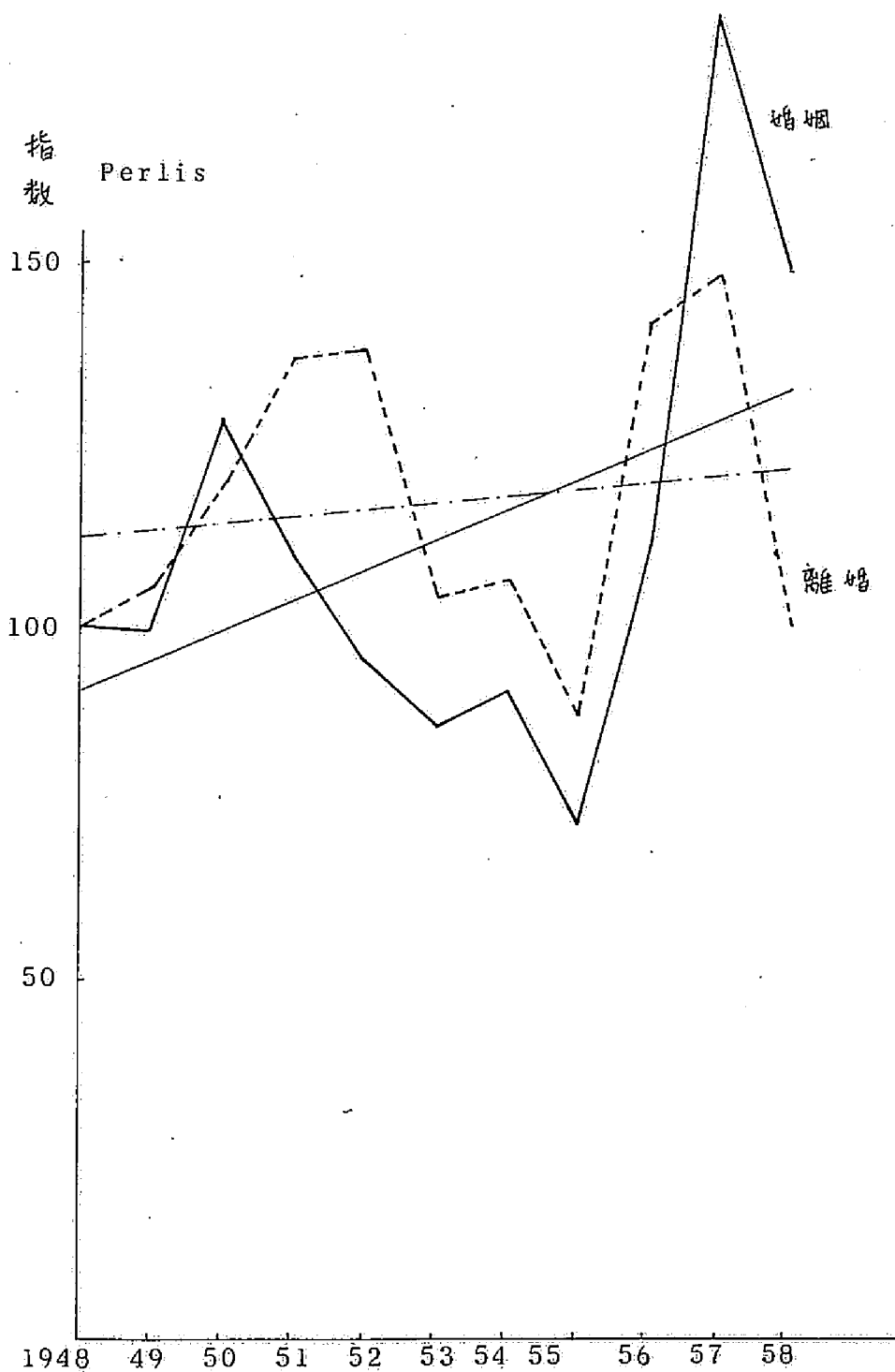


図14 (i)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(その9)

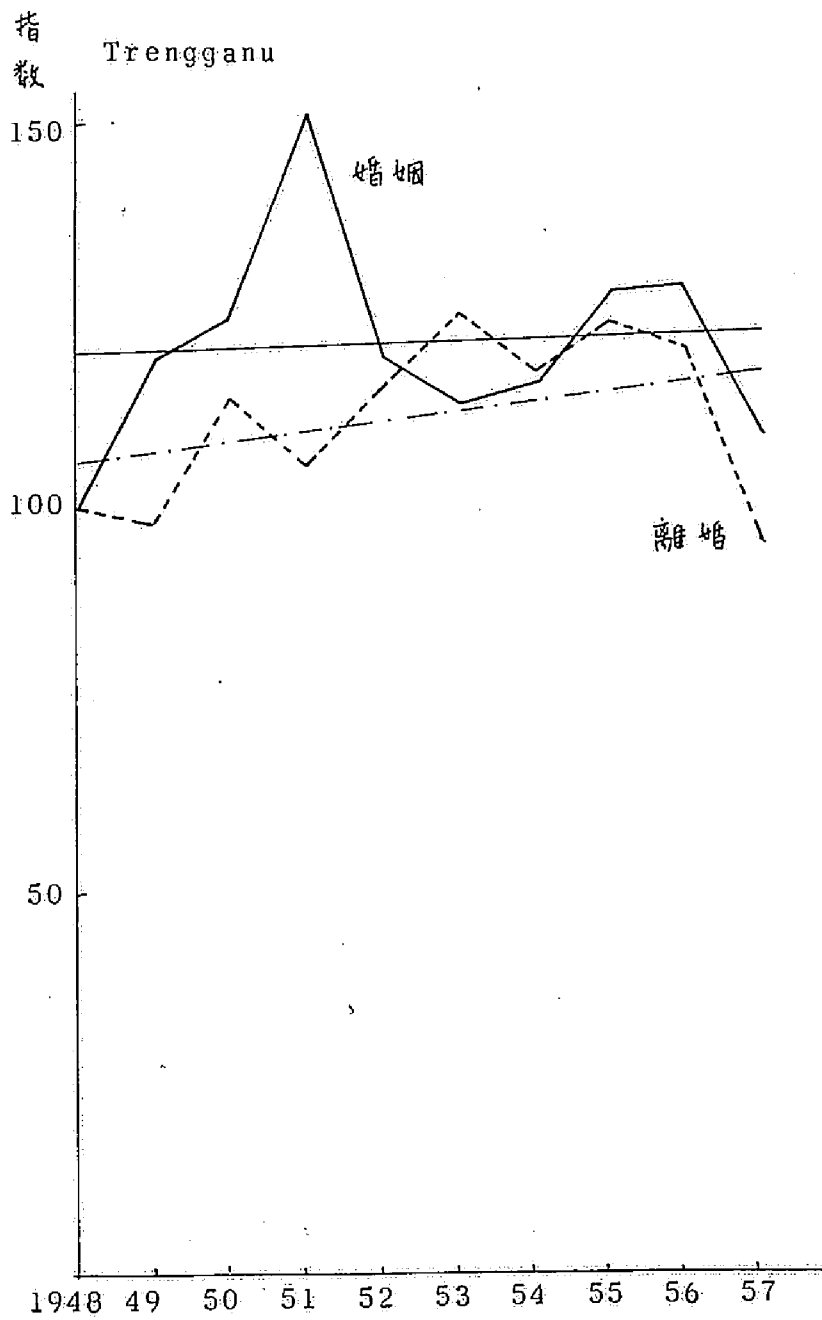


図14(j)

マラヤ各州における婚姻数および離婚数の変動
(1948-57)

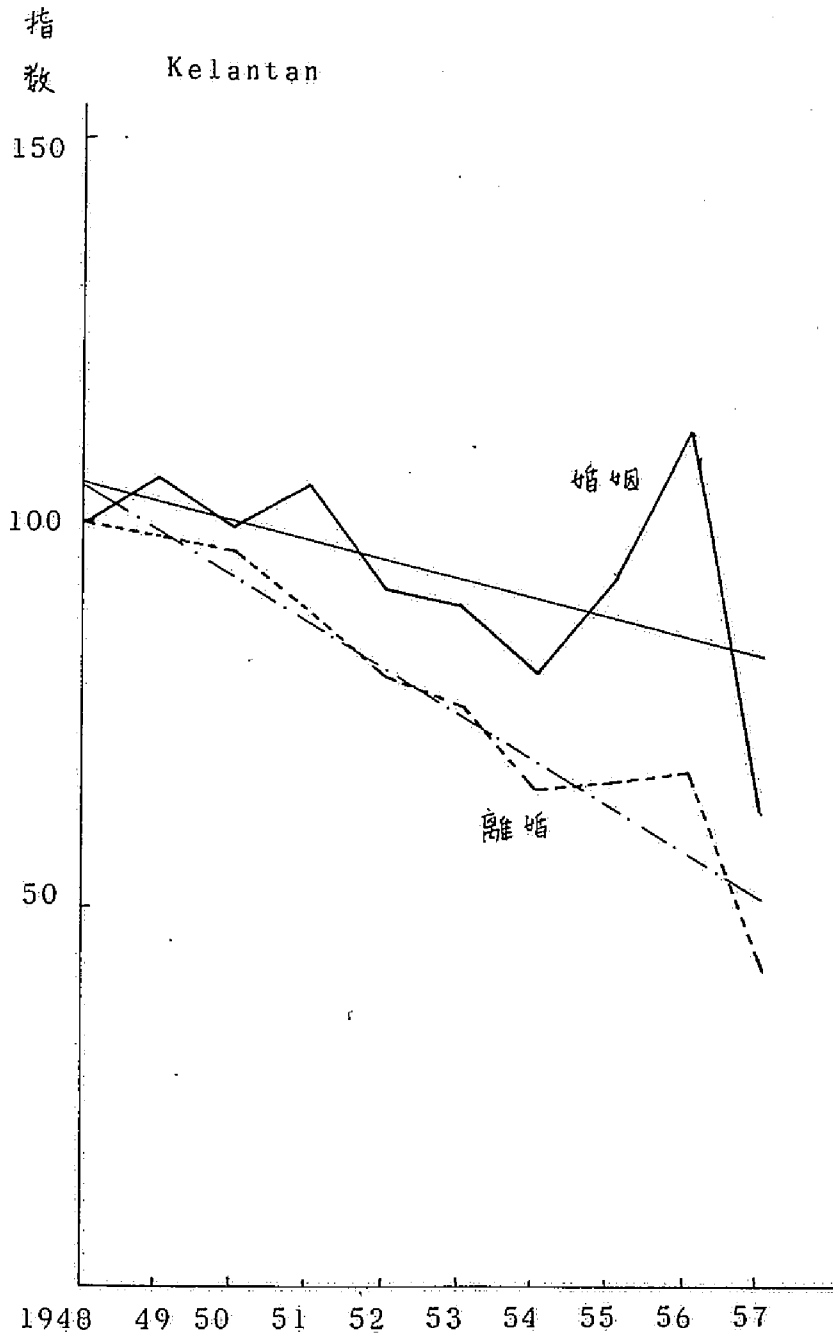


表 46

マラヤ各州におけるすゝ勢直線による婚姻と
離婚の年平均増減率

州	婚姻	離婚
Johore	+2.0%	-1.6%
Malacca	-1.2	-7.1
Selangor	-0.4	-0.8
Perak	+0.2	-3.1
Penang	0.0	-5.2
Negri Sembilan	-1.2	-6.0
Pahang	+0.1	-6.2
Kedah	-4.3	-5.0
Perlis	+3.8	+0.9
Trengganu	+0.3	+1.2
Kelantan	-2.7	-7.5

図15
 ランガポールにおける婚姻数と離婚数の変動(イスラム教徒)

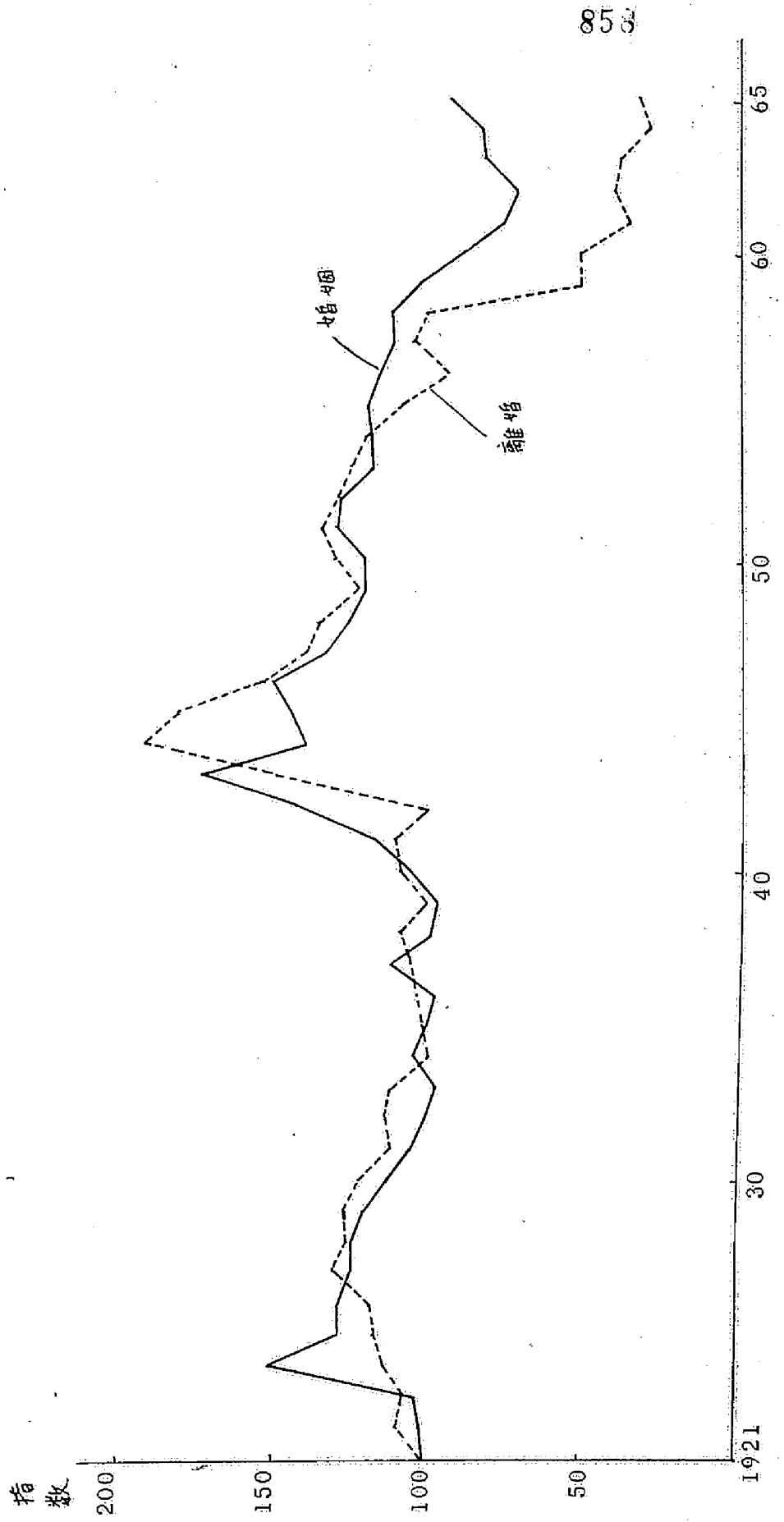


表 47

インドネシアにおけるイスラム教徒の

婚姻と離婚

年次	婚姻	離婚	婚姻100に對する離婚
1950	1,276 ^{十件}	629 ^{十件}	49.3
1951	1,443	815	56.5
1952	1,310	783	59.8
1953	1,417	723	51.0
1954	1,383	735	53.1
1955	1,313	760	57.9
1956	1,086	584	53.8
1957	1,148	598	52.1
1958	1,242	672	54.1
1959	1,320	697	52.8
1960	1,254	654	52.2
1961	1,162	606	52.2

Statistical Pocket Book of Indonesia,
1957-63 の531頁

図16

インドネシアにおける婚姻数と離婚数の変動
(イスラム教徒)

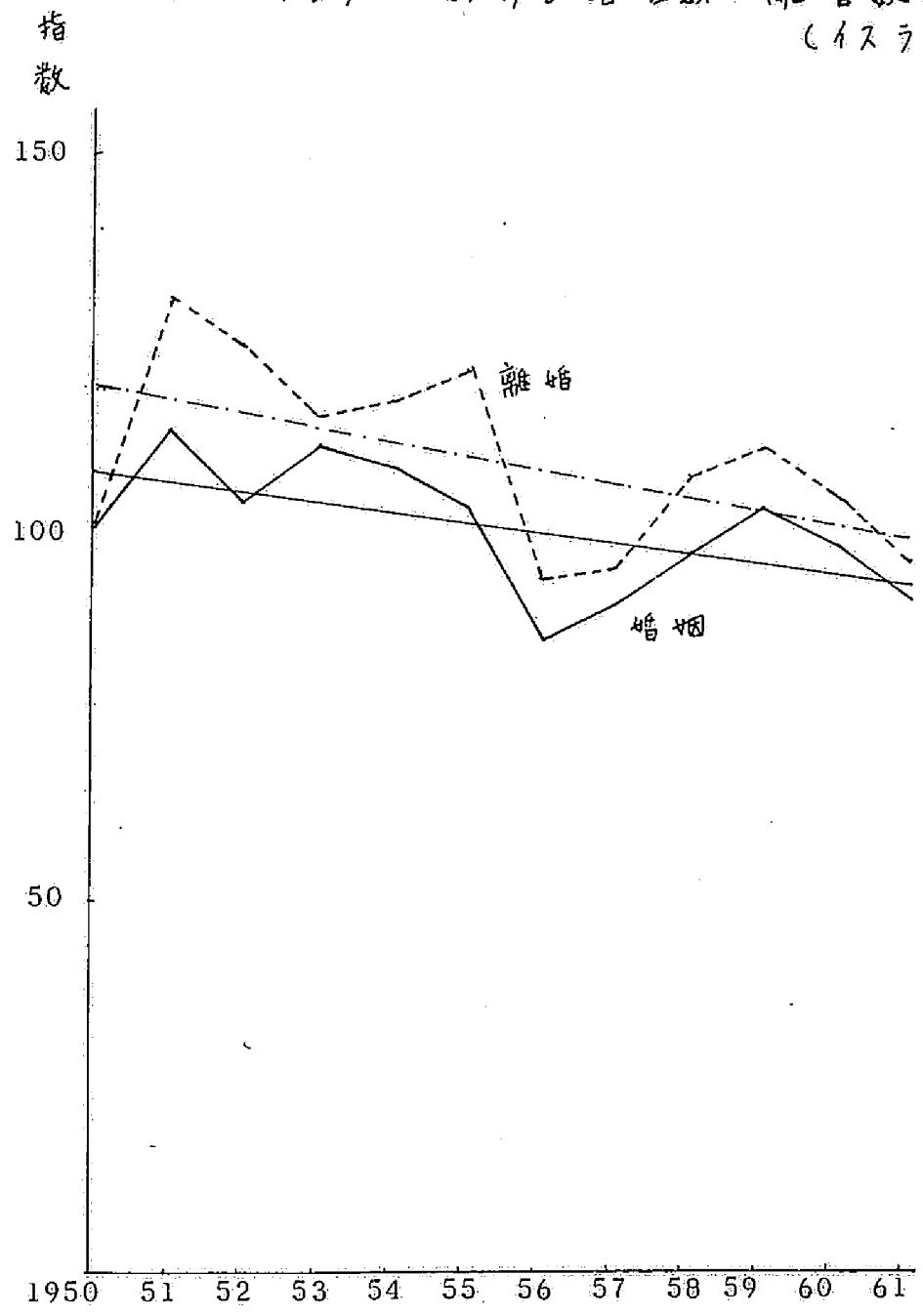


表 48

アラビアを中心とするイスラム教国の離婚率

	Algeria	United Arab Republic	Iran	Iraq	Jordan	Lebanon	Syria	Turkey
1935		3.6						
1936		3.4						
1937		3.5						
1938		3.4						
1939		3.2						
1940		3.2						
1941		3.5						
1942		4.1						
1943		4.5						
1944		4.7						
1945		4.3						
1946		4.3						
1947	0.91	3.95	1.55			0.40	0.75	0.35
1948	0.86	3.91	1.44			0.37	0.70	0.34
1949	1.02	3.71	1.52			0.36	0.71	0.36
1950	1.45	3.67	1.46	0.52		0.41	0.75	0.38
1951	1.71	3.61	1.34	0.28	1.17	0.38	0.71	0.41
1952	1.69	3.24	1.33	0.41	1.23	0.42	0.73	0.43
1953	1.70		1.24		1.16	0.37	0.77	0.43
1954	1.62	2.05	1.42	0.30	1.11	0.48	0.72	0.43
1955	1.61	2.39	1.47	0.29	1.25	0.65	0.66	0.43
1956	1.02	2.42	1.33	0.32	1.09	0.51	0.56	0.45
1957	0.78	2.48	1.30	0.43	1.20	0.45	0.60	0.42
1958	0.94	2.43	1.31	0.46	1.18	0.34	0.76	0.43
1959	0.90	2.40	1.38	0.42	1.11	0.63	0.67	0.41
1960		2.50	1.25	0.33	1.08	0.56	0.75	0.40
1961		2.32	1.16	0.31	1.11	0.46	0.66	0.36
1962		2.03	1.15	0.25	1.15	0.45	0.67	0.37
1963	0.46	2.11	1.15		0.97	0.47	0.64	
1964			1.11		0.99	0.41	0.63	0.37
1965		2.20	1.05					

国連人口統計年鑑による。

表49

東南アジアのイスラム教国とアラビアを
中心とするイスラム教国の離婚率の比較
(1953-57年平均)

国名	離婚率 (人口1,000 対)
Indonesia	7.96 ¹⁾
Malaya (Moslems)	7.74
Singapore (Moslems)	5.68 ²⁾

United Arab Republic	2.34 ³⁾
Algeria (Moslems)	1.35
Iran	1.35
Jordan	1.16
Syria	0.66
Lebanon	0.49
Turkey	0.43
Iraq	0.34

1) 1955年全インドネシア人口に対する率

2) 1957年人口を基礎として算出。正しく、
Malaysiansは100%、インド・パキスタン人は
20%がイスラム教徒であると見えて。

3) 1954-57年平均。

年次	婚姻率 (人口1,000対)	離婚率 (人口1,000対)	年次	婚姻率 (人口1,000対)	離婚率 (人口1,000対)
1883	9.01	3.39	1925	8.73	0.87
84	7.63	2.90	26	8.3	0.83
85	6.80	2.97	27	8.0	0.83
86	8.18	3.06	28	8.0	0.79
87	8.54	2.83	29	7.9	0.81
88	8.33	2.75	30	7.9	0.80
89	8.49	2.68	31	7.6	0.77
90	8.03	2.69	32	7.8	0.78
91	7.99	2.76	33	7.2	0.73
92	8.50	2.76	34	7.5	0.71
93	8.65	2.82	35	8.0	0.70
94	8.66	2.73	36	7.8	0.66
95	8.65	2.62	37	9.5	0.66
96	11.76	2.70	38	7.6	0.63
97	8.45	2.87	39	7.8	0.64
98	10.78	2.27	40	9.3	0.68
99	6.72	1.50	41	11.0	0.69
1900	7.73	1.42	42	9.4	0.64
1	8.34	1.40	43	10.2	0.68
2	8.57	1.39	44	-	-
3	7.96	1.40	45	-	-
4	8.47	1.36	46	-	-
5	7.37	1.26	47	12.0	1.02
6	7.32	1.36	48	11.9	0.99
7	8.88	1.25	49	10.3	1.01
8	9.35	1.22	50	8.6	1.01
9	8.77	1.18	51	7.9	0.97
10	8.74	1.18	52	7.9	0.92
11	8.42	1.13	53	7.8	0.86
12	8.25	1.13	54	7.9	0.87
13	8.15	1.13	55	8.0	0.84
14	8.44	1.12	56	7.9	0.80
15	8.18	1.10	57	8.5	0.79
16	7.85	1.09	58	9.0	0.80
17	7.99	1.00	59	9.1	0.78
18	8.99	1.01	60	9.3	0.74
19	8.54	1.01	61	9.5	0.74
20	9.76	0.99	62	9.8	0.75
21	9.14	0.94	63	9.8	0.73
22	8.95	0.92	64	9.9	0.74
23	8.77	0.88	65	9.7	0.78
24	8.68	0.88			

1883~1897 日本籍地調, 1898~1964 は現在地調
 帝國統計年鑑 および人口動態統計による。

図17 日本における婚姻率と離婚率の変化

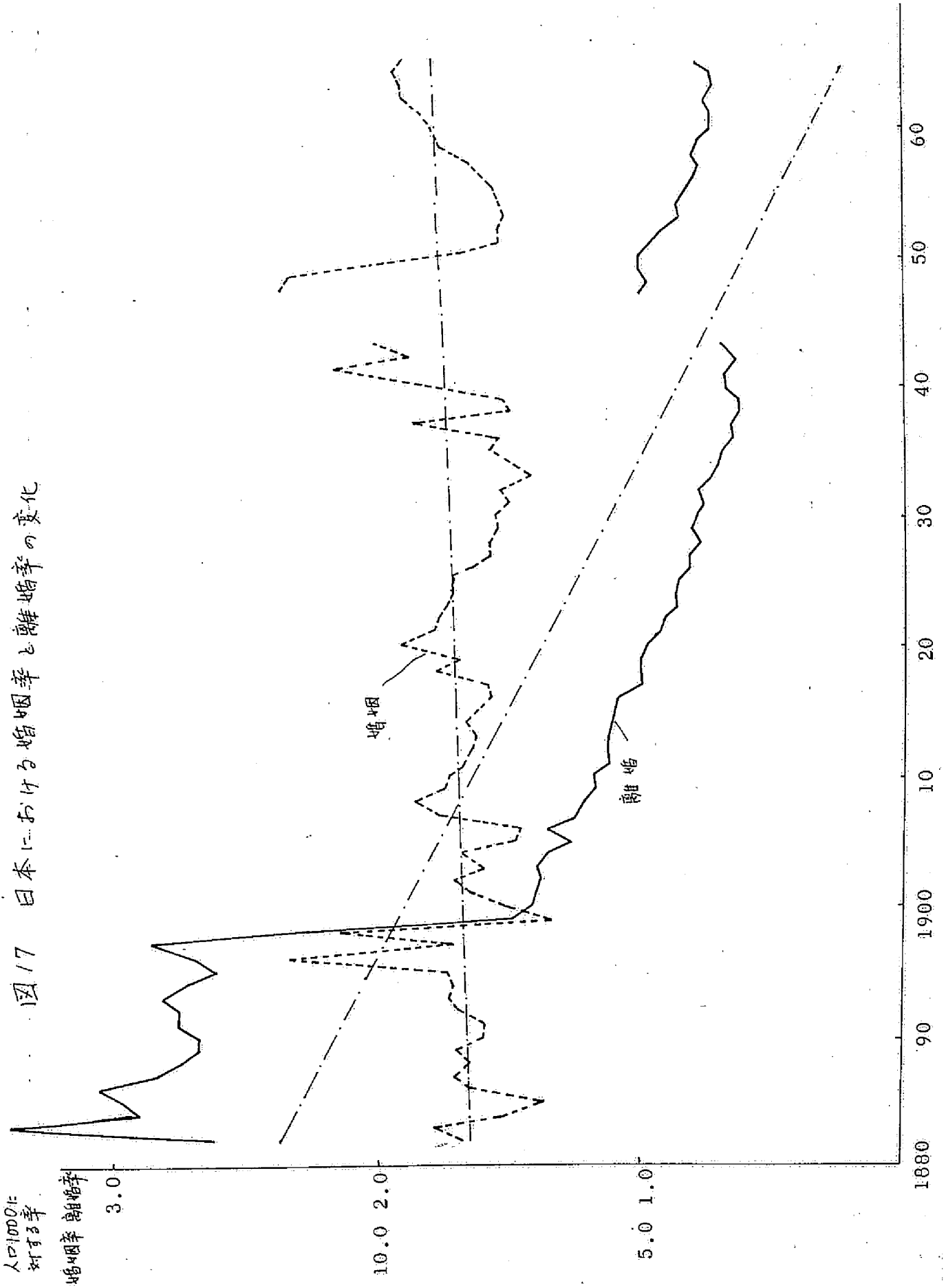


表51 市郡別に於て離婚率の変化

	市 部 (人口1,000人当り) (73離婚率)		郡 部 (人口1,000人当り) (73離婚率)		
1907 (40)	① 1.1		① 1.3		
8	1.1		1.2		
9	1.1		1.2		
10	1.0		1.2		
11	1.0		1.1		
12 (1)	1.1		1.1		
13	1.1		1.1		
14	1.1		1.1		
15	1.0		1.1		
16	1.0		1.1		
17	0.9		1.0		
18	0.9		1.0		
19	0.9		1.0		
20	0.9	② 0.89	1.0	② 1.01	
21 (10)	0.8	0.83	1.0	0.97	
22	0.8	0.83	0.9	0.94	
23	0.8	0.76	0.9	0.91	
24	0.8	0.81	0.9	0.89	
25	0.8	0.81	0.9	0.88	
26 (1)	0.8	0.78	0.8	0.84	
27	0.8	0.77	0.8	0.84	
28	0.7	0.74	0.8	0.81	
29	0.8	0.76	0.8	0.83	
30	0.8	0.78	0.8	0.80	
31	0.7	0.75	0.8	0.78	
32	0.7	0.66	0.8	0.83	
33	0.7	0.70	0.7	0.75	
34		0.68		0.73	
35 (10)		0.67		0.72	
36		0.63		0.67	
37		0.63		0.67	
38		0.60		0.63	
39		0.61		0.64	
40		0.63		0.68	
41		-		-	
42		-		-	
43		-		-	
44		-		-	
45 (20)		-		-	
46		-		-	
47		1.03	③ 1.09	1.07	② 0.98
48		1.03	-	0.95	-
49		-	-	-	-
50		1.20	1.10	0.88	0.95
51		-	-	-	-
52		-	-	-	-
53		-	-	-	-
54		-	-	-	-
55 (30)		-	0.95	-	0.70
56		-	-	-	-
57		-	-	-	-
58		-	-	-	-
59		-	-	-	-
60 (35)		-	0.83	-	0.58

① 王城肇「婚姻離婚統計論」による。

② 毎日新聞社人口問題調査会『日本の人口問題』による。

③ 人口動態統計による。

表 52

都道府県別・市部郡部別離婚率 1950年 (人口1000対)

都道府県	市部	郡部	都道府県	市部	郡部
北海道	1.34	0.76	滋賀	0.90	0.64
北海	1.34	1.02	京都	1.17	0.74
青森	1.07	0.97	大阪	1.24	0.99
岩手	1.00	0.74	兵庫	1.25	0.81
宮城	1.49	1.20	奈良	1.16	1.04
秋田	1.18	1.05	和歌山	1.40	0.86
山形	1.15	0.93	鳥取	1.55	1.07
福島	0.76	0.63	島根	1.13	0.94
茨城	1.22	0.76	岡山	1.42	0.92
栃木	1.16	0.77	広島	1.62	1.03
群馬	0.87	0.70	山口	1.33	1.01
千葉	0.94	0.71	徳島	1.49	0.87
東京都	1.12	0.60	香川	1.67	0.99
神奈川	0.98	0.70	愛媛	1.53	1.15
新潟	1.31	0.93	高知	2.00	1.13
富山	1.26	1.04	福岡	1.44	1.09
石川	1.16	1.11	佐賀	1.31	0.95
福山	1.19	1.07	長門	1.57	1.11
山梨	0.99	0.64	熊本	1.43	0.87
長野	0.94	0.61	大分	1.34	0.90
岐阜	1.23	0.76	崎玉	1.31	0.98
静岡	1.01	0.87	鹿嶋	1.07	0.88
愛知	1.04	0.76			
三重	1.03	0.78	全 国	1.20	0.88

昭和25年人口動態統計 および 昭和25年国勢調査報告
により算出。

表53

若干の都道府県における市町村の人口規模別
離婚率（人口1,000村）、1950年。

	人口5,000 未満	5,000～ 9,999	10,000～ 49,999	50,000～ 99,999	100,000～
北海道	0.53	0.61	0.80	1.25	1.50
青森	0.99	1.02	1.03	-	1.34
宮城	0.75	0.71	0.82	0.78	1.01
東京	0.62	0.45	0.64	0.85	1.11
神奈川	0.63	0.66	0.77	1.06	0.99
富山	1.03	1.08	1.08	-	1.26
長野	0.57	0.68	0.85	1.02	0.86
愛知	0.80	0.71	0.78	1.01	1.10
大阪	0.84	1.05	1.03	1.05	1.30
鳥取	1.06	0.93	1.39	1.55	-
広島	0.96	1.05	1.18	1.37	1.72
高知	0.42	1.13	1.28	-	2.00
鹿児島	0.75	0.87	0.87	0.91	1.35

人口動態統計(1950)により算出。

表54

六大都市における離婚率（人口1000対） 1919～1940.

	1919 (大正9年)	1925 (大正14年)	1930 (昭和5年)	1935 (昭和10年)	1940 (昭和15年)
東京市	0.85	0.76	0.73	0.59	0.55
東京府	0.78	0.77	0.60	0.57	0.54
大阪市	0.73	0.71	0.69	0.58	0.58
大阪府	0.68	0.70	0.66	0.57	0.56
京都市	0.90	0.71	0.71	0.58	0.63
京都府	0.77	0.69	0.64	0.58	0.59
名古屋市	1.09	0.80	0.79	0.67	0.58
愛知県	1.01	0.81	0.78	0.68	0.58
横浜市	0.91	0.72	0.75	0.71	0.59
神奈川県	0.73	0.60	0.63	0.56	0.55
神戸市	0.73	0.81	0.74	0.67	0.65
兵庫県	0.72	0.74	0.68	0.63	0.60
全国	0.99	0.87	0.80	0.70	0.66

岡崎(1950), p. 537-53.

	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889
北海道			2.97	2.37	2.45	2.30	2.19
北海	4.49	4.89	3.79	4.24	4.67	4.48	3.74
道	4.43	4.22	5.41	4.07	3.28	3.12	3.06
釧路	4.56	3.63	3.96	3.11	3.89	3.29	3.32
根室	5.31	5.14	5.28	6.02	5.28	5.27	5.39
釧路	4.91	4.31	4.90	4.50	4.01	3.40	3.38
山形	3.38	3.35	3.71	3.39	2.91	2.75	2.94
福島	4.51	2.93	2.91	2.53	2.77	2.66	2.64
茨城	4.27	3.57	3.56	3.53	3.41	3.20	3.18
群馬	4.78	3.86	3.93	3.64	3.48	3.32	3.36
埼玉	3.75	2.57	2.82	2.56	2.48	2.10	2.23
埼	3.68	3.13	3.13	3.51	2.98	2.91	3.06
千	3.87	3.81	3.28	5.61	3.70	4.23	3.21
東	2.83	2.32	2.25	2.34	2.25	2.00	2.00
神	4.66	3.82	4.46	3.50	3.57	3.05	3.24
新	3.08	2.63	2.24	2.89	2.59	2.23	3.44
富	3.10	2.59	2.98	3.49	2.85	2.34	2.39
石	4.01	3.55	3.52	3.51	5.94	3.32	2.97
福	3.26	3.04	2.60	2.46	2.37	2.29	2.33
山	3.27	2.97	2.90	2.98	2.56	2.54	2.58
長	5.94	5.13	5.42	4.65	3.65	3.57	3.50
岐	3.35	2.54	2.35	2.50	2.29	2.18	2.44
静	2.86	2.29	2.39	2.79	1.98	1.77	1.95
愛	1.53	1.52	1.27	2.07	1.75	1.70	1.75
三	3.00	2.83	3.05	2.85	2.42	2.14	2.09
滋	2.33	1.95	2.15	2.22	2.20	1.84	1.79
京	2.49	2.29	2.63	2.67	2.41	2.37	2.23
大					2.11	1.72	2.57
奈	2.03	1.95	2.31	3.74	2.71	1.68	1.94
和	3.09	2.50	2.41	2.57	2.53	2.21	2.08
鳥	4.82	4.76	4.38	3.92	3.96	3.36	3.43
島	3.15	2.98	2.65	2.45	2.43	2.21	2.46
岡	3.07	2.99	3.10	3.46	2.85	2.78	2.57
山	3.06	2.38	2.42	2.73	2.64	8.40	3.37
徳	2.66	2.83	2.54	2.75	2.47	1.92	2.01
香						2.58	2.71
愛	3.22	2.95	2.92	2.98	2.75	2.34	2.87
真	2.32	2.33	2.30	2.56	2.69	2.84	2.71
福	2.22	2.07	2.41	2.43	2.63	2.65	2.39
佐	1.66	1.51	1.74	1.60	1.66	1.42	1.64
長	2.15	2.54	2.10	2.65	2.23	1.96	2.02
熊	2.38	2.32	2.40	2.69	2.40	2.05	2.03
大	2.77	2.57	2.63	2.58	2.47	2.37	2.49
宮	2.47	2.18	2.09	3.70	3.59	2.57	2.65
底	3.60	1.41	1.51	1.71	2.43	2.73	3.27

都道府県別離婚率 (1902)

	1890	1891	1892	1893	1908	1909
北海道	2.39	2.16	2.07	2.00	0.92	0.9
青森	4.32	4.29	4.20	4.23	1.58	1.5
岩手	3.10	3.34	3.27	3.40	1.71	1.6
宮城	3.04	3.12	3.26	3.14	1.51	1.5
秋田	5.52	5.87	5.94	6.19	1.83	1.7
山形	3.68	3.84	3.71	3.91	1.57	1.5
福島	3.03	2.90	3.01	2.95	1.42	1.4
茨城	2.55	2.75	2.88	2.97	1.01	1.0
栃木	3.02	3.14	2.85	3.13	1.23	1.1
群馬	3.55	3.38	3.39	3.63	1.40	1.3
埼玉	2.16	2.56	2.18	2.28	1.13	1.2
千葉	3.19	3.35	3.23	3.04	1.19	1.2
東京	3.47	3.16	3.05	2.54	1.05	1.0
神奈川	2.22	2.11	2.29	2.48	0.94	0.9
新潟	3.23	3.43	3.24	3.57	1.89	1.9
富山	2.07	2.14	2.26	2.15	1.16	1.2
石川	2.57	2.26	2.29	2.52	1.43	1.4
福井	2.19	2.77	2.54	3.58	1.42	1.4
山梨	3.06	2.91	2.32	2.72	1.21	1.1
長野	2.26	2.57	2.32	2.52	1.13	1.0
岐阜	2.48	2.75	2.57	2.72	1.29	1.3
静岡	3.67	3.73	3.92	3.97	1.70	1.6
愛知	2.51	2.40	2.18	3.20	1.21	1.2
三重	1.98	2.03	2.02	2.02	0.99	1.0
滋賀	1.74	1.69	1.64	1.71	0.93	0.9
京都	2.15	2.31	2.29	2.22	0.96	0.9
大阪	2.04	2.15	2.16	2.09	0.87	0.8
兵庫	2.26	1.69	2.41	2.54	0.91	0.9
奈良	2.04	2.42	2.08	2.20	0.94	0.9
和歌山	2.01	1.77	1.91	1.72	0.92	1.0
鳥取	2.61	2.43	2.40	2.34	1.33	1.2
島根	3.53	3.62	3.84	4.03	1.41	1.5
岡山	2.57	2.55	2.37	2.30	0.96	1.0
広島	2.74	2.81	3.51	2.88	1.63	1.6
山口	3.35	3.49	3.61	3.55	1.36	1.3
徳島	2.63	2.45	2.42	2.31	1.07	1.0
香川	2.60	2.77	3.23	2.62	1.18	1.1
愛媛	2.86	2.98	2.91	3.02	1.59	1.5
高松	2.84	2.68	2.82	2.82	1.38	1.3
福岡	2.65	2.58	2.33	2.41	1.08	1.0
佐賀	1.64	1.63	1.84	1.62	1.00	1.0
長門	2.00	2.02	1.87	1.95	0.92	1.0
熊本	1.77	2.16	2.06	2.11	1.14	1.1
大分	2.69	2.69	2.93	2.94	1.37	1.3
宮崎	2.38	2.45	2.29	2.21	1.12	1.1
鹿児島	2.90	2.37	2.26	2.21	0.85	0.8

表55(c)

都道府県別離婚率 (1910-1916)

871

	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916
北海道	0.89	0.88	0.88	0.90	0.85	0.81	0.84
青森	1.63	1.48	1.62	1.58	1.62	1.45	1.43
岩手	1.56	1.56	1.60	1.44	1.38	1.30	1.30
宮城	1.41	1.32	1.27	1.39	1.24	1.17	1.19
秋田	1.84	1.70	1.78	1.68	1.60	1.50	1.61
山形	1.54	1.49	1.45	1.34	1.37	1.44	1.44
福島	1.45	1.27	1.20	1.29	1.24	1.17	1.17
茨城	0.91	0.93	0.82	0.86	0.79	0.79	0.81
栃木	1.14	1.08	1.07	1.06	1.00	0.98	0.97
群馬	1.19	1.13	1.09	1.10	1.07	1.00	0.94
埼玉	1.03	0.98	1.01	1.01	0.98	0.91	0.91
千葉	1.16	1.05	1.06	1.02	1.04	0.97	0.98
東京	0.94	0.97	0.99	1.06	1.01	1.03	1.01
神奈川	0.84	0.91	0.87	0.87	0.85	0.78	0.81
新潟	1.81	1.75	1.84	1.17	1.64	1.58	1.63
富山	1.19	1.09	1.07	1.11	1.08	1.06	1.11
石川	1.25	1.18	1.21	1.18	1.19	1.12	1.14
福井	1.28	1.23	1.19	1.18	1.22	1.20	1.31
山梨	1.09	0.99	1.03	1.04	0.99	0.91	0.94
長野	1.07	0.97	0.96	0.94	0.96	0.89	0.88
岐阜	1.22	1.10	1.14	1.12	1.15	1.14	1.16
静岡	1.58	1.49	1.50	1.49	1.45	1.36	1.34
愛知	1.17	1.09	1.10	1.11	1.15	1.09	1.11
三重	0.98	0.93	0.95	0.92	0.92	0.87	0.89
滋賀	0.89	0.77	0.79	0.80	0.84	0.95	0.87
京都	0.91	0.84	0.95	0.88	0.96	0.87	0.83
大阪	0.78	0.80	0.77	0.79	0.86	0.79	0.74
兵庫	0.95	0.96	0.87	0.85	0.91	0.89	0.87
奈良	0.93	0.94	0.86	0.87	0.91	0.89	0.73
和歌山	0.93	0.87	0.89	0.96	1.02	0.91	0.83
鳥取	1.33	1.27	1.10	1.18	1.24	1.39	1.39
島根	1.38	1.42	1.25	1.20	1.25	1.50	1.45
岡山	1.05	1.01	0.95	1.01	1.06	1.12	1.03
広島	1.62	1.58	1.70	1.75	1.63	1.81	1.72
山口	1.27	1.32	1.37	1.35	1.30	1.39	1.38
徳島	1.00	1.02	1.05	1.00	0.98	0.93	0.95
香川	1.15	1.10	1.16	1.07	1.16	1.22	1.16
愛媛	1.60	1.46	1.42	1.43	1.48	1.54	1.40
高知	1.35	1.23	1.28	1.31	1.24	1.24	1.25
福岡	1.01	1.02	1.11	1.11	0.99	1.09	1.04
佐賀	1.02	1.09	1.05	1.11	1.04	1.04	1.09
長門	1.01	0.98	0.91	0.90	0.91	0.93	0.94
熊本	1.16	1.14	1.21	1.19	1.23	1.15	1.16
大分	1.33	1.18	1.14	1.11	1.18	1.03	1.17
宮崎	1.16	1.02	0.99	1.01	0.93	1.06	1.08
鹿児島	0.75	0.72	0.79	0.72	0.80	0.75	0.74

表55(d)

都道府県別離婚率 (3の4)

872

	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
北海道	0.84	0.78	0.84	0.75	0.71	0.67	0.66
青森	1.30	1.36	1.49	1.50	1.43	1.38	1.37
岩手	1.20	1.32	1.50	1.41	1.32	1.22	1.20
宮城	1.07	1.10	1.18	1.09	1.09	0.98	0.93
秋田	1.46	1.57	1.60	1.62	1.70	1.57	1.53
山形	1.24	1.30	1.31	1.19	1.22	1.17	1.14
福島	1.07	1.05	1.04	1.04	0.96	0.92	0.92
茨城	0.74	0.71	0.70	0.67	0.70	0.61	0.56
栃木	0.93	0.94	0.73	0.89	0.79	0.81	0.73
群馬	0.87	0.87	0.87	0.90	0.82	0.82	0.68
埼玉	0.79	0.84	0.86	0.85	0.80	0.73	0.64
千葉	0.91	1.04	0.98	1.01	0.89	0.92	0.79
東京	0.97	0.87	0.86	0.78	0.73	0.99	0.57
神奈川	0.80	0.76	0.70	0.73	0.67	0.68	0.45
新潟	1.48	1.54	1.49	1.49	1.46	1.35	1.31
富山	1.05	1.08	1.10	1.18	1.10	1.02	1.02
石川	1.14	1.15	1.09	1.22	1.08	1.11	1.07
福井	1.12	1.19	1.10	1.22	1.12	1.16	1.24
山梨	0.86	0.79	0.84	0.84	0.81	0.75	0.63
長野	0.77	0.77	0.79	0.80	0.68	0.62	0.63
岐阜	0.99	1.05	1.02	0.99	0.97	0.99	0.88
静岡	1.24	1.30	1.25	1.20	1.18	1.14	1.06
愛知	0.98	1.03	0.99	1.01	0.91	0.87	0.86
三重	0.83	0.84	0.86	0.87	0.80	0.84	0.79
滋賀	0.78	0.81	0.73	0.72	0.69	0.68	0.73
京都	0.78	0.74	0.75	0.77	0.74	0.73	0.69
大阪	0.71	0.66	0.71	0.68	0.69	0.67	0.65
兵庫	0.76	0.78	0.75	0.72	0.70	0.73	0.67
奈良	0.72	0.75	0.73	0.77	0.74	0.72	0.75
和歌山	0.84	0.83	0.84	0.96	0.86	0.90	0.85
鳥取	1.11	1.03	1.08	1.04	0.99	1.05	1.05
島根	1.32	1.39	1.51	1.27	1.27	1.24	1.24
岡山	0.87	0.89	0.90	0.93	0.86	0.84	0.88
広島	1.53	1.56	1.55	1.56	1.43	1.39	1.36
山口	1.17	1.21	1.24	1.21	1.16	1.16	1.12
徳島	0.90	0.97	0.82	0.94	0.90	0.88	0.88
香川	0.96	0.99	0.97	1.04	0.98	0.98	1.01
愛媛	1.25	1.28	1.32	1.34	1.33	1.28	1.34
高知	1.10	1.28	1.31	1.30	1.13	1.18	1.28
福岡	0.97	0.96	0.97	0.92	0.86	0.80	0.80
佐賀	0.98	1.09	1.15	1.06	1.04	1.03	0.95
長門	0.95	0.86	0.93	0.93	0.92	0.90	0.96
熊本	1.06	1.11	1.13	1.08	0.99	1.03	1.00
大分	1.01	1.02	1.05	1.08	1.07	1.07	1.13
宮崎	0.83	1.04	1.06	0.93	0.96	0.85	0.86
鹿児島	0.68	0.73	0.80	0.77	0.73	0.78	0.73

	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930
北海道	0.63	0.72	0.72	0.71	0.69	0.73	0.65
青森	1.41	1.23	1.27	1.12	1.16	1.19	1.18
岩手	1.16	1.07	1.05	1.01	0.99	1.00	0.98
宮城	0.98	0.82	0.84	0.79	0.77	0.82	0.74
秋田	1.60	1.51	1.36	1.41	1.35	1.31	1.23
山形	1.11	1.05	0.99	0.99	0.91	0.84	0.92
福島	0.88	1.86	0.80	0.84	0.79	0.76	0.73
茨城	0.60	0.60	0.54	0.56	0.52	0.52	0.54
群馬	0.80	0.76	0.70	0.69	0.68	0.60	0.68
埼玉	0.69	0.69	0.63	0.65	0.61	0.62	0.57
千葉	0.65	0.66	0.60	0.61	0.52	0.55	0.56
東京	0.86	0.77	0.76	0.73	0.66	0.72	0.70
神奈川	0.66	0.62	0.60	0.59	0.57	0.59	0.60
新潟	0.56	0.60	0.58	0.61	0.62	0.66	0.63
富山	1.32	1.26	1.23	1.19	1.10	1.21	1.14
石川	1.04	1.14	0.99	1.06	1.00	1.13	0.98
福井	1.08	1.11	1.13	1.11	1.05	1.01	1.02
山梨	1.10	1.10	1.07	1.02	1.10	1.10	1.13
長野	0.60	0.64	0.62	0.61	0.57	0.58	0.52
岐阜	0.57	0.59	0.60	0.58	0.57	0.60	0.56
静岡	0.93	0.87	0.85	0.81	0.79	0.85	0.79
愛知	1.04	0.99	0.92	0.92	0.89	0.87	0.85
三重	0.83	0.81	0.78	0.78	0.75	0.79	0.78
滋賀	0.79	0.74	0.73	0.76	0.67	0.75	0.72
京都	0.70	0.67	0.61	0.60	0.61	0.64	0.58
大阪	0.71	0.69	0.61	0.67	0.61	0.67	0.64
兵庫	0.67	0.70	0.65	0.62	0.64	0.66	0.66
奈良	0.69	0.74	0.69	0.71	0.66	0.69	0.68
和歌山	0.73	0.73	0.67	0.70	0.70	0.73	0.75
鳥取	0.82	0.82	0.81	0.77	0.73	0.75	0.85
徳島	1.05	1.04	1.10	1.06	1.08	1.04	1.03
香取	1.22	1.22	1.09	1.19	1.08	1.16	1.08
山根	0.84	0.86	0.83	0.90	0.79	0.91	0.86
石川	1.35	1.25	1.22	1.21	1.12	1.13	1.14
山口	1.13	1.04	1.11	1.06	0.98	1.02	1.00
徳島	0.86	0.97	0.85	0.81	0.77	0.75	0.84
香取	0.97	0.92	0.88	0.95	0.93	0.93	0.96
愛知	1.27	1.25	1.21	1.23	1.22	1.25	1.36
高知	1.13	1.15	1.09	1.10	1.08	1.11	1.10
福岡	0.78	0.84	0.82	0.79	0.78	0.80	0.81
佐賀	0.93	0.91	0.86	0.95	0.92	0.86	0.81
熊本	0.85	0.89	0.84	0.88	0.81	0.84	0.82
大分	0.95	0.96	0.85	0.90	0.86	0.87	0.84
宮崎	1.03	0.99	0.94	0.90	0.90	0.98	0.97
鹿児島	0.95	0.90	0.89	0.83	0.77	0.83	0.82
鹿	0.76	0.76	0.75	0.71	0.74	0.73	0.72

表55(十)

都道府県別離婚率 (その6)

874

	1931	1932	1933	1934	1935	1936
北海道	0.68	0.65	0.65	0.62	0.63	0.58
青森	1.10	1.06	0.99	0.96	0.94	0.91
岩手	0.94	0.92	0.78	0.80	0.78	0.75
宮城	0.71	0.69	0.63	0.66	0.59	0.58
秋田	1.16	1.16	1.09	1.10	1.05	0.99
山形	0.89	0.85	0.76	0.78	0.79	0.73
福島	0.75	0.73	0.66	0.69	0.66	0.62
茨城	0.46	0.48	0.46	0.47	0.47	0.41
栃木	0.66	0.61	0.55	0.57	0.60	0.47
群馬	0.53	0.58	0.55	0.53	0.59	0.50
埼玉	0.55	0.55	0.52	0.53	0.55	0.49
千葉	0.66	0.60	0.59	0.61	0.61	0.60
東京	0.58	0.61	0.59	0.57	0.57	0.54
神奈川	0.61	0.59	0.59	0.57	0.56	0.54
新潟	1.08	1.10	1.02	1.02	0.97	0.93
富山	0.97	1.07	0.98	1.02	0.88	0.82
石川	1.04	1.08	0.96	1.00	1.01	0.92
福井	1.17	1.16	1.07	1.08	0.98	0.85
山梨	0.56	0.52	0.58	0.50	0.52	0.52
長野	0.52	0.53	0.50	0.53	0.51	0.49
岐阜	0.87	0.85	0.74	0.72	0.74	0.63
静岡	0.84	0.79	0.82	0.78	0.73	0.72
愛知	0.70	0.73	0.72	0.68	0.68	0.63
三重	0.68	0.72	0.67	0.65	0.61	0.62
滋賀	0.62	0.60	0.59	0.56	0.58	0.53
京都	0.63	0.60	0.60	0.57	0.58	0.52
大阪	0.63	0.62	0.64	0.59	0.57	0.53
兵庫	0.70	0.69	0.65	0.67	0.63	0.58
奈良	0.70	0.74	0.65	0.70	0.67	0.57
和歌山	0.74	0.69	0.67	0.70	0.73	0.66
鳥取	1.03	1.10	0.90	0.92	0.88	0.82
島根	1.12	1.18	0.99	0.90	0.92	0.78
岡山	0.91	0.91	0.79	0.71	0.70	0.67
広島	1.10	1.12	1.00	0.98	0.96	0.91
山口	0.98	1.00	0.98	0.88	0.85	0.82
徳島	0.84	0.81	0.77	0.72	0.78	0.71
香川	0.90	1.04	0.91	0.86	0.90	0.85
愛媛	1.29	1.24	1.13	1.02	0.95	0.90
高知	1.05	1.11	1.03	0.99	0.95	0.91
福岡	0.73	0.75	0.75	0.66	0.70	0.69
佐賀	0.81	0.82	0.83	0.75	0.72	0.79
長門	0.82	0.83	0.81	0.74	0.75	0.74
熊本	0.82	0.82	0.77	0.74	0.73	0.70
大分	1.00	0.95	0.88	0.87	0.83	0.78
宮崎	0.85	0.93	0.77	0.72	0.67	0.69
鹿児島	0.74	0.73	0.66	0.70	0.68	0.68

表55(9)
都道府県別離婚率 (昭和)

	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
北海道	0.79	0.90	0.98	0.96	0.98	0.94	0.94
北海	1.01	1.13	1.20	1.09	1.15	1.11	1.02
青森	1.20	1.20	1.07	0.99	0.96	0.88	0.77
岩手	0.81	0.87	0.88	0.81	0.77	0.78	0.73
宮城	1.69	1.54	1.34	1.24	1.13	1.06	0.92
秋田	1.15	1.16	1.11	1.08	1.04	0.93	0.86
山形	1.09	1.03	1.03	0.96	0.93	0.86	0.81
福島	0.63	0.61	0.66	0.64	0.60	0.60	0.58
茨城	0.75	0.75	0.79	0.84	0.79	0.72	0.70
栃木	0.78	0.83	0.87	0.86	0.81	0.77	0.74
群馬	0.73	0.73	0.77	0.74	0.75	0.66	0.67
千葉	0.73	0.76	0.76	0.77	0.75	0.69	0.64
東京	0.93	0.99	1.04	1.06	1.05	0.99	0.93
神奈川	0.87	0.92	0.92	0.91	1.00	0.89	0.90
新潟	1.10	1.15	1.08	1.00	0.90	0.80	0.78
富山	1.54	1.35	1.20	1.11	1.13	1.03	0.99
石川	1.33	1.23	1.17	1.13	1.09	1.03	0.95
福井	1.29	1.14	1.12	1.10	1.09	1.02	0.95
山梨	0.77	0.68	0.70	0.70	0.62	0.60	0.55
長野	0.76	0.71	0.70	0.67	0.62	0.57	0.56
岐阜	0.87	0.81	0.91	0.87	0.83	0.78	0.78
静岡	1.00	0.94	0.95	0.92	0.89	0.83	0.80
愛知	0.78	0.78	0.90	0.90	0.84	0.81	0.78
三重	0.88	0.81	0.86	0.86	0.79	0.69	0.65
滋賀	0.85	0.76	0.75	0.69	0.67	0.71	0.60
京都	1.01	0.80	0.98	1.04	0.98	0.95	0.84
大阪	1.15	1.08	1.17	1.19	1.19	1.08	1.05
兵庫	1.06	1.00	1.05	1.03	1.05	1.03	0.94
奈良	1.05	1.01	1.04	1.06	1.05	0.87	0.86
和歌山	1.13	1.06	1.07	1.02	1.01	0.94	0.87
徳島	1.22	1.14	1.11	1.16	1.07	0.95	0.95
香取	1.32	1.07	1.04	0.97	0.85	0.86	0.77
島根	1.01	0.95	1.03	1.02	0.98	0.93	0.87
岡山	1.33	1.17	1.22	1.22	1.18	1.17	1.07
広島	1.23	1.12	1.18	1.17	1.19	1.11	1.09
山口	1.00	0.92	0.99	0.98	0.94	0.84	0.83
徳川	1.23	1.10	1.21	1.14	1.17	1.19	1.00
香川	1.20	1.14	1.13	1.25	1.13	1.09	0.96
愛媛	1.28	1.28	1.30	1.29	1.34	1.29	1.19
高知	1.23	1.16	1.20	1.25	1.20	1.18	1.06
福岡	1.12	1.01	1.00	1.00	0.90	0.86	0.85
佐賀	1.25	1.23	1.27	1.28	1.20	1.14	1.07
長崎	1.02	1.02	1.11	1.01	0.97	0.92	0.81
熊本	1.08	1.00	1.02	1.02	0.99	0.94	0.87
大分	1.08	1.07	1.05	1.09	1.06	0.97	0.92
宮崎	1.17	0.95	0.98	0.93	0.92	0.93	0.80

	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
北海道	0.93	0.97	0.92	0.90	0.91	0.94	0.93
青森	1.05	0.96	1.02	0.99	1.03	1.03	0.89
岩手	0.80	0.76	0.69	0.72	0.70	0.71	0.67
宮城	0.75	0.69	0.68	0.67	0.61	0.63	0.65
秋田	0.92	0.87	0.85	0.85	0.82	0.87	0.81
山形	0.82	0.74	0.73	0.69	0.68	0.68	0.62
福島	0.80	0.76	0.71	0.72	0.70	0.71	0.69
茨城	0.54	0.51	0.48	0.47	0.47	0.48	0.49
栃木	0.69	0.67	0.62	0.57	0.61	0.56	0.54
群馬	0.73	0.67	0.68	0.60	0.61	0.59	0.58
埼玉	0.62	0.59	0.55	0.52	0.55	0.52	0.49
千葉	0.64	0.61	0.59	0.60	0.58	0.56	0.54
東京都	0.98	0.92	0.87	0.86	0.86	0.84	0.80
神奈川県	0.96	0.90	0.88	0.85	0.86	0.86	0.79
新潟	0.72	0.69	0.67	0.64	0.70	0.64	0.61
富山	0.92	0.86	0.77	0.84	0.85	0.85	0.75
石川	0.97	0.85	0.89	0.84	0.79	0.84	0.77
福井	0.88	0.91	0.77	0.83	0.87	0.80	0.78
山梨	0.59	0.54	0.55	0.52	0.51	0.56	0.51
長野	0.56	0.53	0.46	0.49	0.51	0.49	0.45
岐阜	0.73	0.70	0.68	0.64	0.64	0.64	0.63
静岡県	0.80	0.74	0.74	0.68	0.75	0.70	0.66
愛知県	0.77	0.73	0.69	0.67	0.69	0.66	0.63
三重	0.67	0.68	0.62	0.64	0.65	0.60	0.56
滋賀	0.60	0.56	0.60	0.56	0.57	0.52	0.48
京都	0.88	0.84	0.80	0.79	0.78	0.79	0.67
大阪	1.06	1.00	0.92	0.91	0.93	0.89	0.84
兵庫	0.97	0.90	0.87	0.90	0.90	0.84	0.79
奈良	0.79	0.85	0.78	0.91	0.95	0.83	0.68
和歌山	0.82	0.91	0.89	0.83	0.85	0.85	0.81
鳥取	0.88	0.94	0.81	0.78	0.84	0.91	0.79
島根	0.75	0.73	0.67	0.69	0.74	0.65	0.63
岡山	0.91	0.90	0.84	0.81	0.83	0.81	0.79
広島	1.11	1.14	1.00	1.00	1.05	1.00	0.93
山口	1.00	1.07	1.03	1.07	1.08	1.00	0.98
徳島	0.77	0.81	0.70	0.72	0.70	0.70	0.68
香川	0.98	0.95	0.85	0.90	0.96	0.87	0.78
愛媛	0.97	1.01	0.94	0.91	0.97	0.89	0.85
高知	1.26	1.25	1.21	1.11	1.27	1.24	1.18
福岡	1.12	1.12	1.02	1.03	1.06	1.02	0.99
佐賀	0.84	0.83	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71
長崎	1.04	1.01	0.95	0.89	0.97	0.93	0.96
熊本	0.79	0.75	0.78	0.78	0.80	0.68	0.72
大分	0.83	0.88	0.75	0.78	0.81	0.77	0.74
宮崎	0.89	0.92	0.86	0.84	0.84	0.87	0.81
鹿児島	0.79	0.81	0.81	0.74	0.76	0.71	0.72

表55(イ)

都道府県別離婚率 (ア) (9)

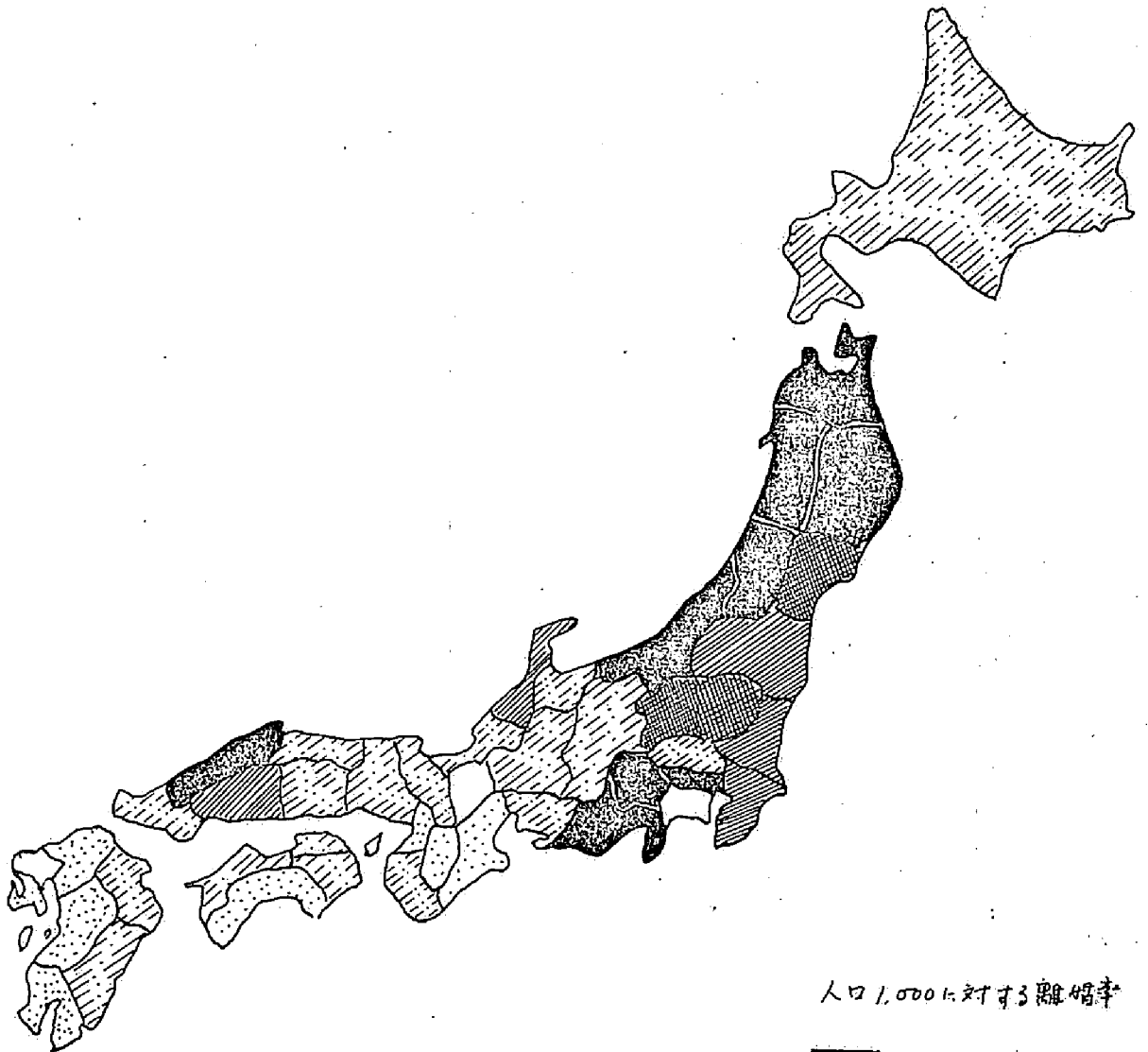
877

	1961	1962	1963	1964
北海道	0.93	0.99	1.00	1.01
青森	0.97	0.99	0.99	0.99
岩手	0.66	0.66	0.66	0.68
宮城	0.62	0.61	0.60	0.64
秋田	0.73	0.78	0.78	0.73
山形	0.60	0.64	0.59	0.55
福島	0.68	0.67	0.62	0.59
茨城	0.41	0.47	0.46	0.43
栃木	0.55	0.51	0.51	0.54
群馬	0.55	0.52	0.53	0.53
埼玉	0.49	0.48	0.50	0.56
千葉	0.54	0.57	0.58	0.59
東京	0.80	0.82	0.83	0.84
神奈川	0.79	0.84	0.80	0.86
新潟	0.56	0.59	0.54	0.55
富山	0.77	0.78	0.71	0.75
石川	0.70	0.81	0.74	0.70
福井	0.69	0.70	0.65	0.69
山梨	0.47	0.47	0.44	0.50
長野	0.47	0.45	0.45	0.47
岐阜	0.58	0.61	0.56	0.58
静岡	0.63	0.63	0.63	0.66
愛知	0.60	0.61	0.60	0.63
三重	0.58	0.64	0.56	0.57
滋賀	0.47	0.44	0.46	0.41
京都	0.70	0.71	0.67	0.67
大阪	0.84	0.89	0.87	0.89
兵庫	0.76	0.77	0.75	0.76
奈良	0.65	0.59	0.64	0.61
和歌山	0.85	0.80	0.81	0.86
鳥取	0.74	0.74	0.76	0.71
島根	0.67	0.63	0.54	0.53
岡山	0.80	0.73	0.74	0.73
広島	0.91	0.90	0.83	0.84
山口	1.00	0.99	0.95	0.94
徳島	0.67	0.62	0.60	0.64
香川	0.78	0.77	0.79	0.77
愛媛	0.85	0.85	0.78	0.87
高知	1.11	1.15	1.10	1.23
福岡	1.04	1.07	1.00	1.03
佐賀	0.71	0.70	0.63	0.62
長崎	0.89	0.90	0.87	0.86
熊本	0.74	0.71	0.71	0.68
大分	0.76	0.76	0.71	0.73
宮崎	0.80	0.88	0.76	0.82
鹿児島	0.70	0.69	0.62	0.64

府 県	本籍人離婚	現在人離婚
北海道	785	803
青森	1,375	1,379
岩手	1,561	1,566
宮城	1,420	1,426
秋田	1,990	1,994
山形	1,744	1,744
福島	1,945	1,951
茨城	1,458	1,456
栃木	1,462	1,472
群馬	1,327	1,336
埼玉	1,653	1,644
千葉	1,902	1,898
東京	2,486	2,530
神奈川	991	994
新潟	3,877	3,890
富山	953	955
石川	1,056	1,056
福山	888	887
山梨	733	729
長野	1,685	1,686
岐阜	1,317	1,309
静岡	2,764	2,769
愛知	2,316	2,322
三重	1,158	1,156
滋賀	680	679
京都	1,137	1,131
大阪	1,485	1,505
兵庫	1,891	1,896
奈良	619	619
和歌山	719	721
鳥取	645	643
島根	1,283	1,274
岡山	1,485	1,439
広島	2,653	2,658
山口	1,380	1,373
徳島	756	752
香川	993	991
愛媛	1,856	1,859
高知	1,012	1,015
福岡	1,976	1,989
佐賀	697	693
長門	1,138	1,132
熊本	1,496	1,496
大分	1,285	1,293
宮崎	639	639
鹿児島	1,018	1,015

本籍人離婚 帝國第20回統計年鑑 pp. 66t.
現在人離婚 帝國第21回統計年鑑 pp. 95t.

図18
道府県別離婚率
1883~87年平均



人口1,000に対する離婚率




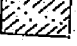
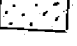
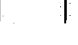
	4.00-
	3.50-3.99
	3.00-3.49
	2.50-2.99
	2.00-2.49
	-1.99

图19

道府県別離婚率
1888~92年平均

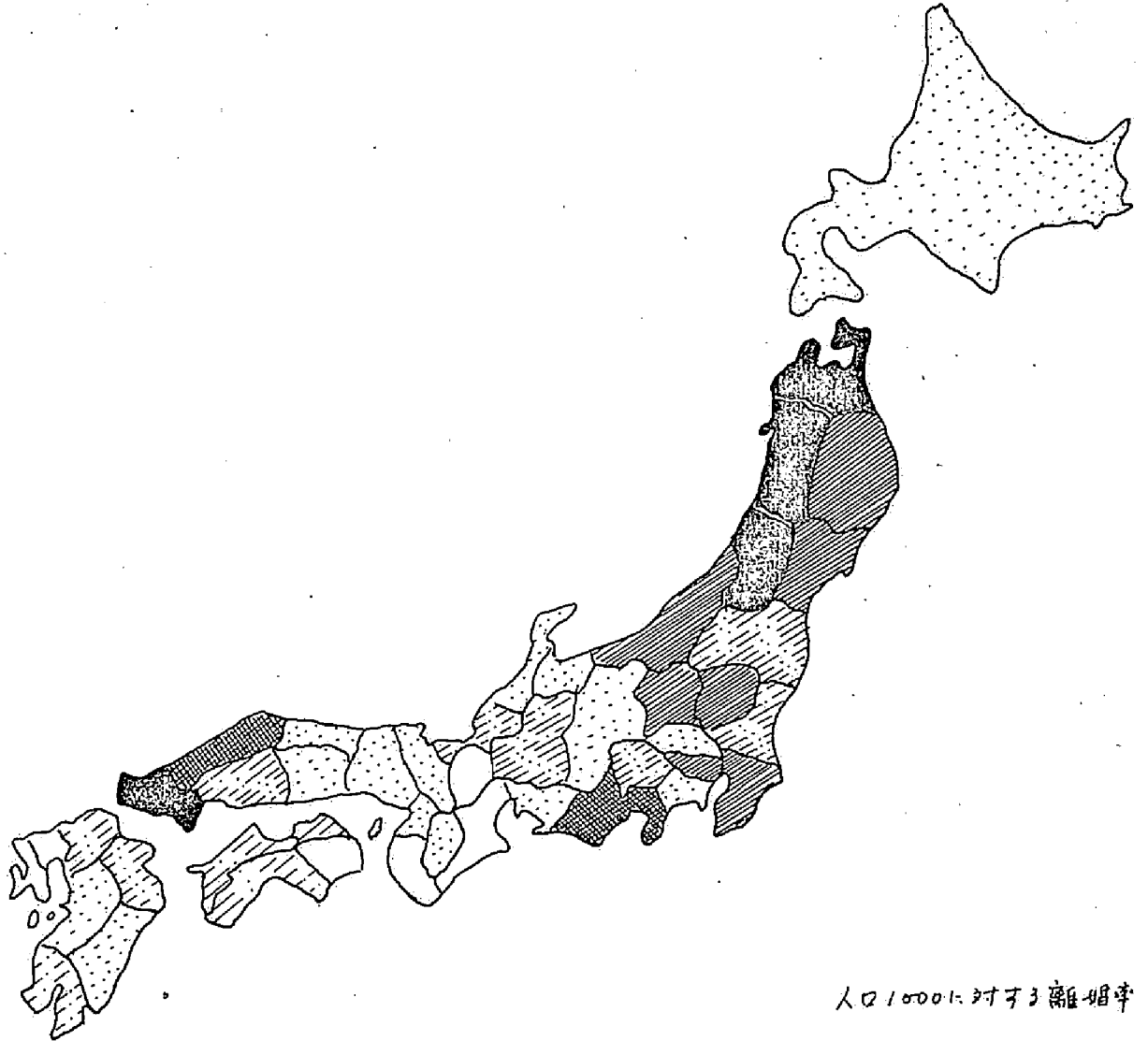


表 57
1883 ~ 1887 (5 年) における府県別 婚姻数・離婚数
および婚姻 100 に対する離婚比

	婚姻数	離婚数	婚姻 100 に 対する離婚
北海道	-	-	-
青森	28,728	11,630	40.5
岩手	30,362	13,710	45.2
宮城	35,369	12,921	36.5
秋田	33,320	17,700	53.1
山形	35,423	16,386	46.3
福島	39,270	14,545	37.0
茨城	37,419	14,999	40.1
栃木	26,936	11,744	43.6
群馬	28,910	12,666	43.8
埼玉	40,627	14,375	35.4
千葉	45,716	18,868	41.3
東京	53,097	21,583	40.6
神奈川	30,470	10,149	33.3
新潟	68,338	33,142	48.5
富山	32,118	9,743	30.3
石川	29,189	11,292	38.7
福井	19,105	7,622	39.9
山梨	17,934	8,830	49.2
長野	50,595	14,732	29.1
岐阜	33,769	13,233	39.2
静岡	53,626	25,451	47.5
愛知	51,557	18,386	35.7
三重	33,038	11,061	33.5
滋賀	20,802	5,379	25.9
京都	29,953	12,080	40.3
大阪	52,112	16,732	32.1
兵庫	57,506	18,441	32.1
和歌山	-	-	-
奈良	20,749	7,950	38.3
鳥取	16,309	5,110	31.3
島根	26,983	15,068	55.8
岡山	39,380	14,381	36.5
広島	52,234	19,927	38.1
山口	35,722	12,067	33.8
徳島	26,334	8,559	32.5
香川	-	-	-
愛媛	59,886	22,915	38.3
高知	22,412	6,704	29.9
福岡	47,567	13,690	28.8
佐賀	20,040	4,364	21.8
長崎	29,198	8,364	28.6
熊本	35,187	12,420	35.3
大分	28,037	10,022	35.7
宮崎	15,154	5,476	36.1
鹿児島	27,598	10,138	36.7

表58

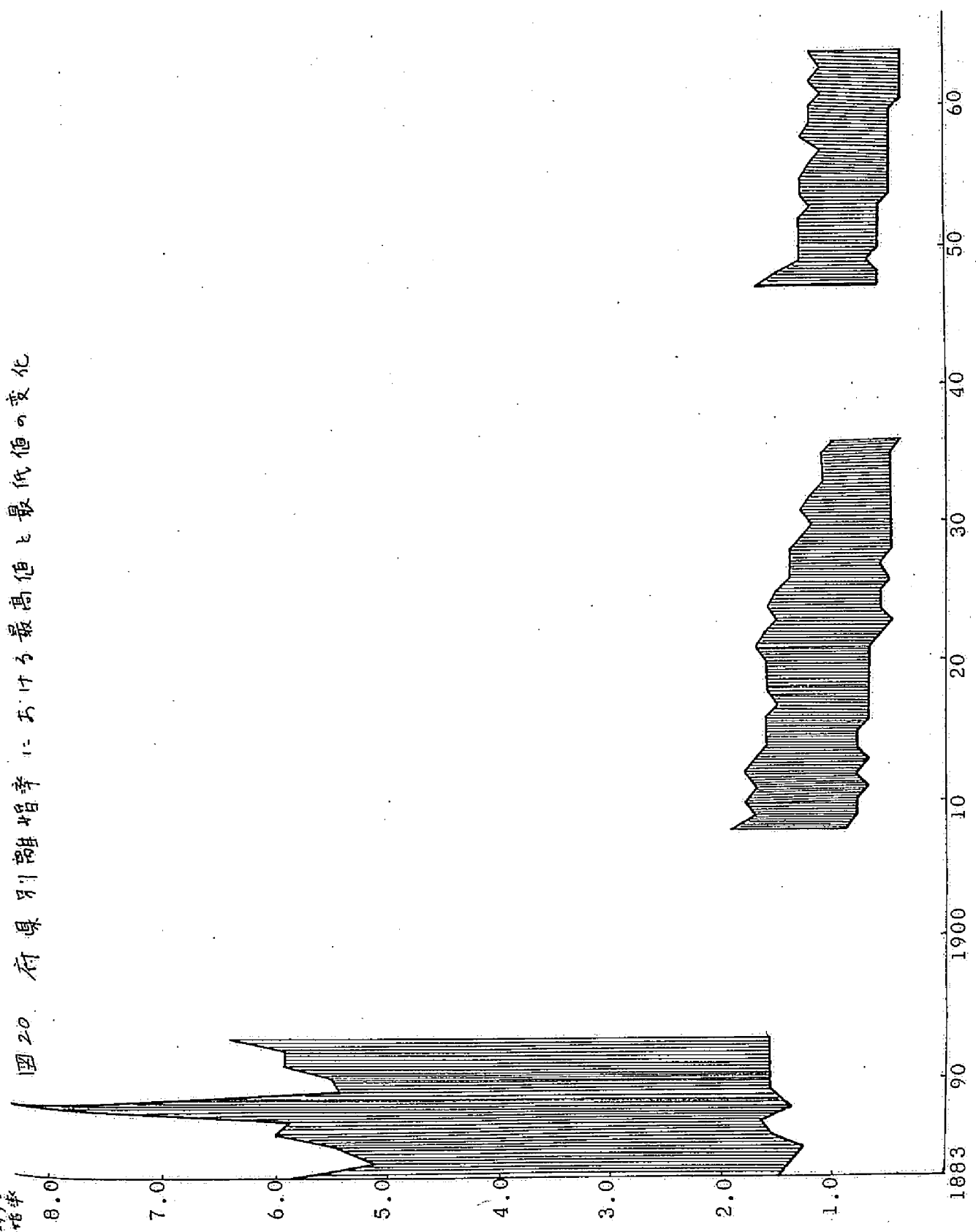
府県別離婚率の最高と最低

(人口1000対)

年次	最高	最低	年次	最高	最低
1883	5.94 静岡	1.53 滋賀	1926	1.36 秋田	0.54 茨城
84	5.14 秋田	1.41 滋賀	27	1.41 秋田	0.58 茨城
85	5.42 静岡	1.27 滋賀	28	1.35 秋田	0.52 茨城
86	6.02 秋田	1.60 佐賀	29	1.31 秋田	0.52 茨城
87	5.94 山梨	1.66 佐賀	30	1.23 秋田	0.52 茨城
88	8.40 山口	1.42 佐賀	31	1.29 愛媛	0.46 茨城
89	5.39 秋田	1.64 佐賀	32	1.24 愛媛	0.48 茨城
90	5.52 秋田	1.64 佐賀	33	1.13 愛媛	0.46 茨城
91	5.87 秋田	1.63 佐賀	34	1.10 秋田	0.47 茨城
92	5.94 秋田	1.64 滋賀	35	1.05 秋田	0.47 茨城
93	6.19 秋田	1.62 佐賀	36	0.99 秋田	0.41 茨城
1908	1.89 新潟	0.85 鹿島	1947	1.69 秋田	0.63 茨城
9	1.7 秋田	0.8 大阪	48	1.54 秋田	0.61 茨城
10	1.84 秋田	0.75 鹿島	49	1.34 秋田	0.66 茨城
11	1.70 秋田	0.72 鹿島	50	1.29 高知	0.64 茨城
12	1.78 秋田	0.77 大阪	51	1.34 高知	0.60 茨城
13	1.68 秋田	0.72 鹿島	52	1.29 高知	0.60 茨城
14	1.64 新潟	0.80 鹿島	53	1.19 高知	0.55 茨城
15	1.58 新潟	0.75 鹿島	54	1.26 高知	0.54 茨城
16	1.63 新潟	0.73 奈良	55	1.25 高知	0.51 茨城
17	1.53 友島	0.68 鹿島	56	1.21 高知	0.46 茨城
18	1.57 秋田	0.66 大阪	57	1.11 高知	0.47 茨城
19	1.60 秋田	0.71 大滋	58	1.27 高知	0.47 茨城
20	1.62 秋田	0.72 大滋	59	1.24 高知	0.48 茨城
21	1.70 秋田	0.67 神奈川	60	1.18 高知	0.48 茨城
22	1.57 秋田	0.62 長野	61	1.11 高知	0.41 茨城
23	1.53 秋田	0.45 神奈川	62	1.15 高知	0.44 茨城
24	1.60 秋田	0.56 神奈川	63	1.10 高知	0.44 茨城
25	1.51 秋田	0.59 長野	64	1.23 高知	0.41 茨城

図20. 府県別離増率における最高値と最低値の変化

191000
10773
離増率



	1883-87	1908-12	1932-36	1947-51	1960-64
北海道	2.60	0.89	0.63	0.92	0.97
青森	4.50	1.56	0.97	1.12	0.97
岩手	4.28	1.61	0.81	1.08	0.67
秋田	3.83	1.40	0.63	0.83	0.62
山形	5.41	1.77	1.08	1.39	0.78
福島	4.53	1.51	0.78	1.11	0.60
茨城	3.13	1.35	0.67	1.01	0.65
栃木	3.13	0.93	0.46	0.63	0.45
群馬	3.67	1.12	0.56	0.78	0.53
埼玉県	3.94	1.22	0.55	0.83	0.54
千葉県	2.84	1.07	0.53	0.74	0.50
東京都	3.29	1.13	0.60	0.75	0.56
神奈川県	4.05	0.99	0.58	1.01	0.82
新潟	2.40	0.89	0.57	0.92	0.82
富山	4.00	1.84	1.01	1.05	0.57
石川	2.69	1.14	0.95	1.27	0.75
福井	3.00	1.29	0.81	1.19	0.74
山梨	2.54	1.30	1.03	1.15	0.70
長野	4.11	1.08	0.53	0.69	0.48
岐阜	2.75	1.03	0.51	0.69	0.46
静岡県	2.94	1.21	0.74	0.86	0.59
愛知県	4.96	1.57	0.77	0.94	0.64
三重	2.61	1.15	0.69	0.84	0.61
滋賀	2.46	0.97	0.65	0.84	0.58
京都	1.63	0.86	0.61	0.74	0.68
大阪	2.83	0.91	0.57	0.94	0.68
兵庫県	2.17	0.80	0.59	1.16	0.87
奈良	2.50	0.92	0.67	1.04	0.77
和歌山	0.74	0.74	0.67	1.04	0.63
徳島	2.55	0.92	0.69	1.06	0.83
香取	2.62	1.25	0.92	1.14	0.75
千葉県	4.37	1.39	0.95	1.05	0.60
山梨	2.73	0.99	0.76	1.00	0.76
山梨	3.09	1.63	0.99	1.22	0.88
山梨	2.65	1.32	0.91	1.17	0.97
山梨	2.65	1.03	0.76	0.97	0.64
山梨		1.14	0.91	1.17	0.78
山梨	2.96	1.51	1.05	1.17	0.84
山梨	2.44	1.31	1.00	1.30	1.15
山梨	2.35	1.04	0.71	1.21	1.03
山梨	1.63	1.03	0.78	1.01	0.67
山梨	2.33	0.96	0.77	1.25	0.90
山梨	2.44	1.15	0.75	1.03	0.71
山梨	2.60	1.26	0.86	1.02	0.74
山梨	2.81	1.08	0.76	1.07	0.81
山梨	2.13	0.78	0.69	0.99	0.67
平均	3.07	1.17	0.75	1.01	0.72

図 21(2)

都道府県別にみた離婚率の変動 (3の1)

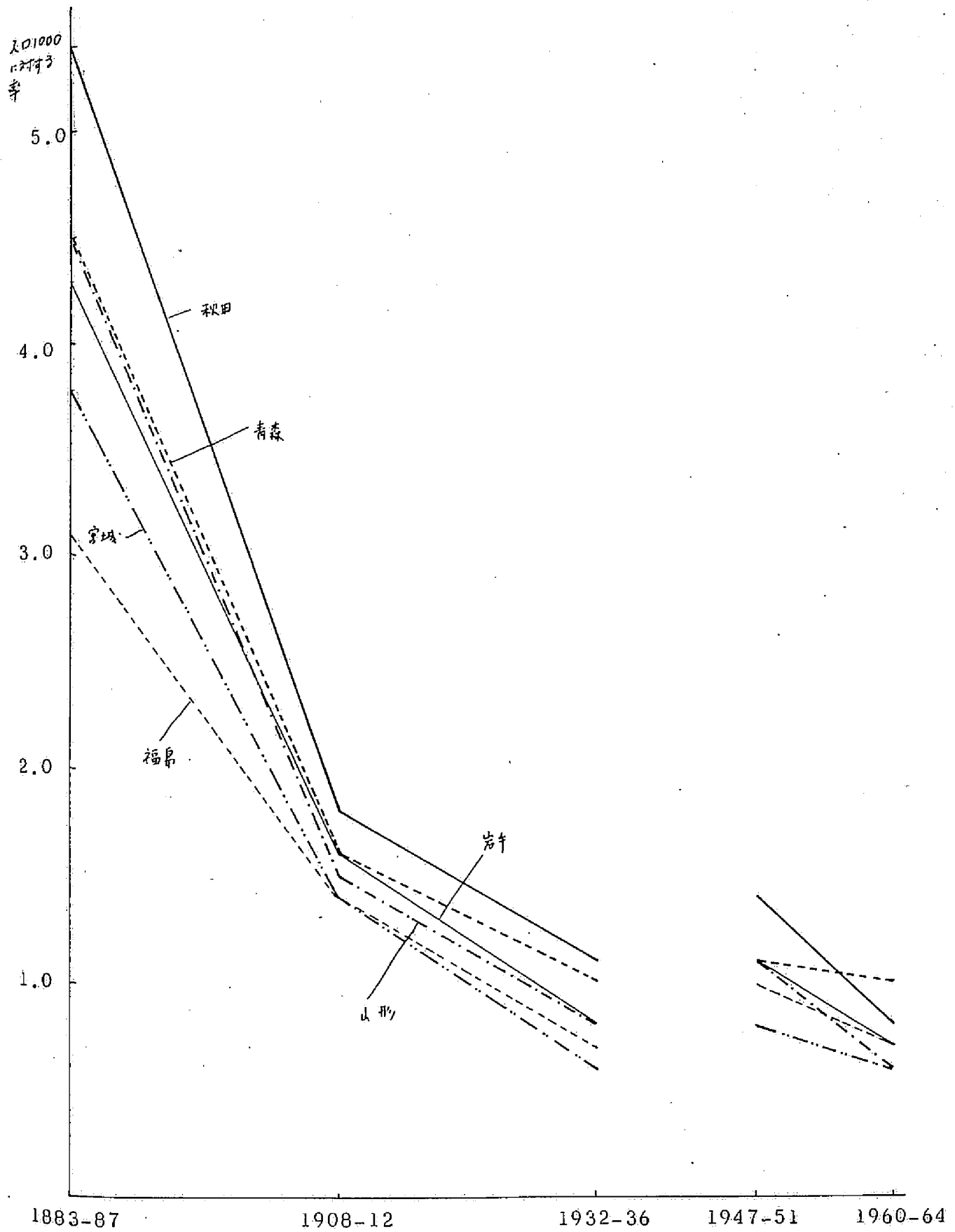


図21(b)
都道府県別に於ける離婚率の変動(その2)

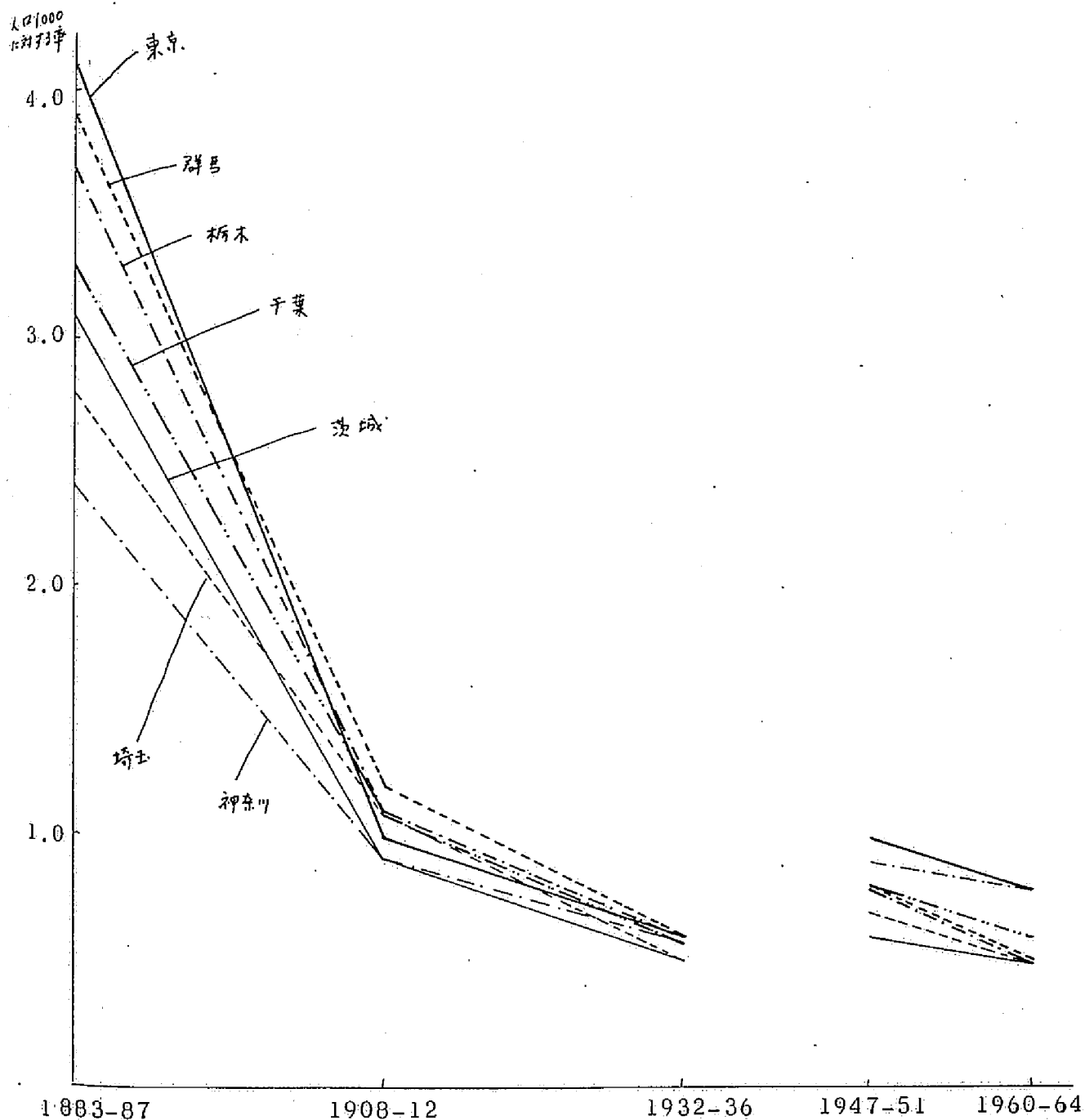


図 21(c)

都道府県別にみた離婚率の変動 (その3)

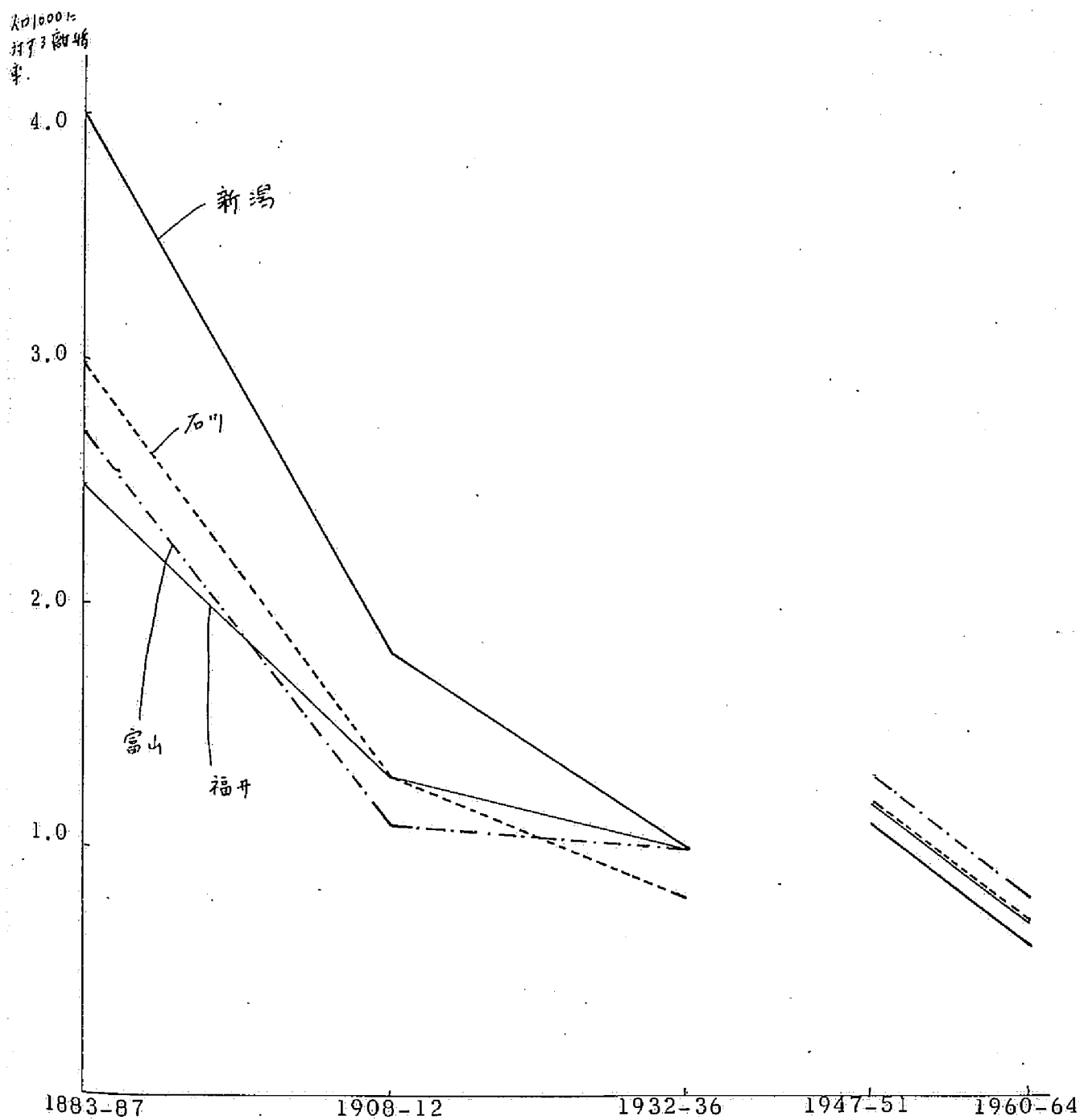


図21(d)

都道府県別にみた離婚率の変動(その4)

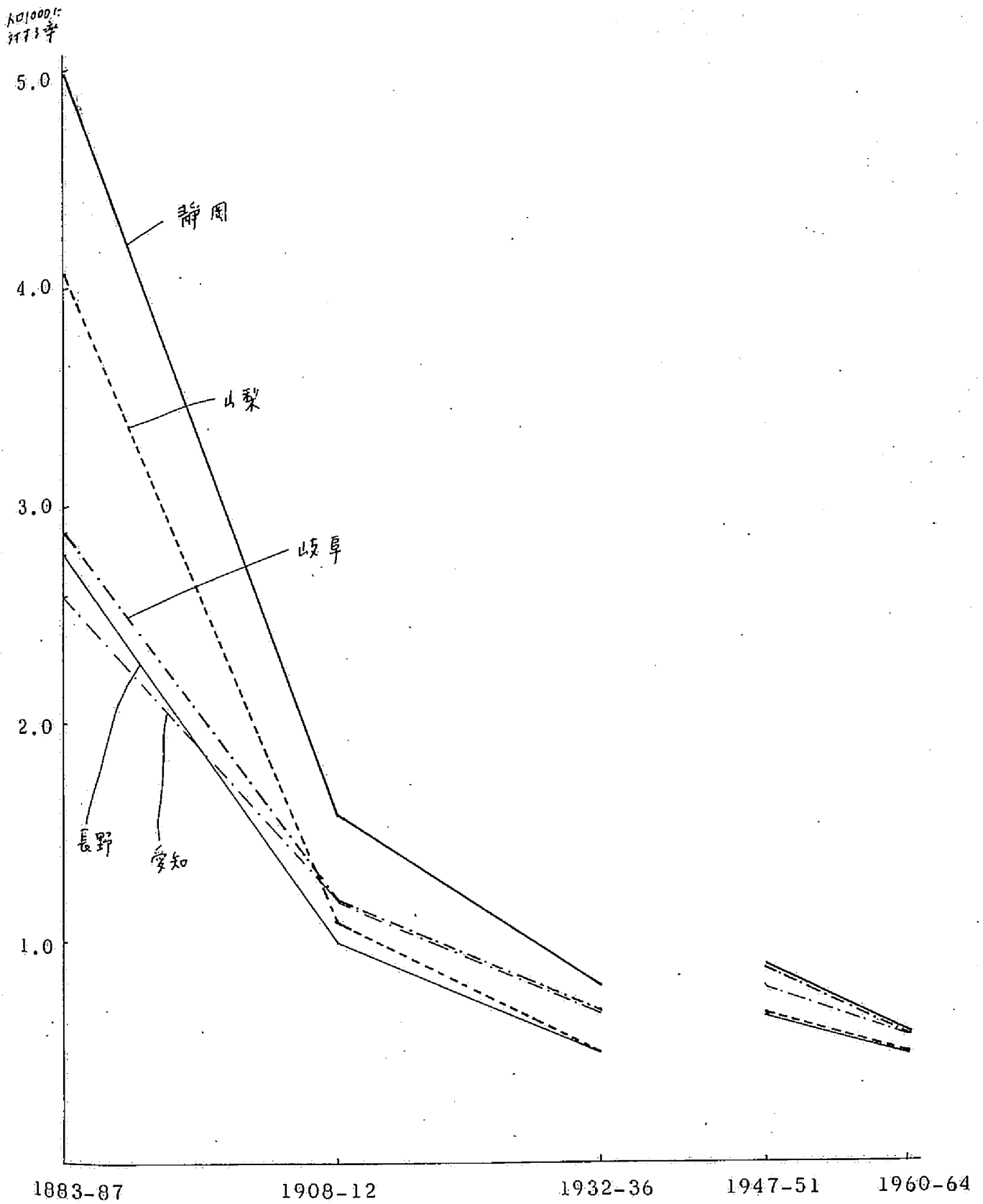


図 21 (e)

都道府県別にみた離婚率の変動 (その5)

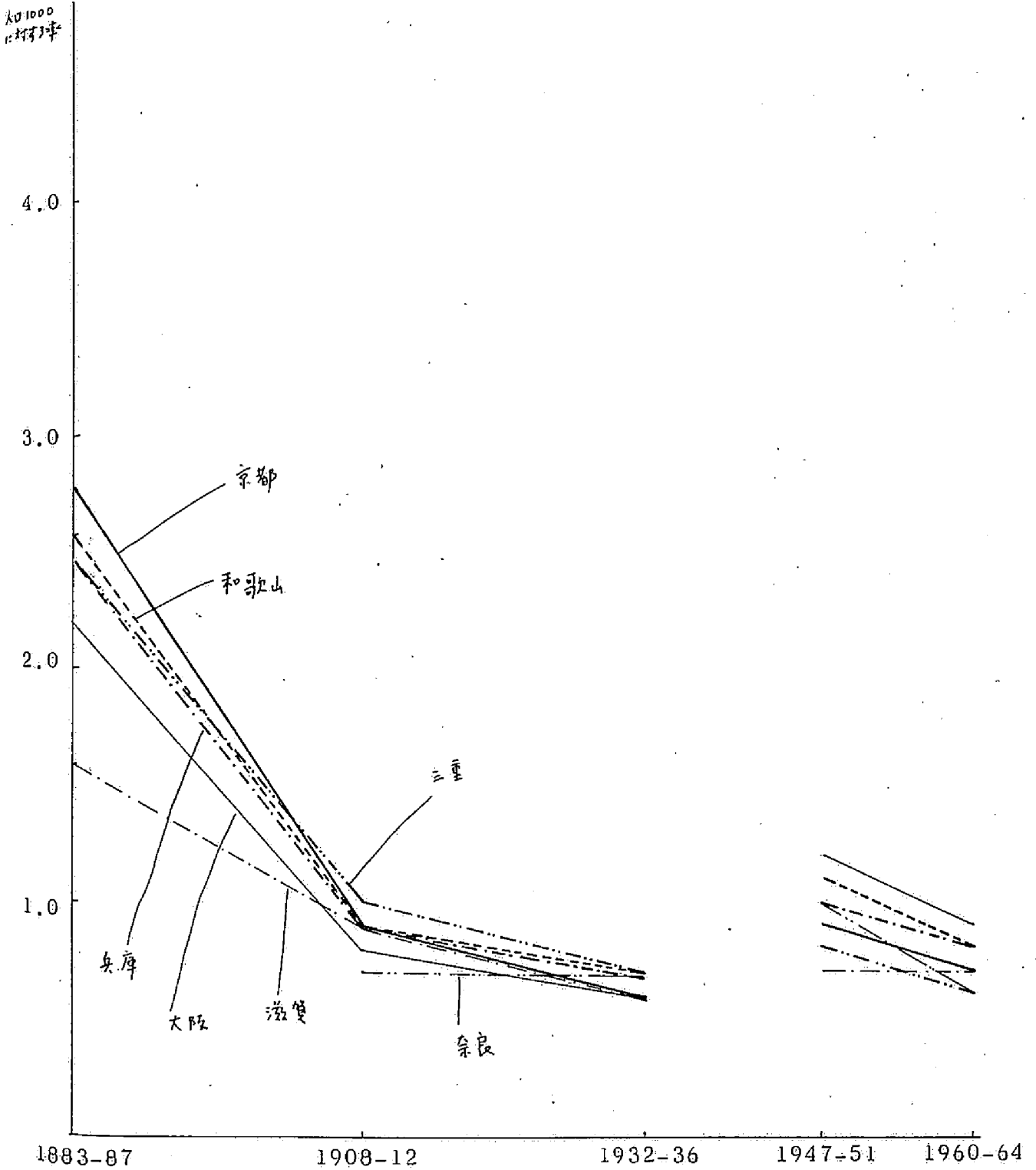


図21(十)
都道府県別にみた離婚率の変動(その6)

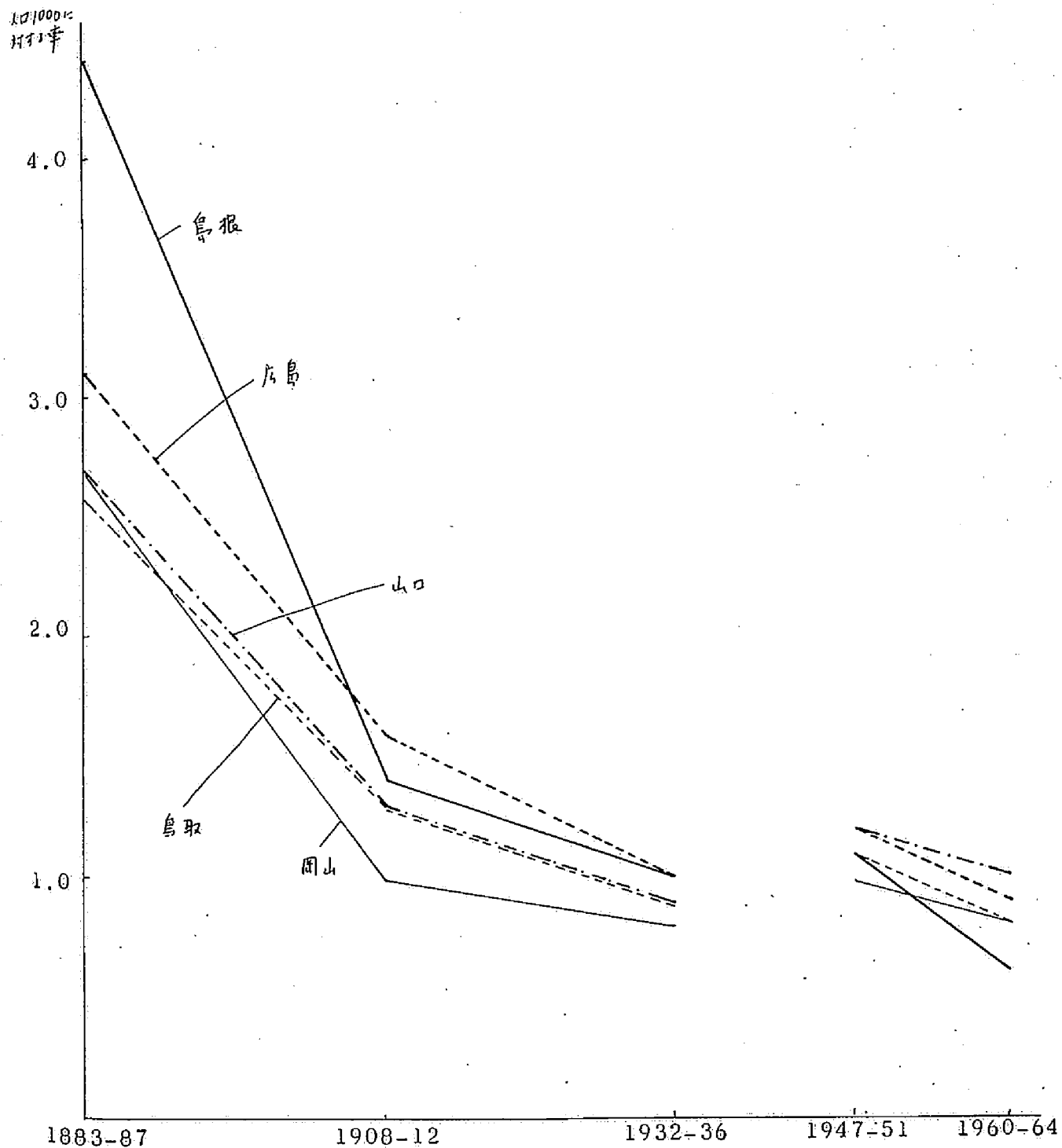


図21(9)

都道府県別にみた離婚率の変動(その7)

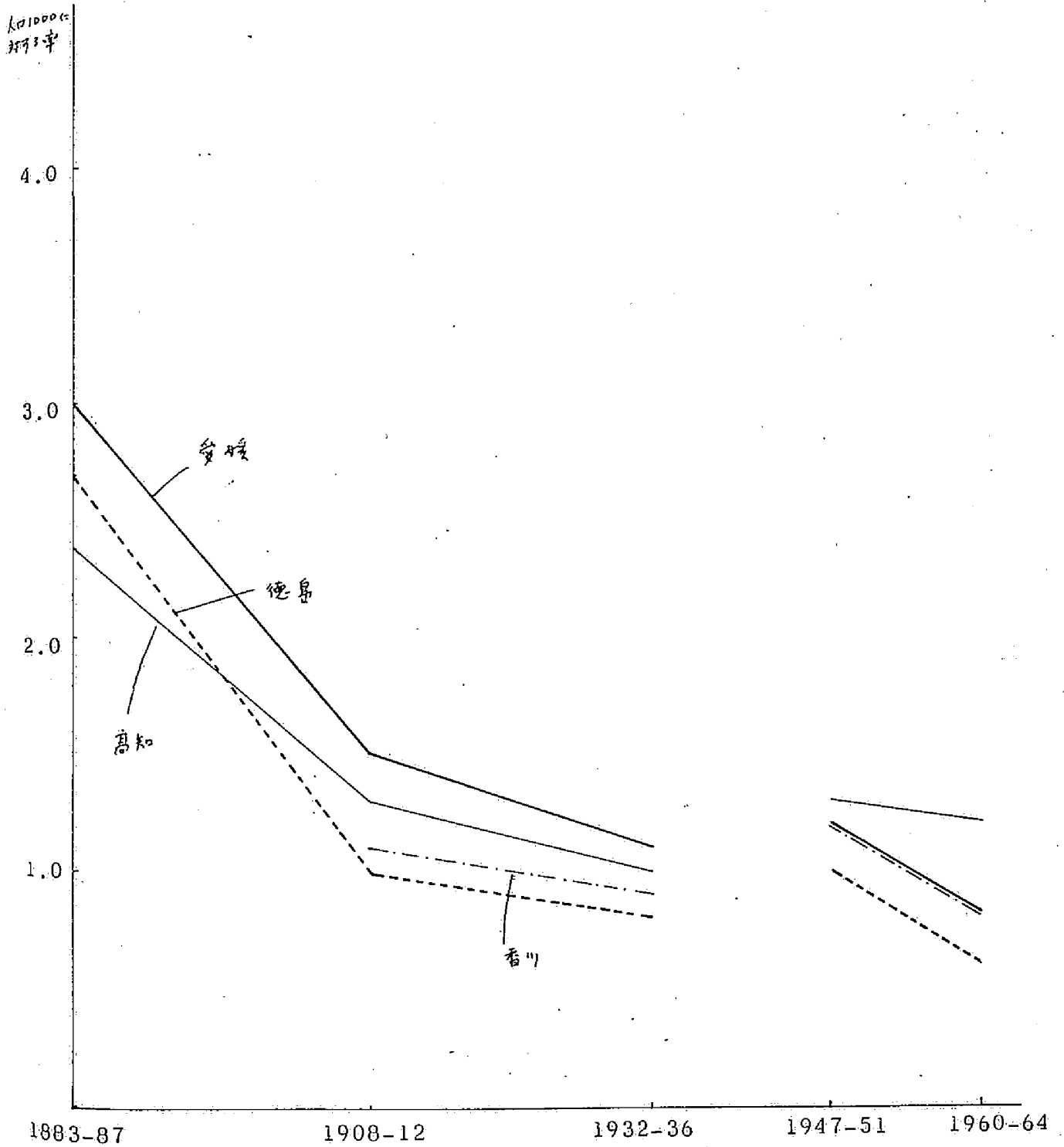


図21(ハ)
都道府県別に見た離婚率の変動(その8)

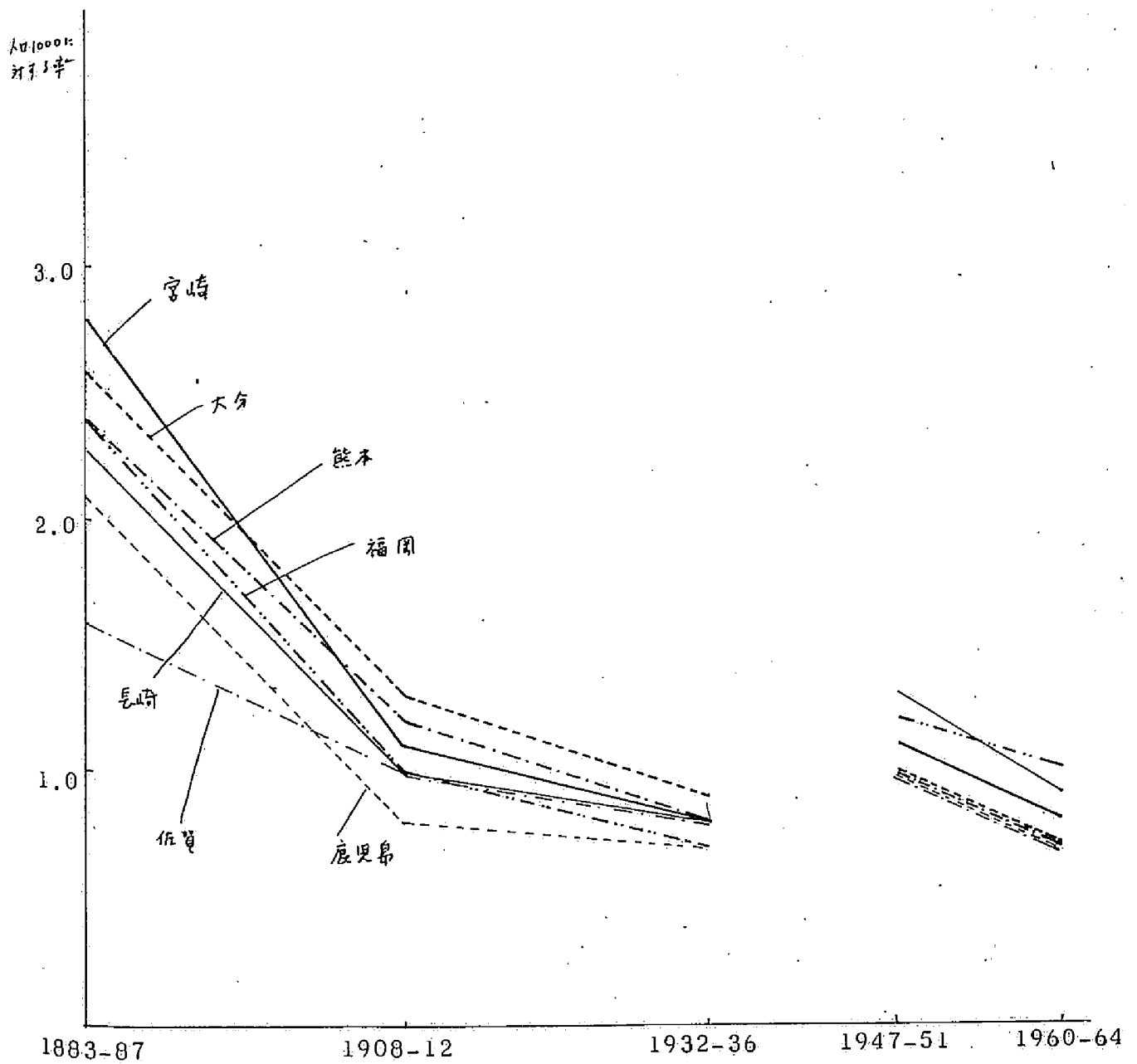
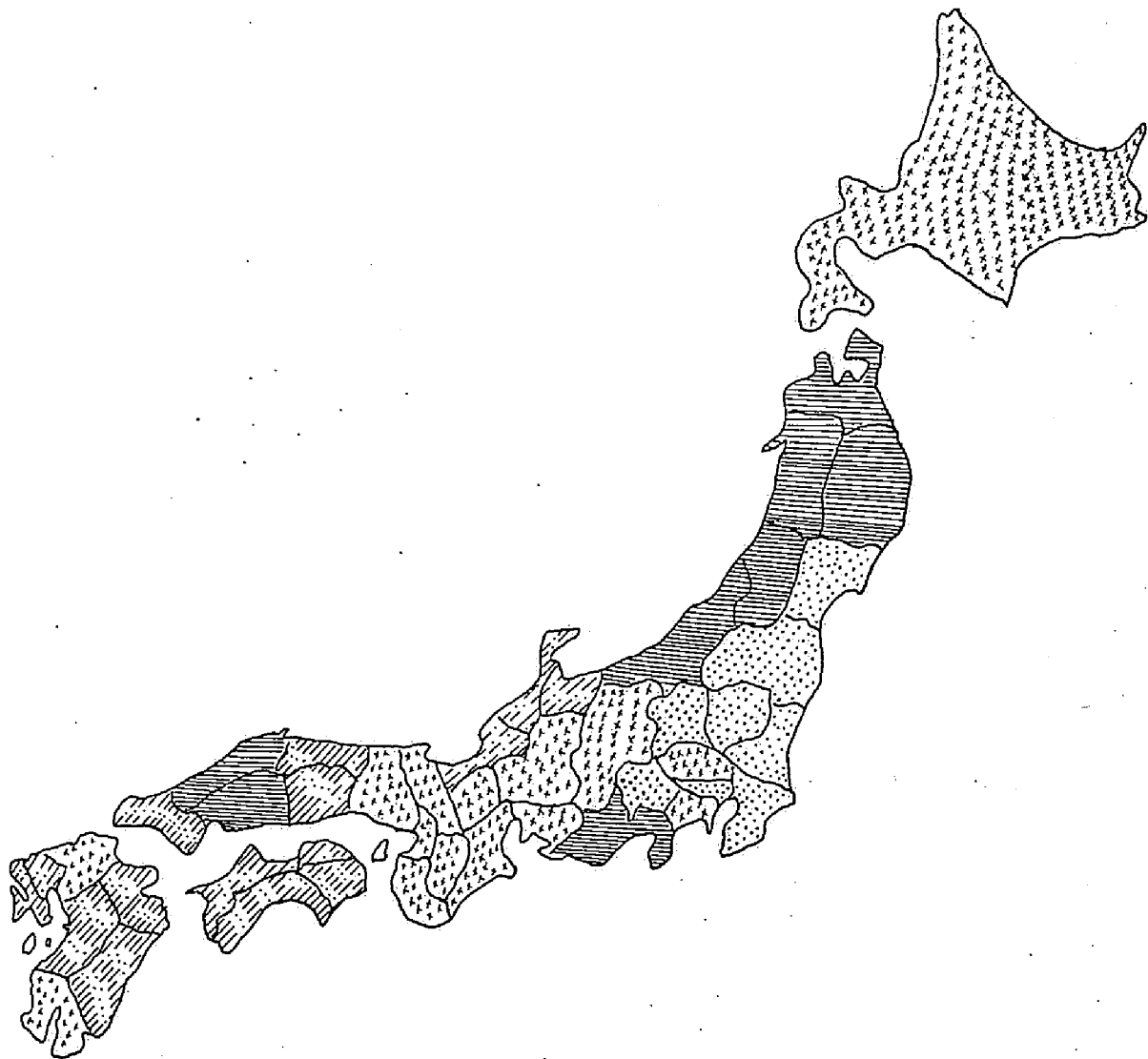


表 60

離婚率變動のタイプ

タイプ	判断の基準		該当する府県
	1883-87 の離婚率	1932-36 の離婚率	
I	3.07 以上	0.74 以下	宮城, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 千葉, 東京, 山梨
II	3.06 以下	0.74 以下	北海道, 埼玉, 神奈川, 長野, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良(?), 和歌山, 福岡, 鹿児島
III	3.07 以上	0.75 以上	青森, 岩手, 秋田, 山形, 新潟, 静岡, 島根, 広島
IV	3.06 以下	0.75 以上	富山, 石川, 福井, 鳥取, 岡山, 山口, 徳島, 香川(?), 愛媛, 高知, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎



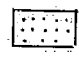
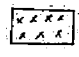

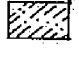
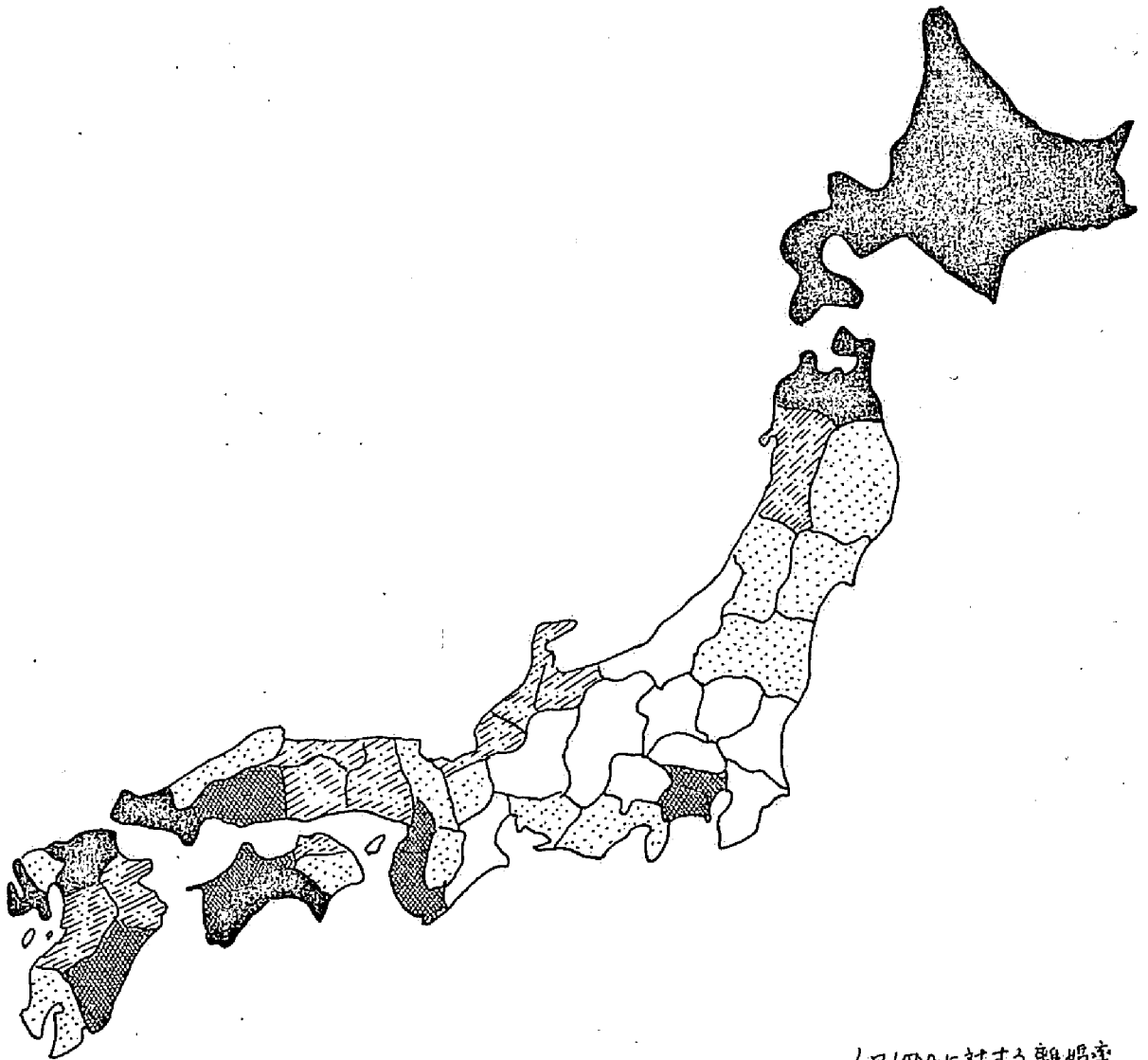


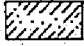

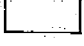
-  I 型
-  II 型
-  III 型
-  IV 型

图 23

都道府県別離婚率
1960-64年平均



人口1000に対する離婚率

	0.90-
	0.80-0.89
	0.70-0.79
	0.60-0.69
	-0.59

華族における離婚発生状況

年次	離婚件数	年次	離婚件数
1876 (明治9年)	1	1904	4
77 (明治10年)	1	5	4
78		6	1
79	1	7 (明治40年)	4
80		8	4
81		9	0
82		10	1
83		11	2
84		12 (大正1年)	3
85		13	4
86	2	14	4
87 (明治20年)	1	15	2
88	4	16	6
89	3	17	1
90	4	18	1
91	2	19	1
92	1	20	6
93	3	21 (大正10年)	1
94	4	22	1
95	1	23	1
96	2	24	2
97 (明治30年)	4	25	3
98	1	26 (昭和1年)	1
99	1	27	3
1900	3		
1	1	不明	4
2	3		
3	3		

現代華族譜要により作成

表 62

爵位別にみた華族の結婚経験者と離婚経験者
(1928年現在の当主について)

	結婚経験者	離婚経験者	離婚経験者の割合
公爵	8	0	0 %
侯爵	32	0	0 %
伯爵	83	1	1.2 %
子爵	289	21	7.3 %
男爵	316	25	7.9 %
計	728	47	6.5 %

現代華族譜要 により作成

表 63

若干の出身別カテゴリーに属する当代および先代華族の
離婚経験 (1928年現在)

カテゴリー	当 代			先 代		
	結 婚 経験者	離 婚 経験者	離婚経験 者の割合	結 婚 経験者	離 婚 経験者	離婚経験 者の割合
諸侯出身伯爵	26	0	0 %	29	1	3.4%
諸侯出身子爵	169	14	8.3	159	17	10.7
家老出身男爵	37	1	2.7	29	1	3.4
藩士出身男爵	131	9	6.9	131	2	1.5
公家出身子爵	64	5	7.8	52	2	3.8

現代華族譜要 によつて作成

表64 離縁状に関する慣行の分布

		「離縁状」 ものは再婚を 許さず」とい う記事を含む。	「離縁状」 云々の」とい う記事を含む。	「離縁状」 ものは再婚を 許さず」とい う記事を含む。	「離縁状」 云々の」とい う記事を含む。
東海道	大内	X	X	X	X
	河攝		X		
	伊勢	X	X		
	志摩	X	X		
	三河	X			
	遠江	X			
	駿河	X			
	相模				
	甲斐				
	武蔵				
東山道	安房		X		
	近江		X		
	美濃	X			
	信濃		X		
	岩代		X		
北海道	陸前		X		
	陸中	X			
	羽後		X		
北陸道	若狭	X			
	越前		X		
	加賀		X		
北陸道	越前		X		
	佐渡		X		
山陰道	丹波			X	
	丹後				
	因幡				
	但馬				
	石出				
	播磨				
	備前				
	備後				
	周防				
	長門				
山陽道	紀伊				X
	阿波				
	淡路				
	讃岐				
	予備				
南海道	土佐				X
	伊予				
	上野				
西海道	筑前				X
	豊前				
	肥前				X
	日向				X

『全国民事慣例類集』により作成。

表65
 東北と九州における婚姻1000中
 婿養子縁組の占める割合
 (1912年)

婚姻1000中 婿養子縁組 の占める割合		婚姻1000中 婿養子縁組 の占める割合	
青森	116.6	福岡	38.6
岩手	124.1	佐賀	32.9
宮城	119.3	長崎	34.4
秋田	122.1	熊本	29.9
山形	103.1	大分	62.0
福島	93.1	宮崎	43.3
		鹿児島	23.2

日本帝国才35統計年鑑による。

表66

東北と九州における初婚年齢
(1930年)

	夫	妻		夫	妻
青森	24.8 ^才	20.5 ^才	福岡	27.9 ^才	23.7 ^才
岩手	24.7	20.7	佐賀	27.4	23.6
宮城	26.6	22.2	長崎	27.9	23.7
秋田	25.6	20.9	熊本	27.7	23.8
山形	26.2	22.5	大分	27.1	22.9
福島	26.3	22.9	宇崎	27.2	23.6
			鹿児島	28.2	24.5

人口動態統計による。

表67

九州諸県における婚姻離婚比の変化
1893~1908

年次	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
1893(明治26年)	28.4	21.1	24.0	26.4	34.9	27.4	28.5
94(27)	26.8	22.0	23.8	29.8	34.1	27.6	26.4
95(28)	25.4	21.0	23.9	28.8	34.0	26.0	26.1
96(29)	18.3	18.3	19.6	18.6	24.8	15.6	13.6
97(30)	28.1	26.6	22.5	28.6	37.0	30.7	20.8
98(31)	19.4	17.2	14.8	14.7	21.3	20.7	15.3
99(32)	21.8	17.6	23.9	21.7	26.4	26.4	17.1
1900(33)	17.3	15.2	19.6	18.8	22.3	23.8	15.2
1(34)	16.3	15.0	16.6	17.9	21.0	23.0	14.9
2(35)	15.3	13.0	16.1	17.4	19.5	18.9	13.1
3(36)	16.1	13.5	15.5	17.6	19.6	18.4	12.6
4(37)	13.0	11.6	12.4	14.6	17.0	14.8	9.8
5(38)	15.8	15.4	15.1	16.0	17.8	15.5	10.9
6(39)	16.9	17.0	16.2	18.2	19.4	20.3	14.6
7(40)	13.3	12.9	13.8	13.6	14.6	13.9	11.2
8(41)	11.9	10.2	11.9	12.5	14.2	13.6	8.6

数値は、婚姻100に対する離婚の比を示す。下線は最低値を示す。

帝國統計年鑑により算出。

表 68
和具における婚姻と離婚

年次	婚 姻			離 婚			離婚1に打てる結婚数			
	部落内婚	部落外婚	計	部落内婚	部落外婚	計	部落内婚	部落外婚	計	全国
1921-25	173	87	260	31	24	55	5.5	3.6	4.7	9.8
1931-35	182	127	309	18	15	33	10.1	8.4	9.4	10.3
1941-45	153	178	331	18	15	33	8.5	11.8	10.0	15.5
1948-52	194	161	355	20	29	49	9.7	5.6	7.2	10.3
1955-59	212	245	457	10	16	26	21.1	15.3	17.2	9.5

婚姻・離婚数の算出は、戸籍台帳による。

四方 (1965), p. 91 による。

表 69

沖繩における離婚率の變動 1883 ~ 1964

年次	人口1000に対 する離婚率	年次	人口1000に対 する離婚率
	a)		a)
1883 (明治16年)	0.51	1924 (大正13年)	1.61
84	0.65	25	1.70
85	0.73	26 (昭和1年)	1.61
86	0.52	27	1.70
87 (明治20年)	0.69	28	1.61
88	2.63	29	1.67 b)
89	0.73	30	1.29 1.3
90	0.47	31	1.24 1.3
91	2.07	32	1.21 1.2
92	3.62	33	1.25 1.3
93	3.68	34	1.36 1.4
94	-	35 (昭和10年)	1.29 1.4
95	-	36	1.3 1.3
96	-	37	1.3 1.3
97 (明治30年)	-	38	1.4 1.4
98	-	39	1.3 1.3
99	-	40	1.3 1.3
1900	-	41	-
1	-	42	-
2	-	43	-
3	-	44	-
4	-	45 (昭和20年)	-
5	-	46	-
6	-	47	-
7 (明治40年)	-	48	-
8	1.26	49	-
9	1.1	50	-
10	2.05	51	-
11	1.43	52	1.0
12 (大正1年)	1.61	53	0.9
13	1.31	54	0.7
14	1.40	55 (昭和30年)	0.5
15	1.64	56	0.4
16	1.30	57	0.5
17	1.61	58	0.6
18	2.20	59	0.6
19	1.19	60	0.6
20	1.47	61	0.6
21 (大正10年)	1.31	62	0.6
22	1.65	63	0.6
23	1.50	64	0.7

a) 帝國統計年鑑による。

b) 琉球統計年鑑による。

表 70

人口 1000 に 対 する 配偶 数, 沖 繩 全 国 比 較
1886 - 1894

年 次	沖 繩	全 国
1886 (19)	180.65	189.29
1887 (20)	179.66	188.04
1888 (21)	208.98	187.34
1889 (22)	221.05	185.79
1890 (23)	202.10	184.09
1891 (24)	194.52	183.27
1892 (25)	188.50	184.03
1893 (26)	182.69	183.94
1894 (27)	182.96	183.70

帝 国 統 計 年 鑑 に よ る。

表 71

沖繩における婚姻数、離婚数、婚姻離婚比の変動
1883 - 1918

年次	婚姻	離婚	婚姻100に 対する離婚
1883 (明治16年)	1,160	189	16.3
84	897	239	26.6
85	1,010	275	27.2
86	1,013	197	19.4
87 (明治20年)	1,067	258	24.2
88	2,328	981	42.1
89	1,890	276	14.6
90	1,715	198	11.5
91	2,969	852	28.7
92	4,371	1,512	34.6
93	4,526	1,543	34.2
94	4,845	2,466	50.9
95	4,855	1,747	36.0
96	3,166	1,109	35.0
97 (明治30年)	5,260	1,762	33.5
98	3,599	1,150	32.0
99	2,493	781	31.3
1900	2,610	740	28.4
1	2,823	750	26.5
2	2,930	754	25.7
3	3,354	775	23.1
4	3,384	625	18.5
5	3,380	601	17.8
6	2,989	559	18.7
7 (明治40年)	3,618	585	16.2
8	4,055	627	15.5
9	3,342	541	16.2
10	7,276	1,038	14.3
11	3,733	740	19.8
12 (大正1年)	4,284	844	19.7
13	4,032	695	17.2
14	4,088	752	18.4
15	6,502	893	13.7
16	4,244	1,601	37.7
17	5,370	901	16.8
18	9,337	1,259	13.5

帝國統計年鑑による。

表72
 沖縄群島における婚姻と離婚

年次	婚姻	離婚	人口1,000人 に対する離婚率
1952	3,220	651	1.0
1953	2,925	558	0.9
1954	2,669	415	0.6
1955	2,765	341	0.5
1956	3,193	286	
1957	3,965	351	
1958	4,348	461	
1959	4,445	411	
1960	5,087	415	0.5
1961	5,024	456	
1962	5,368	485	
1963	5,558	476	
1964	5,929	587	

才9回琉球統計年鑑に於る。

表73

宮古群島における婚姻と離婚

年次	婚姻	離婚	人口1,000に對する離婚率
1952	595	57	0.8
1953	360	47	0.6
1954	521	54	0.7
1955	678	64	0.8
1956	638	30	
1957	719	41	
1958	605	49	
1959	535	64	
1960	573	42	0.6
1961	535	41	
1962	466	32	
1963	570	48	
1964	552	42	

第9回琉球統計年鑑による

表74

八重山群島における婚姻と離婚

年次	婚姻	離婚	人口1,000に対する離婚数
1952	308	17	0.4
1953	288	46	1.1
1954	278	44	1.0
1955	279	29	0.6
1956	313	32	
1957	371	33	
1958	353	39	
1959	346	36	
1960	403	41	0.8
1961	357	36	
1962	369	30	
1963	395	35	
1964	340	46	

資料：回琉球統計年鑑による。

表75
日本における初婚年齢の変化

年次	夫	妻
1908 (明治 41年)	26.8 [†]	22.9 [†]
9	26.9	22.9
10	27.0	23.0
11	26.9	22.9
12 (大正 1年)	27.0	22.9
13	27.0	22.9
14	27.1	23.0
15	27.4	23.0
16	27.1	23.0
17	27.2	23.1
18	27.3	23.2
19	27.4	23.3
20	27.4	23.2
21 (大正 10年)	27.1	23.0
22	27.1	23.0
23	27.0	23.0
24	27.1	23.1
25	27.1	23.1
26 (昭和 1年)	27.1	23.1
27	27.2	23.1
28	27.3	23.1
29	27.4	23.2
30	27.3	23.2
31	27.3	23.3
32	27.4	23.4
33	27.6	23.6
34	27.7	23.7
35 (昭和 10年)	27.8	23.8
36	27.9	23.9
37	28.1	24.2
38	28.4	24.4
39	28.7	24.5
40	29.0	24.6
41	28.7	24.3
42	29.8	25.3
43	29.5	25.0
44	-	-
45 (昭和 20年)	-	-
46	-	-
47	26.1	22.9
48	26.1	23.0
49	25.9	22.9
50	25.9	23.0
51	25.9	23.1

人口動態統計による。